

目 次

○第1号（9月1日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
説明のため出席した者.....	4
事務局職員出席者.....	4
議長あいさつ.....	5
町長あいさつ.....	5
開会・開議.....	6
諸般の報告.....	6
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	6
日程第 2 会期の決定.....	6
日程第 3 報告第 9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書.....	7
日程第 4 議案第 4 4号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例.....	9
日程第 5 議案第 4 5号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例.....	16
日程第 6 議案第 4 6号 吉岡町ふるさと創生基金条例を廃止する条例.....	17
日程第 7 議案第 4 7号 町道路線の認定・廃止について.....	22
日程第 8 議案第 4 8号 平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につ いて.....	24
日程第 9 議案第 4 9号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出 決算認定について.....	40
日程第 10 議案第 5 0号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について.....	42
日程第 11 議案第 5 1号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について.....	45
日程第 12 議案第 5 2号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定について.....	50
日程第 13 議案第 5 3号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会	

		計歳入歳出決算認定について.....	5 3
日程第 1 4	議案第 5 4 号	平成 2 1 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出 決算認定について.....	5 5
日程第 1 5	議案第 5 5 号	平成 2 1 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について.....	5 8
日程第 1 6	議案第 5 6 号	平成 2 1 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算認定について.....	6 2
日程第 1 7	議案第 5 7 号	平成 2 1 年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定 について.....	6 5
日程第 1 8	議案第 5 8 号	平成 2 2 年度吉岡町一般会計補正予算（第 2 号）.....	7 0
日程第 1 9	議案第 5 9 号	平成 2 2 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 （第 1 号）.....	7 6
日程第 2 0	議案第 6 0 号	平成 2 2 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算（第 2 号）.....	7 7
日程第 2 1	議案第 6 1 号	平成 2 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 1 号）.....	7 8
日程第 2 2	議案第 6 2 号	平成 2 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）.....	8 6
日程第 2 3	議案第 6 3 号	平成 2 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算（第 1 号）.....	8 8
日程第 2 4	議案第 6 4 号	平成 2 2 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）.....	8 9
日程第 2 5	議案第 6 5 号	平成 2 2 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第 1 号）.....	9 1
日程第 2 6	議案第 6 6 号	平成 2 2 年度吉岡町立吉岡中学校増築工事請負契約 の締結について.....	9 2
日程第 2 7	同意第 2 号	吉岡町教育委員会委員の任命について.....	9 3
日程第 2 8	議長報告	請願・陳情の委員会付託について.....	9 5
	請願第 5 号	所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願書.....	9 5
	請願第 6 号	義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負 担割合を 2 分の 1 に復元することを求める意見書の 採択に関する請願書.....	9 6
	陳情第 5 号	今後の雨水対策等に必要となる施設整備に対する陳 情書.....	9 7

陳情第 7号 今回の雨水対策等に必要となる施設整備に対する再 追加に伴う陳情書.....	9 7
陳情第 8号 安心・安全な国民生活実現のため国土交通省の地方 出先機関の存続を求める陳情書.....	9 7
陳情第 9号 吉岡町議会の議員定数削減に関する要望書.....	9 7
散 会.....	9 7

○第2号（9月13日）

議事日程 第2号.....	9 9
本日の会議に付した事件.....	9 9
出席議員.....	1 0 0
欠席議員.....	1 0 0
説明のため出席した者.....	1 0 0
事務局職員出席者.....	1 0 0
開 議.....	1 0 1
日程第 1 一般質問.....	1 0 1
齋木輝彦君.....	1 0 1
田中俊之君.....	1 1 5
福田敏夫君.....	1 3 0
近藤 保君.....	1 4 4
神宮 隆君.....	1 5 8
栗田政行君.....	1 7 3
長 光子君.....	1 8 6
小池春雄君.....	1 9 6
散 会.....	2 1 2

○第3号（9月14日）

議事日程 第3号.....	2 1 3
本日の会議に付した事件.....	2 1 5
出席議員.....	2 1 6
欠席議員.....	2 1 6
説明のため出席した者.....	2 1 6
事務局職員出席者.....	2 1 6

日程第 1 9	議案第 6 1 号	平成 2 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第 1 号).....	2 3 7
日程第 2 0	議案第 6 2 号	平成 2 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号).....	2 3 8
日程第 2 1	議案第 6 3 号	平成 2 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計 補正予算(第 1 号).....	2 3 8
日程第 2 2	議案第 6 4 号	平成 2 2 年度吉岡町水道事業会計補正予算(第 1 号).....	2 3 8
日程第 2 3	議案第 6 5 号	平成 2 2 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算(第 1 号).....	2 3 9
日程第 2 4	議案第 6 6 号	平成 2 2 年度吉岡町立吉岡中学校増築工事請負契約 の締結について.....	2 3 9
日程第 2 5	請願・陳情審査報告.....		2 4 0
日程第 2 6	請願第 5 号	所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願書.....	2 4 2
日程第 2 7	請願第 6 号	義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負 担割合を 2 分の 1 に復元することを求める意見書の 採択に関する請願書.....	2 4 2
日程第 2 8	陳情第 5 号	今後の雨水対策等に必要となる施設整備に対する陳 情書.....	2 4 3
日程第 2 9	陳情第 7 号	今回の雨水対策等に必要となる施設整備に対する再 追加に伴う陳情書.....	2 4 3
日程第 3 0	陳情第 8 号	安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地 方出先機関の存続を求める陳情書.....	2 4 3
日程第 3 1	発議第 6 号	義務教育費国庫負担制度の堅持と国負担割合 2 分の 1 復元を求める意見書.....	2 4 4
日程第 3 2	発議第 7 号	安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地 方出先機関の存続を求める意見書.....	2 4 5
日程第 3 3	議会議員の派遣について.....		2 4 7
日程第 3 4	総務常任委員会の閉会中の継続調査について.....		2 4 7
日程第 3 5	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について.....		2 4 7
日程第 3 6	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について.....		2 4 7
日程第 3 7	議会運営委員会の閉会中の継続調査について.....		2 4 7
	議長あいさつ.....		2 4 8
	町長あいさつ.....		2 4 8

閉 会..... 2 4 9

平成22年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成22年9月1日（水曜日）

議事日程 第1号

平成22年9月1日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書
(報告・質疑)
- 日程第 4 議案第44号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 5 議案第45号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 6 議案第46号 吉岡町ふるさと創生基金条例を廃止する条例
(提案・質疑)
- 日程第 7 議案第47号 町道路線の認定・廃止について
(提案・質疑)
- 日程第 8 議案第48号 平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第49号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第10 議案第50号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第11 議案第51号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第12 議案第52号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第13 議案第53号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)

- 日程第 1 4 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第 1 5 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第 1 6 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第 1 7 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第 1 8 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 2 号)
(提案・質疑)
- 日程第 1 9 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案・質疑)
- 日程第 2 0 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案・質疑)
- 日程第 2 1 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案・質疑)
- 日程第 2 2 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案・質疑)
- 日程第 2 3 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案・質疑)
- 日程第 2 4 議案第 6 4 号 平成 2 2 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(提案・質疑)
- 日程第 2 5 議案第 6 5 号 平成 2 2 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案・質疑)
- 日程第 2 6 議案第 6 6 号 平成 2 2 年度吉岡町立吉岡中学校増築工事請負契約の締結について
(提案・質疑)
- 日程第 2 7 同意第 2 号 吉岡町教育委員会委員の任命について
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 2 8 議長報告 請願・陳情の委員会付託について
請願第 5 号 所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願書
請願第 6 号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を 2 分の 1 に復元することを求める意見書の採択に関する請願書

- 陳情第 5号 今後の雨水対策等に必要となる施設整備に対する陳情書
- 陳情第 7号 今回の雨水対策等に必要となる施設整備に対する再追加に伴う陳情書
- 陳情第 8号 安心・安全な国民生活実現のため国土交通省の地方出先機関の存続を求
める陳情書
- 陳情第 9号 吉岡町議会の議員定数削減に関する要望書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	栗田政行君	15番	南雲吉雄君
16番	岩寄幸夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	竹内智君	町民生活課長	大塚茂樹君
健康福祉課長	大友幾男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	森田潔君	代表監査委員	羽鳥善保君

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 皆さん、おはようございます。平成22年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たり、一言あいさつを申し上げます。

本日ここに、9月定例会が招集されたところ、全議員に参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、既にご案内のとおり、一般に言う「決算議会」であり、条例や人事案件のほか、補正予算や請負契約の締結等も審議する極めて重要な定例議会であります。

議員各位には、慎重な審議と適正な判断をお願いいたします。

盆を過ぎてもまだ異常なほどの残暑が続いている折、十分ご自愛され、議会運営に特段の協力を賜りますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 町長の発言を許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成22年度第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言あいさつをさせていただきます。

本日、9月定例会が議員各位全員出席のもと、開会できますことに心より感謝と御礼を申し上げます。

ことしの夏は例年になく厳しい日が続き、7月5日の集中豪雨、そしてまた、猛暑に悩まされた夏ではなかったかと思えます。また、台風の季節でもあり、油断のできない月でもあります。

さて、第3回定例会におきましては、平成21年度の一般会計歳入歳出決算を初めといたしまして、特別会計を含めまして、決算の認定、また、平成22年度一般会計補正予算を含め、議案23件、報告1件、同意1件、合計25件を上程させていただきました。

今回の定例会は、ただいま議長が申されたとおり、決算議会とも言われております。補正につきましては、少ない財源の中から算出をいたしたところでもあります。慎重審議ください、いずれも原案のとおり認定、可決及び同意の認定を賜りますようお願いするところでございます。

結びに当たりまして、まだまだ暑さが続くようでありますので、議員皆様方におかれましては、14日間という長い議会ではありますが、お体などをご自愛ください、ご審議いただければありがたいと思えます。

簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

開会・開議

午前9時開会・開議

議長（岩寄幸夫君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回吉岡町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告

議長（岩寄幸夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程第1号により、会議を進めます。

日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

1．請願・陳情文書表、2．例月出納検査結果報告、3．定期監査結果報告、4．委員会研修報告、5．議会報告（群馬県後期高齢者医療広域連合議会）、以上、お手元に配付いたしましたとおり、諸般の報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩寄幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において13番栗原近儀議員、14番栗田政行議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岩寄幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してあります。議会運営委員長より委員会報告を求めます。

栗田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 栗田政行君登壇〕

議会運営委員長（栗田政行君） 議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

去る8月27日午後1時30分より第2回議会運営委員会を開催し、平成22年第3回定例会の会期日程について協議を行いました。

会期は、本日9月1日より14日までの14日間とし、再開日は、9月13日午前9時から一般質問を行い、9月14日午前9時から議案審査等を行い、最終日と決定しました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの報告のとおり、会期は本日から14日までの14日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの14日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書

議長（岩寄幸夫君） 日程第3、報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書を議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告いたします。

報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書について報告を申し上げます。

町では、平成21年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によって議会に報告するものであります。

実質公債費比率は9.4%、将来負担比率は55.3%で、いずれの数値も早期健全化基準等を下回っております。

詳細につきましては、財務課長より報告をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものでございます。いずれも平成21年度の決算に基づき算定した数値でございます。

1といたしまして、健全化判断比率のうち、実質赤字比率でございますが、これは一般会計学校給食事業等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますが、実質赤字はありませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは一般会計、特別会計のすべてを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますが、すべての会計において黒字であったため、実質赤字額はありませんでした。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の財政規模を基本とした額に対する比率で、9.4%となりました。前年度は9.9%でございます。0.5ポイント率が改善された要因といたしましては、実質公債費比率の計算式の分母に当たる臨時財政対策債発行額の増でございます。公債費と似た性質を持つ経費が一般財源のうちどのぐらいの割合を占めているかを指標化したものでございます。早期健全化基準は25%となっております。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、55.3%となりました。前年度は33.5%であり、21.8ポイント率が悪くなりましたが、主な要因といたしましては、将来負担比率計算式の分母に当たる地方債残高の増及び債務負担行為に基づく支出の増でございます。一般会計等の借入金や、将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したしまして、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものですが、早期健全化基準は350%でございます。

次に、2といたしまして、資金不足比率でございますが、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございますが、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業いずれも資金の不足はありませんでした。

なお、監査委員さんにおいて、平成22年8月9日に審査をお願いいたしまして、平成22年8月17日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、計数的に整合しているとの確認をいただきました。

本町の比率については、いずれも早期健全化基準等を下回っておりますが、さらに財政の健全化に努める必要があると考えております。

以上、雑駁ではありますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） おおむね、本当にいい数字が並んでいるわけですが、将来負担比率だけが平成19年24.8%、20年33.5%、21年55.3%、徐々にふえています。これがちょっと気になります。今後の見通しと、それに対する町長のお考えをお聞きしたい

と思います。お願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 長議員さんの質問でございますが、説明の中で申し上げました地方債の残高の増と債務負担行為に基づく支出ということで、地方債の残高につきましては、まちづくり交付金等で起債を借りて、その額が多かったためにふえたわけでございますが、また、将来負担行為に基づく支出予定額ということで、これにつきましては、土地開発公社によりまして先行取得ということで、八幡山テニスコート、駒寄小学校の駐車場、また、温泉の道の駅ということで、一部土地を買収した部分があります。これは、土地開発公社で先行取得ということで将来的には買い戻すということで、今回の補正予算にも上げてありますが、一部買い戻すということで予定しております。そういったことで、そういうものが地方債の残高がふえたり、また、先行取得で公社に取得してもらった土地について将来買い戻していくということで、それも負担になるわけでございますので、そういったものが比率を引き上げたということで考えております。また、充当可能財源ということで、財政調整基金等の取り崩し等もありまして、そういったことで21.8ポイント上がったということでございます。

将来的にはということでございますが、これにつきましては起債を抑制していくということと、そういう土地等の買い戻しをしていくということで考えております。今回の補正等で中学校の体育館だとか、また、校舎の一部増築等で大型事業をするために財政的に厳しいわけでございますが、そういった事業につきましても極力起債等を借りない方向で考えております。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 議案第44号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第4、議案第44号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明させていただきます。

議案第44号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、吉岡町職員の服務に関して規定している3条例を一括改正するための条例でございます。

内容として、職員の長時間労働を規制すること並びに次世代育成支援を進めていく上で課題となっている育児や介護などの家庭生活と仕事の両立を推進すること等にあります。条例改正の根拠としましては地方公務員法令並びに育児休業法が改正されておりますので、法律の改正にあわせて、関連する3条例の一括改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、議案第44号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

本議案につきましては、町長が申し上げましたとおり、地方公務員法並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の2法の改正が行われたことに伴いまして、関連する町の条例、吉岡町職員の給与に関する条例、吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、吉岡町職員の育児休業等に関する条例の3条例を一括改正するためお願いするものでございます。

まず、改正の要旨でございますが、1点目としますと、職員の長時間労働の抑制に関する改正ございまして、時間外勤務時間が月60時間を超えた職員に対しての割増率、あるいは代休制度を設ける等の規定の整備でございます。もう1点としますと、急速な少子化の対応策を設けることを目的としました改正育児休業法に合わせるものでありまして、家庭を構成する男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和が図れる勤務環境を整備しようとするものでございまして、配偶者の養育状況にかかわらず、育児休業あるいは育児短時間勤務等の取得が可能になる等の改正を行うものでございます。

議案の朗読は省略させていただきます、3ページほどめくっていただきまして、新旧対照表で改正点のご説明を申し上げます。

新旧対照表をごらんになっていただきたいというふうに思います。

まず、新旧対照表の1ページから3ページにかけてでございますが、これにつきましては、本則第1条吉岡町職員の給与に関する条例の改正に関するものでございまして、主に長時間労働の抑制に関するものでございます。

まず1ページですけれども、第13条の一部改正は、条文中に、勤務時間条例の第8条

の3第1項の引用条項の追加でございます。これは、「60時間を超えた時間外勤務について手当にかえて代休時間を指定することができる」とするものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、2ページから3ページでございますけれども、これは第14条に4項、それから5項、6項の3項を追加するものでございまして、まず、第4項では、60時間を超えた時間外勤務手当の支給割合を「100分の50」、あるいは深夜の場合につきましては「100分の175」を支給するとするものでございます。次に第5項は、60時間を超えた時間外勤務について、超過勤務代休時間を指定することができるとするものでございます。次に第6項でございますが、再任用短時間勤務職員が超過勤務時間の対象となる7時間45分に達するまでの勤務時間において、時間外勤務代休時間の割り振りについては「100分の100」とするものでございます。

次にページをめくっていただきまして、4ページから5ページでございますけれども、これにつきましては、本則第2条の吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に当たるものでございまして、まず4ページでございますが、「第8条の3」を追加するもので、これは地方公務員法によって時間外手当にかえて勤務した時間を時間外勤務代休時間を指定することができることになったため、時間外勤務手当の支給にかわる措置を設けるものでございます。

次にまたページをめくっていただきまして、6ページから9ページまででございますが、これは本則第3条の吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。まず6ページでは、第2条は、育児休業をすることができない職員を規定するものでございまして、現行の第1号及び第2号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定の整備に合わせて削除をするものでございます。次に、第5号、第6号の削除につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業を取得することができるとする改正でございます。

次に、「第2条の2」を追加するものでございまして、育児休業法第2条第1項ただし書きの、人事院規則で定める期間は、出生の日から57日とするものでございます。この期間に育児休業をした職員、夫は特別な事情がなくとも再び育児休業を取得することができるとする規定でございます。

次に、6ページから7ページにかけてでございますけれども、まず第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書きの、条例で定める特別の事情を定める規定でございます。これは夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業計画書を提出して、最初の育児休業した後にあと3カ月以上経過した場合に再度育児休業をすることができる等の改正でございます。

次に、7ページの第5条につきましては、育児休業の承認の取り消し事由の規定でござ

いまして、育児休業をしている職員について、当該育児に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき、これは取り消し事由に当たるということでございます。

次に第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員の規定でございまして、第1号及び第2号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定の整備に合わせて削除をするものでございます。それから、第5号、第6号につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の有無等の状況にかかわらず、育児短時間勤務をすることができるための削除でございまして、

次に、8ページの方をごらんになっていただきたいというふうに思います。

第10条でございまして、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定するものでございまして、第1項第4号については、地方公務員法の育児休業等に関する法律の規定の整理に合わせて改正されております第13条中号ずれの改正をするものでございます。次に、第5号の改正につきましては、職員の配偶者が育児短時間勤務をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後、3カ月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができるとした改正でございまして、

8ページから9ページにかけてでございますけれども、第13条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由の規定でございまして、職員が育児短時間勤務により養育をしている子を養育している時間に、当該職員以外の該当の子の親がその子を養育することができることとなった場合においても、育児短時間勤務の取り消し事由に当たらないとする改正でございまして、

次に、第20条でございまして、部分休業をすることができない職員を規定するものでございまして、既に育児短時間勤務をしている職員を除いて、配偶者の就業の有無や部分休業の取得の有無等の状況にかかわらず、部分休業をすることができるとする改正でございまして、

最後、21条でございまして、部分休業の定義の整理でございまして、請求があった場合は、養育をしている子が小学校に達するまで、1日に2時間を超えない範囲で部分休業の承認をすることができるとする改正でございまして、

それではまた3ページ目のところに戻っていただきまして、議案の方でございまして、

附則でございまして、附則の第1項は、施行の期日を平成22年10月1日からするものでございまして、附則の第2項につきましては、規則への委任を規定するものでございまして、

以上、まことに雑駁な説明ではございますけれども、よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） この勤務時間と休暇に関する条例の関係ですけれども、今度は1カ月60時間を超えた場合については代休時間として、これまでも代休日というのは規則でありますよね。超過勤務して、ほかにこの日に休んでくださいというのはこの条例の規則に代休指定というのがあったわけですけれども、今度は1時間単位ということで、時間単位ということで代休時間を指定ということで、この60時間という根拠というのはどんなところにあるのか。

それと、代休指定をした場合、休日で勤務していた場合、普通は正規の時間外で勤務した場合は、これは時間外勤務になるんですけれども、緊急事態で、災害とかそういうあれで呼ばれて3時間なら3時間勤務したと、こういうような場合については、休日の場合で、またこれは深夜になると一般給与より175%、100分の175ということで75%割り増しになるわけですよ。こういう場合、代休指定する時間というのが平日に指定されてしまうと、今度はその分損するわけですよ。75%もらえるわけで、普通の時間にすれば100分の100になるのですかね。こういうことで不利が出てくるのですけれども、深夜勤務とかそういうあれの場合での措置、この点と、あとはこの代休時間を指定した場合のメリット、休みがいいのか、給料の超過勤務手当がいいのか、その辺のメリットというのはどんなところにあるのか、その点についてお願いしたいと思います。時間で1カ月60時間の超勤務との指定した60時間の指定、これと、超過勤務した場合、それが休日給、夜間とそのようなときでそれを普通の時間に指定されてしまうと損するわけですけれども、それと、この時間外勤務した場合ですね。代休指定があるわけですけれども、代休のこういう時間での時間指定するメリット、その3点についてお伺いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） ただいまの、神宮議員さんのご質問でございますけれども、まず、月60時間を超えた場合の根拠ということでございますけれども、これにつきましては、労働基準法の37条の改正によりまして、月に60時間を超えた場合については50%以上の割増率でという、そういう規定を適用させるものでございまして、地方公務員につきましては労働基準法が適用になるということから、この部分の改正をしているものでございます。

それから、代休制度について先ほどのご質問でございますけれども、今までの代休制度

につきましては、勤務を要しない日、土曜日、日曜日あるいは祝日に関して出勤した場合については代休制度を設けておいたものでございまして、時間を超えた場合に代休という制度は特にございませんでした。そういうことでございます。それから、例えば災害等に出勤した場合についてどうかということでございますけれども、これは整理して考えますと、あくまでも月に60時間を超えた場合に割り増しということでございます。緊急時に、土曜、あるいは日曜日、夜間に災害等の発生によって職員が出勤した場合につきましては、その時間に応じて60時間を超えていなければ、当然100分の125、あるいは100分の150の割増率で超勤時間に応じて時間外勤務手当を支給すると、こういうことになるかと思えます。

それから、メリットについてでございますけれども、これは労働基準法の改正の趣旨にありますように、労働者の長時間労働の抑制ということでこの制度ができておりますから、そういう趣旨に沿ってこの改正をするものでございまして、職員の健康管理、あるいは家族という時間等を多くしているということとか、そういったこともその目的の中にあって、当然そういった法改正がされているものというふうに考えておりますので、特にデメリットという部分については、その法律の改正の趣旨の中に考えていないのではないかなと、そういうふうに考えております。

以上でございます。（「了解しました」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 現在、9課あるわけですがけれども、その中で課によって差がないのか。その有休の取得率、これをちょっと教えてください。私、スポーツ団体、文化事業とか産業団体とかで、いろいろ職員にはお世話になっているわけです。私は、この町の職員は非常にまじめで有能な方で頑張る職員が多く見られると、いつもそう思っております。その点、課によって休暇の差がないのか。

それともう1点、町長にお伺いしたいのですけれども、今後の職員の人材育成と職員教育についてお伺いしたいと思います。2点だけです。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 齋木議員さんのご質問、2点ほどあったわけでございますけれども、まず、職員の年次休暇の件についてのご質問かというふうに思いますけれども、どの課で職員が何時間休暇をとっているかという、たまたまちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど資料がそろいましたら、またお知らせ等はしたいというふうに思い

ます。

それから、職員の人材育成に関してのご質問かというふうに思いますけれども、当然、今の法律におきまして、評価せよと、こういうことでございますので、人事評価の裏表ということで、職員の人材育成も当然必要なことになっておりますので、職員につきましても研修制度については積極的にやらせていただいております、当然その中に予算等も計上させていただいております。例えば文書管理ですとか法規ですとか、そういったごとに研修等をさせていただいておりますという状況でございます。ご存じのように、吉岡町の職員は全国的にも比較的職員の数は少ないという中で行政サービスに当たらせていただいておりますという関係上、なかなか、先ほど休暇等の話もございましたけれども、十分に年次休暇を全部消化している職員は100%いないというような考え方を持っております、20日間の繰り越しという制度があるわけでございますけれども、ほとんどの職員が年次休暇は繰り越し消化し切れていないという、そんな状況であるかというふうに思っております。

課ごとの年次休暇の取得状況につきましては、手元に資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど、その辺の資料をそろえましてお知らせしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 先ほども申し上げたとおり、非常に頑張っている職員も見受けられるわけですが、少しこの部分から離れてしまっただけで申しわけないのかもしれませんが、例えば課にうかがって、あの職員がいないとこれがわからない、きょうは休みだとか、その辺をできれば各課で共通認識の中でできればそういうものを、あの人がいないと、休みだとこの懸案を聞きに来たときにわからないというのでは困るので、できれば各課で共通認識を持った中で教育をしていただければと思います。

以上ですが、それについて。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 齋木議員さんのただいまのご質問でございますけれども、当然、住民の方がいろいろ相談事、あるいは申請等で役場にお出でになるわけでございますけれども、たまたまそのときに職員がいなかった、対応できない、それでは住民サービスの低下につながることでございますので、そういったことのないように十分に対応していきたいというふうに思っておりますけれども、言いわけをするわけではございませんけれども、なか

なか職員が十分、人数がいればいいということではないのですけれども、絶対数の関係も
ございます。当然自分の守備範囲のところをこなすのに大変という部分もありますので、
できるだけ隣の人がどんなことをやっているのかという、そういったやじ馬といいますが、
そうことも十分周りの職員の仕事の状況等も把握できるよう、そのぐらいの余裕を持って
できるようにやっていければというふうに思っておりますので、その辺のところも、今後
十分職員の研修、あるいは人事管理の中で対応していければというふうに思っております。
以上でございます。

議 長（岩寄幸夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号は、総務常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、総務常任委員会に付託します。

日程第5 議案第45号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

議 長（岩寄幸夫君） 日程第5、議案第45号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第45号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついての提案理由の説明を申し上げます。

年未年始の休所日を改正するものです。12月28日と1月4日を休日としていたもの
を、開所して勤労保護者への支援を図るものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決い
ただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） それでは、議案第45号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右側が現行、左側が改正案でございます。

改正案の休所日、第7条2項の改正ですが、吉岡町の休日を定める条例第1条第2号では、国民の祝日に関する法律に規定する休日とされ、第3号では、12月29日から翌年の1月3日までの日とあります。このように改正させていただくものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、議案第45号にかかわる町長の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第46号 吉岡町ふるさと創生基金条例を廃止する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第6、議案第46号 吉岡町ふるさと創生基金条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第46号 吉岡町ふるさと創生基金条例を廃止する条例について、提案を申し上げます。

平成元年3月に条例を制定し、基金の管理を行ってきました。平成13年度までふるさ

と創生に寄与する事業の財源として活用してはいましたが、平成14年以降は全く活用しておりませんので、ほぼ基金造成の目的が達成されていると考えております。条例を廃止して、学校整備に集中して財源が必要となっておりますので、できるだけ起債を抑えるため一般財源化して活用を図りたいとするものです。

詳細につきましては、財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、議案第46号 吉岡町ふるさと創生基金条例を廃止する条例について、町長と重複する部分もあると思いますが、町長の補足説明をさせていただきます。

自ら考え、自ら行う地域づくり事業ということで、通称「ふるさと創生事業」の事業費に充てる財源といたしまして、平成元年3月に吉岡町ふるさと創生基金条例を制定いたしました。昭和63年度から平成10年度まで交付された地方交付税の基準財政需要額に算入されたふるさと創生部分の金額及び利子を積み立て、基金の管理を行ってまいりました。平成13年度まで船尾滝周辺整備事業等に活用してはいましたが、平成14年度以降は全く活用しておりませんので、ほぼ基金造成の目的が達成されていると考えられます。条例を廃止いたしまして、学校整備等に集中して財源が必要となっておりますので、できるだけ起債を抑え、これを一般財源化して活用を図りたいというものでございます。

町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 平成13年度からふるさと創生基金ということで町に入ってきたということで、元年に基金条例として積み立てたという話ですけれども、これまでで、要するに63年に幾ら入ったかと、64年も続きましたね。どういうふうに入ってきて、それで、これが平成13年に船尾で使われたということなのですからけれども、どういうふうに入ってきて、そしてこの間にどういう出があったかというのを、このふるさと創生基金の流れですね。どういうふうに入って、どういうものに使われてきたかというのを、後でいいですけども、出してください。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 先ほどの小池議員さんの、そういう資料を提出ということでお話をいただ

きましたので、資料を精査いたしまして提出したいと考えております。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） このたびのふるさと創生基金条例の廃止の案件でございますけれども、先ほど、町長、また財務課長の説明では、吉岡町では目的がもう達成できたというようなお話でございますけれども、このふるさと創生基金は、先ほど町長からも話がありましたように、平成元年3月に吉岡町にふるさと創生基金条例ができました。ここに私も条例を持ってきておりますけれども、その目的でありました吉岡町の1つの事業として、船尾滝整備の資金として順次年次ごとに積み立てをしてきたわけですけれども、たまたま県の事業を、亡くなられました大林県議さんの計らいで船尾滝の整備が、当時約7億円ぐらいたと思ったのですけれども、5年、6年かけまして整備をした経緯があります。この関係で、このふるさと創生基金は船尾滝に充てることなく積み立てをしてきまして、平成8年には6億2,563万7,000円ほどの積み立てをしております。このときには文化センターの建設等がありました。そのところへ費用を充ててきましたし、先ほど話がありました平成10年のときには、一部温泉センターの建設等にも充ててきたわけでございます。

財務課長の先ほどの話でありますけれども、平成13年以後は手をつけておりませんが、私といたしましては、やはりこの金はその地域の発展のために使うというような目的もありますので、まだまだ吉岡町では駅の誘致の問題、駒寄パーキングの大型車の乗り入れ等の問題等がありまして、こういうところへ投資をしなければならぬ、希望のある施設を誘致するというような問題等も掲げてありますので、できるならばもう少し積み立てをしていていただきたいというように思っております。特に21年度の決算を見ますと、財政調整基金も20億3,028万1,000円ほどの基金も持っておりますし、特に財政調整基金が焼きついた場合には減債基金等も充てなければならぬというような基準もありますので、これも4億3,259万2,000円ほどの積み立てもしております。そんな形の中で、何とかもう少しこういったものを積み立てていていただいて、吉岡の新しい玄関口になるかわかりませんが、先ほどおっしゃいました駅の問題、インターの問題に活用してもらうことが大切ではないかと思うので、その点について町長の考えをお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 南雲議員からの、これからの将来についてのいろんな面のご指摘をいただ

きましたが、前だったと思いますけれども、この基金を活用してしていただければということで、いろんな面で議会の方にも提議したこともあったと思います。そういった中で、今、船尾滝周辺におきましては治山事業というような中におきましては、一つの県の方の補助金をいただきながら今もやっております。そういった中におきましては、ほぼこの条例につきましては廃止してもいいのではないかなというようにも思っております。ですが、今、南雲議員から言われるとおり、町といたしましては、これからの大きな事業を抱えていることは確かでございます。そういった中におきまして、それはそれといたしまして、もちろん進めていかなければならない事業ではないかというようにも思っております。そういったことで、そのときそのときの物事を考えながらやっていかなければならないというようにも思っております。

今、結果的にはこの資金をどういうふうにするかということに相なりますと、一般会計に戻していただきまして、今、体育館、そしてまた、町の中学校の増設というような中に使わせていただければありがたいというようにも思っております。

今は、実質的にはほぼゼロ%の利子というような中におきましては、昔はこの基金の利子を使いましていろんなことで活用できたのかなというようにも思っておりますけれども、今、財政調整基金なども20億円ぐらいあるというような中におきましては、そういったものを活用しながら、そういった南雲議員が申される事業はこれからはやっていきたいというようにも思っております。

ぜひご理解をいただきまして、ご審議いただければありがたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） ほかに。

南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 確かに、今、町長が申されますように、吉岡町でも中学校の体育館、また校舎の建設等、幅広く教育関係に必要な資金は十分理解はされるわけでございますけれども、やはり一度取り崩してしまうと、もう基金を新しい事業に取り組むというのは難しい問題であります。特に、全国のものを調べたときにも、隣の榛東村でもここ数年すばらしい事業に取り組んでおりますし、昨年度は校舎も新築をしたというような経緯もあります。それでも基金条例を改正して、現在、榛東村でも15年間で6,000万円の利子を集めているというような話も載っております。また、ここにあります阿久根市ふるさと創生基金条例というの、たまたまインターネットで調べたところでは、平成17年6月に改正をいたしまして、まだこれを生かしていきたいというような町も全国の中には数多くありますので、やはり将来、申されました温泉とか、駅とか、駒寄パーキングの拡張とかの問題に何とか生かせるような方法があれば、私としては残していただきたいというように思

っているんですけども、再度そういった問題について、もう外すんだよという考えであればそれはまた別ですけども、町長の考えを、他の町村を比較してはまずいのですけれども、やっているところが多く見られますので、吉岡の生かせるものであれば生かせたいというような考えがありますので、町長の考えを再度聞きたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、南雲議員の言う話を聞いていますと、なるほどなということで理解はしているわけですが、ここに積み立てるという余裕も実際のところ町としては今のところはございません。そういった中で、利子も一銭もつかないような状況の中におきましては、どうかこれを活用していただいて、先ほども財政比率の面などでも将来のいろんな面におきましても高くなっているというような状況でもございます。そういったことをご理解をいただきまして、ぜひご審議をしていただいて可決していただければありがたいというようにも思っております。

そういったことで、このふるさと創生基金条例というのは長年にわたって今までの吉岡町の発展のために寄与したということはわかっております。そういったときには、今、バブルも崩壊しないというような中においては、年幾らというような中において、基金には積まず、こちらの方に積み込んだのかなというような考えでも思っております。そういったことで、今、このふるさと創生基金の方にお金を積み立てるということは、町としては財政が今整っていないというような結果だということで、このお金をぜひ、ご理解をいただきながら教育関係に充てていきたいというようにも思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） ほかに。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） この吉岡町ふるさと創生基金条例というのは、この5条の中に、「基金は事業の実施に必要な財源に充てる場合に限りこれを処分する」と。今、町長がおっしゃっているのは、この事業というのは学校整備等にこれを役立てていきたいと。この事業というのは、これに抵触しないということではよろしいのでしょうか。そして、学校整備に使うという解釈でよろしいのでしょうか、事業としては。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 齋木議員さんの申されたことですが、この処分を今回、上程させていただきました。基金を目的が達成したので、それを廃止して一般財源の方というこ

とでございまして、この処分というのはそういうふるさと創生基金に基金として残しておいて、ふるさと創生に寄与する事業に、それは取り崩して使えるということで処分としてうたっておりますので、今回上程させていただいたのは、創生基金条例そのものを廃止をいたしまして一般会計の管理下というか、そちらに入れるということでございます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。

10時20分に開会したいと思います。よろしく申し上げます。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

日程第7 議案第47号 町道路線の認定・廃止について

議長（岩寄幸夫君） 日程第7、議案第47号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第47号 町道路線の認定・廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、道路の廃止による道路網の整備するためのものでございます。

詳細につきましては、産業課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、議案第47号 町道路線の認定・廃止につきまして、町長

の補足説明をさせていただきます。

道路法に基づきまして、町道の廃止をいたしまして道路台帳の更新を行うものでございます。今回、町道の廃止、1路線でございます。

それでは、町道路線廃止調書をお開きください。

左上に整理番号、路線番号、路線名とございます。整理番号は位置を示しており、路線番号の下3けたは路線網図に表示されておるところでございます。廃止路線につきましては、森下13号線でございますが、本路線につきまして、この路線の隣接者より私下申請がございまして現地の調査を行いましたところ、申請地の現況は墓地の参道となっております。本路線を今後道路法で町が管理するよりも、認定を廃止し、隣接者に払い下げをして墓地用地の一部として管理するのが適切であると判断いたしまして、認定の廃止を今回提案させていただくものでございます。

これによりまして、更新後の路線数は1,532路線となりまして、実延長の総計は約305キロメートルとなります。

以上、雑駁ではございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8 番（神宮 隆君） 地元の問題で、すぐ近くでありますのでお伺いします。

この路線については、正福寺の東から北に通っている路線というふうに、この地図を見るとそういう認識ができるのですが、それでよろしいでしょうか。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） はい、そうでございます。

議 長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8 番（神宮 隆君） ここにつきましては、江村といううちがこの道路を使用しておりますけれども、それから中間に墓地があったり、畑の所有者がありますけれども、こういう道路へ出る街道で使用しているということですが、これは廃止して払い下げ、本人が買わないというようなことになると、そこへは、自宅には行けなくなるのですけれども、そういう方法、それから、そういう地権者とのある程度の上承はもうもっているのでしょうか。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） まず、払下申請が出た中で、当然それが可能であるかどうか、現地調査した中で、道路法という網にはかかっておりますので、それをまず廃止して、その後、用途廃止という手続に移るわけなのですが、そのときに利害関係人の同意というものは得るということでございます。その後、払い下げという手続に入っていくわけでございます。

（「了解しました」の声あり）

議 長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第8 議案第48号 平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議 長（岩寄幸夫君） 日程第8、議案第48号 平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第48号 平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書の1ページをお願いいたします。

議案第48号 平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。なお、23日全員協議会での説明、配付をいたしました資料を参考にいただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の3ページをお願いいたします。

3ページ、実質収支に関する調書、歳入総額63億6,976万173円、歳出総額62億3,717万8,681円、歳入歳出差引額1億3,258万1,492円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額7,418万1,000円、実質収支額5,840万492円です。

次の4、5ページをお願いいたします。

平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算書、歳入について、1款の町税、予算現額21億4,476万円、調定額24億1,720万7,030円、収入済額22億2,059万1,955円、前年比では、3,731万9,586円の減額となっております。不納欠損額628万6,351円、390万9,536円の増額でございます。歳入、収入未済額1億9,032万8,724円、1,598万4,690円の増となっております。

1項の町民税、収入済額10億6,104万6,865円、5,111万1,649円の減です。この減につきましては、法人税、不況に伴う業務縮小等による減となっております。不納欠損額266万6,660円、177万4,045円の増額でございます。収入未済額6,671万9,904円、493万1,799円の増額でございます。続きまして、2項の固定資産税、収入済額9億7,581万7,512円、1,262万527円の増額です。この増につきましては、分譲地の増加による宅地、新築住宅が増加したためとなっております。不納欠損額354万7,691円、222万6,291円の増額。収入未済額1億2,170万2,748円、1,092万2,597円の増額でございます。

続きまして、3項の軽自動車税、収入済額4,721万906円、1,002万7,146円の増額です。この増額につきましては、ダイハツ営業所進出による登録台数が増加したためでございます。不納欠損額7万2,000円、4万800円の減となっております。収入未済額につきましては190万6,072円、13万294円の増額でございます。

続きまして、4項の町たばこ税、収入済額1億2,620万8,492円、前年比では737万4,720円の減額となっております。喫煙者の減によるものと考えられます。続きまして、5項の入湯税、収入済額1,030万8,180円、前年比では148万890円の減となっております。この減につきましては、リポートピア吉岡改修工事のため、3カ月間の休館によるものでございます。

続きまして、2款地方譲与税、予算現額1億136万1,000円、調定額、収入済額同額の1億477万5,964円、前年比では655万3,036円の減額となっております。

ます。続きまして、1項の地方揮発油税、揮発油贈与税、これは新規な科目で、地方道路譲与税法が地方揮発油税へと改正されたため、また、道路特定財源の一般財源化に伴って地方揮発油譲与税ができました。収入済額では1,691万3,000円、それから2項の自動車重量譲与税、収入済額7,625万円、前年比800万5,000円の減でございます。それから、3項の地方道路譲与税、収入済額が1,161万2,964円、1,546万1,036円の減額となっております。この減額につきましては、地方揮発油譲与税の方に振りかえられております。

続きまして、3款1項利子割交付金、予算現額は629万7,000円、調定額、収入済額同額の889万4,000円、前年比では178万6,000円の減額となっております。

続きまして、4款1項配当割交付金、予算現額230万円、調定額、収入済額同額の282万3,000円、27万4,000円の減額となっております。

続きまして、5款1項の株式等譲渡所得割交付金、予算現額65万円、調定額、収入済額同額の127万8,000円、前年比では24万1,000円の減額でございます。

続きまして、6款1項地方消費税交付金、予算現額1億3,051万2,000円、調定額、収入済額同額の1億4,662万2,000円、前年比では619万8,000円の増となっております。この増の要因につきましては、家電のエコポイントにより消費の伸びによるものでございます。

続きまして、7款1項ゴルフ場利用税交付金、予算現額130万9,000円、調定額、収入済額同額の162万7,656円、前年比では16万3,518円の減額となっております。

続きまして、8款1項自動車取得税交付金、予算現額2,654万5,000円、調定額、収入済額同額の3,255万円、前年比では1,814万円の減額となっております。台数については増でございますけれども、やはりエコカー減税による交付金の減となっております。

続きまして、9款の地方特例交付金、予算現額3,995万1,000円、調定額、収入済額同額の3,995万1,000円、前年比では271万8,000円の減額でございます。1項の地方特例交付金でございます。3,540万5,000円、前年比で77万4,000円の減。それから、2項の特例交付金、収入済額が454万6,000円で15万3,000円の増となっております。

続きまして、10款1項の地方交付税でございます。予算現額10億456万5,000円、調定額、収入済額同額の10億4,350万4,000円、前年比にしますと3,923万8,000円の減額となっております。

次に、11款1項の交通安全対策特別交付金、予算現額490万円、調定額、収入済額同額の471万3,000円、前年比では2万7,000円の減額となっております。

続きまして、12款の分担金及び負担金、1項の負担金でございます。予算現額1億4,694万6,000円、調定額1億4,284万1,270円、収入済額1億3,567万4,460円、前年比にしますと732万4,250円の減額となっております。この減につきましては、保育運営費保護者負担金の減、それとあとは、農業共済派遣職員人件費の減に伴うものでございます。なお、人件費につきましては今年度から雑入で受け入れております。不納欠損額7万500円、4万2,600円の減でございます。収入未済額709万6,310円で、前年比173万600円の増となっております。

続きまして、13款の使用料及び手数料、予算現額3,129万6,000円、調定額3,520万38円、収入済額3,112万6,186円、前年比では188万3,025円の減額となっております。不納欠損額13万9,200円、収入未済額が393万4,652円でございます。1項の使用料でございます。収入済額が2,036万124円、前年比では155万8,562円の減額でございます。この減額につきましては、道路占用料、単価改正による減、住宅使用料、文化センターの使用料がそれぞれ減額となっております。不納欠損額13万9,200円、前年比では2,400円の減、それから収入未済額393万4,652円、前年比で35万5,977円の増となっております。続きまして、2項の手数料でございます。収入済額が1,076万6,062円、前年比では32万4,463円の減でございます。これは、徴収戸籍手数料の減でございます。

次の6、7ページをお願いいたします。

14款の国庫支出金、予算現額9億5,756万円、調定額9億4,421万1,245円、収入済額8億8,642万245円、前年比では2億2,697万2,758円の増となっております。1項の国庫負担金でございます。収入済額が2億6,768万9,020円、2,316万8,950円の増でございます。この増につきましては、保育運営費の増によるものでございます。続きまして、2項の国庫補助金、収入済額6億1,297万902円、2億354万6,402円の増となっております。この増につきましては、まず1目の民生費国庫補助金、これが子ども手当準備費補助金、あるいは子育て応援特別手当交付金、これが1,482万円、それから、2目の衛生費国庫補助金で女性がん検診補助金の増ということで264万円、3目の農林水産業費補助金、強い農業づくり交付金、これが1,982万円、4目の土木費国庫補助金では、まちづくり交付金の減ということで2億4,200万円ほど減額となっております。教育費国庫補助金では、防衛の補助金、これが7,589万円ほどの減額でございます。6目の総務費国庫補助金、これが補助事業、地域活性化・生活対策、経済危機対策、公共投資、きめ細かな臨時交付金事

業等、それと、あとは定額給付金事業の補助金で4億8,415万円の増となっております。続きまして、3項の国庫委託金でございます。収入済額が576万323円、25万7,406円の増となっております。この増につきましては、1目の総務費国庫委託金で、投票人名簿システム構築交付金に115万円、2目の民生費国庫委託金、これは基礎年金の委託金が89万円ほど減額になっております。

続きまして、15款の県支出金、予算現額4億3,175万4,000円、調定額4億646万8,165円、収入済額3億6,272万2,165円、前年比では3,300万6,003円の増となっております。それで、1項の県負担金でございます。収入済額が1億5,995万9,518円、前年比1,513万2,919円の増。この増につきましては、保育運営費、障害者福祉費の増によるものでございます。2項の県補助金、収入済額1億9,004万3,863円、前年比では2,150万1,906円の増でございます。この増につきましては1目の総務費県補助金で、緊急雇用、地域向上事業補助金、これが491万円、2目の民生費県補助金、これは医療福祉費の補助金の増額935万円、3目の民生費県補助金、これが妊婦健診の補助金の増ということで448万円、それと5目の商工費補助金ということで、千客万来支援事業、これが464万円来ております。続きまして、3項の県委託金でございます。収入済額4,371万8,784円、前年比では362万8,822円の減でございます。この減につきましては、1目の総務費県委託金で県税の取扱事務費の減、これは単価改正による減、それから、衆議院議員選挙費の増ということで、相殺で437万円の減となっております。

続きまして、16款の財産収入でございます。予算現額1,420万4,000円、調定額、収入済額同額の1,522万8,669円、前年比にしますと6万3,685円の減でございます。1項の財産運用収入、収入済額が1,462万6,469円、前年比で56万885円の減となっております。この減につきましては、まず、線下補償では3年に一度ということで、線下補償料はふえているわけですが、利率の低下による減となっております。2項の財産売払収入、収入済額60万2,200円、前年比では49万7,200円の増となっております。

続きまして、17款1項の寄附金、予算現額10万円、調定額、収入済額同額の414万8,000円、前年比では224万9,000円の増となっております。この寄附金につきましては、吉岡振興公社ほかとなっております。

続きまして、18款の繰入金、予算現額7億5,200万1,000円、調定額、収入済額同額の3億3,042万8,000円、前年比では2億6,540万6,622円の増となっております。1項の特別会計繰入金、収入済額1,512万円、前年比では688万6,378円の減となっております。この減につきましては、老人保健事業特別会計

繰入金の減でございます。2項の基金繰入金、収入済額が3億1,530万8,000円、前年比では2億7,229万3,000円の増となっております。これは、財政調整基金からの繰入金3億円の増によるものでございます。

続きまして、19款1項の繰越金、予算現額1億6,974万2,000円、調定額、収入済額同額の1億6,974万1,288円、前年比では8,525万6,494円の減となっております。

続きまして、20款諸収入、予算現額6,982万3,000円、調定額6,774万585円、収入済額も同額となっております。前年比では2,548万6,206円の増となっております。1項の延滞金加算金過料、収入済額が38万5,650円、131万4,062円の減でございます。次に、2項の預金利子、61万19円、これは、今年度歳計現金1億円を1年定期にした利息でございます。続きまして、3項の貸付元利収入でございます。収入済額が1,000万円、昨年と同額でございますけれども、これにつきましては勤労者生活資金融資預託金でございます。続きまして、4項の受託事業収入600万円、前年と同額でございますけれども、これは湯水対策施設管理費、水道事業会計分からでございます。続きまして、5項の雑入でございます。収入済額が5,074万4,916円、前年比にしますと2,619万249円の増となっております。この増につきましては、歳出の方で地域活動支援センター吉岡、これの町外の利用者負担金が今年度はここに入ってきております。それと、派遣職員の人件費が雑入で入ってきているために増額となっております。

続きまして、21款1項の町債でございます。予算現額7億8,500万円、調定額7億8,470万円、収入済額7億5,920万円、前年比では4億7,960万円の増額となっております。増額につきましては、地方債、土木債の増によるものでございます。収入未済額につきましては2,550万円となっております。

歳入合計につきましては、予算現額68億2,157万6,000円、前年比では7億5,760万1,000円、調定額67億465万2,910円、前年比では6億1,993万9,798円の増となっております。収入済額63億6,976万173円、前年比で8億3,793万995円の増額でございます。不納欠損額につきましては649万6,051円、前年比で391万4,536円の増額でございます。収入未済額3億2,839万6,686円、前年比で2億2,190万5,733円の減額となっております。

次の8、9ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款1項の議会費でございます。予算現額8,423万1,000円、支出済額8,396万8,825円、前年比では225万2,631円の減となっております。減につき

ましては、議員期末手当の減によるものでございます。

続きまして、2款の総務費、予算現額13億3,629万円、支出済額13億309万8,565円、前年比では4億6,581万6,335円の増となっております。1項の総務管理費、支出済額11億6,821万7,927円、前年比では4億7,523万4,359円の増となっております。この増の主なものにつきましては、1目の一般管理費電子出退金管理システム、あるいは行政改革業務委託で721万円、それと5目の財産管理費、庁舎空調設備太陽光発電設備工事による6,438万円、それと6目の企画費ではL G W A N機器購入、あるいは公共施設のデジタル化総合計画業務委託等で1,054万円、それと15目の温泉事業では温泉改修工事で1億6,976万円、それと16目の定額給付金事業で2億9,055万円となっております。次に、2目の徴税費でございます。支出済額が8,728万2,103円、前年比では2,179万5,907円の減となっております。この減につきましては業務委託料、それから還付金の減でございます。次に、3項の戸籍住民基本台帳費、支出済額が2,850万8,049円、98万487円の増でございます。これは消耗品の増によるものでございます。次に、4項の選挙費、支出済額974万6,691円、前年比では938万9,959円の増となっております。この増につきましては衆議院議員選挙費でございます。5項の統計調査費、支出済額897万8,115円、前年比で203万197円の増となっております。この増につきましては、統計調査の増による調査員報酬の増となっております。それから、6項の監査委員会費、支出済額が36万5,680円、2万2,760円の減でございます。

続きまして、3款の民生費でございます。予算現額15億9,268万2,000円、支出済額15億2,729万8,769円、前年比では1億4,603万1,103円の増となっております。1項の社会福祉費、支出済額7億6,741万2,498円、5,070万7,443円の増でございます。この増につきましては、1目の社会福祉総務費で温泉の無料招待券、それと社会福祉協議会の補助金の増で265万円、それから6目の障害者福祉費の方で、対象者の増で2,003万円ほど、それから7目の医療福祉費で、扶助費の増で1,131万円ほど増となっております。それから9目の老人福祉センター費、これが維持補修工事の増ということで166万円、それから10目の後期高齢者医療費、これが給付費負担金の増に伴って1,088万円ほど増額となっております。次に、2項の児童福祉費でございます。支出済額が7億5,987万9,071円、前年比では9,532万5,910円の増となっております。この増につきましては、3目の児童保育費、保育所運営費委託料の増ということで999万円、それから4目の児童館費で駒寄学童保育施設、保育施設の新設工事、これが6,537万円、6目の子育て応援特別手当、これは1,292万円ほどの増となっております。さらに、6目の子ども手当費、これは

402万円ほどの増でございます。次に、3項の災害救助費は支出額ゼロとなっております。4項の生活保護費、支出済額が7,200円ということで、前年比では2,250円の減額となっております。

続きまして、4款の衛生費でございます。予算現額6億4,393万8,000円、支出済額が4億9,934万1,719円、前年比では1億3,575万7,686円の減額となっております。1項の保健衛生費、支出済額が3億3,315万3,422円、前年比では1億3,643万635円の減額でございます。この減額につきましては大きく1目の保健衛生総務費、まず国保事業会計繰出金の減、これが大幅に昨年から見ますとルール外からの繰り入れがなかったということで1億7,812万4,000円の減となっております。それから、水道事業会計の方に繰出金として4,000万円を繰り出しをしております。それから、3目の母子衛生費では妊婦健診、妊婦健康診査委託料の増ということで、これが880万円の増となっております。続きまして、2項の清掃費でございます。支出済額が1億6,618万8,297円、前年比に67万2,949円の増額でございます。これは、ごみ収集、それから資源ごみ委託料の増ということで、単価改正によるものとなっております。

続きまして、5款1項の労働費諸費、予算現額2,380万1,000円、支出済額が2,203万6,946円、前年比では5万768円の増となっております。

続きまして、6款の農林水産業費、予算現額5億577万7,000円、支出済額4億2,899万8,854円、前年比では1億5,727万6,588円の増となっております。翌年度繰越額が6,425万1,000円でございます。1項の農業費、支出済額が4億1,497万1,296円、1億6,024万9,276円の増となっております。この増につきましては、道の駅、物産館の新築工事によるものでございます。翌年度繰越額が50万円となっております。2項の林業費、支出済額が1,402万7,558円、前年比では297万2,688円の減額でございます。この減額につきましては、管理委託料の減によるものでございます。翌年度繰越額が6,375万1,000円でございます。

続きまして、7款1項の商工費、予算現額3,468万2,000円、支出済額3,174万1,380円、前年比にしますと1,266万441円の増額でございます。この増につきましては、観光情報センターの設置工事によるものでございます。

続きまして、8款の土木費でございます。予算現額8億8,875万3,000円、支出済額6億8,243万4,319円、前年比では1億983万5,540円の減額となっております。翌年度繰越額は1億2,069万7,000円でございます。1項の土木管理費、支出済額2,131万470円、前年比で92万4,692円の減額となっております。

ます。これは臨時賃金、あるいは登記委託料の減によるものでございます。次に、2項の道路橋梁費、支出済額3億3,154万6,645円、前年比では5,918万7,831円の減額となっております。この減につきましては工事請負費の増、それから、減としまして公有財産購入費、補償金の減によるものでございます。3項の河川費でございます。支出済額が357万9,972円、前年比では175万8,634円の増となっております。改修工事の増によるものでございます。翌年度繰越額50万円。次に、4項の都市計画費でございます。支出済額が3億2,414万9,306円、前年比で5,001万9,011円の減額となっております。この減につきましては工事請負費、それから公有財産購入費の減によるものでございます。5項の住宅費、支出済額184万7,926円、前年比では146万2,640円の減でございます。この減につきましては、維持補修工事費の減によるものでございます。

続きまして、9款1項の消防費、予算現額3億2,655万2,000円、支出済額が3億1,679万8,768円、前年比では3,590万7,268円の増となっております。この増につきましては、2目の消防施設費で第3分団詰所建設工事、これが2,369万円、それと4目の災害対策費で携帯連絡システム導入委託料、それから災害対応灯の設置工事、これが1,340万円となっております。

続きまして、10款の教育費でございます。予算現額が9億9,589万3,000円、支出済額が9億6,241万8,883円、前年比では3億1,219万3,923円の増となっております。翌年度繰越額が850万円。1項の教育総務費でございます。支出済額が9,310万1,574円、248万5,586円の増となっております。この増につきましては、見守り指導員配置事業による増となっております。続きまして、2項の小学校費、支出済額が2億5,988万7,850円、前年比で1億4,876万2,810円の増となっております。この増につきましては、明小プールの建設工事、地デジテレビの設置工事等でございます。次の10、11ページをお願いいたします。3項の中学校費でございます。支出済額が9,769万376円、6,332万7,974円の減でございます。この減につきましては、委託料、補償費の増と工事請負費が大幅に減額となっております。翌年度繰越額は70万円でございます。続きまして、4項の社会教育費、支出済額が3億9,069万4,559円、前年比では2億6,050万7,624円の増となっております。この増につきましては、南下古墳公園整備工事、それに伴う公有財産購入費補償費の増となっております。翌年度繰越額130万円でございます。5項の保健体育費、支出済額が4,473万3,270円、前年比で1,333万9,394円の減となっております。この減につきましては工事費の減によるものでございます。6項の給食センター費でございます。支出済額が7,631万1,254円、2,289万4,

729円の減でございます。この減につきましては備品購入費の減によるものでございます。

続きまして、11款の災害復旧費、1項の公共土木施設災害復旧費、2項の農林水産業施設災害復旧費、それぞれ支出額はゼロとなっております。

12款1項の公債費、予算現額3億7,898万5,000円、支出済額3億7,896万7,653円、前年比にしますと655万1,778円の減となっております。この減につきましては、昭和58年度債がそれぞれ償還終了となったために減額となっております。ちなみに、町債の年度末現在高は49億3,153万3,937円となっております。

続きまして、13款諸支出金で、2項の土地開発基金費、これが予算現額は7万5,000円、1項が1,000円、2項が7万4,000円ということで、2項の支出済額が7万4,000円、これは、基金利子の積み立てとなっております。

14款1項の予備費、予算現額につきましては990万2,000円、支出済額はゼロでございます。

歳入歳出合計としまして、予算現額が68億2,157万6,000円、前年比では7億5,760万1,000円の増、支出済額につきましては62億3,717万8,681円で、8億7,531万2,791円の増となっております。翌年度繰越額が2億121万8,000円、それから不用額につきましては3億8,317万9,319円で、前年比にしますと8,376万1,209円の増となっております。

歳入歳出差引残額は1億3,258万1,492円で、前年比にしますと3,738万796円の減額となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、平成22年8月5日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討をいたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料

をごらんください。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 不納欠損について少し伺いたいと思います。

本年度は649万6,051円の、21年度は不納欠損と。前年度は258万1,000円と。20年度に比べると251.6%も不納欠損がふえているわけです。19年度も563万3,000円と。21年度が多くなった要因、また、今後のその辺、収入未済額とも合わせて、収入未済額は1億9,032万8,274円と、この辺の推移を、どうしてこの辺が20年度に比べてふえているのか。その点についてまずお伺い、厳しい財政状況の中なのですけれども、できればこういう回収率、努力はしているんでしょうけれども、この辺ふえた要因等をお願いをしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 齋木議員さんのご質問にお答えします。

今年度の不納欠損額につきましては、個人住民税、普通徴収で264万7,453円、普通徴収が114件、特別徴収で1万9,207円で1件。また、固定資産税につきましては354万7,698円で78件、軽自動車税につきましては7万2,000円で20件となっております。この欠損額の事由につきましては、執行停止を3年経過したまま、また時効、特に欠損したものの。これは法律に基づいておりまして、執行停止後3年を経過したもの、即時欠損したもの、執行停止中に時効が発生したもの、また、時効の関係したものであるということで不納欠損を行っております。

額が大分ふえているということでございますが、これにつきましても徴収等やっておりますわけでございますが、景気等、そういう状況もあるかと思われまして。そういった状況で、厳しい財政状況ということで財務課といたしましても鋭意徴収に努力しているわけでございます。21年度の体制といたしましては、専門徴収員1名、また嘱託の職員ということで個別訪問をいたしまして徴収をしております。また、その職員につきましても各班に2人体制で地区を決めて徴収等行っております。また、22年度につきましては徴収専門員を1名増、また臨時的職員ということで2名を増員していただきまして徴収業務に当たっておりますわけでございます。そういった状況の中、いわゆる景気等も低迷しておるということで厳しい状況になってしまっているというのが現状でございます。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

9 番齋木議員。

〔9 番 齋木輝彦君発言〕

9 番（齋木輝彦君） 厳しい財政状況だから、よりそういうものの回収率を高めて行財政運営に支障のないようにしていくのがベターだと思いますけれども。

それともう1点、公債費があるわけですが、公債費のピーク、何年がピークになるのか。それと、非常に国の財政が難しい中、交付税の今後の推移、予想で結構ですから、この2件についてお願いをしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 齋木議員さんのご質問にお答えいたします。

公債費につきましては、公債費比率を抑制をしていくことで考えているわけですが、今年度、21年度までで借りた、22年度も起債等も予定しているわけですので、そういったものも入れるとまた変わってくると思いますが、21年度の予想としますと25年度がピークを迎えることということで把握をしております。

それと、交付金のご関係でございますが、交付金につきましては普通交付税と特別交付税がありまして、すみません、ちょっと資料を準備いたします。お時間をいただきたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 交付税につきましては、21年度ということで10億4,350万4,000円ということになっておりますが、交付税につきましては22年度より普通交付税では若干落ちております。国の方で臨時財政対策債ということで、国の方では交付税ということで来ておりますが、起債を借りて、その分を元利につきまして交付税で算入をすることで、普通交付税の方は若干減るというような横ばいかそのぐらい、私の予想では考えておりますが、その分の臨時財政対策債がふえているということで考えております。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。（「もう1点いいですか」の声あり）

9 番齋木議員。

〔9 番 齋木輝彦君発言〕

9 番（齋木輝彦君） 細かいことで申しわけないのですが、69ページに、吉岡振興公社で公園委託をしているわけなのですが、この中でケイマンゴルフとパークゴルフと

グラウンドゴルフと、テニスコートがあるわけなんですけれども、私が心配しているのは、ケイマンゴルフのボールが来年7月ごろで終わってしまうと。1万個単位で製造すれば受けるという話を聞いておるのですが、仮にそのボールが終わってしまえば、あの広いケイマンゴルフ場をどうしていくのか。それとも、特別受注を1万個してあれを続けていくのか。その辺、1万個つくれば5、6年もつという話は公社の方から伺っておりますけれども、その辺、町の方針として、売り上げとすれば、ケイマンだけなら月20、30万円という、その辺も踏まえた中で、ボールが終わってしまっただけでは仕事にならないわけなので、その辺をどう踏まえていくのかお伺いをしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 齋木議員さんのご質問にお答えいたします。

齋木議員さんの言われるように、ケイマンゴルフ場、平成13年、県の移譲を受けまして町の方でケイマンゴルフ場、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、テニスコート等に改修をしてきました。ケイマンゴルフのボールにつきましては、当初、観光公社の方で持っていたものを町の方で譲り受けてそれを使ってきたわけですが、議員さんの言われるように、このままずっとケイマンゴルフを続けるとボールがなくなってしまう、また、ケイマンゴルフ場につきましては、日本に1カ所か2カ所ということになっておりますので、ボールを買うとなると特別注文ということになるのでございます。

ケイマンゴルフをどのようにしていくかということにつきましては、福田議員さんも入っております温泉施設等の管理等に関する調査研究懇談会がありますので、その中でどういうふうにしていくかということで検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにございませんか。

12番宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） この予算と調定額についてお聞きしたいと思います。

予算現額と調定額というのは一致するものではないのですけれども、多少の相違が必ずあると思います。それが普通だと思うんですけれども、21年度決算を見ますと、収入額68億2,157万6,000円、そして調定額が67億465万2,910円ということで、1億2,000万円ばかり予算現額が多くなっているということでありまして、調定額が上回るということは架空な予算とよく言われるわけですがけれども、これは基金繰入金を大きく予算に計上していますから、架空とは言えないかもしれませんが、予算現額が調定額をこんなに大きく上回るということは普通は考えられない予算の組み方なの

ですね。これはどうしてこういう、予算現額が調定額を大きく上回っているか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 宿谷議員さんのご質問にお答えいたします。

予算現額と調定額の差ということでございますが、税金等で言いますと、理想的に言えば予算と調定が同額ぐらいで差があまりないということであればいいわけですが、税で申しますと、徴収率と、そういう問題もありまして歳入欠陥になってしまうということもありまして、それと、予算につきましては議会議決を経て補正ということになりますが、調定になりますと収入ということでございますので、それで差が出ているということでございます。調定、予算につきましても精査をした中で、税金で言えば徴収という問題があるわけですが、なるべく差がないようなことではいきたいと思います。その辺で若干というか、かなり差が出たということですが、その点ご理解をお願いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

12番宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 今、財務課長の説明ですと、徴収率だとかいろいろと言っていましたけれども、調定額とはそれは別な話だと思います。調定額というのは、徴収率だとか納入欠陥とか、そういう話ではないわけですから、ちょっとそれは勘違いしていると思います。普通は、調定額が出ますけれども、この調定額の98%ぐらいの予算を組むのが常識、普通なのです。だから、絶対予算額が調定額より大きいということは普通考えられないことなのです。

では、今回はこの予算額がなぜ調定額より大きかったかということを私なりに考えますと、これは予算編成作業において、見積もりが過大見積り、各課から出てくる見積もりが過大な見積もりであって、それによって予算編成をしたということが考えられるわけなのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 宿谷議員さんのご質問にお答えいたします。

予算現額ということでございますが、見積もりが甘かったのではないかとご指摘もあるわけですが、そういう部分もあるかと考えております。またその辺、精査等をいたしまして、そういう差がないように努力をしたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 明らかに、見積もり段階において、私は過大な見積もりがあったと。それによって予算編成をしたということが考えられるわけなのですが、11ページにも予算額と支出総額との比較、これが5億8,400万円も低くなっている、差が出ているわけですよ。そしてそれにもかかわらず、予算額というのはさらに調定額より1億2,000万円多くなっているということは予算編成において見積もりが過大で甘かったと。しっかりとした予算編成を参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

3番岸 祐次議員。

〔3番 岸 祐次君発言〕

3番（岸 祐次君） 財政の健全化についてお尋ねいたします。

財政の健全化につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律が平成20年4月1日から施行されておりまして、先ほど健全化判断比率が報告9号によって報告されたところでございます。それで、この数値に対する成果説明について、例えば決算書の388ページに財政の状況についての報告が載っておりますけれども、この388ページの財政の状況の欄を見ますと、例えば実質公債費比率、あるいは経常収支比率が計上されておりますけれども、やはり財政健全化4指標であるところの、例えば将来負担比率というような欄がここには記載ありませんが、今後、この4つの健全化比率を掲載する考えはあるのかないのかお尋ねいたします。

それから、もう1点が394ページ、財政構造の比率ということで、健全化の公債費比率、財政力指数、あるいは経常収支比率がここに書いてございます。それで、昨年の議会では、経常収支比率につきまして非常に高かったということで各関係者からいろいろ質問があったようでございますけれども、今年度の場合には88.2%、前年93.6%、前年に比較しますと5.4ポイントほど減少しておりますけれども、この要因はどのようなことかお尋ねいたします。2点お願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 岸議員さんのご質問にお答えいたします。

388ページの財政の欄の財政状況について、4指標の将来負担比率とかを載せられないかということですが、財政の健全化法によりまして、そういう数値はホームペ

ージ等で公表しなさいということで公表をしております。また、この議会の資料、これは印刷に出しているわけですが、その辺で事務作業的に間に合うようであれば載せたいと考えておりますが、その辺で作業が、それと監査委員の意見ということもありますのでちょっと間に合わないという場合もありますので、その辺は検討したいと考えております。議会報告の方で、きょうも報告第9号ということで報告をしておるわけですが、そういったことも踏まえまして検討させていただきたいと思います。その辺、製本の日程的に間に合うかということもありますので、できるだけ載せることで考えたいと思いますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

それと、394ページの経常収支比率におきまして、去年は93.6が88.2ということで5.4ポイント下がったわけですが、これにつきましては、地方債で1.7%下がりました3,732万円の減額と、普通交付税が4.3%昨年より少ないわけですが、4,106万3,000円と。一番そういうことで一般財源となる収入が減りました。しかし、人件費が0.6%減だとか、物件費が0.8%の減、繰越金が4.1%減となりまして、前年対比5.4%の減となりました。そういう理由等で、また、一番大きなものにつきましては、国民健康保険税の繰り出しが1億7,976万7,000円の減額等になったことが考えられます。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 岸議員。

〔3番 岸 祐次君発言〕

3番（岸 祐次君） 今のお答えにありましたように、例えば経常収支比率が下がった原因といえますのは繰出金、国保への1億7,000万円が変わったということでポイントが下がりましたよということで、財政構造が多少硬直化が始まったかなというような状況下になっておりますということでございますね。それで、国でも地方を合わせた長期債務残高につきましては、平成22年度におきましては860兆円を超えるということで、国債残高につきましては630何兆円になるという、非常に大きな借金が国ではあるところでございます。町におきまして、町債が21年度末で107億1,200万円という状況下になっておるわけございまして、財政指標等を見ながら健全な財政運営に努めていただきたいと思いますのでございます。

それから、経常収支比率につきましては、どうしても硬直化が叫ばれておるところでございまして、経費等の見直し等を行い、健全な財政運営をお願いしたいということで質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号は、決算特別委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、決算特別委員会に付託します。

日程第9 議案第49号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第9、議案第49号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第49号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書の163ページをお願いいたします。

議案第49号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の165ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額9,945万3,766円、歳出総額9,935万2,805円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の10万961円でございます。

次の166、167ページをお願いいたします。

平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書、歳入について申します。

1款1項給食費納入金、予算現額9,374万9,000円、調定額9,394万1,

770円、収入済額9,349万5,310円、前年比では149万3,160円の増となっております。これは児童の増によるものでございます。収入未済額が44万6,460円、前年比では15万1,700円の増となっております。

続きまして、2款1項の繰入金、予算現額529万1,000円、調定額、収入済額同額の529万1,750円、前年比では11万3,000円の増となっております。

続きまして、3款1項繰越金、予算現額35万1,000円、調定額、収入済額同額の35万1,340円、前年比では2万9,485円の増となっております。

続きまして、4款の諸収入、1項の雑入でございます。予算現額31万円、調定額、収入済額同額の31万5,366円、前年比では5万4,783円の増となっております。増につきましては、消費税還付金の増によるものでございます。

歳入合計、予算現額9,970万1,000円、前年比では184万5,000円の増、調定額9,990万226円、前年比で142万2,129円の増となっております。収入済額におかれましては9,945万3,766円、前年比で169万428円の増でございます。収入未済額は44万6,460円となっております。

次の168、169ページをお願いいたします。

歳出について、1款1項学校給食費、これは歳入合計も同額でございますので、予算現額9,970万1,000円、前年比では184万5,000円の増となっております。これは児童の増によるものでございます。支出額につきましても9,935万2,805円で、前年比で194万807円の増でございます。不用額につきましては34万8,195円、前年比では9万5,807円の減となっております。

歳入歳出差引残額が10万961円で、前年比から見ますと25万379円の減額でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成22年8月6日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討をいたしました結果、計数的に

は正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第50号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第10、議案第50号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第50号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書の179ページをお願いいたします。

議案第50号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の181ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額7億1,588万5,645円、歳出総額7億1,567万4,045円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の21万1,600円でございます。

次の182、183ページをお願いいたします。

平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入について、1款分担金及び負担金1項負担金、予算現額700万1,000円、調定額1,282万6,226円、収入済額736万8,896円、前年比では714万4,904円の減額となっております。この減額につきましては供用開始区域の減に伴うものでございます。収入未済額545万7,330円、前年比では33万7,610円の増となっております。

続きまして、2款使用料及び手数料1項の使用料、予算現額9,930万7,000円、調定額1億728万5,668円、収入済額1億172万2,774円、前年比では99万9,784円の増となっております。この増につきましては接続戸数の増によるものでございます。収入未済額が556万2,894円で、前年比では4万6,516円の増となっております。

続きまして、3款1項の国庫補助金、予算現額5,620万円、調定額、収入済額も同額でございます。前年比では2,320万円の増となっております。この増につきましては繰り越し分、建設費の増によるものでございます。

続きまして、4款1項の県補助金、予算現額は190万円、調定額、収入済額も同額となっております。

続きまして、5款1項の繰入金、予算現額は2億1,247万7,000円、調定額、収入済額同額の2億444万5,136円、前年比では383万589円の増となっております。やはり、建設費の増に伴い繰入金もふえております。

続きまして、6款1項の繰越金でございます。予算現額は52万4,000円、調定額、収入済額同額の52万4,377円、前年対比では55万2,257円の減となっております。

続きまして、7款の諸収入、予算現額は608万3,000円、調定額、収入済額同額の612万4,462円、前年比では591万6,724円の増となっております。1項の延滞金加算金過料、予算現額が2,000円、調定額、収入済額同額の1万円となっております。次に、2項の雑入でございます。雑入につきましては、収入済額が611万4,462円、前年比では590万6,724円の増となっております。この増につきましては移転補償費による増でございます。

続きまして、8款1項の町債、予算現額3億4,770万円、調定額、収入済額同額の

3億3,760万円、前年比では6,090万円の減額となっております。この減額につきましては、繰上償還が前年より少なかったためでございます。

歳入合計、予算現額7億3,119万2,000円、前年比では6,551万7,000円の減、調定額7億2,690万5,869円、前年比で6,833万5,938円の減となっております。収入済額につきましては7億1,588万5,645円、前年比で2,882万64円の減でございます。収入未済額につきましては1,102万224円で、前年比で3,951万5,874円の減となっております。

次の、184、185ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項の下水道費、予算現額が2億9,002万6,000円、支出済額2億7,471万4,078円、前年比では8,526万7,601円の増となっております。この増につきましては建設工事の増によるものでございます。

続きまして、2款1項の公債費、予算現額4億4,096万6,000円、支出済額4億4,095万9,967円、前年比では1億1,167万4,888円の減となっております。やはりこの減につきましても繰上償還の減によるものでございます。町債の年度末現在高につきましては26億6,301万3,633円となります。予備費につきましては、予算現額20万円、支出済額はゼロでございます。

歳出合計につきましては、予算現額7億3,119万2,000円、前年比では6,551万7,000円の減、支出済額7億1,567万4,045円、前年比では2,640万7,287円の減となっております。不用額につきましては1,551万7,955円で、前年比289万287円の減でございます。

歳入歳出差引残額21万1,600円、前年比241万2,777円の減となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、昼食休憩をとりたいと思います。

開会は1時です。よろしくお願いいたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

議長（岩寄幸夫君） 昼食前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成22年8月6日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、それから書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討をいたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第51号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第11、議案第51号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。議案第51号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書201ページをお願いいたします。

議案第51号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の203ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額18億4,541万7,643円、歳出総額17億7,302万6,726円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の7,239万917円でございます。なお、実質収支額のうち、基金に積立金として2,645万円を予定しております。

次204、205ページをお願いいたします。

平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入について、1款1項国民健康保険税、予算現額5億1,174万円、調定額7億2,871万6,322円、収入済額5億3,406万6,811円、前年比では64万6,461円の増となっております。この増につきましては、一般被保険者分は減額、それから退職者の保険者分は増額となって、退職者の振りかえによりそれぞれ増となっております。不納欠損額、993万7,129円、それから収入未済額は1億8,471万2,382円でございます。

続きまして、2款1項一部負担金、予算現額2,000円、収入済額はゼロでございます。

続きまして、3款1項手数料、予算現額28万円、調定額、収入済額同額の30万8,546円、前年比では4万2,716円の減となっております。これは預金差し押さえ、それから督促手数料等でございます。

続きまして、4款の国庫支出金、予算現額3億6,594万4,000円、調定額4億6,881万5,932円、収入済額も同額で、前年比では1,379万3,948円の増額となっております。1項の国庫負担金、収入済額は3億7,783万9,008円、前年比では127万7,024円の増となっております。この増につきましては、老人保健の拠出金については減でございますけれども、過年度分の療養給付費分がその分増となっております。続きまして、2項の国庫補助金、収入済額9,097万6,924円、前年比では1,251万6,924円の増となっております。この増につきましては給付費の増に伴うものでございます。

続きまして、5款1項療養給付費交付金でございます。予算現額5,630万8,000円、調定額、収入済額同額の6,766万3,216円、前年比では3,620万4,784円の減でございます。これは給付費の減によるものでございます。

続きまして、6款1項前期高齢者交付金、予算現額3億3,187万7,000円、調定額、収入済額同額の3億3,187万7,556円でございます。前年比では1億4,405万8,774円の増となっております。この増につきましては、主に過大交付分ということで、23年度に返還する予定となっております。

続きまして、7款の県支出金、予算現額8,037万3,000円、調定額、収入済額同額の8,691万5,593円、前年度比では560万5,989円の増となっております。1項の県負担金、収入済額は1,010万8,593円、前年比で39万7,011円の減でございます。2項の県補助金、収入済額7,680万7,000円、前年比では600万3,000円の増となっております。この増につきましては特定健診、それと給付費の増によるものでございます。

続きまして、8款1項の共同事業交付金、予算現額2億1,623万8,000円、調定額、収入済額同額の2億1,649万5,170円、前年比では508万2,367円の減となっております。これは対象者の減によるものでございます。

続きまして、9款の財産収入、1項の財産運用収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額同額の3,124円で、これについては基金利子となっております。

続きまして、10款の繰入金、予算現額2億2,874万4,000円、調定額、収入済額同額の7,556万7,814円、前年比では1億7,812万4,109円の減額となっております。それで、1項の他会計繰入金、収入済額が7,556万7,814円ということで、先ほど申した1億7,812万4,109円の減額、これにつきましては法定外繰入金が今年度はなかったために大きく減額となっております。それから、2項の基金繰入金、予算現額では3,000万6,000円、収入済額ではゼロ円となっております。

続きまして、11款1項の繰越金でございます。予算現額6,001万円、調定額、収入済額同額の6,000万9,529円でございます。

続きまして、12款の諸収入、予算現額565万5,000円、調定額、収入済額同額の369万4,352円、前年比では281万1,495円の増となっております。1項の延滞金及び過料、収入済額が25万8,002円、これが前年比で22万7,222円の減となっております。次に、2項、3項につきましては、収入済額がゼロで、4項の雑入でございます。収入済額が343万6,350円、前年比で303万8,717円の増となっております。これにつきましては交通事故による第三者納付金となっております。

歳入合計、予算現額18億5,717万2,000円、前年比では1,177万7,000円の増となっております。調定額20億4,006万7,154円、前年比で2,097万8,328円の増でございます。収入済額につきましては18億4,541万7,

643円、前年比で747万5,344円、不納欠損額993万7,129円につきましては前年比で508万7,124円。それから、収入未済額1億8,471万2,382円につきましては、前年比で841万5,860円の増となっております。

次の206、207ページをお願いいたします。

歳出について、1款の総務費でございます。予算現額1,192万6,000円、支出済額927万952円、前年比では98万8,519円の減額となっております。1項の総務管理費、支出済額が808万9,147円、前年比では72万7,985円の減額でございます。これは役務費委託料の減によるものでございます。2項の徴税費、支出済額93万4,078円、前年比では31万6,671円の減、これもやはり役務費の減によるものでございます。3項の運営協議会費、支出済額6万7,640円、前年比では4万8,040円の増となっております。続きまして、4項の趣旨普及費、支出済額18万87円で、前年比8,097円の増となっております。

続きまして、2款の保険給付費、予算現額12億1,075万9,000円、支出済額11億7,169万4,456円、前年比で5,507万5,408円の増となっております。1項の療養諸費でございます。支出済額が10億4,836万5,750円で、前年比で5,401万3,885円、これは増につきましては1人当たりの医療単価の増によるものでございます。続きまして、2項の高額療養費、支出済額1億1,312万6,816円、前年比では244万9,633円の増となっております。続きまして、3項の移送費、支出済額ゼロ。4項の出産育児諸費、これが支出済額が910万1,890円、前年比では113万8,110円の減となっております。対象者の減によるものでございます。5項の葬祭費、これは110万円、前年比では25万円ほどの減額、これも対象者の減によるものでございます。

続きまして、3款1項の後期高齢者支援金等、予算現額は2億3,099万9,000円、支出済額は2億3,099万8,268円、前年比で1,963万5,632円の減となっております。この減につきましては、20年度より始まった科目で概算の支払いがなかったためということで減額となっております。

続きまして、4款1項の前期高齢者納付金等、予算現額は65万8,000円、支出済額が65万6,819円、前年度比では31万9,340円の増となっております。

続きまして、5款1項の老人保健拠出金、予算現額1,740万4,000円、支出済額が1,740万3,526円で、5,034万6,556円の減となっております。これにつきましては、老人保健が22年度で制度終了で給付が少なくなったので、大きく減額となっております。

続きまして、6款1項介護納付金、予算現額9,289万2,000円、支出済額が9,

2 8 9 万 1 , 4 6 0 円、前年比では 1 1 8 万 3 , 5 2 8 円の減でございます。

続きまして、7 款 1 項 共同事業拠出金、予算現額 2 億 5 3 7 万 9 , 0 0 0 円、支出済額 2 億 5 3 7 万 3 , 7 7 0 円、前年比では 8 9 万 8 3 7 円の増となっております。

続きまして、8 款の保健事業費、予算現額 1 , 9 9 6 万 7 , 0 0 0 円、支出済額 1 , 4 3 4 万 7 , 3 4 4 円、前年比では 1 1 3 万 2 9 4 円の増となっております。それで、1 項の特定健康診査等事業費、支出済額が 1 , 0 8 9 万 2 , 2 7 2 円、前年比では 1 1 9 万 2 , 4 7 0 円の増となっております。この増につきましては受診者がふえたためでございます。2 項の保健事業費、支出済額は 3 4 5 万 5 , 0 7 2 円、前年度比では 6 万 2 , 1 7 6 円の減でございます。これは、人間ドッグの単価改正による減となっております。

続きまして、9 款 1 項の基金積立金、予算現額 3 , 0 0 0 万 6 , 0 0 0 円、支出済額 3 , 0 0 0 万 5 , 1 7 2 円、前年度比では 3 , 0 0 0 万 5 , 1 7 2 円そっくりの増となっております。

続きまして、1 0 款 1 項の公債費、予算現額 1 , 0 0 0 円、支出済額はゼロでございます。

続きまして、1 1 款の諸支出金、予算現額 1 8 8 万 6 , 0 0 0 円、支出済額 3 8 万 4 , 9 5 9 円、前年度比にしますと 9 1 6 万 5 , 7 4 5 円の減でございます。1 項の償還金及び還付加算金、これが支出済額 2 4 万 4 , 4 8 8 円、前年度比 9 3 0 万 6 , 2 1 6 円、2 1 年度は過大交付分が少なかったことにより減額となっております。2 項の指定公費負担医療費立替金、支出済額が 1 4 万 4 7 1 円でございます。

続きまして、1 2 款 1 項の予備費、予算現額 3 , 5 2 9 万 5 , 0 0 0 円、支出済額はゼロ円でございます。

歳出合計、予算現額 1 8 億 5 , 7 1 7 万 2 , 0 0 0 円、前年比にしますと 1 , 1 7 7 万 7 , 0 0 0 円、支出済額につきましては 1 7 億 7 , 3 0 2 万 6 , 7 2 6 円、前年比で 4 9 0 万 6 , 0 4 4 円の減額となっております。不用額につきましては 8 , 4 1 4 万 5 , 2 7 4 円で、前年比で 1 , 6 6 8 万 3 , 0 4 4 円の増額となっております。

歳入歳出差引残額につきましては、7 , 2 3 9 万 9 1 7 円、前年比で 1 , 2 3 8 万 1 , 3 8 8 円の増となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成22年8月6日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討をいたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第52号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第12、議案第52号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第52号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、

認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書237ページをお願いいたします。

議案第52号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の239ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額2億2,946万8,337円、歳出総額2億2,936万8,337円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の10万円となっております。

次の240、241ページをお願いいたします。

平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、歳入について、1款の使用料及び手数料1項の使用料、予算現額2,492万円、調定額2,581万5,069円、収入済額2,529万1,114円、前年比では31万6,784円の増となっております。この増につきましては接続戸数の増によるものでございます。

続きまして、2款1項の繰入金、予算現額8,626万3,000円、調定額、収入済額同額の7,781万7,238円、前年比では806万987円の減となっております。これは建設費の大幅な減に伴うものでございます。

続きまして、3款1項繰越金、予算現額12万円、調定額、収入済額も同額の12万円で、前年比では326円の減となっております。

続きまして、4款1項諸収入、予算現額1,515万5,000円、調定額、収入済額同額の1,510万2,885円、前年比では1,387万3,975円の増となっております。この増につきましては消費税の還付金、あるいは管路施設補償費の増によるものでございます。

続きまして、5款の分担金及び負担金1項の負担金でございます。予算現額481万2,000円、調定額、収入済額も同額でございます。前年比では2,513万7,000円の減となっております。これは工事費の減によるものでございます。工事費の5%となっております。

続きまして、6款国庫支出金1項の国庫補助金でございます。予算現額4,612万5,000円、調定額、収入済額も同額となっております。前年比では2億2,256万6,000円の大幅な減額となっております。これも建設工事費の減によるもので、これにつきましては事業費の2分の1が国庫補助金として入ってきております。

続きまして、7款の県支出金1項の県補助金、予算現額450万円、調定額、収入済額も同額でございます。前年比では636万6,000円の減となっております。この県の

補助金、事業費の5%が入っております。

続きまして、8款1項の町債でございます。予算現額5,570万円、調定額、収入済額も同額でございます。前年度比では1億9,140万円の減額であります。これも建設費の減によるものでございます。

歳入合計、予算現額2億3,759万5,000円、4億3,454万1,000円の減。それから、調定額2億2,999万2,292円、4億3,927万8,618円の減。収入済額につきましては2億2,946万8,337円、4億3,933万9,554円の減となっております。収入未済額につきましては52万3,955円で、前年度比では6万936円の増となっております。

次の242、243ページをお願いいたします。

歳出について、1款1項の農業集落排水事業費、予算現額1億5,915万8,000円、支出済額1億5,190万5,774円、前年度比では4億4,236万2,785円の減となっております。この減につきましては建設工事費の減によるものでございます。

2款1項の公債費、予算現額は7,833万7,000円、支出済額は7,746万2,563円、前年比では304万3,331円の増となっております。これは償還利子の増によるものでございます。なお、町債の年度末現在高につきましては14億3,283万6,947円でございます。

3款1項の予備費につきましては、予算現額が10万円、支出済額はゼロでございます。

歳出合計、予算現額2億3,759万5,000円、前年比で4億3,454万1,000円の減となっております。支出済額2億2,936万8,337円、前年度比で4億3,931万9,454円の減でございます。不用額につきましては822万6,663円、前年比で477万8,454円の増となっております。

歳入歳出差引残額10万円、前年比で見ますと2万100円の減となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成22年8月6日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された農業集落排水事業特別会計

の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討をいたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第13 議案第53号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第13、議案第53号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第53号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書257ページをお願いいたします。

議案第53号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の259ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額、歳出総額同額の721万386円でございます。

次260、261ページをお願いいたします。

平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書、歳入、1款1項貸付事業収入、予算現額447万2,000円、調定額1億4,961万278円、収入済額486万654円、前年度比で591万6,661円の減となっております。この減につきましては、前年度は繰上償還があったため、今年度はなかったということで減額となっております。収入未済額につきましては、1億4,474万9,624円、前年比で70万90円の増額となっております。

2款の県支出金1項県補助金、予算現額105万9,000円、調定額、収入済額も同額となって、前年比では6万5,000円の減額でございます。

続きまして、3款1項の繰入金、予算現額169万8,000円、調定額、収入済額同額の129万732円、前年度比21万5,077円の減となっております。

歳入合計、予算現額722万9,000円、620万円の減。調定額1億5,196万10円、前年度比では549万6,648円の減。収入済額721万386円、前年比で619万6,738円の減となっております。収入未済額につきましては1億4,474万9,624円でございます。

次の262、263ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費1項の総務管理費、予算現額12万1,000円、支出済額10万4,580円、前年比で3,455円の増となっております。

続きまして、2款1項の公債費、予算現額710万7,000円、支出済額710万5,806円、前年比では620万193円の減となっております。なお、町債の年度末現在高につきましては1,782万519円でございます。

3款1項の予備、予算現額1,000円、支出済額はゼロ円でございます。

歳出合計、予算現額722万9,000円、620万円の減、支出済額につきましては710万386円、619万6,738円の減となっております。不用額につきましては1万8,614円、3,262円の減となっております。

歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成22年8月6日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討をいたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第54号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第14、議案第54号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第54号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について提

案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書273ページをお願いいたします。

議案第54号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の275ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額、歳出総額同額の1,551万5,179円でございます。

次の276、277ページをお願いいたします。

平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算書。なお、この老人保健につきましては、後期高齢者医療制度が平成20年4月より実施されたため、本年度歳入は第三者納付金の返還金が1,429万6,980円で、これについて22年度に支払基金、国、県に返還するものでございます。

それでは、歳入の1款1項支払基金交付金、予算現額8,000円、調定額、収入済額同額の7,599円、これは20年度の過年度分でございます。

続きまして、2款1項国庫支出金負担金、予算現額53万7,000円、調定額、収入済額同額の53万7,687円で、これも20年度の過年度分となっております。

続きまして、3款県支出金1項の県負担金、予算現額1,000円、収入済額ゼロ。

続きまして、4款1項の繰入金、予算現額89万8,000円、調定額、収入済額同額の67万2,913円、これは20年度の過大交付分、歳出の償還金分となっております。

続きまして、6款の諸収入、予算現額1,429万9,000円、調定額、収入済額同額の1,429万6,980円でございます。前年度比では1,355万5,015円の増となっております。1項、2項につきましては収入済額ゼロ、3項の雑入1,429万6,980円ということで、これは交通事故による第三者納付金ということで1名分でございます。

歳入合計、予算現額1,574万3,000円、それから調定額につきましては1,551万5,179円、収入済額も同額でございます。

次の、278、279ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費1項の総務管理費、予算現額3万円、支出済額4,000円、これは先ほどの共同処理1件分でございます。

続きまして、3款の諸支出金、予算現額1,551万3,000円、支出済額、1,551万1,179円、前年度比にしますと630万1,099円、それで、1項の償還金、これが支出済額が67万1,179円、これは過大交付部分の償還金でございます。

続きまして、繰出金でございます。支出済額が1,480万円、これにつきましては、先ほどの交通事故による第三者納付金、これを一般会計に繰り出しをし、また、22年度一般会計から老人会計に繰り出しをし、支払基金、国、県にそれぞれ返還をするものでございます。

4款1項予備費、予算現額20万円、支出済額はゼロ。

歳出合計、予算現額1,574万3,000円、支出済額1,551万5,179円、歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成22年8月6日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された老人保健事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討をいたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第55号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第15、議案第55号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第55号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書291ページをお願いいたします。

議案第55号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の293ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額8億9,760万8,376円、歳出総額8億7,473万1,398円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の2,287万6,978円でございます。このうち、介護給付費準備基金積み立てを1,753万7,129円を予定し、それ以外につきましては繰り越しをし、次年度で国と支払基金に返還する予定となっております。

次の294、295ページをお願いいたします。

平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入、1款保険料、1項の介護保険料、予算現額1億7,483万1,000円、調定額1億7,771万2,100円、収入済額1億7,554万9,900円、前年比2,555万400円の増となっ

ております。この増につきましては保険料の改定、それと保険者の増によるものでございます。不納欠損額41万8,400円、前年比で6万3,500円の減、収入未済額174万3,800円、26万9,100円の減となっております。

続きまして、2款の使用料及び手数料1項の手数料、予算現額4万円、調定額4万3,300円、収入済額も同額、前年比で8,100円の増となっております。

続きまして、3款の国庫支出金、予算現額2億3,714万2,000円、調定額2億3,911万7,544円、収入済額2億1,214万5,444円、前年比3,854万3,628円の増となっております。1項の国庫負担金、収入済額は1億6,834万2,297円、4,653万9,557円の増となっております。これにつきましては給付費の増によるものでございます。それから2項の国庫補助金、収入済額4,379万8,247円、799万5,929円の減となっております。この減につきましては、前年度は介護従事者処遇等改善臨時特例交付金があったため、その分が減額となっております。

4款1項支払基金交付金、予算現額2億5,548万8,000円、調定額、収入済額同額の2億5,548万7,144円、前年比1,603万9,144円の増となっております。この増につきましても給付費の増に伴うものでございます。

続きまして、5款の県支出金、予算現額1億2,862万7,000円、調定額、収入済額同額の1億2,445万1,044円、前年比1,209万5,726円の増となっております。1項の県負担金1億2,133万2,632円、前年比で1,252万6,619円の増となっております。給付費の増によるものでございます。2項の県補助金、収入済額が311万8,412円、43万893円の減でございます。

続きまして、6款財産収入1項の財産運用収入、予算現額1万円、調定額、収入済額同額の2,657円、これは基金利子でございます。

続きまして、7款の繰入金、予算現額1億3,185万9,000円、調定額、収入済額同額の1億2,594万5,057円、前年比で589万3,012円の減となっております。1項の一般会計繰入金、収入済額1億2,077万5,066円、667万4,673円の増でございます。この増につきましては利用者の増によるものでございます。2項の基金繰入金、収入済額が516万9,991円、前年比で1,256万7,685円の減となっております。これは保険料の軽減分となっております。なお、前年度は準備基金より取り崩しがあったため、その分が減額となっております。

続きまして、8款1項の繰越金、予算現額370万9,000円、調定額、収入済額同額の370万8,730円、前年比232万1,834円の減でございます。これは受け入れ超過部分の返還でございます。

続きまして、9款の諸収入1項の雑入、予算現額28万円、調定額、収入済額も同額と

なって、前年比では8,600円の増でございます。これは審査会の精算分に伴うものでございます。

歳入合計につきまして、予算現額9億3,197万7,000円、前年比では9,570万6,000円の増、調定額9億2,674万7,576円、前年比1億1,075万5,209円の増となっております。収入済額では8億9,760万8,376円で8,411万809円の増となっております。不納欠損額41万8,400円、6万3,500円の減、収入未済額2,872万800円でございます。

次の296、297ページをお願いいたします。

歳出、1款の総務費、予算現額4,093万2,000円、支出済額1,258万46円、前年比では471万3,805円の減。翌年度繰越額は2,697万7,000円でございます。次の1項の総務管理費でございます。支出済額が145万4,559円、前年比42万5,379円の増。それから、翌年度繰越額は2,697万7,000円でございます。2項の徴税費、支出済額が57万9,611円、2,365円の増でございます。3項の介護認定審査会費、支出済額1,023万8,016円、前年比では135万1,844円の減となっております。この減につきましてはシステム改修費が減額となっております。4項の趣旨普及費、支出済額は30万7,860円、前年比で6万1,425円の増となっております。

2款の保険給付費、これは予算現額8億6,493万6,000円、支出済額8億4,059万6,061円、前年比で8,388万8,556円の増となっております。この増につきましては、認定者、利用者の増によるものとなっております。1項の介護サービス等諸費、支出済額が7億7,272万5,757円、前年比で7,401万1,185円の増となっております。2項の介護予防サービス等諸費、支出済額3,454万138円、前年比で276万4,238円の増となっております。3項のその他諸費、支出済額113万2,020円、前年比では5万7,190円の増でございます。4項の介護サービス等費、これが支出済額1,049万3,477円、207万804円の増となっております。新規な科目で、5項が高額医療合算介護サービス等費、これが支出済額が3,879円でございます。6項の特定入所者介護サービス等費、支出済額2,166万6,590円、前年比で494万7,060円の増となっております。

続きまして、3款1項の財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額はゼロ円でございます。

続きまして、4款の地域支援事業費、予算現額2,102万4,000円、支出済額1,762万6,316円、前年比で303万8,339円の減額となっております。1項の介護予防事業費につきましては、支出済額が542万4,662円、前年比で277万2,

576円の減となっております。これは利用者の減によるもので、社協と渋川の医師会の方に委託しております。2項の包括的支援事業・任意事業費、支出済額が1,220万1,654円、前年比では26万5,763円となっております。これは社協に委託事業でございます。

6款の諸支出金、予算現額408万4,000円、支出済額392万8,975円、前年比で84万1,383円の増でございます。1項の償還金及び還付金、支出済額364万8,975円、前年比で75万5,483円の増となっております。これは過大交付分の増によるものでございます。2項の繰出金、支出済額が28万円、前年比で8万5,900円の増となっております。これは審査会の精算に伴うものでございます。

7款1項予備費、予算現額100万円、支出済額ゼロでございます。

歳出合計につきましては、予算現額9億3,197万7,000円、前年比で9,570万6,000円の増、支出済額8億7,473万1,398円、前年比で6,494万2,561円の増となっております。翌年度繰越額は2,697万7,000円、不用額につきましては3,026万8,602円で、前年比では378万6,439円の増となっております。

歳入歳出差引残額2,287万6,978円、前年比では1,916万8,248円の増となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成22年8月6日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討をいたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

日程第16 議案第56号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第16、議案第56号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第56号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 高橋会計課長。

〔会計課長 高橋和雄君発言〕

会計課長（高橋和雄君） それでは、決算書321ページをお願いいたします。

議案第56号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

次の323ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億2,405万4,286円、歳出総額1億2,232万2,586円、歳入歳出差引額、実質収支額同額の173万1,700円でございます。

次の324、325ページをお願いいたします。

平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、歳入、1款1項後期高齢者医療保険料、予算現額9,182万5,000円、調定額、収入済額同額の9,098万1,700円、前年比で540万3,100円の増となっております。これは被保険者の増でございます。それから、収入未済額107万9,900円、前年比で20万4,500円の減額となっております。

2款の使用料及び手数料1項の手数料、予算現額5万円、調定額、収入済額同額の4万7,400円、これは督促手数料で、前年比で1万6,500円の増となっております。

3款繰入金1項の一般会計繰入金、予算現額3,194万5,000円、調定額、収入済額同額の2,992万167円、前年比で75万321円の減となっております。この減につきましては事務費負担金の減によるものでございます。

4款1項の繰越金、予算現額77万9,000円、調定額、収入済額77万8,500円ということで、これは20年度4月より本事業が開始されたということで繰り越しについては新規となっております。

それから、5款の諸収入、予算現額485万円、調定額、収入済額同額の232万6,519円、前年比58万3,820円の減となっております。1項の延滞金加算金及び過料、収入済額が3万6,200円、それから、2項の償還金及び還付加算金、これが2万5,000円。次に、3項の預金利子につきましては支出済額はゼロ。4項の受託事業収入、収入済額が218万5,319円、前年比で59万1,610円の減となっております。この減につきましては受託事業の減と、それに伴って受診者の減によるものでございます。5項の雑入、収入済額が8万円、前年比5万3,410円の減となっております。

歳入合計、予算現額1億2,944万9,000円、前年比で349万9,000円の増、それから調定額1億2,513万4,186円、前年比334万6,959円の増となっております。収入済額では1億2,405万4,286円、前年比355万1,459円でございます。収入未済額が107万9,900円でございます。

次のページ、326、327ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款の総務費、予算現額666万5,000円、支出済額372万9,916円、前年比で259万9,551円の減となっております。1項の総務管理費、支出済額が347万1,680円、前年比250万7,850円の減でございます。この減につきましては郵便料の減、それから健康診査委託料の減によるものでございます。2項の徴収費、支出済額は25万8,236円、前年比で9万1,701円の減でございます。この減は郵便料の減によるものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額が1億2,028万5,000円、

支出済額が1億1,856万7,670円、前年比では517万2,810円の増となっております。この増につきましては、被保険者の増により保険料がその分ふえております。

3款諸支出金、予算現額が5万2,000円、支出済額が2万5,000円。1項の償還金及び還付加算金が2万5,000円、これは20年度の還付金となっております。

続きまして、4款1項の予備費、予算現額が244万7,000円、支出済額につきましてはゼロでございます。

歳出合計、予算現額1億2,944万9,000円、前年比349万9,000円の増、それから支出済額1億2,232万2,586円、前年比で259万8,259円の増となっております。不用額712万6,414円、前年比では90万741円の増となっております。

歳入歳出差引残額173万1,700円、前年比では95万3,200円の増となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成22年8月6日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸伝票、書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討をいたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上で、水道事業以外の一般会計並びに特別会計の監査委員報告を終わるわけですが、きょうでなく、最近お配りしたと思うんですが、例月出納検査の報告書で5月分、6月30日に監査したわけですがけれども、その用紙に記載した一般会計及び特別会計の年間収支の合計額は全部決算書と合っておりますので、文字どおり計数的には異常ありません。

それと、例月の出納検査報告書のところに、特別会計から一般会計へ繰り入れたもの、それから県から繰り入れたもの、そういったものを合わせて一般会計から他会計へ繰り出したお金、こういったものを一括して載せてあります。数字的には間違いのないと思います

ので、収入103億円、それから支出100億円という数字がありますけれども、この数字の中には、ダブっているというか、一般会計から繰り出して、また収入に入っているという部分もありますので、約5億円ぐらいでしょうか、これは収入が103億円、それから支出が100億円、この中に一般会計からの他会計への繰り出し金というのはダブって経理されますので、実質的には95億円ぐらいが正式な吉岡町の歳出というふうに見ているのではないかと考えております。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） 郵便を記録のあるものから普通のものにかえて、かなり料金が安くなったというふうに説明のときに伺ったんですが、記録を普通のものにかえたことによってトラブルのようなものはなかったですか。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 長議員さんのご質問にお答えいたします。

以前は保険証と記録郵便に対して受け取りの判をいただいて確認していたわけなのですが、最近はそのような方法でなく、普通郵便でも結構だというお話を聞いて、吉岡町でもそのように行っております。特に問題等は現在のところ聞いておりません。よろしくお願ひします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第57号 平成21年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第17、議案第57号 平成21年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第57号 平成21年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

水道事業では、水道利用のお客様に対しまして、安全安心で、安定した水を供給することを第一の使命として事業活動を行っております。その結果、平成21年度決算では、経営活動に伴う収支であります。収益的収入及び支出におきましては1,734万4,858円の欠損金が生じた赤字決算でした。また、投資的費用であります資本的収入及び支出におきましては、資本的収入額が資本的支出額に対して不足した額1億535万2,662円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資金的収支調整額1,804万7,153円と、当年度分損益勘定留保資金8,730万5,509円で補てんさせていただきました。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決されますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、議案第57号 平成21年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について、町長の補足説明をさせていただきます。

平成21年度決算につきましては、先ほど町長が申しましたように、損益決算書によりまして1,734万4,858円の欠損金、いわゆる赤字決算でございました。理由といたしましては、給水人口につきましては増加傾向にありますけれども、水道使用料、いわゆる有水量につきましては前年度に対しまして2,833立方減少しており、水道使用者のさらなる節水傾向と、町の第4次拡張事業によりまして施設を更新したことによりまして減価償却費及び支払利息の増が赤字決算になった主な要因と考えております。

それでは、決算報告書の報告に入らせていただきます。

343ページをごらんください。

収益的収入及び支出について説明をいたします。説明は款のみの説明とさせていただきます。

収入の部、第1款水道事業収益ですが、決算額3億6,630万3,784円で、対前

年比で236万5,722円の増でありました。

次に支出の部ですけれども、第1款水道事業費用ですが、決算額3億6,543万7,738円で、対前年比で103万95円の増額でございました。

次に、344ページをごらんください。

資本的収入及び支出につきまして説明をいたします。

この資本的収入につきましては、第4次拡張事業によりまして、小倉地区にあります3万トン貯水池内にトンネル水源水調整井築造工事を実施しましたことによりまして、決算額が前年と比べ大幅な増額となっております。

最初に収入の部ですけれども、第1款資本的収入です。決算額3億3,061万5,000円、対前年度比で2億5,488万1,500円の増でございます。

次に支出の部ですけれども、第1款資本的支出ですが、決算額4億3,596万7,662円で、対前年度比2億2,406万237円の増でございました。なお、資本的収入に対しまして不足しました1億535万2,662円につきましては当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額であります1,804万7,153円と、当年度分損益勘定留保資金から8,730万5,509円で補てん処理をさせていただきました。

次に345ページ、損益計算書につきまして説明をさせていただきます。

1、営業収益ですけれども、3億3,801万2,469円から営業費用の合計3億1,997万5,370円を差し引きました営業利益は1,803万7,099円、対前年度比で1,127万7,732円の減額でございました。また、営業外収益ですけれども、216万9,800円から4の営業外費用3,848万1,732円を差し引きますと、マイナス3,631万1,932円で、対前年度比17万4,651円の減額です。営業利益1,833万7,099円から営業外費用であります3,631万1,932円を差し引きました結果、経常損失は1,827万4,833円になります。この営業損失1,827万4,833円から、今年度発生しました特別利益92万9,975円を差し引きました1,734万4,858円が当年度未処理欠損金となります。

次に、346ページをごらんください。

剰余金計算書につきまして説明をさせていただきます。

最初に利益剰余金の部ですけれども、当年度は利益が出ませんでしたので、当年度純損失であります当年度未処理欠損金につきましては、一番下になりますけれども、1,734万4,858円でございます。

次に、347ページ、資本剰余金につきまして説明をいたします。これは347ページから348ページにかけて、2ページにわたっております。

資本剰余金につきましては、348ページの総額ですけれども、14億2,640万2,

467円で、対前年度比6,061万5,000円の増額になっております。

次に、349ページの欠損金処理計算書(案)につきまして説明をさせていただきます。

平成21年度水道事業におきまして欠損が生じたため、利益剰余金勘定に対しまして欠損勘定を設けて処理を行うものでございます。当年度未処理欠損金1,734万4,858円の処理につきましては、公営企業法施行令第24条の3の規定によりまして、資本の部の利益剰余金に繰り入れ処理をしたということでございます。

最後に、350ページ、351ページの貸借対照表につきまして説明をさせていただきます。

まず350ページ、資産の部から説明をさせていただきます。

1、固定資産につきまして説明をいたします。合計で、固定資産合計は今年度37億9,330万2,661円で、対前年度比2億3,929万8,538円の増額でございます。

次に、2の流動資産について説明をいたします。流動資産合計につきましては4億4,056万7,563円で、対前年度比458万6,506円の減額でございます。

固定資産、流動資産を足しました資産合計ですけれども、42億3,387万224円で、対前年度比1億9,343万1,032円が資産としての合計の増でございます。

次に、351ページ、負債の部について説明をさせていただきます。

3の流動負債について説明を行います。流動負債、負債合計につきましては2億9,013万3,911円で、対前年度比7,466万3,120円の減額でございます。

次に、資本の部について説明をいたします。

4、資本金でございますけれども、資本金合計24億1,304万666円で、対前年度比2億2,482万4,010円の増額となっております。次に、5の剰余金ですけれども、剰余金合計15億3,069万5,647円、対前年度比4,327万142円の増額でございます。

資本合計は、資本金合計と剰余金合計を足しまして39億4,373万6,313円で、対前年度比2億6,809万4,152円の増額でございます。

最後に、負債資本合計でございますけれども、負債合計2億9,013万3,911円に、資本合計39億4,373万6,313円を足しました42億3,387万224円、対前年度比で1億9,343万1,032円の増でございます。

以上、雑駁ですけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 (岩寄幸夫君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

羽鳥代表監査委員。

〔代表監査委員 羽鳥善保君登壇〕

代表監査委員（羽鳥善保君） ご報告申し上げます。

平成21年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算につきまして、平成22年8月6日、監査委員、岸 祐次さんと私の2名で監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討をいたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程のうち、平成21年度決算認定議題が終了いたしました。

羽鳥代表監査委員には、監査報告ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後2時40分休憩

午後3時05分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 平成21年度の水道事業会計の監査委員さんの審査意見につきまして、事前に配付できませんでしたことをここに深くおわびを申し上げます。どうもすみませんでした。

議長（岩寄幸夫君） それでは、3時の休憩をとりたいと思います。20分まで休憩をとりたい

と思います。

午後3時06分休憩

午後3時20分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第18 議案第58号 平成22年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第18、議案第58号 平成22年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第58号 平成22年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,901万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億976万9,000円とするものです。

今回の補正の主な内容を申し上げますと、まず歳入では、町税、町民税、個人現年課税分2,000万円減額、普通交付税が、当初予算9億円に対して国の決定額は10億2,971万7,000円となったことにより1億2,971万7,000円の増額、国庫支出金、教育費国庫補助金、防衛施設周辺対策事業費補償金1,377万4,000円を減額、公立学校施設整備費、国庫負担金6,386万7,000円の増、繰入金、ふるさと創生基金繰り入れ9,521万1,000円、また、前年度の実質収支額は5,840万492円となったことにより、繰越金3,840万円の増額などでございます。

今回の補正で、財政調整基金から繰り入れは、6月補正後は1億9,166万5,000円でしたが、3,780万1,000円を減額して1億5,386万4,000円といたします。これにより、平成22年度9月補正後の財政調整基金の残高見込額は19億1,100万5,000円となります。

次に歳出ですが、昨年度実質収支額の5,840万492円の2分の1以上を財政調整基金に積み立てたため、積立金を1,920万1,000円増額をいたしました。また、増額の大きなものとしたしましては、駒寄駐車場、駒小駐車場用地買収費として3,149万5,000円、八幡山公園テニスコート用地改修費といたしまして2,839万8,000円、子宮頸がん及び高齢者肺炎球菌の予防接種委託料として1,276万円、第五

保育園施設整備補助金の追加分として1,442万6,000円でございます。

以上が主な補正内容となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、議案第58号 平成22年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分でございますが、該当区分ごとの金額等によるということで、「第1表・歳入歳出予算補正による」ものでございます。これにつきましては2ページから6ページまででございますが、説明につきましては補正の款項区分等を含め、事項別明細書で説明をさせていただきます。

第2条の地方債の変更につきましては、「第2表・地方債補正」によるということで、7ページをごらんいただきたいと思います。

学校教育施設等整備事業債ですが、全額8,350万円を減額するものでございます。これにつきましては一般財源で対応するものでございます。

それでは11ページをごらんください。事項別明細書によりまして説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分2,000万円を減額するものでございます。

次に、9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金1節地方特例交付金につきましては218万1,000円を増額、これは交付金の決定によるものでございます。

次に、10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節普通交付税1億2,971万1,000円増額するものです。これにつきましても交付金の決定によるものでございます。

次に、12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金、学童保育保護者負担金343万2,000円減額するものでございます。

次に12ページをごらんいただきたいと思います。14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童運営費国庫負担金30万2,000円増額するものでございます。保育運営費過年度分でございます。2項国庫補助金5,380万8,000円を増額するものでございます。主なものは、1目民生費国庫負担金2節次世代育成支援対策交付金、延長保育事業267万円減額、地域子育て支援拠点事業補助金374万5,000

円の増額でございます。次に、3目農林産業費国庫補助金1節農業費国庫補助金、農地制度実施円滑化事業補助金210万円増額でございます。5目教育費国庫補助金3節中学校国庫補助金、防衛施設周辺対策事業費補助金1,377万4,000円を減額、公立学校施設整備費国庫補助金6,386万7,000円を増額するものでございます。次に、3項国庫委託金2目民生費国庫委託金2節児童福祉費国庫委託金、子ども手当事務費交付金12万6,000円の増でございます。

次に13ページをごらんいただきたいと思います。15款県支出金1項県負担金1節児童運営費県負担金15万円を増額するもので、保育運営費過年度分でございます。次に、2項県補助金1,308万3,000円の増額をするものでございます。主なものは、1目総務費県補助金1節総務費県補助金、地域力向上事業県補助金80万円の増額でございます。次に、2目民生費県補助金6節児童福祉費県補助金、地域子育て支援拠点事業補助金499万4,000円の減額、一時保育推進事業補助金64万円減額、延長保育促進事業補助金374万円増額、群馬県安心子ども基金事業（保育所等緊急整備事業）県補助金961万8,000円の増額でございます。4目農林水産事業費県補助金1節農業振興費県補助金、経営体育成交付金400万円増額するもので、これは新規就農者補助事業でございます。次に14ページをごらんいただきたいと思います。3項県委託金1目総務費県委託金34万8,000円の減額。主なものは、4節統計調査費県委託金、国勢調査35万円の減額でございます。

次に、16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金、ふるさと創生基金利子42万3,000円減額でございます。

次に、18款繰入金2項基金繰入金2目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金378万1,000円減額、4目ふるさと創生基金繰入金1節ふるさと創生基金繰入金9,521万1,000円増額するものでございます。

次に15ページをごらんください。19款繰越金1項繰越金は、決算に基づき3,840万円を増額するものでございます。

次に、20款諸収入2項預金利子1目預金利子30万6,000円の増額。次に、5項雑入3目雑入2節雑入、魅力あるコミュニティーづくり支援事業助成金124万円の追加、これは10割補助でございます。

次に、21款町債1項町債3目教育費1節学校教育施設等整備事業、学校教育施設等整備事業債（吉岡中学校校舎増築事業）8,350万円減額するものでございます。

次に歳出でございますが、人件費、職員手当及び共済組合負担金は全款を通して人事異動等による増減でございます。

では、16ページをごらんいただきたいと思います。1款議会費1項議会費については

5,000円の減額でございます。

次に、2款総務費1項総務管理費の全体の補正額でございますが、18ページをごらんいただきたいと思いますが、補正額2,288万5,000円増額でございます。17ページに戻っていただきまして、1目一般管理費の主なものは、19節の集会施設等整備事業補助金280万円増額。これは、自治会施設等修理の補助をするものでございます。地域力向上事業補助金80万円増額、これにつきましては全額県補助でございます。魅力あるコミュニティ助成金124万円の増額、これにつきましても全額補助となっております。9目基金費25節で財政調整基金へ1,920万1,000円を積み立てるものでございます。18ページをごらんください。12目電子計算機13節委託料、ネットワーク構築委託料114万7,000円増額でございます。10目温泉事業費15節工事請負費、温泉施設改修工事432万1,000円増額でございます。これにつきましては、家族ぶろにリフト等設置等の工事費となっております。次に2項徴税费、全体の補正額でございますが19ページをごらんいただきたいと思いますが補正額549万2,000円の増額でございます。次に、3項戸籍住民基本台帳費、全体の補正額でございますが549万2,000円でございます。20ページをごらんいただきたいと思いますが。5項統計調査費、全体の補正額でございますが7万1,000円増額でございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費の全体の補正額でございますが、21ページをごらんいただきたいと思いますが。補正額697万3,000円の増額でございます。主なものといたしましては、4目老人福祉費13節委託料、高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画策定調査業務委託156万2,000円の増額でございます。6目障害者福祉費19節負担金補助金及び交付金、地域活動支援センター負担金68万4,000円増額でございます。次に、2項児童福祉費、全体の補正額でございますが、23ページをごらんいただきたいと思いますが。補正額は1,181万6,000円増額でございます。主なものといたしましては、22ページに戻っていただきたいと思いますが。3目児童保育費19節負担金補助金及び交付金、私立保育所施設整備補助金1,442万6,000円の増額、これは第五保育園増築工事の補助金でございます。保育所乳幼児受入支援事業補助金96万円増額でございます。これは、ゼロ歳児を受け入れた保育所に対しまして1人4万8,000円を補助するものでございます。

23ページ、24ページをごらんいただきたいと思いますが。4款衛生費1項保健衛生費、全体の補正額でございますが、補正額は1,882万4,000円の増額でございます。主なものといたしましては、24ページをごらんいただきたいと思いますが。1目予防費13節委託料、予防接種委託料1,276万円増額でございます。これは、子宮頸がんと肺炎球菌ワクチン接種の委託料でございます。25ページをごらんいただきたいと思いますが。

次に、2項清掃費の全体の補正額でございますが、補正額57万5,000円の増額でございます。主なものといたしましては、2目塵芥処理費19節負担金補助金及び交付金、資源ごみ保管施設補助金40万円、これは、自治会へのストックハウス設置補助金でございます。

26ページをごらんください。6款農林水産業費1項農業費、全体の補正額でございますが、26ページをごらんいただきたいと思っております。補正額1,822万9,000円の増額でございます。主なものといたしましては、3目農業振興費15節工事請負費、建設工事(道の駅)284万円増額、また、19節負担金補助及び交付金、経営体育成交付金400万円増額でございます。新規就農者補助金として全額県補助金でございます。

次に、6款農林水産費2項林業費、全体の補正額でございますが、27ページをごらんいただきたいと思っております。補正額119万7,000円でございます。主なものといたしましては、2目林業振興費15節工事請負費、林道補修工事89万9,000円でございます。これは、側溝等の補修の工事となっております。

次に、7款商工費1項商工費、全体の補正額でございますが、補正額309万8,000円増額でございます。主なものといたしましては、1目商工総務費19節負担金補助及び交付金、プレミアム商品券事業補助金300万円増額でございます。

27ページ、28ページをごらんいただきたいと思っております。8款土木費1項土木管理費、全体の補正額でございますが、28ページをごらんいただきたいと思っております。補正額19万6,000円の減額でございます。次に、2項道路橋梁費、全体の補正額でございますが、補正額1,868万3,000円増額でございます。主なものといたしましては、2目道路維持費15節工事請負費、道路維持補修費754万円増額でございます。これは、集中豪雨による災害復旧工事等でございます。3目道路新設改良費19節負担金補助及び交付金、新車橋拡幅工事(県営工事負担金)1,100万円増額でございます。29ページをごらんいただきたいと思っております。3項河川費1目河川総務費15節工事請負費、普通河川改修工事5万円増額でございます。続きまして、4項都市計画費、全体の補正額でございますが、補正額9万9,000円増額でございます。主なものといたしましては、2目都市施設費13節委託料、南下防災公園基本計画作業業務委託395万円追加でございます。3目下水道費28節繰出金、下水道特別会計繰出金382万6,000円減額でございます。29ページ、30ページをごらんいただきたいと思っております。5項住宅費の全体の補正額でございますが、補正額110万円増額でございます。主なものといたしましては、1目住宅費15節工事請負費、維持補修工事単独分といたしまして80万円増額、補助分といたしまして30万円増額でございます。

30ページをごらんいただきたいと思っております。9款消防費1項消防費、全体の補正額で

ございますが、補正額113万4,000円増額でございます。主なものといたしましては、1目非常勤消防費11節需用費、消防装備品等修繕料30万円増額でございます。これは、無線器等の修繕でございます。

31ページをごらんいただきたいと思います。次に、10款教育費1項教育総務費、全体の補正額でございますが、補正額615万9,000円増額でございます。主なものといたしましては、2目事務局費11節需用費、印刷製本費505万9,000円増額でございます。31ページ、32ページをごらんいただきたいと思います。2項小学校費の全体の補正額でございますが、補正額3,416万3,000円増額でございます。主なものといたしましては、3目学校建設費13節委託料、土地開発委託料78万8,000円増額、17節公有財産購入費、駒小用地買収費3,149万5,000円増額でございます。これにつきましては、校舎で先行取得してました駐車場の買い戻しでございます。3項中学校費の全体の補正額でございますが、33ページをごらんいただきたいと思います。補正額260万円増額でございます。主なものといたしましては、3目学校建設費19節負担金補助及び交付金、水道加入負担金149万円増額でございます。これにつきましては、中学校の体育館の水道の負担金でございます。33ページ、34ページをごらんいただきたいと思います。4項社会教育費の全体の補正額でございますが、補正額82万4,000円増額でございます。主なものといたしましては、4目文化センター費11節需用費、修繕料230万円増額、13節委託料、特殊建物定期調査報告作成業務委託料134万4,000円減額、大規模改修調査設計業務委託料199万5,000円の増額となりました。34ページ、35ページをごらんいただきたいと思います。5項保健体育費の全体の補正額でございますが、補正額2,950万1,000円増額でございます。主なものといたしましては、1目保健体育総務費13節委託料、土地開発公社委託料71万円増額、17節公有財産購入費2,839万8,000円増額でございます。これにつきましても土地開発公社で先行取得したものを買い戻しするものでございます。35ページをごらんいただきたいと思います。6項給食センター費、全体の補正額でございますが、補正額24万7,000円増額をお願いするものでございます。

36ページ以降は給与費明細書等でございます。

以上、雑駁でございますが、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、総務常任委員会に付託したいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、総務常任委員会に付託します。

日程第19 議案第59号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第19、議案第59号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第59号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところにより上程するものです。

歳入歳出予算総額それぞれ20万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億241万4,000円とするものであります。

以下、詳細につきましては教育委員会事務局長をして補足説明をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 森田事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） それでは、議案第59号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております補正額につきましては、町長が申し上げたとおりでございますので、私の方からは2ページ、3ページの第1表で説明申し上げたいと思っております。

2ページ、3ページをお開きください。

まず、歳入の繰越金で20万円の減額をお願いしているわけでございますが、先ほどの議案第49号の平成21年度給食事業特別会計の決算において、実質収支額が10万961円でございます。これを22年度の繰越金として歳入額を補正するものです。既決予算を30万円見込んでおりましたが、決算額の確定に伴いまして20万円の減額をして10

万円に補正をお願いするものでございます。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、歳出の学校給食費食材料費を減額させていただくものでございます。

以上、町長の補足説明といたします。

議 長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第20 議案第60号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（岩寄幸夫君） 日程第20、議案第60号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第60号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ391万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,793万4,000円としたいものです。

補正の内容につきましては、臨時異動による職員1名の減を行ったための一般繰入金の382万6,000円の減額と、前年度繰越金を30万円見込んでおりましたが、21万1,000円で確定をしたため、減額補正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長をして説明させますので、ご審議、可決されますようお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、議案第60号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容としましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、人事異動によりました職員の減に伴いまして、人件費につきましては一般会計からの繰入金382万6,000円の減額と、前年度繰越金につきましては、繰越工事に対する町債が確定したことによります8万9,000円の減額、合わせて391万5,000円の減額補正をお願いするものです。

以上、雑駁ですがよろしくお願いいいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第21 議案第61号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第21、議案第61号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第61号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,333万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,743万1,000円とするものであります。

今回の補正の主な増減内容を申し上げますと、歳入においては、本算定による国保税の減額、国庫支出金の確定通知による増額、前期高齢者交付金の減額及び繰越金の増額等が主なものであります。

次に歳出ですが、保険給付費の増額、後期高齢者支援金等の減額、共同事業拠出金の増額及び基金積立金の増額等でございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） それでは、議案第61号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明をさせていただきます。

今回お願いしております補正額につきましては、4,333万1,000円を追加いたしまして、18億8,743万1,000円、当初予算比102.3%とするものでございます。

内容につきましては、2ページ、第1表歳入歳出予算補正で概略を説明申し上げます。2ページをお開きください。

まず歳入ですが、第1款国民健康保険税につきましては、本算定に伴いまして3,866万7,000円を減額いたしまして5億5,100万6,000円にさせていただきます。昨年度と同数の被保険者と同じ所得があれば115.6%の調定額になるわけですが、被保険者数が2.8%減少したことと、長引く不況によりまして被保険者の所得の減少の影響を受け、調定額は昨年度当初比108.6%であります。これらの調定額、または徴収率の減少等によるものでございます。

第4款国庫支出金につきましては2,272万3,000円の増額補正をお願いしておりますが、主なものは、第1項国庫負担金の内訳といたしまして、療養給付費負担金現年度分で3,754万4,000円の増額、老人保健拠出金負担金現年度分で301万3,000円の減額、介護納付金負担金現年度分226万9,000円の増額、後期高齢者医療支援金負担金現年度分1,473万1,000円の減額ですが、いずれも国庫負担金確定通知によるものでございます。

第5款療養給付費交付金につきましては821万2,000円の増額でございますが、支払基金からの交付決定額通知によるものでございます。

第6款前期高齢者交付金につきましては2,224万4,000円の減額であります。支払基金からの交付決定額通知によるものでございます。

第7款県支出金につきましては、第1項県負担金は高額医療費共同事業負担金91万円

の増額でございます。

第11款繰越金7,239万円の増額は21年度の繰越金でございます。

次に4ページ、歳出でございますが、第2款保険給付費につきましては、ことしの3月、4月、5月分の療養給付費の実績から見込みまして、5,444万8,000円の増額をお願いするものでございます。

第3款後期高齢者支援金等につきましては、支払基金の決定通知により、5,634万6,000円の減額をお願いするものでございます。

第4款前期高齢者納付金も支払い基金の決定通知により、36万3,000円の減額をお願いするものでございます。

第5款老人保健拠出金も支払い基金の決定通知により、637万6,000円の減額をお願いするものでございます。

第6款介護納付金も支払い基金の決定通知により、637万円の増額をお願いするものでございます。

第7款共同事業拠出金は、国保連合会の決定通知により、1,009万5,000円の減額をお願いするものでございます。

第9款基金積立金につきましては、2,645万4,000円の増額をお願いするものでございます。現在の基金残高は3,000万7,000円ありますので、これを合わせますと5,646万1,000円になります。

第11款諸支出金につきましては904万9,000円は国庫支出金償還金等でございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、議案第61号にかかわる町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 一つ聞きたいと思うのですが、先ほど繰越金の7,239万円を昨年度、21年度の繰越金を積み立てるということでございますけれども、3月に15.6%値上げをいたしまして、吉岡の国保会計を安定的にもっていきたいというような話で値上げをしたわけでございますけれども、決算を見ますと1億2,317万186円一般会計へ戻したというような経緯があります。こういったものも、当初値上げをするときに年間1億円は足りない、これでは値上げをしなければならないというようなお話であったわけですが、実際決算をしてみると黒字が出ているというような状況で、苦しい町民の

状況の中で、こういった黒字があり一般会計に戻したということになりますと、やはり町民には少し違和感を持つのではないかなと思いますので、この金額を、1億2,317万186円をこの基金なり、また繰越金に入れるような考えをしたのか、しないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 南雲議員さんのご質問は21年度の決算の内容でよろしいですか。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） いいですか。21年度決算のときに質問しようと思ったのですが、補正もありましたので。それも今度の補正の方へ繰越金として入るのかどうかと聞いていたのですが、逆の、一般会計に戻してしまったという考えがありましたので、その点についてどうして戻したのかな、積み立てをしないのかというところを質問したいと思うのですが。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 国保会計は単年度決算ですべてが解決すればこのようなことはないのですが、例えば平成20年度にさかのぼって説明させていただきますと、平成20年度は国保会計で1億7,800万円からの繰入金をしたわけです。繰越金が6,000万円から繰り越したわけですが、実質当たりは1億1,800万円となるわけなのですが、ことしの4月になりまして、平成21年度の決算の内訳がようやくわかったわけでございます。というのは、国保会計というのは前年度でなくて、前々年度を精算をしているわけでこういった結果になってしまいます。簡単に、平成20年度に置きかえて説明させていただきますと、平成20年度は国庫支出金でいいますと、2,400万円からの過小申告が、平成21年度になってすべてを精査した結果、2,400万円、平成20年度でいただくお金が、申請していなかったというようなお金が判明しました。あと一つは、6款で前期高齢者交付金、これが平成20年度のものの交付金が1億8,700万円からのお金をいただいたわけなのですが、ことしの4月に平成20年度の確定通知をいただきました。それで、確定通知を見ますと2億3,000万円からの確定通知がこの4月に入ったわけです。ということは、平成20年度の6款の前期高齢者交付金は1億8,700万円いただいているのですが、4,200万円からの不足が生じていたという、そういう結果が4月になってわかったわけでございます。単純にこの辺だけを精査してみますと、実質、平成20年度は歳入だけを見た場合1億1,800万円からの赤字なのですが、20年度の国庫支出金2,400万円が正確に申請していただいていたと仮定した場合と、あと基金から前期高齢者交付金2,300万円がことしの4月に確定したわけなのですが、2,300万

円が正確に基金からいただければ、このような大きな赤字はなかったということがこの4月になってわかったことであります。

平成21年度、なぜ一般会計から、1億円から繰入金をしなかつたかというような南雲議員さんからのお話があるわけなのですが、繰入金をしなくても7,200万円からの繰越金が出ていたわけなのですが、この辺も6款の前期高齢者交付金3億3,100万円を21年度いただいているのですが、平成22年4月1日の22年度分の概算額というか、22年度の予定額は2億6,600円ですよという通知をいただいております。それと、平成20年度と平成21年度の2億3,000万円、平成22年度の2億6,600万円から推定をいたしますと、21年度の6款の前期高齢者交付金は2億4,800万円ぐらいでいいのかなと、そういう推測ができるわけです。ということは、平成21年度で前期高齢者交付金3億3,100万円いただいているわけですから、この辺でもう8,400万円ぐらいの過大受領しているのかなという、そういう見込みができるわけでございます。そういった関係、歳出面でいいますと、3款の後期高齢者支援金、この辺で申し上げますと、平成20年度の決算は、基金に支払ったお金は2億5,000万円、ことし7月に通知をいただいた20年度の確定通知は1億9,200万円です。仮払いが過払い、し過ぎたお金が5,800万円から余分に払っていたという、そういう結果がことしの4月になってわかったわけでございます。そういったいろいろなことがありますので、南雲議員さんがいろいろ、20年度で多額の繰り入れをして、平成21年度で繰り入れをしなくても7,200万円余ってしまったというような、そういったご質問も含まれているのだと思うのですが、国保会計というのはかなりの、国庫支出金等は過年度精算すればいいのですが、前期高齢者交付金だとか、歳出の3款の後期高齢者支援金、これはもう吉岡町の国保の方で加入者の人数だとか医療費だとかを毎月基金の方に報告すれば、あとは基金の方で計算をして振り込んだり請求をしたりしてくるものでございます。平成20年度は後期高齢者の医療制度が新たに始まったので、基金の方でもどうしても各町村に支払うべきお金、もらうべきお金が正確につかめなかつたというようなこともあるかと思いますが、結果的には、前々年度を精算しておりますので、平成21年度の結果は来年の1月にならなければ本当の正確な数字はわからないということで、そういった複雑な面があるということをご理解していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 南雲です。今、課長からの説明で、単年度計算ではないから難しいんだということでございますけれども、やはり町民にいたしますと、値上げをしたということになると、かなり関心度は高くなっておりまして、一般会計からの繰り入れをしてまで町の

財政が大変だから値上げをしたのだということで理解をするわけですがけれども、こういった大きなお金が残っているというか、繰り入れをしなくて済んだということになりますと、やはり理解を得るには少し厳しいかなというような考えをしておりました。できるならば、先ほども申し上げましたけれども、一般会計に戻すのではなくて、やはり基金なり繰越金に残しておく方がいいのではないかなというように考えておりますけれども、ただ、行政の基金の保有高が多くなってはまたいろいろ問題が生じるとか、また、繰越金が余るようになっては困るというような問題が出るのか、その点は理解できませんけれども、ただ、一般会計に一回戻して、また国保会計に繰り入れをするのだということになりますと、やはり値上げをしたのはなぜ値上げをしたのかというような、理解に苦しむような問題も出てきますので質問させてもらったのですけれども、ひとつ、よくその点についての住民に説明ができるような方法をとっていただきたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 今、南雲議員が質問して、課長の方から回答があったというふうには私はどうも受け取れないんですよ。わけのわからない言いわけをしているんですよ。それは、言い分は多少わからないでもないのですけれども、やはり原点に立ち返って、15.6%の、今になるとその値上げは何だったのかということなんですよ。そもそもこういうふうになった要因、きっかけ、原因というのはまずはそちらに計算ミスがあったということも大きな事実としてあるでしょう。そうでなければこんなことにならないですよ。先ほども言いましたけれども、見誤りがあって、決算の中では、先ほど南雲議員が言いましたけれども、1億2,000万円から一般会計で繰り入れをしようとしていたけれども、値上げをすれば何とか間に合うということで、結果的にはまた7,200万円が繰り越されると。それは税として余分に取過ぎたということなのですよ。ということは、だから15.6%の値上げでしたけれども、あのときはたしか3案ぐらいあったかと思うのですけれども、その中でここまでの値上げをしなくても十分に可能であったということも確かですよ。あの年はインフルエンザというのが盛んに過大に宣伝をされていて、インフルエンザがすごい大流行するのではないかということで、そうなったらお金が足りなくなると。結果的にはインフルエンザにかかる人も少なかった。その値上げをする段階では、そのときの推移というのはわかっていたんですよ。そうすればそれだけの値上げをせずに済んだわけなのです。結果としてこういうふうになった。考え方とすると、15.6%の値上げをしたのですけれども、要するに、ただ会計を回すのであれば、それは政治は要らないですよ。

ね。そこになぜ政治が必要かというのは、その時代時代の、国保税を負担する、その人たちの経済状況というのがありますよね。今、状況はどういう状況にあるかというふうであれば、先ほど課長の方からも答弁がありましたけれども、こういう景気低迷によって収入が下がった。そのことによって国保税も減額補正をするということですよ。値上げのときに論じられたのが、そういう値上げをすることによって滞納がもっとふえるのではないかと、そういうことも懸念されました。滞納が余計ふえるような値上げだったら、それはしない方がいいと、そういう中でも15・6%の値上げをしたわけなのです。私はこういう結果になった以上はやはり、今、国保加入者に対して上げ過ぎた感も私あると思うのですよ、結果的に。ここでは5%、10%の値下げということも、私十分に考えていいと思うのですけれども、そこについての考えはどうか。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 小池議員さんのご質問にお答えいたします。

言いわけみたいになってしまうのですが、20年度決算については町で申請していただくお金については国庫支出金、そういったものについては過小申告があったということで2,400万円の手違いがあったということですが、歳入6款の前期高齢者交付金だとか、歳出3款の後期高齢者支援金、こういったものについては、町で申請をして金額を幾らくださいというものでなくて、基金の方で吉岡町は幾らですよという、そういった計算をしてお金を、前期高齢者交付金は20年度は幾らですよ、歳出の後期高齢者支援金は幾ら納めてください、そういったことは基金の方で計算してよこすもので、内容については、平成20年度が後期高齢者の保険事業が新たに始まった年で、恐らく基金の方でも正確な数値がつかめなかったという、そういった結果から、平成20年度は大きな赤字になってしまったというようなことです。平成21年度の本当の内訳は来年の7月にならないと、この辺の交付金だとか支援金の金額は、正確な数字は平成21年度の吉岡町の金額は幾らですよということは来年の4月にならないとわからないものであります。そういったことを総合的に検討いたしますと、小池議員さんは15・6%は値上げが多過ぎたのではないかというようなことだと思っておりますが、長期的に見れば、今年度も多額な一般会計のルール外の繰入金をしなければ、とても国保会計が回らないような状態であります。

最近、2、3日前の上毛新聞に載っていた記事を見ますと、県下で9カ町村が22年度に国保税の値上げをしたというような記事も見させてもらいました。そういった値上げについても吉岡町だけ値上げをしているのではないというようなことも、ほとんどの町村が3年に1度ぐらいは見直して値上げをしているというようなことで、本来ならば特別会計で運営しているわけですから、一般会計からルール外を繰り入れなくて運営できればそれ

が一番いいわけですが、実際問題、平成22年度も1億円近い一般会計の繰り入れをしなければ運営できないという、また、23年度は、単なる見通しなのですが、前期高齢者交付金については8,000万円から余分にもらい過ぎているような感じもしておりますので、そういったものが23年度は減額されてくるのかなという、この辺も国庫支出金と相殺される部分もありますので8,400万円がすべて減ってしまうというようなことでなくて、多少は国庫支出金でカバーされる部分も出てくるわけなのですが、21年度では交付金等がどうも過大受領しているかなという、そういったことは予想されております。だから、15.6%上げたからというようなことで、もらい過ぎて一般会計から繰り入れなくても国保会計が回りますよという、そういった状態ではとてもないということは理解していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） そんなことは十分承知していますよ。それはもう、1億7,800万円を繰り入れていることは知っていますよ。その中で政治的に、それは町長がそういう考えの中で、そういうふうに繰り入れなければ、それはもう回っていかない。毎年毎年値上げをすることはできないと。私が先ほど言ったのは、事務員さんが事務用で、ただそれは言われたとおりですよ。足りないから値上げをすればいいと、それでは政治というのは成り立たないですよ。政治がない事務屋さんだけが回すのだったらそれは可能なですよ。でも、そこに政治があるというのはこういう大変な時期にいかにして、国保加入者が大変な生活の中でのいるわけですから、そこを町がどういうふうに手当をするかという問題で、当然、町はこれまでに他町村から比べれば、他町村以上に吉岡町は繰り入れをして、そして国保会計を支えていることは、そのことは十分承知しています。そのことによって黒字が出たということも承知はしていますよ。でも、今になってみて考えると、21年度決算の中でもそういう繰り入れをしようとしたけれども、結果的にはそれもしないで済んだということですから。そしてここでもまた前年度の、21年度で繰り越し分が出たと。確かに出ましたよ。確かにその前も町が繰り入れているという事実はあります。そのことは私は十分承知していますよ。まあまあ、吉岡町というのは財政が厳しいところから見ればいい方ですから、それだけの手だてを町長がしたことは十二分に承知しています。その中でも、やはりこういう厳しい情勢の中では、国保加入世帯はどのような人かというのは十分承知していますよね。だから、そこに町がそれなりの手だてをするということは大事なことであって、そして結果的にこの数字を見ていくと、町がずっとそういう考えでいたとすれば、15.6%も値上げをしなくても済んだというふうに思えるんですよね。実際には、あのときはインフルエンザもそうは流行していなかったということで救われた部分というのもある

りますから。確かに、値上げをしておけば後から一般会計からの繰り入れは少なく済みますよ。でもやはり国保加入者の実態というものをしていると、一定の額はやはり町が繰り入れをしていかなければ回っていかない。そして、吉岡町が近隣の町村から見てやはり大したものだというふうに思われる点はそこに、だから私は決して榛東の方向がいいなどと全然思っていないですよ。ちっともよくない、榛東なんていうのは。だから、榛東の住民は、できるものなら吉岡に越せるものなら越してみたいというふうに思うぐらいに、それはよくやっていますよ。よくやっているということは十分承知の上で、でもまだそこでも考えられたのではないかと。これはもしかしたら結果論になるかもしれませんが、でも、結果はその数字を示していますから。また皆さんが、すぐ財政が厳しくなれば値上げをすれば済むのだという考えというのは、皆さんがどうもそういうところに陥りやすい、それが一番簡単ですから。そういうことでなく、やはりそのことが住民に与える影響というものを考慮して考えてやっていただきたいというふうに思っているのです。

また、ほかに異論があるようでしたらいつでも話し合いに応じますけれども、そういうことも含めて、ぜひとも委員会付託もされますので、国保会計に対する問題というのは住民生活に直結する問題でありますので、委員会でも十分に審議をしていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） なければ、質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第22 議案第62号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第22、議案第62号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第62号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,628万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,089万8,000円とするものであります。

今回の補正の主な増減内容を申し上げますと、歳入においては、繰入金の減額と繰越金の増額が主なものであります。

次に歳出ですが、基金積立金の増額と、支出金の増額等であります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 議案第62号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております補正額につきましては、1,628万2,000円を追加いたしまして、9億6,089万8,000円、当初予算比101.7%とするものでございます。

内容につきましては、2ページ、第1表歳入歳出予算補正で概略を説明申し上げます。

まず歳入ですが、4款支払基金交付金につきましては、過年度分の介護給付金交付金を9万円の増額補正をお願いするものでございます。

6款財産収入につきましては、基金を定期預金にしたため、10万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

7款繰入金につきましては、678万6,000円の減額で、主なものは基金繰入金の682万3,000円の減額をお願いするものでございます。

8款繰越金につきましては、2,287万6,000円の増額をお願いしておりますが、平成21年度決算によります国庫支出金と支払基金交付金の過大交付金及び介護給付金準備基金積立金等の繰越金であります。

9款諸収入につきましては1,000円の増額をお願いしておりますが、第三者納付金の存目の設定のものでございます。

次に3ページ、歳出でございますが、1款総務費につきましては、3万7,000円の増額をお願いしておりますが、介護認定審査会会費でございます。

2款保険給付費につきましては、30万円の増額をお願いしておりますが、介護予防福

社用具購入費でございます。

5款基金積立金につきましては、1,065万5,000円の増額をお願いしておりますが、介護給付費準備基金積立金でございます。

6款諸支出金につきましては、529万円の増額をお願いしておりますが、主なものは国庫支出金等の過年度分の返還金でございます。

大変雑駁な説明でございますが、議案第62号にかかわる町長の補足説明にさせていただきます。よろしくお申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第23 議案第63号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（岩寄幸夫君） 日程第23、議案第63号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第63号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,390万1,000円とするものであります。

内容につきましては、歳入ですが、繰越金の増額をするものであります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等を増額するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 議案第63号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、町長の補足説明を申し上げます。

今回お願いしております補正額につきましては、167万8,000円を増額いたしまして、1億3,390万1,000円、当初予算比101.3%とするものでございます。

内容につきましては、2ページ、第1表歳入歳出予算補正で概略を説明申し上げます。

まず歳入でございますが、第4款繰越金につきましては、平成21年度決算により167万8,000円の増額をお願いし、173万2,000円とするものでございます。

次に3ページ、歳出ですが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきまして155万8,000円の増額をお願いするものでございます。

第3款諸支出金につきましては、保険料還付金12万円の増額をお願いするものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、議案第63号にかかわる町長の補足説明にかえさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第24 議案第64号 平成22年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第24、議案第64号 平成22年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第64号 平成22年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、支出で292万6,000円の追加をお願いするものです。主なものとしては、水道施設集中監視システムの改修費、漏水修理費等の修繕費、減価償却費及び人事異動に伴う人件費等の追加と、企業債の支払利益の減額によるものです。

資本的収入及び支出においても、支出で48万2,000円の減額をお願いするものですが、これは人事異動に伴う人件費の減であります。

詳細につきましては上下水道課長をして説明させますので、ご審議、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、議案第64号 平成22年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明をいたします。

初めに、収益的収入及び支出ですが、営業費用におきまして、3万トン沈殿池への専用回線増設費及び水道施設集中監視システムの改修費や、漏水修理費等の修繕費及び材料費等で263万1,000円の追加をお願いしたいことと、人事異動に伴います人件費で113万7,000円の追加、また、減価償却費につきましては、平成21年度決算が確定したことによりまして資産が確定したため、当初予算に対しまして2万1,000円の追加をお願いしたいのと、営業外費用におきましては、平成21年度におきまして2億5,000万円の借り入れ予定でしたが、2000万円減の2億3,000万円で済みましたため、支払利息が86万3,000円減になりましたので、営業費用378万9,000円の追加から営業外費用での支払利息86万3,000円の減を差し引きしました、合計で292万6,000円の追加補正をお願いするものです。

また、資本的収入及び支出におきましては、人事異動に伴います人件費48万2,000円の減額補正をお願いするものです。

以上、雑駁ですが、町長の補足説明といたします。よろしくお願いいいたします。

議 長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第25 議案第65号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)

議長（岩寄幸夫君） 日程第25、議案第65号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第65号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,288万2,000円としたいものであります。

補正の内容につきましては、人事異動による人件費の追加補正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、議案第65号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容につきましては、先ほど町長が言いましたように、人事異動に伴います人件費の一般会計からの繰入金41万9,000円の追加補正をお願いするものです。

以上、雑駁ですが、町長の補足説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第26 議案第66号 平成22年度吉岡町立吉岡中学校増築工事請負契約の締結 について

議 長（岩寄幸夫君） 日程第26、議案第66号 平成22年度吉岡町立吉岡中学校増築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明させていただきます。

議案第66号 平成22年度吉岡町立吉岡中学校増築工事請負契約締結について提案理由の説明を申し上げます。

平成22年度吉岡町立吉岡中学校増築工事の請負契約をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的ですが、平成22年度吉岡町立吉岡中学校増築工事であります。

2、契約の方法は、条件付き一般競争入札による契約であります。その他、契約金額、契約の相手方等の詳細につきましては、教育委員会事務局長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 森田教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森田 潔君発言〕

教育委員会事務局長（森田 潔君） それでは、議案第66号 平成22年度吉岡町立吉岡中学校増築工事請負契約の締結について、町長の補足説明をいたします。

本件の入札につきましては、平成22年7月20日吉岡町告示第114号により告示をし、入札執行日は8月26日9時より、条件付き一般競争入札により予定価格事前公表のもと、入札参加業者9社で入札が執行されました。参加した業者名につきましては、別紙入札執行調書を参考にござんいただきたいと思っております。

入札の結果、落札金額は8,430万円、これは消費税抜きの価格ですが、小野里工業株式会社が落札いたしました。これに消費税5%の421万5,000円を加えた8,851万5,000円で、前橋市下小出町1丁目1番地12の小野里工業株式会社代表取締役小野里 仁と仮契約を締結したところであります。仮契約書においては契約に基づく本契約について、吉岡町議会の議決があったときは、この契約書は、地方自治法第234条第5項の規定による契約書とみなし、審議に従って誠実にこれを履行するものとなっております。また、工期につきましては、議決の日から平成23年2月25日を予定しております。

次に、工事の概要ですが、お手元にお配りしました参考資料の図面をごらんいただきたいと思ひます。

建築工事といたしまして、延べ床面積433平方メートル、鉄筋コンクリート造1階建ての校舎を増築するものです。位置及び平面・立面計画は図面を参照していただきたいと思ひます。

まず、1階に床面積433平方メートルの教室棟、教室棟は北校舎と南校舎をつなぐ渡り廊下を撤去して、中庭部分に防音校舎として普通教室4教室と、トイレ、洗面、多目的トイレ、水飲み場、さらに北校舎と南校舎を結ぶ廊下を建築するものです。それに付随する機械設備工事、これは水道、換気、空調等の機械設備ですけれども、これの一式、また、電気設備一式となっております。

以上、雑駁な説明であります、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

議 長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第27 同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議 長（岩寄幸夫君） 日程第27、同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命について同意をいただきたく、説明を申し上げます。

教育委員1人が9月30日に任期満了となるため、ここにご提案をいたしました飯塚満氏を任命したいので、ご同意をお願いするものであります。

同氏の住所は、吉岡町大字大久保2342番地1、生年月日は昭和29年7月11日生まれ、56歳でございます。昭和52年3月に東京電機大学工学部を卒業され、同年4月から東芝機器株式会社に勤務されております。教育にも熱心であり、人格が高潔で地域での人望も大変厚く、教育委員としてふさわしい人であります。ぜひ同意を賜りますようお願いをいたします。

議 長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号については、吉岡町会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

6番田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6 番（田中俊之君） 6番田中です。

同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命に当たり、地元議員として飯塚満氏について賛成討論をいたします。

飯塚氏の住所は、吉岡町大字大久保2342番地の1、生年月日は昭和29年7月11日生まれ、56歳です。

飯塚氏は、昭和52年東京電機大学を卒業後、同年4月より東芝機器株式会社に入社し、

日ごろより手腕を発揮し、課長に就任し部下の指導に努めるなど、活躍があり現在に至っております。同氏は、勤務の合間を見て、休日利用をして地域の諸活動に積極的に参画し、地元の人たちへのリーダーシップを発揮するなど信望の厚い人柄です。また、地域の子供会や保護者会などの諸活動にも積極的に参加し、信頼されております。同氏は、今後も吉岡町のために、また特に、公教育や社会教育について進んで取り組もうという考えを持っております。

飯塚氏は、教育委員として適任者であります。よって、議員皆様のご賛同を賜りますようお願いし、賛成討論といたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、同意第2号の採決に入ります。

お諮りします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、時間延長をよろしくお願いいたいと思います。5時15分まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） よろしくお願ひします。

日程第28 議長報告 請願・陳情の委員会付託について

議長（岩寄幸夫君） 日程第28、議長報告を行います。

ただいま、請願2件と陳情4件を受理しています。

請願第5号 所得税法第56条の廃止を求める請願書について、紹介議員である小池議員より趣旨説明をお願いします。

小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） それでは、紹介議員といたしまして説明をさせていただきます。

所得税法第56条の廃止を求める請願であります。

2010年8月23日付けです。吉岡町議会議長岩・幸夫様、請願人渋川市金井1429-7番地、請願人渋川民主商工会婦人部部長小浜鶴美さんです。紹介議員小池春雄です。

請願の趣旨であります。

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献をしてきました。その中小業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、必要経費として認められていません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合86万円、家族の場合50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得としてみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。家業と一緒にやりたくてもできないことが後継者不足に拍車をかけています。

税法上では、青色申告にすれば給料経費にすることができますが、同じ労働に対し、青色と白色とで差をつける制度自体が矛盾しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格、人権、労働を正當に評価しています。日本でも税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業者の人格保障の基盤をつくるためにも、左記事項を政府、関係機関に意見書を提出していただきますよう請願いたします。

請願事項

所得税法第56条を廃止する意見書を政府に提出をするということでもありますのでよろしくをお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員ご苦労さまでした。

請願第5号は、総務常任委員会へ付託いたします。

請願第6号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書の採択に関する請願書について、紹介議員である齋木議員より趣旨説明をお願いいたします。

9番齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君登壇〕

9番（齋木輝彦君） この請願第6号は、毎年請願として提出されているものですが、依然改善されておりません。本年もまた請願をもってお願いをするところでございます。朗読をもって提案にかえさせていただきます。

2010年8月27日、吉岡町議会議長岩・幸夫様、請願者住所群馬県渋川市石原1629-1、請願者氏名群馬県教職員組合北群馬支部支部長石田 均、紹介議員齋木輝彦。

義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元することを求める意見書の採択に関する請願書でございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

要旨、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元するこ

と。

理由、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。そして、「教育は未来への先行投資」であるということが、多くの国民の共通認識となっています。また、子どもたちが全国どこに住んでいても、教育の機会均等が保障され一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

教育予算について、GDPに占める教育費の割合はOECD諸国の中で日本はトルコに次いで下位から2番目となっています（GDPに占める教育費の割合：OECD平均4.9%、日本3.3%、OECDインディケータ―2009年度版からでございます）。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合では、2006年に2分の1から3分の1に引き上げられ、このことが自治体の財政を圧迫しています。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。

こうした観点から、2011年度政府の概算要求に向けて、下記の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記、1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） ご苦労さまでした。

紹介議員の趣旨説明が終わりました。

請願第6号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

陳情第5号 今後の雨水対策等に必要となる施設整備に対する陳情書については、産業建設常任委員会へ付託します。

陳情第7号 今回の雨水対策等に必要となる施設整備に対する再追加に伴う陳情書については、産業建設常任委員会へ付託します。

陳情第8号 安心・安全な国民生活実現のため国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書については、産業建設常任委員会へ付託いたします。

陳情第9号 吉岡町議会の議員定数削減に関する要望書については、総務常任委員会へ付託します。

散 会

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これより休会に入ります。

休会中は付託案件を審査していただくわけですが、健康管理には十分留意され、適正な判断をお願いいたしまして散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時04分散会

平成22年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成22年9月13日（月曜日）

議事日程 第2号

平成22年9月13日（月曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	栗田政行君	15番	南雲吉雄君
16番	岩寄幸夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	竹内智君	町民生活課長	大塚茂樹君
健康福祉課長	大友幾男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	森田潔君		

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

開 議

午前9時開議

議 長（岩寄幸夫君） 皆さん、おはようございます。去る1日に開会いたしました平成22年第3回吉岡町議会定例会が本日再開されました。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第2号により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岩寄幸夫君） 日程第1、一般質問を行います。

9番齋木輝彦議員を指名します。

〔9番 齋木輝彦君登壇〕

9 番（齋木輝彦君） 9番齋木です。通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回も一般質問、私は毎回のようにしているわけですが、私は質問することが目的ではなくて、行った質問が理解され、そしてそれにより改善され、また新設されたり、よいことはさらに伸ばしていく、それが反映されなければ質問の意味がないわけです。そしてそれが反映され、住みよい町、よりよい町に、そして住民サービスの向上につながっていくことが質問の趣旨である。決して質問することが目的ではないと思っております。

それでは質問させていただきます。

駒寄インターの大型利用についてを議題をさせていただきます。

開通したのが昭和58年であり、そして16年にスマートインターが開設され、社会実験となったわけです。平成18年10月からスマートインターが本格運用され、4年をはや経過しようとしています。1年を過ぎた19年には月間利用台数11万台、スマートICが全国で導入された31カ所の中で第1位の利用台数。これは吉岡町だけでなく、地域の玄関口となったわけです。この時点では、通勤の利用、午前6時から8時、また午後5時から7時、週末では観光目的、ゴルフ、温泉等であり、ETCの割引制度の利用であったわけであります。夜間早朝割引は100キロを超えると適用されないと。駒寄インターは98.5キロ地点であります。駒寄でおりれば割引のメリットがあったわけです。これからも地域の大事な玄関口として、重要な役割を果たしていかなければならないと思っております。そしてその後、県内のスマートICとしては北関東道の伊勢崎の波志江インター、そして高崎でも工事中であります。

しかし、駒寄インターにも課題があるわけです。まず大型利用ができないこと。そして、付近は地元児童の通学路としてまた利用されている。また農道も多く、事故も懸念される

わけです。付近の道路拡張を今後も考慮しなければならないと思っております。

町にも財政のいろいろな難しい問題があるでしょうが、最優先として大型車の利用できるインターにしていかなければならない。議会もそのために長年特別委員会を組織しているわけです。町が一番先に力を入れて取り組むべき事業ではないでしょうか。何のために特別委員会を組織しているのでしょうか。形式で置くだけでは意味がありません。最終目標、大型化にするために委員会を設置したのではないのでしょうか。来年度の予算編成の際、期成同盟会の構成市町村があるわけですがけれども、その町村との協議、連携とあわせて町独自のインターに対する予算配分は考えているかと同時に、また現状の駒寄インターを町としていかにとらえているのか、まずお伺いをします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。朝早くから大変ご苦労さまでございます。

本日は議員8人の皆さんから一般質問をしていただくわけでございます。精いっぱい答弁をさせていただきますので、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、齋木議員のご質問ですが、駒寄スマートICの大型利用は、議員おっしゃるとおり、平成16年12月1日に社会実験を開始し、その後、平成18年10月1日より、車種限定ではありますが、24時間利用可能な恒久的なスマートICとして運用が開始されたところでもあります。その後、利用台数も順調に伸び、1日の利用台数が5,000台を超えるまでに至り、全国でも一、二を争うスマートICとなりました。

残された課題は、スマートICの大型化であります。現在、駒寄スマートICのアクセス道路として、また大型車対応の受け皿として、主要地方道前橋伊香保線から主要地方道高崎渋川線までの間、約1.8キロを事業化し、一般県道南新井前橋線バイパスとして平成24年度より県事業で整備を実施していただいていることは、ご存じのとおりだと思います。施工中の1期分の完成は平成24年度を予定しており、引き続き高崎渋川線までの第2工区が速やかに着工されることを要望しているところでもあります。

さて、スマートIC大型化につきましてであります。国土交通省では、高速道路の有効活用と機能強化を目指して、スマートIC整備に関する新制度要綱を平成21年2月に作成し、その中にスマートIC整備関連の利便増進メニューを作成いたしました。しかしながら、政権が変わり、今後、高速自動車国道法及び道路整備事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律の審議が予定されているところでもあります。その改正後の内容を見きわめ、検討しながら進めていかなければならないと考えております。関越自動車道IC設置及び関連道路建設促進期成同盟会では、駒寄スマートICの大型車利用への開始を目指して、連携を密に、情報を共有しながら、国、県の

関係機関にスマートＩＣの大型化への協力支援を働きかけていきたいと考えているところでもあります。

その他詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔栗田産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、ただいまの町長答弁につきまして補足答弁をさせていただきます。

町長の答弁にありましたように、国土交通省では、高速道路の効率的な有効活用と利用者の利便性向上、地域の活性化、物流の効率化等の機能強化を目指しまして、スマートインターチェンジ整備に関する新制度要綱を平成21年2月に策定いたしまして、従来の社会実験制度が廃止され、事業区分の変更に伴いまして新要綱では連結道路から料金徴収施設までとなったことにより、事業費の負担が軽減されたところでございます。また反面、地域の合意というものやB/C、いわゆる費用便益費でございますが、その検討が重要視されることになっております。

高速道路の利便増進事業に2兆5,000億円、そして利便増収メニューにそのうち向こう10年200カ所3,000億円のスマートインターチェンジの関連予算を上げておるところでございます。しかしながら、高速道路間を有効活用いたしまして通行者等のさらなる利便の増進を図るため、ジャンクションの整備、車線の増設、既存の高速道路間を連結いたします高速道路の新設、改築、サービスエリア、パーキングエリアの整備が利便増進メニューに追加されまして、3,000億円の予算にしわ寄せが生じることが懸念されております。

町長答弁にありましたように、現在、駒寄スマートインターチェンジのアクセス道路といたしまして、また、大型車対応の受け皿として主要地方道前橋伊香保線、いわゆる吉岡バイパスの大松信号から主要地方道高崎渋川線までの間、約1.8キロメートルでございますが、これを事業化いたしまして、南新井前橋線バイパスとして平成24年度より県事業で整備を実施していただいております。町も、スマートインターチェンジ周辺整備ということで道城原中線、大久保南下線を整備してきたところでございます。今後大型化を進めました場合、アクセス道路等周辺が未整備であると大型車両の混乱も予想されまして、安全性の面でも不安でございます。2期工区の早期着工が急務であると考えております。今後、さらなる周辺整備の促進によりまして、駒寄スマートインターチェンジの交通の利便性が確保できるとともに、歩行者等の安全性が高まるものと考えております。

そして、大型化に向けての行動のタイミングでございますが、今後、制度実施要綱の見

直しが予定されているとのことで、その改正後の内容を見きわめ、検討しながら、関係市町村と連携いたしまして、情報を共有し、大型化を進めていくことが大事であると思います。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 町長のほうから、国、県なりに要望活動を進めていくという答弁ですけれども、詳細についてももう少し伺ってみたいと思います。

関越自動車道インター設置及び関連道路建設促進期成同盟会は、17年の8月に設立されています。以後、毎年総会が開かれているわけですが、県知事、県議会議長、高崎河川国道事務所長あてに要望書を毎年提出しています。一つとして一般県道南新井前橋バイパスの整備促進と、二つとして、仮称ですが、赤城榛名広域道路の全線の県道昇格と建設促進であります。三つ目として、大型車両も通行可能なスマートIC改修への協力支援となっております。

私は、問題は3番目だと思います。大型車両も通行可能なスマートIC改修への協力支援、このタイトルで出されています。この中で利用者や周辺住民、企業から、大型車両も通行可能なインターへの改修アクセス道路の整備を望む声が大きくなってきております。産業集積、物流改善、雇用、さらには観光などの各方面において多大な経済効果、駒寄インターの大型バスやトラックの通行可能なインター改修への積極的な取り組みについて、支援と協力をお願いをしているわけです。

その後の期成同盟会の活動は、要望活動だけに終わってしまっているような気がします。ただ1回、総会を開かれる。本年も8月26日に開かれているわけですが、形式的なものに終わっていないでしょうか。その後、関係機関、国に対して、会としていかに強く働きかけて、また地元のインターを抱える町としていかに考えているのか、お願いをいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 議員のほうから、関越自動車道IC設置及び関連道路建設促進期成同盟会の活動についてということですが、本同盟会の活動は、議員もご存じのように、赤城南麓地域と榛名東麓地域を結ぶ仮称赤城榛名広域道路の建設促進と大型車両も通行可能な駒寄IC大型化への改修を目的とした活動であると思っております。

先日も議員同伴のもとに会議のほうに行っていました。毎年毎年そういった要望だけではなくということではあります、私はそうは思いません。そういった活動が基

礎となり、これからの大型化への向けての活動ではないかというようにも思っております。

詳細につきましては、担当課長より補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔栗田産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、ただいまの町長答弁につきまして、補足答弁をさせていただきます。

本期成同盟会の役員構成につきましては、前橋市長さんを会長といたしまして、5市町村の首長さんと市町村の議会議長さんで構成されておるわけでした、その役員会を中心に活動をしておるところでございます。

活動内容につきましては、町長答弁のとおりでありまして、平成11年にこの本同盟会を立ち上げまして、目的を達成するための事業促進を図るため、また、国、県など関係機関への要望活動、また、事業促進のための調査研究等を行ってきたところでございます。事業遂行のための要望等の関係機関への働きかけは、町長答弁にもございましたとおり、私も大事なことでおと考えておるところでございます。

今後、先ほども申し上げましたとおり、制度の実施要綱の見直しが予定されておるわけございまして、その見直しの内容を見きわめ、検討しながら、目的達成のための次のステップに移るのかなと考えておるわけございまして、次のステップと申しますのは、見直しの内容をよく見て、精査し、検討し、大型化の実現にどんな活動が新たに必要になってくるのかということを検討することであると思っております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） それでは、町の住民の声ということについてお伺いをしたいと思います。

昨年21年の8月27日に議会あてに、溝祭、大久保寺上、寺下の3自治会長から陳情書が出されています。駒寄PAに大型車まで乗り入れのできるETC専用インターチェンジの早期実現に向けての陳情書であります。議会では、9月10日に当然採択をしているわけでございます。その中で、早期に大型利用に対応するETC専用インターチェンジの設置を実現する、こういうことを地域開発につなげていくことが大切であろうと思えます。周辺道路にあっては、赤城榛名広域道、先ほどおっしゃいましたけれども、その一環として大松信号から午王頭川まで760メートル工事中であります。その後は、高渋線まで24年以降に整備する新聞報道が、9月29日にもなされております。

吉岡町側の側道整備はされつつあります。七日市・長久保線とか大久保南下線、道城原中線など、整備をされました。この辺は、町としての早くの整備に、住民としては感謝を

しているところではないかと思えます。

しかし、問題は、関越道西側です。全く手がついていません。地積が前橋市池端町であるから問題である。私はそれでは済まされないと思えます。自治体間の交渉をいかに進捗されるのか。前橋市を中心に、さっきおっしゃっていた県、国、榛東村を含め、いかに働きかけていくのか。また働きをするのか。このために地域はもちろん、町を挙げての運動を展開させるのが陳情です。町を挙げての運動はどうなっているのか。これらの地域では、いかにとらえているのか。そしてこの地域への現状説明はしてあるのか。されてあるのか。していくのか。その辺をお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほども答弁をしているところでございますが、現スマートIC制度実施要綱の改正点に、連絡道路の管理者により地域住民に対して広く意見を聴取する、地域合意が必要であると明記されており、スマートICの大型化への改修を進めていくためには、地元の盛り上がりが一番必要ではないかと私も思っております。そして昨年の8月にスマートIC大型化への改修の早期実現について陳情書が提出されたことは、私も承知しております。

繰り返しになりますが、大型化への改修に向け、現在、周辺道路の整備を進めており、また今後制度実施要綱の見直しを予定をしているとのことでありますので、その改正後の内容を見きわめ、検討しながら進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のインター西側につきましては、午王頭川を挟んで前橋地域ということに相なっております。その北側になりますと吉岡地域になるわけでございますが、今の県、国のほうのことを言いますと、県が午王頭川までの間、1期工事としてやっていただく。それから、その西、高崎渋川の県道までは、2期工事として着工していただくということに相なっているわけでございます。やはり周辺道路が完成しませんが、大型化へ向けてのことはできないというようにも思っております。町は町として周辺整備には力を入れていきたいというようにも思っております。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 期成同盟会の構成市町村の中で、インターのある本町と榛東村、前橋市、高崎市、渋川市では、少し温度差があるような気がいたします。このあたり、いかにとらえているのでしょうか。構成市町村の中には、フルインターを持っている、その町村と個別の協議もしているのでしょうか。高崎にはフルインター、そしてスマートインターが工事中であります。渋川市もフルインターを持ち、ある意味では少し気が薄れるような気が

するのですが、その辺もどのように町としては考えているのか。特に緊密な関係が必要なのは、前橋市と榛東村であります。また、町独自で、国、県、ネクスコなり国土交通省なりに強く働きかけ、要望活動をしているのか。その期成同盟会の要望書のみによだねられているような気がするのですが、知事、県議会議長、そして高崎河川国道事務所、これに出向いて何かアクションがあったのかどうか。議会でも20年の5月30日に知事に表敬訪問を行っています。その後、町として、町独自として大型化について何か働きかけをこちらにしているのかお伺いをします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 期成同盟会を構成している5市町村であります。皆同じ目標に向かって活動をしていると私は思っております。大型化計画に伴うアクセス道路は、スマートIC東側は、先ほど申し上げたとおり吉岡町地内、西側は前橋市内ということですが、特に温度差があるとは考えておりません。議員さんも出席された8月26日も期成同盟会での定例総会が開催され、今年度も力を合わせて一般県道南新井前橋線バイパスの整備促進、そしてまたスマートICの大型化への改修の協力支援、仮称赤城榛名広域道路全線の県道昇格と建設促進の要望をすることを全会一致で確認をしたところでございます。よろしく願いを申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 私の少し調査をしてきたところを見ていただきます。

現在、関越自動車道の1日の平均台数19万1,850台。あの関越道を、1日それだけの台数が通っております。そして、関越道駒寄インター、上下線合わせて1日平均4万台であります。そして、駒寄インターの利用台数、平均5,200台。一番多い日、3月21日に7,288台という台数が通っているわけです。現在もETCとしては、日本一の利用台数を誇っているわけです。大型利用ができれば、7,000台、8,000台も期待ができるでしょう。大手企業への誘致、そこに生まれる雇用と、いろいろな好循環が期待できるわけです。

渋川市半田にある大手企業、ここには毎日トレーラーを含み大型車が入り出しています。そう言えば、企業名を言わなくてもすぐわかると思いますけれども、何台入り出していると思いますか、あそこに。町はその辺まで把握をしているのでしょうか。そして、町内の運送会社もわかりであります。町内の近隣の観光会社、運送会社、企業まで、要望を聞いているのかどうか。半田の大手企業、トレーラーを含み毎日150台。京浜、関西地区へ前橋インターを利用しているということでございます。お話を聞いてきましたら、駒寄が大

型化になればありがたいし、応援できることがあれば言ってくださいと、そこまで話されてきました。

現在もテスト的に無料化が実施されています。政権が変わって、全線の無料化も考えられるわけですが、北関東道も来年ゴールデンウィーク前に全線開通されます。製造業は取引先の範囲を拡大、観光や流通業界は輸送にかかるコスト削減と、幅広い業種に効果が波及されるわけです。大型利用できれば、もっと利用率が上がるし、大きなメリットがあり、地域への経済効果が生まれるのではないのでしょうか。こういう幅広い観点から、どうしても大型利用のできるインターにしなければなりません。この辺、多角的な観点から企業へのアタックはあるのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ただいま齋木議員のほうから、企業へのアタックはあるのか、ないのかということではあります。渋川地区には大きな工場が4店ほどあります。特に最近、渋川インターそしてまた前橋インターを大型車が利用しているのは、半田地域の飲料水の会社、半田地域には飲料水をつくっている会社が2つあると思います。そういったことで、特に前橋渋川のバイパスができたという効果は十二分にあると思いますが、またそこから連係して高速道路に乗って行くということになりますと、もちろん駒寄インターが大型化すればそれを利用していただくということは、目に見えていることだと思っております。そういった形の中におきましては、インター特別委員会の委員長でもあります齋木議員のほうからも、いろんな面でご努力をいただいております。町は町として特別委員会とさまざまな面で話し合いながら、町にできることはやっていきたいというようにも思っております。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） ぜひとも、この吉岡町を含めた、あるいは周辺の企業のこういうものを把握していく必要、そして企業の声も今後とも聞いていくことが大事ではないかと思っております。さらにその辺を進めていただきたいと思っております。

少し内容が変わりますが、ここに駒寄インターについての新聞投稿があります。苦情の投稿です。どういうことかといいますと、この人は前橋市の住人です。不親切な駒寄インター。これは新聞投稿ですけれども、この人は前橋から側道を渋川に向かって進行した。時間がなかったので駒寄インターを利用したわけです。時間割引寸前、ETCのゲートをくぐったのもつかの間、新潟方面に向かおうとしたが、慌ててましたが下り車線に向かえない構造、要するに新潟に行きたかったわけですが、東側からは東京方面のみ、係

員もおらず、逆走もできず、前橋インターまで行く羽目になってしまったと。前橋でUターンして時間にはおくれる、割引はなくなる。帰りに看板を確認。小さな看板が若葉の陰に隠れるように立っていた。

非常に見えづらいです。私自身も行って確認してきました。前橋のほうから来ると、側道の木陰にインターの入り口がある。一つ、それも木陰で非常に見えづらいです。近隣の人は、あるいは頻繁に利用している人は承知しているから、こっちから来れば新潟には行けないんだということがわかるでしょうけれども、やっぱり走行している間に、運転している間に目視をして、標識を確認しているわけです。手前に大きく、反対車線には行かれませんと明確にわかるように大きな表示がほしいと思います。初めて行った人が迷うようでは、不親切であり、危険でもあります。これらの苦情はこれ以外に町としてないのか。その辺、今後、国交省に大きな看板の取り付け等を依頼していくのかどうか、お伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 標識の件ですけれど、あの標識につきましては、国交省には一銭も出していないと聞いておりません。それは議員ご承知だと思います。

標識につきましては、吉岡町が独自で資金を出して標識を立てているということで、見づらい面があったということであるならば、町といたしましては、早急にそれを改善したいというようにも思っております。

そういったことで、どうにか駒寄インターを大型化、普通のインターにしたいということにつきましては、町は引き続き努力をしていく所存でございます。この標識につきましても、国交省とか県だとか、いろんなことで補助をしていただいているものではなく、町独自でお金を出して立てているということの中におきましては、見づらい部分については早急に直していきたいというように思っております。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 町の将来展望をしたときに、あのインターについては大きなメリットがあるわけです。町長おっしゃったように、町も今後とも活動していきたいということなので、総合的観点から強靱な推進活動をさらにしていくことをお願いをしまして、次の質問にいききたいと思います。

次は、友好姉妹都市ということでお伺いをしたいと思います。

吉岡町は榛名山のなだらかな丘陵地に位置し、坂東太郎を間に赤城山を眺望し、豊かな自然と温かい人間、住むなら吉岡、生まれ育ち、この町が大好きで愛しています。

第5次総合計画の中で、「人と自然輝く 丘の手タウン 吉岡町」をキャッチフレーズにするようです。町の人口は堅調な伸びを示しましたが、少し鈍化しているようでもあります。市街化も急速に進み、商業地エリアの拡大、特に関越道駒寄インターの恒久化の常設により、目まぐるしいものがあると思います。

しかし、国政全般では、政治の混迷、財政の厳しさ、雇用、円高、少子高齢化、格差社会、IT産業、情報化時代と、社会面を見れば耳を疑うような犯罪の多発です。心配でなりません。問題山積だと思います。一日でも早く安全・安心な社会とまちづくりが必要であると思います。この先どんな社会になってしまうのか、予測すら難しいものです。今こそ家族、地域、自治体間からお互いの思いやりのあるコミュニケーションの場が大切かと思えます。金、物、心とあるわけですが、人間が金と物に走り、大事な心を忘れてしまったから、いろいろな犯罪が生まれてくるのではないのでしょうか。町全体のコミュニケーションの場として友好姉妹都市の提唱を唱えて、これをいかに考えていくのかお伺いをします。

現在、北海道の大樹町との交流はありますが、友好姉妹都市までには至っていません。縁あって平成18年の3月に町長ら数人が大樹町を訪問し、6月には大樹町の伏見町長や観光協会長が来町されています。そして、21年6月24日から26日まで、私たち議会でも交流を深めようと大樹町に訪問をしてきました。伏見町長を先頭に大勢の方に大歓迎されました。議会活動を含め水産加工施設、多目的航空公園、道の駅コスモール大樹、雪印乳業、ここには雪印乳業の大きな工場があるわけです。そして、バレイショの種の産地、そして自然文化、施設など、有意義な視察研修だったと受けとめています。また、今度は来月の19日から21日まで、大樹町から議会全員で来町いただけるようです。こういう形でのお客様は初めてではないでしょうか。交流は非常にありがたいことであると考えています。町としても、議会としても、大歓迎するところではないでしょうか。現在もそれらの関係で、道の駅よしおか温泉には北海道産の水産加工品が店舗に並んでいます。

しかし、残念ながら、友好都市や姉妹都市には至っていません。大樹町に限らず、大樹町を含めて広い意味での友好都市や姉妹都市をいかに考えているのか、その辺お伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 齋木議員のほうから友好姉妹都市ということでございます。齋木議員からの第2問目の質問に対してお答えをさせていただきます。

齋木議員の質問の中にもありますように、昨年度に全議員さんに北海道の大樹町を訪問していただき、交流に向けて調査をしていただいております。その結果については、随行

した職員からも報告を受けておりまして、産業構造や人口規模などの共通部分も余りないようですが、かえってその違いの中に交流の材料があるのかもしれないと思っております。大樹町に限らず、他の自治体とも機会があれば情報の交換ができればと考えております。大樹町議会の皆さんが、今議員が申されたとおり、10月19日から21日までの3日間、観光協会の役員さんを伴って町を訪問する予定になっておりますので、当町の状況をつぶさにご案内をいたしまして、意見交換を十分に行った上で、交流に向けての第一歩が踏み出せればと考えております。

きのう物産館のほうに行く用事がございました。その中で、物産館のほうで17日に再度大樹町のほうに行って、いろんな面で交流をしてきたいということで、5人ほど物産館の役員を含めた人に行っていただくというような話も聞きました。これで物産館関係の人が3年連続だったと思います。北海道のほうに行って、吉岡町の宣伝をしていただいているというようなことで、今回も吉岡町のはっぴを借りて吉岡町の宣伝をしていただくというような話を聞いております。そういったことで、交流に向けての第一歩が踏み出せればというように考えております。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） 今、町長のほうから、物産館の人が17日に北海道に行くと。町を含めてそういう親交、交流が大切ではないかと思えます。

人との交流なく、親睦なくして進歩は望めないと思っております。仮に友好都市や姉妹都市があれば、人間の友好関係の向上を図りながら、大人はもちろん、子供たちの春休みや夏休みの交流の場として、いろんなイベントや大会、プレゼントの交換、思い出ができるものではないでしょうか。忘れられない思い出を子供たちにつくってやる、友好町村としてつくってやる、そういうことも子供たちの情操教育や体験学習、体験教育の一環としてのアイデアはいかがでしょうか。広く、国内に限らず、外国だっていいわけです。市町村の親睦や交流まで含み、いろんなことを考えていくことが大切なのです。当然、相手があることなので、自分たちだけでいけないことはわかります。そういう観点から、子供たちに夢を与えるような施策としてかなえていくのはどうでしょうか。この辺のお考えはどうでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 友好都市で、大人だけではなく子供たちの情操教育や体験学習としてのアイデアはというご質問だと思います。

私も、文化や伝統、そして気候風土、地形などを含めて幅広い交流を考えています。北

海道の広い大地を子供たちに体験させることも一つの方法かと思います。どのような形で交流が図れるか、現地調査をしていただいている議員さんにもぜひご意見、提案をしていただければありがたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔 9 番 齋木輝彦君発言 〕

9 番（齋木輝彦君） 子供の教育ということが出たので、同じような質問で教育委員会としてのお考えは、子供たちに友好都市あるいは姉妹都市みたいなものを、教育委員会としてはどうお考えでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔 教育長 佐藤武男君発言 〕

教育長（佐藤武男君） この問題につきましては、昨年の12月議会でありますけれども、南雲議員さんからも同様のご質問をいただいておりますので、そのときと重複するかなと思っておりますけれども、考えを述べさせていただきたいと思っております。

先ほど来、議員さん、また町長からお話がありますように、児童生徒、子供を念頭に置いて考えた場合、子供たちがお互いに訪問、交流するということは、平素と全く異なる生活環境にあって、見聞を広める、その地の自然や文化などに親しむと同時に、それぞれの地域の生活のあり方、考え方などについて実地的に体験を通じて学習するわけでございます。その意味では、子供たちにとっては大変教育上意義深いことであると思っております。特に中学生にもなれば、世界のさまざまな地域について学ぶと。また、日本のさまざまな地域については、より深く学ぶというようなことにもなっております。日本を幾つかの地域に区分して、それぞれの地域について、自然環境、歴史的背景、地域の産業、環境問題や環境保全、人口や都市、村落、そして人々の実生活やそのあり方、いろいろな観点から実地に即した勉強ができるよい機会であるというようなことでございます。そのような意味からも、こういう交流活動が実現すれば、大変意義深いであろうと思っております。

いずれにいたしましても、今までのお話の中にも出てきておりますけれども、お互いが相手にどういうものを求めるか、どういうことをお互いが理解し合えるかというようなことも大事なと思ひまして、共通した目的を持って交流が図られれば、大変効果があるのではないかと思います。双方の関心が高まって、全体としての交流の機運が醸成される中で、適切な交流の仕方というものも生まれてくるのかなと考えております。そういう有意義な活動が実現することを期待するところでございます。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔 9 番 齋木輝彦君発言〕

- 9 番（齋木輝彦君） 姉妹都市になると、いろいろな束縛というか、条例というか、その辺まであるようなので、友好都市だけなら、そんなに難しく考える必要はないかと思います。例えば全国の中で、大樹町に限らず広く考えれば、吉岡町とネーミングのつく場所があったとすれば、あるいは人口規模とか、面積とか、川とか、山とか、気候風土が同じとか、産業が同じであるとか、町の花が同じであるとか、鳥が同じであるとか、樹木が同じであるとか、いわゆる動植物系にこじつければ、いろんなものが考えられます。ほかの町村とも。また、吉岡町にないもの、できないもの。例えば海であるとか、島であるとか、灯台であるとか、洞窟があるとか、トンネルがあるとか、ロープウェイ、こういうものは吉岡町にはないわけです。反対にない産業、文化、歴史。こういうことも考えられるわけです。動植物系と反対色。この辺のことも含めて、大樹町に限らず。またそうしてその先考えられるのは、災害時の援助。例えば大きな災害、地震、台風などで災害に遭ったときには、援助支援までいただければ非常に心強い味方となるのではないのでしょうか。人的支援を含め、食料補給、財政支援、お互いにそういう友好都市で援助し合えれば心強いのではないのでしょうか。この辺、そういう観点からの友好都市をどのように考えているのかお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 議員のほうから、大樹町に限らず、吉岡町に合った都市があれば、いわゆる交歓を持ってもいいのではないかと。私もそのように思っております。

それから、今災害時の総合支援や援助などということでお話をいただきましたが、まさに災害時ということになりますと、もしくは一つの地震でも起きたということになりますと、この北関東にそういったものが起きたということになりますと、北関東との友好姉妹を持っているということになると、同時に災害が起きるといようなことも考えられますので、まさにこういった遠くのほうが、かえっていいのかなというようにも思っております。

もちろん、災害時等いろんな面でこれから考えていかなければならないのですが、町は町として、この災害時の援助協定というのも結んでおります。その件に関しまして、どういったところこの吉岡町が援助協定を結んでいるかというようなことを述べさせていただきます。前橋市と災害時における相互応援に関する協定書を平成9年3月28日に締結しております。それから、民間事業団体の協定ですが、三国コカ・コーラボトリング株式会社と、災害時における援助物資に関する協定書を平成17年10月に結んでおります。飲料水の優先的な安定供給ということで結んでおります。それから、吉岡町認定農業者連絡協議会と、災害時における農地の使用及び食品譲与に関する協定書を平成18年4

月に結んでおります。これは、吉岡町内における協議会会員の所有する農地を、町民が災害時に生命及び身体の安全の確保するために緊急に避難する場所ということで、ビニールハウスというようなことで結んでおります。それから、株式会社カインズ、これも平成21年に災害時における応急物資供給に関する協定書ということで結んでおります。もちろんカインズさんには、いろんな日用品等災害時における必要な工具等の機材、そして応急的に必要な建築資材、工具等というようなものがありますので、そういったことも提供していただくということで結んでおります。それから、株式会社ベイシアにもいろんな面で食料品、飲料水等の契約ということで、これも平成21年3月に結んでおります。渋川市とは緊急水道配水連絡管理ということで、水道水が出なくなったときには、お互いに助け合いましょうということで結んでおります。そういったことで、この近くにおいての災害時の援助協定ということで、吉岡町も協定を結んでおります。以上です。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） この友好都市、姉妹都市への参画を、町のホームページに書き込んでいるのか。こういう友好都市を募集というのはおかしいけれども、この辺を町はしてあるのかどうか、お伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） まさに今、この友好都市を結ぶか、結ばないかということに今相なっているわけなので、これがお互いに話し合いの中で友好都市になったということに相なれば、もちろんそういったこともホームページの中に掲載しなくてはならないというようにも思っております。今のところは掲載はしておりません。

議長（岩寄幸夫君） 齋木議員。

〔9番 齋木輝彦君発言〕

9番（齋木輝彦君） いろいろな交流は、基本的には家族のきずなから生まれ、そして隣、隣組、そして地域、そして町村と広がっているわけです。今、最も大切な隣の人とおつき合いが薄れ、よく言われますが「隣は何をする人ぞ」と、こんな社会になってしまっています。友好都市など、広く大きく考えれば、さっきも言いましたように、国内に限らず外国だって、そしてその町の出身者がスポーツ、芸能、何でも文化活動等で世界進出したら応援に行くぐらいの広い気持ちが必要ではないでしょうか。

各方面での交流、親睦から何事も生まれるんだと思います。心の進歩なくして進展はありません。ぜひとも友好都市、誕生することをお願いをしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、齋木議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午前10時10分とします。

午前 9時55分休憩

午前10時10分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩寄幸夫君） 続きまして6番田中俊之議員を指名します。

〔6番 田中俊之君登壇〕

6番（田中俊之君） 6番田中です。議長通告により一般質問を行います。

私の質問事項は、最初に災害緊急時の対応と今後の課題について。次に、高齢者医療保険について。最後に、国道・道の駅・駒寄インター等の今後の取り組みについてを一般質問いたします。

初めに、災害緊急時の対応と今後の課題についてであります。この質問は、他の議員と同じ質問事項でもありますので、重複しないように内容を精選し、質問いたします。

初めに、現状復帰への緊急対応と町の取り組みについて質問いたします。

大量の雨水処理についてであります。去る7月5日に突然の豪雨がありました。特に大久保と漆原地区は低地にあり、上流から流れ下った大量の雨水による被害に遭いました。その主な原因と考えられるのが、吉岡町の地形が小倉から漆原地区に向かって傾斜になっていること、過去において豪雨による被害も少ないために、側溝は田畑への流水が主な目的のために小さく浅いU字溝であり、大量の雨水処理が不能であったこと、畑地が東向きに傾斜しており、表土が流出しやすかったことなどが主な原因の一つと考えられています。

そこで町長に伺います。今後大量な雨水処理も含めた町全体の河川や水路の改善について、どのように取り組んでいくのでしょうか。伺います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 田中議員よりご質問がございますが、近年、異常気象によるゲリラ豪雨が多発しており、各地に大きな被害をもたらし、特に人的な災害、憂慮されるところではございますが、吉岡町の去る7月5日の大雨は、1時間に81ミリを記録する大雨でもありました。幸いにも人的な災害はありませんでしたが、雨水量が側溝の排水能力を上回ってしまい、ところどころで道路が冠水し、床下浸水の被害もあり、また、傾斜地においては土砂崩壊があり、避難勧告も出されたところでございます。

さて、今回の豪雨時の雨水処理も含めた町全体の側溝の改善、整備ということでありま

するが、日ごろより側溝の改善要望につきましては、多くの自治会から要望が出ております。さきの自治会の座談会においても、雨水処理についてのご意見、ご要望が多く出たところでもあります。要望に対しまして、町は現地調査をして、徐々にではありまするが対応しておるところであります。昨年におきましては、特に町の単独予算に加え、国の施策である地域活性化・生活対策臨時交付金、きめ細かな臨時交付金等も活用し、側溝整備を進めております。しかし、ご要望になかなか追いつかないのが現状でありまして、大変申しわけなく思っております。

このような状況でありまするが、これからも鋭意努力していく所存でありますので、ご理解を願いたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） ただいま答弁をいただいたわけなんでするが、交付金等を活用してさらなる点検と整備に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、側溝の見直しと改修工事計画についてですが、大久保や漆原地区は低地のために上流の雨水が集中しています。そこで、同地域を中心とした側溝や水路の拡大や拡幅工事の計画は、どのように進めていくのでしょうか。また、東西に流れる側溝と南北の側溝が直角に交わり、雨水を流すためには側溝としての役割が果たせず、道路に雨水があふれ出て、道路や田畑に流れ込み、表土を削る二次被害の要因の一つともなっております。東西の側溝の末端を斜めにして、南北の側溝へよりスムーズな雨水処理ができるのでしょうか。町長にお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 水路の見直しと工事改修計画についてということですので、担当課長より補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔栗田産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） ただいまの町長の補足答弁をさせていただきます。

側溝整備におきましては、側溝に流れ込む集水区域を調査いたしまして、それから流量計算をし、断面を決定しておるところでございます。断面の決定に際しまして、降雨強度、時間雨量90ミリを想定しまして計算しておりますが、予想を超えます近年の豪雨に対応していくためにも、この降雨強度を110ミリに引き上げると聞いております。

しかし、なおかつ側溝がのみ切れぬ、その原因といたしまして考えられますのは、安全性を確保するためにU字溝を布設しますとふたをするわけでございますが、そのために

側溝が雨水を直接のみ込めない、そんなことでオーバーフローをしてしまう。そして2点目といたしまして、長年にわたり側溝の土砂等が堆積しまして、実際に流れるべき断面に土砂等が堆積しまして、その断面を有効に使えない。そして3番目には、今まで農地で浸透しておりました雨水が、開発等により地目の状況が変わり、浸透せずにそのまま流出してしまう。また4番目といたしまして、集中豪雨のときは、流末排水処理能力を雨水の量が上回ってしまうなどの原因が考えられるところでございます。

今後整備をする上で、どのような整備方法が効率的であるか、検討しながら進める必要性を感じております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 雨が降るたびに地元では同じ場所で大変苦慮しておりますので、ぜひ早急な取り組み、対応をしていただきたいと思っております。

次に、特に通学路として使用していたり、小学生の校内持久走の練習や大会のためのコースとなっている道路であったり、また、前橋市への往復路として朝夕の交通量の増加している道に、児童や生徒、また住民の身体や生命の安全確保に努めたり、さらには車両同士のすれ違い時に生ずる側溝への脱輪事故防止等々における安全確保のために、溝ふたを至急設置していただきたいと思っておりますが、町長にお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ただいま課長のほうから答弁をなされてはおりますが、そういった小中学校の通学路、そしてまた頻繁に車が通るところにつきましても、徐々にではありまするが、側溝のふたを整備していきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 特に、道路上の雨水は側溝で処理するよということに最近なっていると伺っておりますが、吉岡町の現状では大変苦慮していると思っておりますので、今町長答弁にもありましたように、同じ場所で同じ災害に遭わないように、ぜひ予算化についても積極的に取り組んでいただきまして、道路整備、側溝整備をよろしくお願いいたします。

次に、緊急災害時における役場職員の対応と職員間の連携についてですが、過去において放火事件があったり、先日の集中豪雨など、災害の大小でも異なると思っておりますが、役場職員の勤務時間外の対応では、職員の地域分担や巡回点検等の役割分担は決まっておりますでしょうか。ただし、原則として女性の深夜勤務は禁じられておりますので、例外としま

す。

そこで、職員の役割分担について町長に伺います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 町では、災害基本計画に基づいた吉岡町地域防災計画により、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、町長を対策本部長として災害対策本部を設置し、関係機関と緊密な連絡及び協力のもとに情報収集を行い、被害を最小限に食い止め、敏速かつ的確な被害状況等の把握を行い、可能な限り早期の復旧、復元を目指して災害応急対策を講じているところでもあります。

職員の役割分担ですが、吉岡町地域防災計画にのっとり、災害の発生状況に応じ効率的な動員に対処が可能になるよう動員計画が作成されており、それぞれ職員の動員を行います。これに関しては、災害、地震、風水害、噴火等に対応し、防災行政無線、電話、携帯電話等で招集し、災害発生 の程度により初期動員から3号動員の出勤をさせます。また、被害状況の調査についても、河川、山林、その他農地及び農作物等、あるいは情報収集、緊急出動、上下水道、消毒援護等の分野別班を編成して、必要に応じた調査体制を整えていますので、きめ細やかな対応等が可能となるような計画となっております。そして、災害復旧に関しましては、調査報告をいち早く集結できるよう心がけるとともに、早急な復旧及び復元ができるよう被害状況の内容を整理し、各担当課室に割り振りできるよう努めております。

先日の7月5日の災害時には、全職員が集まりまして、指導のもとの確かな行動をしたということでございます。その中におきましても、吉岡町消防団にも依頼をいたしまして、急遽来ていただき、お助けをしていただいたと。また、各企業の人たちにも夜遅く出ていただき対処したというのが7月5日の体制であったかと思えます。その件に関しましては、職員一同、一生懸命対処できたのかなと。また次の日には、いち早く、先ほど申されたとおり、災害発生 の程度を調べたということで、次の日には全職員が各班ごとに回って、7月5日の豪雨のときの災害に備えたというのが実態でございます。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 防災計画のもとに全職員一丸となって対応してくださるということで、今後もぜひよろしくお願いいたします。

次に、この間の7月のときの役場のほうの対応の件なのですが、町長や副町長は、被災者宅へ見舞いや状況把握のために家庭訪問をしたり、所管課の職員は、深夜まで活躍している姿が見受けられ、地域住民の方から、この対応の速さに感謝している声が多く聞かれ

ました。

他の職員も同じということではありますが、一般住民から見ると、役場としての目印となるもの、腕章等などをつけたり、そういう対応をしていただいて被災地への調査等をしていただければ、なお町民も安心して、役場の人たちが来てくれているんだなということも感じるし、気がついたことをまた情報として入れることもできるのではないのでしょうか。さらには、当日電話も集中してつながらなくなったりしたと聞いております。災害時のみ使用できる電話や携帯電話、ホームページによる情報伝達回線は設置されているのでしょうか。町長に伺います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 議員のほうから、7月5日の対応については、的確な判断をしていただき、町民からありがたかったということでお褒めの言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの質問にお答えをいたします。

役場職員につきましては、災害時に限らず一定の身なりが定められておりますが、特に緊急時に一刻を争うなどやむを得ない場合は、支度にこだわっている状況ではありませんので、そのまま出勤することもあり得ると思っております。

そこで、一定の身なりについてですが、町の各種イベントについては、基本的な貸与されている作業着により業務に当たっております。また、災害時における現場等に出動する場合には、実際にあらゆる作業を行うこととなりますので、基本的に作業服の着用を義務づけられておりますが、場合によっては、やむを得なく着用できないことも十分考えられますので、そのことにつきましてはご理解をしていただければと思っております。

しかしながら、住民の方がはっきりと識別できるような体制は整える必要があると判断されますので、何らかの方法については対処できればと考えております。

次に、住民の方からの連絡への対応ですが、特に災害発生時には、問い合わせなどが多くの方々から寄せられる傾向があり、受け入れる電話回線も限界がありますので、込み合うことになるかと考えております。そこで、住民の方への一層の安全・安心を図るため、携帯電話のメール配信システムによる情報提供を考えております。なるべく早期に災害時に備える連絡手段として取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、防災行政無線の野外スピーカーですが、野外スピーカーは、各家庭に配付されている戸別受信機の補助とする役割にて設置されているものでありますので、まずその旨を報告させていただきます。しかしながら、昼夜によってその役割もおのずと変わってきている現実が、多くの住民の方々からの聞き取れないといったような声になっている

ものと判断されることから、可能な限り効果的な方法を、現在調査研究しておるところであります。

最後に、高齢者のみ家庭や介護を必要としている家庭への安否確認ですが、町では本年3月より、災害時要援護者支援プランに基づき、自治会役員及び民生委員さんの協力のもと、要介護者避難支援登録制度による高齢者への災害のあり方など、災害時に安全な場所へ避難するため支援が必要とされる方の募集を行い、登録をしていただきました。この支援を必要として申し込まれ登録された方につきましては、自治会ごとに登録者台帳として自治会長さんや担当民生委員にお知らせしておるところであります。さらに自治会でも自主防災組織などの立ち上げに積極的に取り組んでいただいておりますので、地域に密着した組織により、相互の連絡並びに協働等による意識改革の充実も促進しながら、徐々にではありまするが、住みやすい環境づくりに整えていきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 次の質問で今のことをお聞きしたかったのですが、おおむね答えていただきました。

防災無線の聞こえないところについての対応は、ぜひ同じ町民でございますので、しっかりとっていただければと思っております。

また、町として防災訓練等を実施しているのかどうか。また、各自治会において、いざというときに、自治会長や民生委員だけでは手の足りないときがあります。こういうときにお互いに助け合っていくのには、隣戸班の協力なくてはできないかと思いますが、その隣戸班内にどのような情報公開をしているのか。いざというときに、この情報が各隣戸班に届いていないと、協力協働の働きができませんので、その辺についてもお伺いします。もちろん、個人に関する情報ですので、必要最小限度の内容について、いざというときに隣戸班ごとに協力し合っておくための情報公開としてどのような方法がとられているのかお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 田中議員さんの質問にお答えいたします。

災害時における避難場所に指定されている施設につきましては、再確認を行いながら、円滑な避難が可能となる運営等図れるよう、関係機関とさらなる調整に努めていきたいと考えております。

ただいまの住民に対処した防災訓練の計画ですが、現在各自治会において自主防災組織の結成に向けて研修等を重ね、自主防災の組織化に向けて取り組んでいただいております。

るでもあります。なお既に自主防災組織の立ち上げを行い、関係機関との協力により避難訓練及び避難場所の点検等をしている自治会もあります。

今後、各自治会において組織化されましたなら、具体的な取り組みができるよう進めていきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） ぜひ早急にその件については取り組んでいただきたいと思います。

また、集会所や学校など避難場所となっているところ、即入室できるような措置もとられているとは思いますが、吉岡町の住民一人一人がその内容について熟知していないと、なかなか活用することもできないと思いますので、機会をとらえ、ぜひ住民に周知徹底していただけるような方法をとっていただき、そういう計画は立っているのでしょうか。その辺について伺います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） その件に関しましては、この7月5日の豪雨のときに、自然災害の恐ろしさというものをまさに体験をさせていただきました。そういった中におきましては、こういったことをいち早く考えていかなければならないというようには認識をしております。そういったことで、これからも皆様方のご協力によりまして進めていきたいというように思っております。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 答弁いただいたわけですが、災害はいつ起こるかわかりませんので、住民一人一人が対処法について熟知していて最小限に食いとめられるように、また人命も守られるようにしていただきたいと思います。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いません。

次に、高齢者医療保険税対策と今後の取り組みについてですが、家族による介護医療手当保障と今後の取り組みについて伺います。

前年度末の医療保険や介護保険税の改正により、高齢者や年金受給者にとっては、上限ある収入や年金からさらに増額の差し引きで、日々の生活に苦慮している人も少なくありません。過日の新聞では、吉岡町を含めた9市町村が国保税の値上げをしました。そのときの新聞資料がこれです。町内では、個々人への内容情報や対応への伝達が不十分な点もあり、金額のみにとらわれている町民の人も少なくありません。しかし、太田市のように、不景気の中なので税率を抑え、滞納を生ずるより納めやすくなることで収納率を向上しよ

うと努力している市もありますが、吉岡町として今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 2番目の高齢者医療保険対策の今後の取り組みについてご質問いただきました。

田中議員さんより、国保加入者への国保税の値上げについて説明が不十分な点があるのではないかとのご質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

3月議会で議員の皆様大変お世話になり、国保税の値上げをお願いしたわけです。議会広報でもお知らせをしていただき、広報よしおかでも税率改定のお知らせをいたしました。7月には、国保加入者に平成22年度の国保税の納税通知書を発送し、納税通知書の中にも国保税の値上げの理由、改正後の税率等の説明資料を同封し、お知らせをお願いいたしました。

田中議員さんの言われるとおり、国保税の重税感や否めない感があることは、私も住民の方から直接伺っております。国民健康保険制度は、発足以来既に70年が経過し、我が国の国保保険の中核として国民皆保険制度を支える重要な役割を果たしているものです。ご不満をお持ちの方もおられると思いますが、役場健康福祉課窓口、財務課窓口で適切丁寧十分に説明させていただきたいと思っております。

また、太田市のように税率を軽減し、収納率を上げたらとのご意見ですが、吉岡町は22年度に値上げのお願いをしたばかりです。現在の税率での不足分は一般会計からの繰り入れをし、数年間は現行税率で国保加入者、一般町民の方にもご理解をいただき、国保事業の運営に当たりたいと思っております。

補足答弁につきましては、健康福祉課長をして説明をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

8月31日の上毛新聞では、県下で国保税を9カ市町村が値上げをしたとの記事が掲載されました。吉岡町に限らずどこの市町村でも、国保会計は加入者の高齢化等を背景とした医療費の伸び、景気低迷に伴う国保税の減収などで大変な状況であると感じております。

田中議員さんの言われるとおり、9カ市町村の値上げと反対に、太田市と嬭恋村において負担の軽減がされたとあります。太田市は、合併により旧市町村間の税率統一に合わせたもので、旧市部の一部を引き下げたものでございます。嬭恋村におきましては、国保加入者の所得が非常に高いわけであり、平成20年度の資料ですが、吉岡町の国保加入

者の1人当たりの所得は、県下で高いほうから7番目で135万円です。孺恋村は274万5,000円で約2倍、県下で1番です。国保税の1人当たりの調定額も1番であります。医療費を比べるのに地域差指数という数値がありますが、全国平均を1にしますと、吉岡町は県下で7番目に高く1.013。1を超えると要注意になりますが、孺恋村では0.772で、県下でも1番医療費がかかっておりません。こうしたことで、今回の国保税の軽減になったことと思っております。

以上で町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 町長答弁の中では、広報紙だとかいろいろな窓口対応ということで一生懸命対応してくれているところではありますが、どうしても一般住民の方から見ると、文書を読んでの読解というのが非常に苦難の人もいるわけですので、ぜひ窓口で丁寧な説明をしていただいて、より理解していただいて、そして納税をしていただくと。そんな方法をぜひとっていただければありがたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

従来の市町村で生活していて、よその土地で生活していて、そして、介護が必要になってから吉岡町に住所変更し、施設に入所して、保険給付金や高額医療費の支払いを受けている方もおられます。また、吉岡町に在住していて他の市町村の施設に入居している人もいます。吉岡町民が吉岡の施設に入居するのと、入居のために転居してきた人の給付金の扱いはどのようになっているのか。また、入園待機時と同様に、吉岡町の施設や他の市町村の施設への入居者の有無について町長に伺います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 田中議員さんご質問の、介護施設と入居者の住所及び介護保険の加入者問題については、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 田中議員さんご質問の、介護施設と入居者の住所及び介護保険の加入の問題について、町長の補足答弁をさせていただきます。

町内施設を例にお答えいたしますと、特別養護老人ホーム船尾苑ですが、介護老人保健施設といえます。吉岡町の方が入居した場合は、吉岡町の介護保険に従前と同じように入居し、介護の保険給付を受けます。町外から入居した場合は、船尾苑に住所を移した場合は従来居住の市町村が引き続き介護保険制度の実施の責任を負うこととなります。これは、

介護保険施設が集中する市町村の財政を圧迫させないための制度でございます。これを住所地特例制度と言っております。陣場の田中病院に併設されておりますみずき荘ですが、介護老人保健施設と申します。こうした施設は、病院を退院し、リハビリを重点に置いた施設で、症状が安定したら自宅へ帰る施設でございます。こうした施設は3カ月ごとに症状を見直し、長期的に入居する施設でありませんので、住所の移転はありません。上野田にあるたやの家、陣場の一番星、これは認知症対応型共同生活介護施設と申し、原則論ですが、吉岡町の方を対象とした施設になっております。町外利用者は住所を移さないこととなります。大久保にありますメディスですが、特別施設入居者生活介護施設と申します。吉岡町へ住所を移した場合は、船尾苑と同じように住所地特例が適用される施設です。

町内者や町外者によってサービスの内容が違ふことはありませんので、ご安心していただきたいと思います。また、県下の特別養護老人ホームは、20年度末で132施設、定員で7,923名でございます。施設の待機者ですが、例えば船尾苑ですが、60名定員で現在126名の待機者がいると現在インターネットに掲載されております。

こうした特別養護老人ホームに吉岡町の方が現在何名待機されているかということですが、現在59名の方が待機しております。またこうした施設は、県の整備計画によって年度別に計画され、整備されております。

老人保健施設の待機状況ですが、町に情報がありませんのでお答えできませんが、老人ホームほどの待機者はいないと思っておりますが、待機している方がいるというお話は伺っております。

以上雑駁ですが、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 59人の入所待機者がいらっしゃるとのこと。どこのご家庭でも介護するのは非常に大変ですので、行政としてぜひ待機者が出ないような措置をとっていただければありがたいと思っております。

次に、家族による高齢者の在宅介護について伺います。

最近、医療介護施設も多くなってきています。しかし、施設に入居となると高額な費用が必要となってきます。高齢者の収入や年金受給者の中には、収入や年金の金額では医療介護施設への費用を払い切れず、やむなく在宅にて介護を受けている人もおります。ご家庭によっては老老介護者もいます。介護できる家族がいる家庭はただしも、共働きの家庭では夫婦のどちらかが退職して介護せざるを得ないご家庭もあります。そこで収入も少なくなる上に介護費用や諸経費もかさみます。さらには、正しい介護の仕方もわからぬまま介護しているご家庭もあります。定期的に町の職員が家庭訪問をしたり、保健センター等

で介護方法についての実践や具体的な指導など、また日ごろの悩み相談の指導等、年間を通して何日くらい実施しているのでしょうか。町長に伺います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 田中議員さんの高齢者の在宅介護についてのご質問でありますので、答弁をさせていただきます。

定期的に町の職員が伺い、指導等をしているのかとのご質問ですが、町の職員は、要支援1、2に該当する方は吉岡町地域包括支援センターで、要介護1から5に該当する方は身近な町内事業所では船尾居宅介護支援事業所、居宅支援事業所みずき、居宅介護支援事業所神奈備がございますが、渋川圏内だけでもこうした事業所が32あります。こうした事業所との契約をしていただくと、事業所の職員が月1回以上訪問指導に伺います。こうした相談事業は、全額公費で賄われております。

在宅介護の支援策は、貸しオムツ事業、介護慰労金等を充実していきたいと思っております。お年寄りの障害者で車を運転できない方の買い物支援については、町の緊急雇用基金事業委託で、商工会がひばり買い物部隊を6月28日から発足をいたしました。こういったサービスをご利用いただきたいと思っております。

それから、家庭内の生活支援については、介護者、障害者については、ホームヘルパーのサービスが受けられます。健康なお年寄りについては、社会福祉協議会でホームヘルパーサービスを行っており、活用していただいております。老老介護の問題につきましては、介護保険を有効に活用していただき、例えばホームヘルパーサービスとデイサービス及びショートステイなどをうまく組み合わせて利用してくださるようお願いをしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 町のほうでも一生懸命力を入れて取り組んでいただいている様子が見えて、安心したところです。

特に最近、老老介護ということが非常に問題になってきておりますが、老老介護者には、在宅介護している人への介護を救済する支援対策としての助成金等の支給等、そういう対応があるのでしょうか。また、先ほど町長答弁の中にありましたように、特に体が不自由で車を運転することができない人への対応ということも説明を受けましたので、ぜひこれと同様に、在宅介護をしている人、または特に体の不自由な人、それから老老介護している人、こういう人たちの支援の内容について、さらに詳しくお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 先ほどの町長の答弁の繰り返しになってしまいますが、在宅の老老介護の問題につきましては、介護保険制度をうまく利用していただき、例えばデイサービスだとか、ショートステイだとか、要は介護を受ける方、介護されている方、そういった方に対して、例えばデイサービスに週に1度行っているとすれば、介護している方も週に1度は体が休まる。また、おふろのサービスなどを受けるとすれば、おふろに家族の方が入れかわりに社協の方に入れていただければ、そういった労力面が軽くなる。また、そういった意味で介護を受ける方、介護のサービスをされる方、どちらの方にも介護保険は有効にできておりますので、そういったことで先ほど町長の答弁にもあったとおり、そういった相談は、町内では吉岡の社協で行っている地域包括支援センター、また介護の重い方でしたら船尾苑に併設されております船尾居宅介護支援事業所。また、陣場の田中病院に併設されている居宅介護支援事業所みずき、大久保に新しくできました居宅介護支援事業所神奈備など町内でも3カ所。また、そういった同じ施設が3カ所渋川地域にあります。そういったところと契約していただければ、サービスの内容、こういったサービスをどういうふうに受けたら介護を受けている方にも快適に生活していただき、また介護されている方の労力等が軽減されて、そういったサービスを受けていただいている間は、例えば週に1度デイサービスに行っていれば、介護されている方も週に1度はお休みができるということがありますので、こういった施設の職員とサービスの内容を、その人の介護の状況に合ったサービスをどのように受けたら介護を受ける方、介護される方、そういったことが最も適切に行われるか相談していただければありがたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） 町ではきめ細やかな対応をしてくださっているということがよくわかりました。今後も介護者の精神的、肉体的負担の軽減と経費の支援対策をさらに続けていただければありがたいと思います。

次に、最後の質問になるのですが、国道・道の駅・駒寄インター等の今後の取り組みについてであります、。

道の駅に大型車の乗降と駐車場の早期着工について質問いたします。

道の駅も開設以来5カ月がたち、利用者もふえてきています。この早い時期に国道からの大型車の乗降による利用者の増員を図るには、舗装した大型車の駐車場の確保が急務であります。大型バスやマイクロバス等の利用がふえれば、休息のみならず道の駅物産館や

よしおか温泉、さらには河川緑地運動公園の利用者も急増しますが、町長は大型車の駐車場建設についてどのように計画し、お考えになっているか、お伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 道の駅に大型車の乗降と駐車場の早期着工ということでご質問をいただきました。

道の駅よしおか温泉に大型車の乗降と駐車場確保の早期着工ということであります。3月28日にオープン以来、議員さんご指摘のとおり5カ月が経過し、その間、多くの利用者に訪れていただいております。しかし一方では、いろいろなご意見、ご要望もいただいております。大型車の駐車場確保もその一つでございますが、現在、大型車利用を含め、駐車場のさらなる充実を図るため整備しているところでございます。

その他につきましては、課長より補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔栗田産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） ただいまの町長の答弁に補足させていただきます。

大型車専用の駐車場ということでございますが、旧温泉スタンドの跡地に2台分、そしてライスセンター北側の駐車場に5台分、計7台分を確保させていただいておりましたが、大型車のタイヤの軌跡、そういったものを考慮しますと、現在の状況では入り口が狭く、駐車場に入りにくいとか、またどこに大型駐車場があるのか案内もわかりづらいなどのご意見があったところでございます。

町長答弁にもございましたが、こういった問題を改善すべくただいま整備中でございますので、ご了解のほどよろしく申し上げます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） ぜひ工夫していただきまして、早急に大型車の駐車場を確保していただきたいと思っております。

次に、駐車場とイベント広場の常時併用について伺います。

駐車場は使用意図によりイベント広場としても活用できますが、駐車場の周囲にはベンチや日よけの回廊がありません。また、足湯には小さな屋根しかないので、足湯の屋根や腰かけの敷板、また屋根つきの回廊等を町有林の木材を活用して早急に着工すれば、道の駅を利用する人にとってはさらに便利であると思っております。この点について、町長にお考えをお聞きします。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 駐車場の周辺にベンチや日よけの回路、また足湯の屋根設置の考えということでありますが、足湯の屋根は現在、仮設で対応しているところであります。また駐車場の周辺にベンチの設置をということでありますが、設置のためのスペースも必要となり、駐車台数にも影響してくることが懸念されております。先ほど答弁させていただきましたが、道の駅を利用される皆様からいろいろなご意見、ご要望をいただいております。皆様からのご意見、ご要望を参考にさせていただき、これからも皆様に愛される道の駅になりますよう努力する所存でございます。

議 長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6 番（田中俊之君） ぜひ今の答弁にありましたように、積極的な取り組みをお願いします。

次に、よしおか温泉の南用地に遊園地と広場の設置について伺います。

大久保と漆原地区には、子供たちが安心して遊べる遊園地や広場がありません。温泉の南用地に子供たちが安全で自由に遊べる遊園地や広場を設置して、自由に走り回れる子供広場と長いローラーの滑り台やブランコ、そしてジャングルジムなどの安全な遊具を設置した遊園地等があると、町内の子供たちはもちろんのこと、道の駅を利用する人たちにとっても、家族が休息や買い物をしている間に子供たちは自由に遊び、吉岡での楽しい思い出も心に残ることと思います。将来、吉岡町を背負って立つ子供たちと吉岡の道の駅を訪れる人たちに、安心して活動できる憩いの場を今後設置していくお考えがあるでしょうか。町長にお伺いします。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 道の駅周辺には、温泉施設と道の駅を核にする自然環境に恵まれ、利根のせせらぎを聞きながら、南には水辺に親しむことのできる天神東公園、さらにエネルギーパーク、また公園にはほたるの里もあり、ことしもほたる祭りは大変なにぎわいを見せていただきました。ことして2年目となるうかと思いますが、会員の方が200人近いというような話も聞いております。そういった中におきましては、本当にボランティア活動ということで、ほたるの里ということで盛り上げていただいているということで、本当にありがたいと思っております。地域の方々に本当にありがとうという言葉を繰り返して言っていきたいと思っております。

そして、利根川沿いにも走るサイクリングロード、それに沿って桜並木、パークゴルフ場を初めとするゴルフ場等それぞれの季節の顔があり、散策に適した環境を備えていると

考えております。

今後もこの恵まれた自然環境、そして景観を生かしていきたいと考えているところでございます。ぜひ皆様方のご協力のもと、議員がご指摘のことが南の用地にできればというようにも思っておりますので、今後とも協力のほどをお願い申し上げるところでございます。

議長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔6番 田中俊之君発言〕

6番（田中俊之君） ぜひその計画を進めていただきたいと思います。

時間が大分なくなってきたので、駒寄インターの大型車の乗降の早期実現についてですが、先ほど齋木議員が質問してくれました。それで同じ委員会に属しておりますので、かなり重複した文章になりますので、一応内容について簡単にお伺いしたいと思います。

大型車の乗降ができる駒寄インターを唱えてから、大変時間もたっております。工事の着工に向けての動きは、なかなか進んでいないのが現実です。地元インターがあっても、マイクロバスや大型バスを利用するときは、前橋や渋川インターを利用しなければならず、いつも不便を感じています。これは、吉岡町民のみならず、榛東も前橋の人たちも同じ思いだと思います。大型車の乗降ができれば、観光地への近道となったり、緑地運動公園の利用、また自衛隊は災害時、ヘリコプターで作業を行うと聞いておりますが、ヘリコプターのない駐屯地からの車両による人員や物資の輸送にも駒寄インターがあると有効だと思います。備えあれば憂いなしです。また、隣接した吉岡と榛東がタイアップし、野菜づくりなど可能でもあります。さらには、地場産のこけし、ガラス細工、うどんやそば等々のことや野菜づくりなど、多分野において自作体験を通じた物づくり等に両町村ともに集客できたり、優良企業誘致も可能になってきます。国の政治動向を見きわめながら、隣接市町村との協力のもとに早急に着手していく考えがあるでしょうか。町長にお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 田中議員のほうから駒寄インターの大型車乗り入れの早期実現に向けて努力しろということでございます。

先ほど齋木議員のほうにも答弁したとおり、今後アクセス道路の周辺整備、大型化への改修を実現するために、もちろん榛東とも連携を図りながら物事を進めていきたいというようにも思っております。現在その目的を達成すべく、関越自動車道IC設置及び関連道路建設促進期成同盟会においても、先ほどの齋木議員への答弁と同じに努力をしていく所存でございますので、引き続き議員さんにも協力をいただきたいと思います、ご支援いただきたい

ということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔 6 番 田中俊之君発言〕

6 番（田中俊之君） ぜひ早急に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願います。

最後になりますが、駒寄インターとよしおか温泉を結ぶ直結道路の早期実現について伺います。

今の漆原地区は、国道も開通し、道の駅や温泉があり、さらには緑地運動公園と、まさに吉岡町の東玄関としてますますの開発発展の地にあります。人家や建造物が急増する前に駒寄インターと温泉を直結する道路を新設し、これに向けて早急に用地買収をし、工事の着工をしていくお考えがあるでしょうか。町長にお伺いします。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 時間もなくなったようなので、答弁させていただきます。

この件につきましては、この後、近藤議員さんのほうからも質問をいただいておりますが、しかしながら、未整備区間におきましては、その整備には高度の技術を必要とする事業でもないかと思っております。そういったことで、町の財政では大変厳しいところがあるということでございます。便利で安心なまちづくりのためには、ぜひとも私も必要な道路ではないかというようにも思っております。そういったことで、随意努力していく所存でございます。

議 長（岩寄幸夫君） 田中議員。

〔 6 番 田中俊之君発言〕

6 番（田中俊之君） ぜひよろしくお願います。

時間がなくなってしまいましたので、もう少し質問したい内容もございしますが、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議 長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、田中議員の一般質問が終わりました。

次に、11番福田敏夫議員を指名します。

〔 11 番 福田敏夫君登壇〕

11 番（福田敏夫君） 11番の福田敏夫です。議長指名により一般質問を行います。

私は、質問事項を1問に絞り込んで質問をいたします。グローバル化と人口減少時代の農業改革についてであります。

農業者でない私が、農業改革論をなぜ取り上げるのか。「グローバル化と人口減少時代の農業改革」と題して、元農林水産省農林振興局次長の農学博士山下一仁さんが学士会で講演された紹介記事を拝読して、日ごろ、農業改革の必要性を強く感じている私は、山下

博士の農業改革論を謙虚に受けとめ、農業改革は今や農業関係者だけの問題ではなく、消費者として、また農政には多額の税金が使われておりますので、納税者としても山下博士の農業改革論を広く世論喚起して、地方六団体などから国に農業改革推進を働きかける必要があると考えて、山下博士の農業改革論の紹介かたがた質問したいと存じます。

将来の農業政策はどうあるべきか。山下博士が講演の演題を「グローバル化と人口減少時代の農業改革」と題したのは、グローバル化と人口減少時代という2つの問題が、今後の日本の農業あるいは農政を規定する大きな要因となると考えているからであります。

現在、農業の衰退に歯どめがかからない日本の農業は、統計をとり始めた明治時代から1960年までの約80年の間、農家戸数が約550万戸、農地面積が約600万ヘクタール、農業就業者人口が約1,400万人で、ほとんど変化しなかった。これは、日本農業三大不変の数字と言われていたようであります。ところが、1960年を境に、日本の農業は悪いほうに変化します。しかも、1961年に農業基本法を制定し、農業強化のための構造改革を進めようとしたにもかかわらず、農業は転落しました。この転落の原因は何か。それを克服するための方策は何か。これを検討してまいりたいと山下先生は説いています。

まず、歯どめのかからない農業の衰退についてであります。日本のGDPに占める農業の割合は、今や1%です。しかし、農業が強いアメリカでも1%と、これ自体はさほどおかしな数字ではありません。おかしいのは中身です。まず、65歳以上の高齢農業者の比率は、1960年は1%でしたが、現在では60%にまで上昇しており、その半数が70歳以上です。そして、兼業農家の中でも、農外所得のほうが高い第二種兼業農家の割合は、32%から63%まで増加しています。専業農家といっても、週末農家とも言える第二種兼業農家が、勤務先をリタイアし、給与所得を失うことで必然的に高齢専業農家となっているのが現状です。65歳未満の働き手がいる専業農家は、全農家戸数のたった9.5%です。

農業には必要不可欠な生産要素が3つあります。1つは太陽の光で、これは無尽蔵にあります。2つ目は水です。水がないと何もできません。世界では農業用水の過剰なくみ上げのため、地下水の枯渇が問題となっています。しかし、日本は資源小国と言われますが、水に関してはきわめて豊富にある資源大国です。そして、3つ目は土です。農地がないと農業生産はできません。しかし、戦後の大変な食料難の時代、人口わずか7,000万人に対し、農地面積は500万ヘクタール以上ありました。しかし、現在では農地は461万ヘクタールと減っているにもかかわらず、人口は1億3,000万人に上ります。農林水産省は、461万ヘクタールすべてに芋と米を植えれば、何とか全国民が生きていけるカロリーは達成できるという数字を提示しています。しかし、山下博士の記憶では、この

主張は農地面積が減り続けているにもかかわらず、約15年間変化がありません。500万ヘクタールあったときも現在と同じ主張でした。つまり、農地が減っていても、まだいざというときの食料確保に支障がないという弁解のためにつくられた数字なのです。しかし、この数字には平年作という前提があり、また、肥料も農薬も、エネルギーも十分に活用できるという前提があるはずです。その前提がないとこの主張は崩れてしまいます。終戦時は、肥料も農薬もありませんでした。そこに不作が起きたらどうなるのかを考えると、この461万ヘクタールという農地面積は大変危機的な数字だと言えるのです。

農業面積はピーク時の1961年に609万ヘクタールに達しました。その後、公共事業等により新たに100万ヘクタール以上農地として造成しました。つまり、700万ヘクタール以上の農地があるはずなのですが、現在の日本全国の水田とほぼ同じだけの250万ヘクタールが消えてなくなり、現在では461万ヘクタールです。現在の日本の水田面積は250万ヘクタールですが、実際に米を植えているのは150万ヘクタールのみで、残り100万ヘクタールは減反しています。この失った250万ヘクタールの半分が、宅地や工業用地への転用、もう半分は耕作放棄地です。農業の収益性が落ちてもうからないと農家が農地を放棄し、木や草が生い茂って、再び耕作するのに大変な労力が必要となります。この耕作放棄地は、今では東京都の1.8倍の面積にも相当する39万ヘクタールにも及んでいます。

なぜこのような状況に陥ったのでしょうか。日本の米の関税率は、キログラム当たり幾らという重さに従う従量税ですが、輸入品の価格を標準として率を課す関税の従価税に換算すると、77.8%です。アメリカからもタイからも、その関税を払って日本に入ってくる米はほとんどありません。それにもかかわらず、日本の農業が衰退しています。つまり、農業衰退の原因は、アメリカやタイなど諸外国にあるのではなく、日本の中にあるということなのです。と山下博士は説明しています。

ここで町長に2つのことをお尋ねします。一つは、元農林水産省農村振興局次長の山下一仁農学博士は、米づくり農業衰退の原因は、アメリカやタイなど諸外国にあるのではなく、日本の中にあると指摘していますが、町長はどのように受けとめておられるか。二つ目は、吉岡町の米づくり主業農家、つまり専業農家と兼業農家の現況はいかがか。この2点についてご質問をいたします。お願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 福田議員のご質問にお答えいたします。

歯どめのかからない農業の衰退ということでございます。

ことしも実りの秋を今迎えようとしております。ことしは、このまま台風が来なければ、

平年並みかやや強というようなことで言われておりますが、ことしも台風がいつ来るかわからないというような状況の中では心配されるわけでございますが、平年より十日ほど収穫が早いというように言われております。そういったことで、きょうこのごろのことをお話しさせていただきました。

それでは答弁させていただきます。福田議員さんのご質問でございますが、吉岡町の米づくり、専業農家と兼業農家の現状はいかがか。また、米づくり農業衰退原因の指摘について、町長はどのように受けとめているかとのご質問ですが、米の売り上げだけで生計を維持するのは非常に厳しいと考えており、吉岡町においても、米づくり専業農家はございません。また、ないと思っております。また、兼業農家の現状についてということでありますが、本町の1軒当たりの水田耕作面積は、約25アール程度であります。自己消費型が主体となっております。出荷用としての米づくりは余りなく、農業収入以外の所得のほうが高い小規模な兼業農家が多くを占めていると認識しているおるところでもございます。

そして、米づくり農家の衰退は、これまでの政府の補助金による減反と自由貿易に反する高い関税の設定により米の価格政策を維持するとともに、国内市場を守ってきたことが原因であるとのご指摘であります。が、農業者の高齢化、担い手・後継者不足、食料自給率低下の問題、WTO農業貿易交渉による国内農産物市場開放の問題など、日本の農業が依然として厳しい状況にあることは私も理解しているところでもあり、そのことも米づくり農業の衰退の大きな原因となっていると思っております。

議長（岩寄幸夫君） 福田議員。

〔11番 福田敏夫君発言〕

11番（福田敏夫君） 次に、WTOとFTA交渉についてであります。山下博士は農林水産省の現役時代に、GATTウルグアイ・ラウンド交渉で、米の関税化特例措置、ミニマム・アクセスによる部分開放の交渉に携わった方です。その山下博士がWTOとFTA交渉の経緯を、原文には詳細に記載されておりますが、私の質問時間の関係上、かいつまんだ要点のみをご紹介しますので、詳しいことを知りたい方は、議会事務局に山下博士の原文コピーを託しておきますのでご高覧いただきたいと思います。

自由貿易促進を目的とするWTOという世界貿易機関での交渉や、特定の国との間で貿易自由化を進めるFTAという自由貿易協定の交渉では、農産物の関税を引き下げて農産物を輸入するよう求められます。しかし、日本政府は、関税率引き下げが深刻な農産物価格の下落をもたらす、農業を壊滅させるとして、これらの交渉で抵抗を続けています。

2001年からWTOのドーハ・ラウンド交渉が行われていますが、農業分野ではさまざまな品目の関税率を4つの段階に区分して、高い関税には高い関税削減率を適用すると

しています。日本の一番の関心は、関税率75%以上の高関税品目であり、米は当然このカテゴリーに入ります。関税率75%以上の品目に関しては、その税率の70%を削減することに決まっています。日本の米の場合、77.8%という関税率がかかっているため、70%削減でもまだ23.3%です。しかし、日本はこれでも税率が低過ぎるとして例外を訴え、50.0%や60.0%の関税が必要だとして交渉しています。

GATTという関税と貿易に関する一般協定やWTOでは、原則に対する例外はなかなか認められません。例外を認めてもらおうとすれば、厳しい代償が求められます。その典型的な例が、GATTウルグアイ・ラウンド交渉における米の関税化特例措置です。現に関税化したコンニャクイモは、1,000%を超える関税を適用しています。しかし、高関税率によって米の輸入を押さえ込もうとするのでは、貿易自由化交渉した意味がなくなります。このため、輸入禁止的な高い関税を認めるかわりに、一定量の輸入をゼロまたは非常に低い関税率の関税割り当て数量を、国内の消費量の4%から8%のミニмум・アクセス米として受け入れざるを得ませんでした。

このミニмум・アクセスが話題となったのは、2008年の汚染米事件です。ウルグアイ・ラウンド交渉でミニмум・アクセス米を受け入れた際に、細川内閣は、ミニмум・アクセスを受け入れても国内の需要には影響を与えない、減反をさらに強化しないという閣議了解をしました。したがって、ミニмум・アクセスで米を買いますが、国内の市場に流通させず、海外から米の援助要請があった際に使用するように保管しています。または一部を流通させても、それ以上の国産米を援助などに振り向けます。現在のミニмум・アクセス量は77万トンです。1万トンにつき1年間で1億円の維持費がかかります。しかも援助などで処分するとさらに差損が発生します。日本は膨大な財政負担をしながら、この米を抱えています。しかも米は、国際的には精米で流通しており、日本国内で流通している玄米という形態に比べてより傷みやすいのです。そもそも傷みやすい米を何年も長期保管しているので、当然カビが生え、これが汚染米の原因となりました。

山下博士はウルグアイ・ラウンド交渉で、米の関税化特例措置、ミニмум・アクセスによる部分開放の交渉に携わりました。これは国内で関税化反対という政治的な動きが強かったので、実益を無視して、日本のメンツを立てるだけの交渉でした。日本ではスローガンやドグマに流され、事実に基づく冷静な議論ができないのです。これは、実益を無視した合意をすると、いかに後々の政策をおかしくするかというよい例です。

日本が主張する高い関税はなぜ必要かということ、国際価格よりも高く国内の価格を維持するためです。しかし、例外を求めると、WTOではさらなる責任の重さを加えるという、ミニмум・アクセスの加重というさらなる代償が必要になります。現在のミニмум・アクセス量である77万トンに加え、現在の米の消費量約900万トンの5%、45万トンが

上乘せされ、ミニマム・アクセス量は122万トンになります。ミニマム・アクセスがここまでふえると、財務省も無駄金を使ってこれを保管することを認めるわけにはいかないと思われるので、いずれは国内で流通せざるを得ません。すると国内の減反を強化し、米の生産をより縮小せざるを得ません。そうなれば食料自給率が下がります。政府はこの10年間、現在の40.41%の食料自給率を45%まで上げるという目標を閣議決定しています。ところが実際にWTOで行っているのは、自給率を下げてでも高い関税を守りたいという交渉です。つまり、国内での食料自給率向上という目標と、WTO交渉の対処方針は正反対なのです。しかも、新政権もこの対処方針を無批判に受け継いでいると指摘しています。

次に、少子高齢化と人口減少時代について、山下博士は次のように説いています。

農業をさらに減退させられると思われるもう一つの要因は、少子高齢化と人口減少時代の到来です。この40年間で1人当たりの米の消費量は半分に減少しました。少子高齢化になると1人当たりの食べる量が少なくなり、そのトレンドは今後も続きます。今までは幸いにも1人当たりの消費量が減っても人口がふえていたので、ある程度相殺してくれました。しかし、今後の人口減少時代には、1人当たりの消費量の減少と人口減少の二重の打撃を日本の農業は受けるということになります。米についてはさらに減反が強化され、日本の水田面積がもっと縮小します。減反を始めた1970年まで、水田面積は一貫して増加しましたが、減反開始後一貫して減少しています。これによって461万ヘクタールの農地面積も維持できず、食料安全保障は危機的な状況になると指摘しています。

では、対策はないのでしょうか。実はあるのです。山下博士は、我が国の米づくり農業政策は、どこをどのように改革すればよいのか、次の項目から順次、検討に値する核心に迫っています。日本の農業保護の特徴について、次のように説いて、広く理解・認識を求めています。

OECDという経済協力開発機構が作成した農業保護の指標であるPSEという生産者支持推定量は、消費者負担の部分と納税者負担の部分からなっています。消費者負担の部分は内外価格差です。関税がゼロなら安い輸入価格で買えますが、関税が高いと消費者は高い国内価格を払います。内外価格差の部分は、消費者から農家に対する所得移転の機能を果たしています。日本の消費者は、高い価格の国内農産物を買うことによって、内外価格差に生産量を掛けた額を間接的に農家に所得移転しています。また、減反の補助金等については、納税者が負担して、農家に所得移転しています。

1986年から88年は、ウルグアイ・ラウンド交渉の保護削減の基準年、つまり設定される数値の基準となる年です。アメリカは1960年代以降、財政負担で農業を保護するという方法に転換してきましたが、1986年から88年当時から、消費者負担の部分

の割合を37%から17%に下げ、EUも86%から45%に下げました。これに対して日本は全く変わらない不変の90%です。これは、86年以降もそうですが、多分その前も、農業保護は高い価格という形で消費者が負担してきたと言えます。世界の動きとしては、GATTウルグアイ・ラウンド交渉の際、途中まではオーストラリアやアメリカが同じグループであり、日本と同じグループにEUがいました。しかし、交渉終了の前年の1992年、EUは共通農業政策の改革を行い、穀物価格を下げ、下げた部分を財政による農家への直接支払いで賄いました。つまり、消費者負担から財政負担による農家保護に転換したのです。今ではアメリカとEUはほぼ同じ政策になりました。価格を下げれば、高い関税は不要になります。今のドーハ・ラウンド交渉の構造は、アメリカとEUが同じグループになり、主要国の中で突出して高い関税率を保つ日本だけが孤立しています。日本は、アメリカ、EU、ブラジル、中国、インドなどで決定した内容を、ほぼ丸のみさせられている現状であり、GATTウルグアイ・ラウンド交渉時とは全くさま変わりしていると指摘しています。

次に、なぜ関税依存の消費者負担型農政になったのかについて、山下博士はこう述べています。

1961年、ケインズと並ぶ経済学者シュンペーターの高弟である東畑精一氏と、農林水産省の先輩で政府税制調査会会長を16年努めた小倉武一氏の2人が、農業基本法をつくりました。これは、その5年前から、農家所得がサラリーマンや工場労働者の勤労者世帯の所得を下回るようになったことが背景にあります。農村に基盤を持つ政治勢力は、これに大変な危機感を持ち、農業と工業間の所得格差の是正を目指しました。当時、兼業農家は少なく、兼業農家も農業所得を主とする第一種兼業農家を中心でした。このため、農家所得を上げるには、農外所得ではなく農業所得を上げないといけません。所得は価格に生産量を掛けてコストを引いたものです。したがって、所得を上げるには、価格である単価を上げるか、生産量を上げるか、コストを下げればよいわけです。日本の農業における稲作のシェアは、今ではわずか22%ですが、当時は約半分を占めていました。食生活の洋風化で、米の消費が減って売り上げが伸び悩むことは予想されていました。日本の農業の総体の所得を上げるために、稲作を売上高、つまり価格掛ける生産量が伸びる畜産、果樹、野菜に転換しようとした。これを選択的拡大といいます。一方で、依然として約半分のシェアを持つ稲作を無視できないため、稲作所得の向上を考えなければなりません。その際、価格や生産量を上げることによる売上高の上昇は、米については消費量が減るので期待できません。所得を上げる方法で唯一残るのがコストを下げることでした。農業も工業も、規模を拡大するとコストが下がるのは一緒です。農業基本法は、稲作規模を拡大して所得を上げようとしたものです。

ここまでは、極めて美しい農業基本法の経済学ですが、基本法は無視されました。実際の農政は、1960年代に米の価格をどんどん上げたのです。それにより零細な兼業農家の人たちも、コストが高くて、肥料、農薬、高い農業機械を自分で買って米をつくるほうが、町で米を買うよりも安上がりとなったのです。その結果、零細な農家が滞留してしまいました。農業基本法が意図したのは、農業だけで生計を立てていける、他の産業と伍していける所得を得られる農家を育てることでした。ところが、零細農家が滞留して、農地が出てこないで規模が拡大できず、コストダウンもできませんでした。

米価を上げたことで、もう一つおかしなことが起こります。米価を上げるので生産はふえましたが、消費は減りました。生産過剰となったので、1970年から減反政策を導入し、減反というカルテルに農家を参加させて、高い価格を維持させています。しかし、カルテルを破る人が出てきます。そうさせないために、政府が減反の補充金を農家に払って、減反に参加してもらっています。つまり、財政負担によってカルテルを守り、高い米価という消費者負担を維持する政策をしてきました。減反面積が大きくなると、国は減反の補助金をさらに負担しなくてはなりません。1俵当たりのコストは10アール、日本で言う1反当たりのコスト、1反当たり何俵とれるかという収量、つまり反収で割ったものです。1反当たり5俵しかとれない農家と、10俵もとれる農家を比べると、10俵とれる農家のコストは半分になります。コストを下げるには、規模を拡大して分子のコストを下げるか、分母の収量を上げるかのどちらかを行う必要があります。ところが、米の消費量が一定で、収量を上げると、必要な水田面積が小さくなり、減反面積を大きくしなければならなくなります。こうなると減反補助金が増大するので、財務省が嫌がります。収量向上に一番重要な方法は、反収が高い品種に改良することですが、それは国や道府県の試験場の研究者にとってタブーになってしまいました。現在、空から飛行機で種まきをする粗放的なカリフォルニアの農場の反収のほうが、日本の米の反収よりも3割も高くなってしまいました。日本の農業の生産性はそれほど落ちてしまいました。米価政策によって、規模も拡大せず、収量も増加しなかったで、コストは下がらず、国際競争力が低下してしまったのです。

もう一つは、食料自給率の低下です。農水省や農業経済学者は、食料自給率低下の主な要因は食生活の洋風化だとしています。しかし、これは一面しかとらえていません。食生活の洋風化とは、端的に言うと、米を食べる量が少なくなって、パンやスパゲッティを食べる量がふえるということです。そうであれば、食料自給率を低下させないために米の消費をふやして、パンやスパゲッティの消費を減らす政策をすべきだったのです。米価を下げた米消費の減少を食いとめ、麦の価格を上げてパンやスパゲッティの消費量を抑えるべきでした。特に生産者価格は別として、消費者価格はまさにそうすべきでした。1960

年から2000年まで、麦の値段はほとんど上げていません。ところが、米の値段は、生産者米価を上げたので、食糧管理制度の赤字解消のため、政府は卸売業者への卸売渡し価格、つまり消費者米価をどんどん上げていきました。60年に1俵当たり約4,000円だったものが、その4倍もの水準になりました。逆の政策をすべきだったのに、その政策ができませんでした。自給率低下の大きな原因は、消費者の麦の価格、麦価を据え置いて消費者米価を上げたことで、食生活の洋風化を加速させたことです。つまり、間違った政策が、食料自給率の低下を招いたのです。その根源に消費者米価引き上げがあります。

消費者米価を上げたために零細な兼業農家が滞留した結果、米づくりだけに構造改革の大幅なおくれが生じました。農業では、所得の半分以上を稼ぐ農家らしい農家、つまり主業農家のシェアは、野菜は82%、酪農は95%もありますが、米は主業農家が38%で、兼業農家が62%を占めています。米づくりで兼業農家がこれほど多いのは、高米価政策のためです。農業団体は、日本の米づくりは兼業農家で賄っているとよく言いますが、これは事実です。だから、食料生産を確保するためには、兼業農家を維持することが大切だと言いますが、これは欺瞞です。兼業農家が廃業すると、その放棄された農地は、主業農家が引き取って規模を拡大することです。食料生産には何らの支障も出ません。それどころか、より効率的な農業ができます。1960年以降、都府県の1戸当たりの農地面積はほとんど変わっていませんが、北海道はずっと増加しています。北海道は広いので、在宅、在村で兼業できません。農外所得を得るために、サラリーマンになろうとする人は村から出ていきました。そして、残った農家が出ていった人の農地を集積して、規模が大きくなりました。酪農で見ると、40年前の農家戸数は約40万戸でしたが、今はわずか約2万戸です。しかし、牛乳の生産量は40分の2に減ったわけではありません。250万トンから800万トンを超え、3倍以上にふえています。酪農をやめずに残った人が規模を広げ、より効率的な農業を行っている指摘しています。

次に、対象を絞った直接支払いと関税、米価引き下げをする重要性について、山下博士は次のように説いています。

兼業農家が農地を主業農家に譲渡するか、もしくは貸し出せば、主業農家の規模が拡大してコストが下がり、所得が上がります。ところが、高米価政策のために、農地が出てきませんでした。食管制度の時代には、主業農家は借りる能力はあっても、農地が出てこないで借りられず、規模を拡大できませんでした。

皆さん、ここでお手元の資料の図1をごらんください。図1を見ると、この10年間で米価は25%も下がっています。1俵2万円を超えていた食管制度の時代とは逆に、米価下降によって零細農家が農業をやめて農地を出してきていますが、米価が下がったので、主業農家の地代負担能力が低下したため、主業農家は農地を引き取れません。農地は両者

の間に落ちて、耕作放棄されているのです。これが東京都の面積の1.8倍にも及ぶ耕作放棄の真の原因です。農水省は、耕作放棄の原因は高齢化と言いますが、これはうそです。農業の収益がよければ、必ず後継者もあらわれ、高齢化はしません。農業の収益が落ちたから耕作放棄も高齢化も起きているのです。この2つは同時進行的に起こっていますが、その間の因果関係はありません。農業収益が落ちたから耕作放棄が起き、農業収益が落ちたから高齢化が起きているのです。農水省は、農業収益の低下を認めたくないのです。それは、みずからの失政を認めることにほかならないからです。

では、どうすればよいのでしょうか。零細農家が農地を出してきているのは、よい流れです。減反をとめて、米価を下げれば、ますます兼業農家は農地を出してきます。しかし、米価を下げると主業農家の地代負担能力はさらに低くなります。

そこで、EUが行っているような直接支払いを主業農家に対してのみ行えばよいのです。すると、主業農家の地代負担能力が高まり、主業農家の規模が拡大し、コストが下がります。それにより収益、そして所得も上がります。そう言うと農協は、小農切り捨てだ、兼業農家を切り捨てるのかと必ず反対します。昔、小倉武一氏が、農業基本法を制定したときも、農協は、貧農切り捨てだと反発しました。しかし、現状では小農は貧農ではありません。小農はサラリーマンで、既に所得水準が高く、富める農家となっております。大農が貧農なのです。今や農協は、貧農切り捨てと言わずに、小農切り捨てとしか言いません。そう言って小農、貧農という国民が持っている古いイメージに訴えようとするのです。主業農家の収益がよくなれば、より高い地代を兼業農家に支払うことができます。現にEUが行った面積当たりの直接支払いは、耕作者に支払われましたが、90%が地主に帰属しました。これは、税の転嫁の場合と一緒にです。だれに税を課すかと、だれが負担するかは別問題です。製造業者に物品税をかけると、製造業者が物品税のすべてを負担するものではありません。製造業者は物品の値段を上げるため、消費者も負担します。補助金も一緒にです。だれに補助金を出すのかと、だれがその補助金のメリットを受けるのかは全く別の問題です。耕作者である主業農家に補助金を出しても、農地を出しての零細兼業農家は地代の上昇というメリットを受けません。家賃をもらい、部屋の修繕を行うアパートの家主と同じで、地主が農地、水路、農道を維持管理するのは地代に対する対価です。零細兼業農家は、農業のインフラを整える立派な農業の担い手でもあるのです。零細兼業農家に直接支払いが行われぬからといって、この人たちを切り捨てるわけではありません。この人たちが農業から縁を切るわけではありません。今の農政は、パイの小さい農業収益という小さなボートに、多くの人に乗っているようなものです。この小さなボートは、人口の減少でどんどん小さくなっていきます。そこにさらに多くの人々が群がろうとしています。そうではなく、優秀な主業農家の人に農業をやってもらい、コストを下げてそのパイ、つまり収

益を大きくしてパイの分配を適切にすれば、今までどおりの人を養うことができます。

さて皆さん、お手元の図1をもう一度ごらんください。山下博士はこの図1を作成するまで、山下博士の同僚の農林水産省幹部も、多分日本の米価と中国の米価の差が縮まってきていることを把握していなかったと思います。中国産の米の価格は、ミニマム・アクセスで現に農林水産省が買い取っている価格です。ところが、農林水産省が公表しているデータでは、トン当たりの価格で表示しており、だれもこの数字に気がつきませんでした。通常私たちが行政を行ったり、国内で商売をする場合、60キログラム、つまり1俵当たりの価格で表現します。そのため60キログラムあたりに換算しないと、米価の水準はピンとこないのです。0.06を掛ければトン当たりを60キログラムあたりに換算できるのですが、だれもこの単純な換算をやろうとはしなかったのです。日本の価格が中国の価格との関係でどの水準にあるのかという単純な問題意識を、農林水産省のだれも持とうとはしなかったと、山下博士は訴えています。中国産の米価は、十数年前までは約3,000円でしたが、平成20年度には1万円を超えています。国内の米価は約1万5,000円と、差は50%もありません。このため関税率は50%あれば十分です。しかし、政府の対処方針は、その関税でも少な過ぎるとして、ミニマム・アクセスを拡大して、食料自給率を下げてもやむを得ないとしているのです。冷静な議論ができなかったウルグアイ・ラウンド交渉の繰り返しです。いかに愚かなことか、まだ気がつかないのです。現在の国内の米価1万5,000円のもとで23.3%も関税を払って輸入される中国産米の値段は、1万5,000円を2.33で割ったものなので4,500円です。そこまで値段が下がらないと、中国産米は日本の市場に参入できません。今の中国産米の価格水準からすると、この数字は非現実的です。

それだけではありません。1万5,000円という高値は、減反によって守られています。減反を廃止すると、山下博士たちの試算では、1俵当たり約9,500円となり、1万円を下回ります。すると、ミニマム・アクセス米を輸入する必要がなくなります。ミニマム・アクセスは、国内の米価が国際価格より高いことが前提なので、国際価格より低ければ、わざわざ輸入する必要はありません。現に中国は、米に約550万トンのミニマム・アクセスを設定していますが、実際の輸入量は約50万トンです。それでもアメリカは文句を言えません。中国国内の値段がアメリカ米の値段より安いからです。つまり、減反を廃止すれば、ミニマム・アクセスを帳消しにすることができます、不要な財政負担がなくなります。今のWTOで設定されたミニマム・アクセス量は77万トンのままにしておいて、実際はその米を輸入しなくてもどこからも文句は言われません。

次に、自由貿易こそ食料安定保障達成への道であると、山下博士は次のように説いています。

構造改革をすれば、国内の稲作農業の効率性が上がってコストが下がり、価格は下がります。すると輸出が可能になります。人口減少時代の日本農業の問題は、国内の食用の需要がどんどん減っていくことです。「国内の」という限定を外すと、輸出が考えられます。「食用の」という限定を外すと、エタノールやえさ用の米、あるいは米粉用の米政策があります。実際の価格帯では、国内の食用の米が約1万5,000円、輸出に向けると約9,000円になります。米粉になると3,000円か4,000円です。えさ用はもっと安い価格です。だから、輸出に回すことが、農家の所得向上にも大変よいことです。人口減少時代を迎えて、国内の農業のキャパシティを守るためには、減少する国内の食用の米の需要を守るのではなく、輸出用の需要を踏まえて対応すべきです。国内の人口は減少しますが、世界の人口はふえます。いいサインはたくさんあります。2年前に穀物価格が高騰した後下がりました。以前はアメリカのFOB価格、輸出時点の米の価格、アーカンソーやルイジアナ州などのインディカタイプの長粒種の価格と、カリフォルニアのジャポニカタイプの中粒種が同じ価格水準でした。しかし、トウモロコシや小麦の値段がどんと下がると同時に長粒種の値段は下がりましたが、反対にカリフォルニア米の輸出価格は上がりました。今の比率は大体1対2です。世界的に見て、短粒種の優位性は確立されてきています。

もう1点加えるならば、中国の内政上の最大の問題は三農問題です。現在の内陸部の農村部の1人当たりの所得を1とすると都市部は3.5で、非常に大きな所得格差があります。中国政府はリーマンショック後、真剣にこの是正を始めています。これが是正されていけば、中国の農村部の所得は上がり、労働コストが上がります。中国の農産物の比較優位は、労働コストが安いという1点に尽きます。本来土地が総体的に少ない中国は、穀物などの土地利用型農業に比較優位を持ってないはずですが。中国は農家の規模が0.3ヘクタールほどで日本よりはるかに小さく、米を輸出できるのは労働コストが安いからです。三農問題の解決で労働コストが上がれば、中国の米の値段はさらに上がります。また、人民元の切り上げの問題もいずれ出てきます。すると中国の農産物の価格は、今までと同様にじわじわと上がってきます。仮に、国内で需給の均衡する価格が1俵当たり8,000円、中国に輸出できる価格が1万2,000円になると、商社は、国内で日本の米を買いつけて中国に輸出するほうがもうかります。すると、国内の供給量が減少して、国内の値段が上がります。この均衡点は、中国に輸出可能な1万2,000円と同水準までいったところですが。これが経済学で言う価格裁定行為です。日本の農業は、輸出を視野に入れて農政を展開すれば、人口減少時代をサバイバルできます。それによって食料安全保障に不可欠な農地面積を確保できるのです。平時は米を輸出して、アメリカから小麦や牛肉を買います。いざ食料危機になると、外国から輸入されることはないので、輸出した米を日本で消

費して1億の人口を養います。これは、どの国もやっている食料安全保障の道です。人口減少時代には、貿易自由化に反対するのではなく、むしろこれを推進しなければ、日本の食料安全保障は達成できません。そのためには、中国市場を開放させる努力も必要であると指摘しています。

次に、戸別所得補償政策について、山下博士は次のように説いています。

EUの農政改革は、高い価格を下げて、直接支払いで補てんしました。価格を下げるので、貿易の自由化にも対応できます。EUはこれでGATTウルグアイ・ラウンド交渉を乗り切りました。これに対し、日本の今の民主党の戸別所得補償政策は、減反に参加する人に限って戸別補償をします。

皆さん、ここでお手元の資料の図2をごらんください。つまり、図2のように、減反政策を続けて、減反の補助金で高い価格の米価を維持した上に、さらに財政負担で実質的に高い農家手取りを補償しようとしています。これはかつての食管制度に戻ったと同じです。農地を主業農家に貸していた農家も、手厚い保護が受けられるのなら農地を取り返して自分で耕作したほうが利益になり、現に貸しはがしといわれる現象が起きています。小規模農家がふえ、農業の規模は減少し、コストがふえます。他方で、減反を強化しながらも、米価はこの10年間で25%も下がったようにじわじわと下がっていきます。戸別所得補償は、コストと米価の差を補償するという考えなので、コストが上がり、米価が下がるとこの差はさらに膨らむので大変な財政負担になり、多分この政策は破綻します。また、今WTO交渉が進行中ですが、農業の補助金削減についてはほぼ合意しています。民主党の戸別補償政策は、現行の農業協定上は幾らでも出せるという政策です。しかし、現在進行しているドーハ・ラウンド交渉でほぼ合意しているのは、生産制限つまり減反の条件とした直接支払いについては、1995年から2000年の間に出してきた額の平均以上は出せないとしていて、米は650億円です。一方、民主党が今戸別補償政策で計上しているのは3,371億円なので、ドーハ・ラウンド交渉が妥結すると、直ちにこの政策を見直さざるを得なくなります。財政面でも国際的な約束の面でも、この政策はサステイナブルというまさに持続可能な政策ではありませんと、山下一仁農学博士は、農業改革論を結んでおります。

先日9月8日、読売新聞の記事で、農林水産省が7日発表した2010年農林業センサス速報値によると、ことし2月時点の農業就業人口が260万人となり、5年前に比べ22.4%減少した。調査は5年ごとに行われており、減少率は比較可能な1985年以降では最大になった。就業者の平均年齢は63.2歳から65.8歳に上昇しており、農水省は、高齢化によって農業をやめた人がふえたことが主な要因と説明している。農業で一定の収入を得ている販売農家数も16.9%と大幅に減少した。一方全国の経営耕地面積

は1.5%と小幅な減少にとどまっております。農業法人や集落営農組織、自営農家などを含む農業経営体の1軒当たり平均耕作面積は17.7%と大幅に増加したと報道されております。

ここで町長にお尋ねをいたします。日本の農業は1960年ごろから衰退を始め、農家の高齢化、兼業化、耕作放棄地の拡大が続き、国内の農産物需要が減少し、農業を取り巻く環境がさらに厳しくなる人口減少時代を迎え、現状をどう改革すべきか。政府はこれまで、補助金による減反と自由貿易に反する高い関税の設定により高い米の価格政策、つまり高米価政策を維持するとともに、国内市場を守ってきた。しかし、これは農業の衰退を招いた。その上新政権与党は、減反をさらにし続け、膨大な財政負担による戸別所得補償政策をしようとしています。逆に関税と米価を引き下げ、主業農家にEU型の直接支払いを実施すべきである。それにより農家は大規模化し、低コストを図ることができる。そして、米価が下がれば輸出が可能となり、人口減少時代においては、海外市場の開拓により食料自給率の向上や食料安全保障の達成にもつながっていくと説いています。農林水産省のこし2月時点での農林業センサス速報値でも、山下一仁農学博士の農業改革論を裏づけるかのごとき現象が顕著となっております。今、農業改革論を広く世論喚起し、早期に地方六団体などから国に農業改革推進を働きかける必要があると私は強く考えますが、町長はどのようにお考えになりますか。お尋ねします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） WTOとFTA交渉ということでご質問いただきました。

農業者の高齢化、兼業化はさらに進み、耕作放棄地の拡大が進むことが問題となっております。吉岡町の耕作放棄地につきましては、農業委員会で調査を行いまして、今年度も7月に現地調査をしたと伺っておりますが、調査結果をまとめて、関係者に耕作放棄地改善の指導を行っているところでございます。

さて、国内の食用農産物の需要が減少して、農業を取り巻く環境がさらに厳しくなる人口減少時代を迎え、現状をどう改革していくかについての諸問題の解決の一つの糸口は、次代を担う地域農業の担い手育成であり、担い手の育成・確保は、今後さらに重要になると考えております。そして、農地を貸しやすく、借りやすくし、地域との調整の上、最大限に利用するために農用地の利用集積、流動化をさらに推し進めていくことが、農業者の地位の安定と食料の安定供給を図るために大切であると思っております。耕作放棄地の拡大防止にもなり、ひいては農地面積をこれ以上減らさないこととなり、食料自給率の向上や食料の安全保障につながると考えております。農業の改革は、いろいろと議論されておりますが、現場の生の声を聞いていただくことが大切であると考えております。そのため

にも、農業の改革の推進を地方から国へと働きかけることの必要性は感じておるところで
ございます。

議 長（岩寄幸夫君） 福田議員。

〔 1 1 番 福田敏夫君発言 〕

1 1 番（福田敏夫君） 町長を中心に、今後ともこの辺のところをぜひ頑張っていたきたいと思
います。

以上で質問を終わります。

議 長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして福田議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩に入ります。再開は午後 1 時とします。

午後 0 時 0 2 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

議 長（岩寄幸夫君） 昼食休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（岩寄幸夫君） 5 番近藤 保議員を指名します。

〔 5 番 近藤 保君登壇 〕

5 番（近藤 保君） 5 番近藤です。議長指名によりまして、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、7 月 5 日の集中豪雨に対しまして、先ほど田中議員からもお話がござ
いしましたが、大変町の対応がスピーディで、夜中まで町民の福祉のために頑張っていただ
きまして、次の朝早速、町長さん初め、町内一巡していただきまして、お見舞いをいただ
きました。大変町民は、田中議員がおっしゃるよう感謝をしておりますし、非常に安心
感を持たせていただいたことに対して、まずお礼を申し上げさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 項目めに、行財政の現状と今後の見通しを問うということで質問通告をさせていた
いております。最初に、行政の、今行われております内容について、定員管理を中心に、
それがまたどういうふうに影響しているかということに対して質問をさせていただきます。

吉岡町は、合併に頼らず、自主独立の道を歩んで、議会定数あるいは自治会制度の立ち
上げ、そういうようなものを行っておりまして、今お話によりますと、吉岡町の定数は 1
0 6 名前後ということで推移をしておるといような話を伺います。吉岡町の評価基準を
国のほうからいろんな資料が回ってきますけれども、吉岡町のまず定員管理については、
その内容を見せていただきますと、類似団体、要するに全国町村を 3 5 グループに分けて、
吉岡町は 6 4 団体の中に入っていると。その基本は人口あるいは産業の仕組み、その辺を
もとに段階に分けておるといことで、吉岡町のその中の定員管理については、群馬県で

も一番どうのこうのということはよく聞いていたんですが、その表で見せていただきますと、64団体、全国の同一の類似団体の中では、吉岡町は人口1,000人当たり4.40ということで非常に断トツの少ない数でやっている、こういうデータが上がっております。言いかえますと、吉岡町の定員管理は類似団体の中では断トツの成果を上げているということが言えると思ひまして、職員の皆さん、日々、一番少人数でやっているわけですから、非常にご苦勞されているというふうに思ひまして、その辺については非常に吉岡町の定員管理はすぐれているということはこの数字の中で示されております。

ちなみに、全国の定員管理は、群馬県の場合には7.6人、全国は7.46人ということで、吉岡町が4.40ということは、恐らく吉岡町はそのまま放置していれば160名ぐらいいたかなというふうな形になっておりまして、じゃあその削減したものがどういうところに反映されているかということなんですが、人件費あるいは物件費、要するにそういう福祉関連に大幅に流れているということが表の中で見てとれます。そちらのほうは64団体の中で63番目とか64番目とか、かなりの額で金員が流れているということになります。

財政力のほうにも当然影響しておりまして、公債費負担においては64分の11番目と。あるいは将来負担率については類似団体の中でも64分の7番目というような、大変財政的にも寄与しているということが言えると思ひます。

要は、これから吉岡町が定員管理をやっていく上において、このような状況を町長として推移させることでしょうけれども、この非常にいい状況を今後とも推移をしていただきたいと思ひますが、町長のまず定員管理についてお考えをいただきたいと思ひます。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 近藤議員さんからの質問で、行財政の現状と今後の見通しを問うということで質問をいただきました。近藤議員さんからの、地域主権戦略大綱が閣議において決定されたことを受けて、職員の定数管理を含めて町は行政改革をどのように進めていくかの質問だと思ひます。

国は地域主権戦略大綱を本年6月22日に閣議決定をしまして、大綱は既に公表されております。大綱の策定の目的は、住民に最も身近な行政は地方自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにすることとともに、地域住民みずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改善とされています。行政改革をより確実に実現するために、法律による義務づけ、枠づけの見直し等、条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲、ひもつき補助金の一括交付金等が大綱のように確実に行われようとしています。

それぞれの自治体では、職員の政策能力の向上がより求められること、あるいは事務量の増大が見込まれること等が考えられます。当町においても、それに備えて職員研修の充実や現在処理している事務のあり方を一つ一つ検証して、職員の増員は可能な限り抑えて町民サービスに当たっていきたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） よろしく申し上げます。

ただいま町長のほうから、国のほうで地方主権戦略大綱が6月に確かに決定をされまして、今、テレビでは民主党の選挙の中で一括交付金化の持っていく方等々いろいろ話題になっているようでございます。

吉岡町が今の定員管理の中で、今、町長が申されますように職員のレベルは吉岡町は高いんでしょうけれども、これから一括交付金化の中でいろいろそういうものが出てきますと、町当局、それから職員の皆さん、その使い道について吉岡町に合った使い道を検討していただければと切に願うばかりでございます。一応そういうことで、今後の定員管理をやりながら、政府でこれから進めようとしている問題に対して受け入れがスムーズにやれるように努力をお願いして、この問題については質問を終わらせていただきます。

続きまして財政に入らせていただきますが、吉岡町の財政を大きく左右してきたのは、まちづくり交付金事業のいわば30億円の使い道、それによってどういうふう基金に及ぼしているか、あるいは積立金に及ぼしているかということで、まず、まちづくり交付金事業の簡単な総括をさせていただきます、自分なりの意見を申し述べさせていただきますと思います。

まちづくり交付金事業はご存じのように、平成17年から21年度まで、ことしの3月までに大方の事業が終わりまして、その中身については皆さんもうご存じのように、基幹事業で道路関連で12本、それから公園事業で1つ、それから提案事業で吉中の耐震工事であるとか学童が2つ、明小プールとか、3グループぐらいに分かれて事業が行われておりまして、その中で3月時点での総事業費は26億2,322万円というふうになっております。その中の基幹事業については14億6,769万円、公園事業については交付金事業からの繰り出しは2億6,745万円、提案事業は今申しあげました5事業で8億7,966万円、合計で26億2,322万円というふうになっております。

この中で私がお話をさせていただきたいのは、まず基幹事業につきましては、国の補助金6億6,987万7,000円、45.6%、起債につきましては5億5,300万円、37.5%、現金支出につきましては2億4,752万円、16.8%というものでした。提案事業につきましては、学校関連が主でございますが、石綿管も含めまして国の事業と

していただいたのが2億7,435万5,000円、起債につきましては1億8,120万円、現金支出で4億2,412万円ということで、提案事業につきましては、国庫補助は31.4%、起債が20.6%、現金支出で48.3%。総合計でプール計算しますと、国庫で36.7%、起債で32.5%、現金支出で30.8%、現金支出については8億772万円、起債については8億5,350万円、こういふことで26億幾らのものが完結をしたようです。

この中で、基幹事業については国庫補助が45.6%ということで14億6,000万円ということですので、今後こういふような事業が仮に吉岡町で発生する場合には、できるだけ国庫補助の高い、45%以上いただける基幹に絞ってはどうかというふうな意見を持っておりまして、この考え方について町長の考え方をお尋ねいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 近藤議員の方から、まちづくり交付金事業の総括を町はどのようにしているのかとの質問だと思います。

この事業は、駒寄パーキングスマートIC周辺地区の周辺整備を目的に、平成17年度から21年度までの5年間の事業で約26億2,320万円、議員がおっしゃるとおりでございます。整備を行ってきたものでございまして、町道、都市計画道路、橋梁の架設などの基幹事業と水道施設の整備や学校等の教育施設、学童保育施設等を整備する提案事業によって実施してまいりました。この事業によってこれらの施設の充実を図られたものと考えております。

以下、事業の仕組みや事業の内容等については総務政策課長より答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

まちづくり交付金事業に関しましてのご質問でございまして、まずこの交付金の補助率についてでございますけれども、基幹事業とそれから提案事業の組み合わせからなるものでございまして、その事業の比率によりまして交付金の変動するものでございます。最大で交付率が40%となるものでございましたが、今回の事業につきましては提案事業の比率が高かったために、近藤議員ご指摘のように36.7%の交付率となったものでございます。

この提案事業に水道施設の整備が組み込まれたことによりまして交付率が下がったという原因が1つあるわけでございますけれども、水道事業の整備に関する国庫補助は一般的にはございませんので、この事業によって約1億7,500万円ほど投入できたことは、

結果、交付率は若干下がりましたが、水道受益者である町民の利益にはつながったかなというふうに考えております。そういったことで、若干交付率は下がりましたが、水道整備を組み込んだことは間違いではなかったかなというふうに考えております。

それで、このまちづくり交付金事業につきましては、今、仮称でございますけれども、社会資本総合整備交付金に統合されるような方向にあるようでございまして、今後どのようになるのか今のところまだはっきりした方向は出ておりませんので、事業のこれからの選択によりましてそのような中で取り組んでいけるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） わかりました。できる限り交付率の高い取り扱いが今後もいただければより有利であるかなということで、26億何がしのまちづくり交付金事業が、今後、基金残高あるいは総起債残高等にどの程度及ぼすかについてお尋ねをさせていただきます。

ただいま申しましたように、まちづくり交付金事業で現金支出が8億円以上ございました。平成18年度から21年度までの基金残高は、平成18年は30億7,500万円ございました。21年度決算によりますと総基金残高は30億6,600万円ということで、この基金の推移については18年度当初に何とか戻せたかなというふうな結果が21年度に上がっておりますので、これだけの大型事業でありながら、総基金残高が18年度当初、取り崩しが始まる時に戻ったということは、26億円の事業としては非常によろしかったかなというふうに自分なりには評価をいたしております。

この中において、今後積立金の部によりますと、22年度、ふるさと創生資金事業で9億5,210万何がしの取り崩しが予定をされているようでございます。あと、交付税につきましては、この間の決算で9億9,000万円のものが11億9,717万円ということで、大分元気よく、総務省で1兆円ほど積み上げていただきまして、おかげで町のほうも交付税については当初よりは上がってきていると、こういう状況のようでございます。要は、この積立金残高がこの3月、今期の3月末時点において、私の見方ではいろいろ町税の動きとかいろんなものがございましょう。その中で、今これだけの積立金がございますので、でき得れば32億円近くまで積み立てが可能であるかどうか、その辺の推移を含めてお願いをしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 近藤議員さんより基金残高についての質問がありましたので、お答えをさ

せていただきます。

年度末における基金の残高につきましては、当該年度中の予算執行状況の増減によって変動いたしておりますが、今年度の9月補正予算の数値で推移した場合、すべての基金残高の合計はおよそ28億7,000万円となります。また、最終的に財政調整基金の取り崩しがなかった場合には、およそ30億2,000万円になることが予想されております。今後、安定した財政運営を実施していくためにも、基金の現在高の確保、また上乘せをできるように努力をしてみたいと思っております。

詳細につきましては、財務課長より説明をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

財政調整基金の残高の推移につきましては、毎年積み立てることによりまして順調に推移をしてみいました。平成10年度に取り崩しを行って以来、11年ぶりに3億円の取り崩しを行いました。これにつきましては、まちづくり交付金事業、リバートピア吉岡増改築工事、道の駅よしおか温泉新設工事等、大型事業を行ったことによるものです。

平成21年度の基金全体の現在高が近藤議員さんの言われるとおり30億6,640万2,775円となり、平成18年度につきましては30億7,558万7,036円と同水準となりました。平成22年度には32億円ぐらいまで戻せるかということでございますが、財政調整基金でいいますと、平成22年度当初19億1,373万4,000円、6月補正後で18億5,400万3,000円、また9月補正後で19億1,100万5,000円となり、9月補正後の基金合計はおよそ28億7,000万円ほどになると考えております。また、最終的に財政調整基金を取り崩さなかった場合、およそ30億2,000万円となることが予想をされております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） 大体の数値はそういうことでしょうけれども、今期は3月補正もございまして、その町税の推移やらあるいは執行の残高やらいろんなものがあると思います。その中で、でき得れば今の残高より少しでも積み増しができれば、まちづくり交付金事業が基金残高に対して余り影響を与えなかったということになるかと思います。

ついでなんですが、総起債残高、この辺が今現在107億ベースになっております。決算書に出てきた内容ですと、この金を22年度末に全部予定どおり返却をすると101億2,000万円というふうな残高になるようでございます。また、ここにこれから先起債

がのってくるものが多少あるでしょうけれども、若干の下振れができるんじゃないだろうかというふうに感じておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 近藤議員さんのご質問であります。起債につきましては、9月補正につきましてふるさと創生資金は廃止を行いまして、学校等の工事に充てるということであり、それによりまして起債の抑制といえますか、そういうことでこれからも抑制をしてみたいと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） ぜひ、学校事業で今提案されていますもので8,500万円ほど抑制をしたいということも兼ねまして、でき得る限り抑制を図っていただければと思います。

次の質問に入らせていただきます。ただいま決算議会中でございますけれども、経常収支の問題につきまして少し質問をさせていただきます。

経常収支比率は、昨年も12月議会でも指摘をさせていただきました。経常収支はやはり決算議会の中では一番重点的に最終的には論議されなければならない事項だというふうに伺っておりますけれども、今の吉岡町の経常収支比率が、昨年度93.何%かに上がりまして、今年度、極端に88%台に落ちました。中身については後ほどお話をさせていただきますけれども、この決算書の中でやはり一番重要なのは、先ほども申しましたように、じゃあ吉岡町と同じような類似団体の中で、どの費目が吉岡町は大幅に出費されてどこが抑制されているかというような表もございますので、それを踏まえて町長さんの考えをお伺いさせていただきます。

先ほど公債費比率等についてはお話をさせていただきましたけれども、吉岡町の経常収支比率の中に占める割合、吉岡町としては10.1%。今年度はまた少し下がっていると思いますが、公債費は64団体の中では上から7番目に低いという結論であります。それから、扶助費、そういうものにつきましては吉岡町は64団体の中で41番目という結論になっております。これは、扶助費に対して吉岡町は非常に多額に出しているというような結果になっております。それから物件費についても、自治会制度を初めその辺についても全国64団体の中では60番目に多いというようなことございます。それから、最近特に議論になっております国民健康保険特別会計等の繰出金、この辺については全国の類似団体の中では64分の63ということで、同じような財政規模、人口規模の中では全国でも類を見ない繰り出しをしているという結果が出ております。

この結果の中で、まず町長として、人件費は類似団体の中で64分の3である、非常に

低く抑えてある、国民健康保険とか扶助費とかそういうものについては64分の63であるとか、非常に手厚い内容を含んでいると思いますが、今後の問題としてこの辺を石関町長はどうとらえているか、まずお伺いをさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 近藤議員さんのご質問にお答えいたします。

平成21年度普通会計決算における経常収支比率は、前年度と比較して5.4%改善し、88.2%となりました。数値が改善した主な理由といたしましては、議員ご存じだと思いますけれども、一般会計からの国民健康保険事業特別会計への繰出金が減額となったことでもあると思っております。また、平成22年度経常収支比率の見込みにつきましては、現在のペースで考慮いたしますと、平成21年度に対して横ばい、もしくは比率が若干悪化することも予想されますが、今後さらに事業の効率化を図り歳出削減を実施することで経常収支比率の抑制に努めてまいりたいと思っております。

詳細につきましては、財務課長より説明をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

経常収支比率の関係でございますが、平成21年度普通会計決算の経常収支比率につきましては88.2%となり、前年度と比較して5.4%改善いたしました。理由といたしましては、町長の先ほどの答弁のとおり、一般会計からの国民健康保険事業特別会計への繰出金が1億7,976万6,000円減額となったことが主な理由となっております。そのほか、前年度対比の経常収支比率で、人件費につきまして0.6%減、物件費につきまして0.8%減、公債費につきましても0.2%減となっているのが主な要因と考えられます。

先ほど近藤議員さんのほうからも平成20年度の全国類似団体との分析比較につきましてお話がありました。経常収支比率に対する人件費の割合でございますが、20.4%で全国の類似団体64団体中3位でもありまして、職員数が類似団体で一番少ないことから低水準となっております。その反面、福祉や医療費といった分野で扶助費の割合が8.7%で、全国類似団体64団体中63位でありまして非常に高い水準となっております。町長も答弁で申しておりましたが、扶助費の割合が高いということは、他の市町村と比較して福祉や医療といった分野の町税等の一般財源が多く投入されているということでもありまして、町民の皆様到手厚い福祉サービスを実施しているとも言えます。しかしながら、経常収支比率が高い水準ということは、財政運営上の観点からいたしまして決していい状

態とは言えません。財政の硬直化ということを示しております。

このような状況のもとで経常収支比率を抑制して弾力性のある財政運営を実現させるためには、町税や交付税等一般財源の確保が重要と考えられます。しかしながら、長引く不況に伴い法人町民税や法人住民税が落ち込んでいる状況であります。収納の低下も懸念されますが、より一層の収納業務の強化を行いまして滞納の減少に努めていきたいと考えております。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） 中身の数字は並べていただきまして、私も把握をさせていただきます。

私が、この経常収支比率の中のパーセンテージのどちらが低くてどちらが重いという内容につきましては、先ほどからお話をしていますように、吉岡町は町民1人当たり4.4ということで非常に少ない皆さんに頑張っていていただいている。それから、福祉関連予算については全国でも類を見ない大幅な金員を回している。この中身については、今まさに国で模索している内容ではなかろうかと私は思っております。

国では、いろんな余分のものをあれして地方へ地方へということで、いろんな考え方を今模索をされております。そのひねり出した金員を国保であるとかそちらの方へ回そうということで、今の吉岡町の姿は、今国で模索をしている内容に既に町全体としてはその形に動いているということで、私としては非常にいい方向に行っていると。類似団体の中では一番人数を絞って、余分な人件費その他をできるだけ絞って、国保会計やら扶助費やらそちらの方にまれに見るパーセンテージで重みを置いているということは、今まさに国で模索をしている方向性に吉岡町としては方向性としては動いているということで、私自身は評価をいたしております。これが経常収支比率が上がった下がったの問題じゃなくて、その中身の構成が、非常にこれからのありようについてまさに吉岡町は動いていると、こういうことを私としては考えております。

しかしながら、これから先、福祉の増進やいろんなものが次から次へ出てくる中において、今課長さんがおっしゃいましたように、裏づけとなる税収なり歳入を何とかして確保しなければこれが維持できないというふうに思います。維持できなければ、経常収支比率はどんどんどんどん上がってくる。こういうことで、そちらの方の努力に対して、歳入確保に対してどのような方策を講じてこれを維持していく、あるいは増進していくことについてどのような考えをお持ちであるか、町長にもう一度質問をさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 近藤議員のほうから、町税、交付税はどのくらいの見込み、また全体としての財政は安定しているのかという今後の見通しということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

今年度の歳入見込みについてのご質問ですが、まず町税であります。近年の経済不況に伴い景気回復の光の見えにくい状況が続いております。このような状況では、当然町の歳入についても影響があらわれてくると見ております。次に普通交付税ですが、これらにつきましては既に確定しており、今年度は10億2,971万7,000円となっております。

詳細につきましては、財務課長より答弁をさせます。

議 長（岩寄幸夫君） 竹内財務課長。

〔財務課長 竹内 智君発言〕

財務課長（竹内 智君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

最初に、町税の今年度の歳入見込みですが、町税につきましては個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税がありまして、町税全体のここ数年の状況でございますが、平成17年度から20年度までにつきましては毎年1億円以上の増収となっていました。景気悪化に伴い雇用環境の厳しさが社会問題となりまして、雇用の問題等が重要な施策となっております。平成20年度までには、そのようなマイナスの要素が町の税収面において影響を及ぼしている様子は見られませんでした。

しかし、平成21年度になりまして、全体で前年比でおよそ3,731万9,000円の減収となりました。内訳につきましては、個人住民税206万1,000円の増、法人住民税が5,317万2,000円の減、固定資産税につきましては1,277万4,000円の増、軽自動車税につきましては1,002万7,000円の増、町たばこ税につきましては737万5,000円の減、入湯税につきましては148万1,000円の減となっております。景気悪化の影響を如実にあらわしているのが法人住民税の減収であります。景気にまず左右されないのが固定資産税ということで、増収となっております。

平成21年度から影響を受け始めた経済不況の波は、今年度、22年度においてさらに大きく影響があらわれてきました。全体で前年比、概算で5,850万円ほどの減収になると見込んでおります。内訳につきましては、個人住民税で7,600万円の減、法人住民税で2,000万円の減、固定資産税で2,530万円の増、軽自動車税で100万円の増、町たばこ税で1,050万円の増、入湯税につきましては70万円の増ということで見込んでおります。そういうことで、平成22年度につきましては税の減収ということであります。（「わかりました」の声あり）

税につきましてはそういうことでございますが、交付税であります。普通交付税につ

きましては、先ほど町長が答弁したとおり、当初見込んでおりました9億1,456万5,000円に対しまして1億1,515万2,000円増の10億2,971万7,000円となっております。また、特別交付税につきましては、今ヒアリング等を行いまして結果が出るのが来年の3月ごろとなっております。予算では9,000万円を見込んでおります。

以上、町長の補足答弁をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） 詳細の説明いただきましてありがとうございました。

私がここで指摘をさせていただきたいのは、やはり今の吉岡町の扶助費あるいは保険税を初めとするその他の繰り入れの額をこれから維持していくため、あるいはそちらの方面にやはりパーセンテージを、ウエートを置いていくという形でいくためには、税収の努力が必要であるでしょうということをお話をさせていただきました。かねがね町長においては、交付税がもっと上がればいいがなど。今年度は運よく1億1,000万円くらい上がってきました。また、聞くところによりますと、たばこ税も大分これから見込めるのではなかろうかなど。いろんな明るい見通しもあるようですけれども、やはり歳入に努力をしていただいて、この吉岡町の状態をできるだけ増進させるように、またこれを維持していただけるようお願いをしたいと思います。

時間も進んでまいりましたので、次の質問に入らせていただきます。

都市計画道路の問題につきまして、今の吉岡町の道路行政は、午前中の議論でもいろいろございました。先ほどの問題でも、私のほうから10何本ものものをやっていただいて、それからまた高渋バイパスあるいは東西幹線の問題も、県のほうであと一、二年で見通しがつくかなという状況で、非常に恵まれた環境の中にあると私は思っております。

しかしながら、今議論しました吉岡町の税収のアップは、今から10年ほど前に上毛大橋を開通していただきまして、当時は13億円から14億円の税収であったものが、今、お話のように22億円から23億円で、この10年間に約8億円伸びております。このままで吉岡町が10年ほど経過したときに、今の状況で、吉岡バイパスのおかげでここまで吉岡町も力を持ってきた、町民福祉も前進ができた、このままでよろしいかというふうに考えたときに、私としては、道路行政としては今ふるさとまちづくり交付金事業で細かな事業は10何本もできまして、やはり大動脈である背骨は伸ばしたほうがいいのではなかろうかというふうに思いますので、まずこの必要性について、私はやはり道路行政の中心は吉岡バイパスの延伸ではなかろうかというふうに思っております。この考えについて、町長、いかがお考えをお持ちでしょうか。その1点だけお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ただいま近藤議員のほうから吉岡バイパスの延長というお話をいただきました。まさに人間で対すれば大動脈というような中におきましては、道がなくてはこれは発展する望みはないということは、近藤議員がいつも申されているとおり、私もそう思っております。ですから、この10年先を見据えた都市計画道路の推進はぜひともやり遂げねばならない事業ではないかなというようにも思っております。

そういったことで、この件につきましては、20年の6月議会においても近藤議員のほうから漆原総社線の件につきましても答弁をさせていただいているわけですが、今も私の考えは変わることなく、そういったことでやっていきたいというようにも思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） 都市計画道路は、今私がお話しさせていただきましたように吉岡バイパスの延伸、あるいは今町長がおっしゃいましたように漆原総社線の延長というか、そのような2つが町内に、これから10年先を見たときに2本があろうかと思えます。

まず、吉岡バイパスの延伸については、吉岡町分としては2キロちょっと残っているかなというふうに考えられます。先ほどまちづくり交付金事業で指摘をさせていただきましたように、そういうものを使えば、恐らく総事業費はこの前使っていた16億幾らの基幹事業分ぐらいで何とかなるのではなからうかというようなことでございますので、これにつきましては、県にお願いするとかいろんな形があるようでございますけれども、やはりおくれるようであれば、これだけの財政力とは言わないですけれども、まちづくり交付金事業の結果等々を見させていただきますと、やってやれない中身ではなからうかなというふうに思いますので、県との折衝等々を踏まえながらその辺も傍らに持っていたきまして、吉岡町の背骨をどうするかという判断にさせていただければと思います。

続きまして、町長のほうから漆原総社線の考え方についてお話をいただきました。これにつきましては、先ほど町長さんが言われましたように平成20年の6月議会で私も新人のころやらせていただきました。この中身につきましては、やはり東の玄関口ということで、平成20年の6月の段階では、まちづくり交付金事業が過大な仕事を抱えている、あるいは学校関連、そういうものでこれから取り組まなければいけない、その辺のものを消化して、そちらの方も折を見て、17号バイパスの開通あるいは道の駅、その辺を踏まえてこれから考えていきたいというふうなお返事をいただいております。

この時期を踏まえて、一応26億何がしの事業が終わりまして当面クリアしたかなと私

としては思っております。今、吉岡バイパスとくるめて、どちらが優先ということではないんですけども、今後の10年先を踏まえて町長にもう一度この考え、先ほど間違いないよという温かい返事をいただきましたけれども、もう一度ご返事をいただければありがたいなと思います。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 近藤議員のほうからもう一度確認を願いたいということでございます。

先ほど申されたとおり、吉岡バイパスの延長、そしてまた今やっております前橋渋川のバイパスアクセス道路の開通というようないろんな面においても、これから接続する交通体系の構築の実現に向けて努力をしていきたいというようにも思っております。そういったことで、第5次総合計画もこれから取り組んでいかななくてはならない中におきましても、そういった交通機関、そして都市計画道路の計画については慎重に考えながら物事を進めていきたいというようにも思っております。

議長（岩寄幸夫君） 近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） 時間も過ぎておりますので、最後に、町の観光開発、地域おこし等について時間の限り質問をさせていただきます。

今議論させていただきましたこの都市計画道路等を使いまして、外から起業家を呼び込んでまちおこしをしていく、税収を上げていくということも、これは観光開発とも切っても切れない話ではなからうかなというふうに思います。最近、テレビ報道等によりますと、地味ではありますが、吉岡町でいけば、今ある産業、あるいは古墳であるとかいろんなものがございますけれども、それを町全体として売り出す方法もひとつあわせてやらなければいけないかなというふうに私は思っております。

一つの方法としては、やはり吉岡町もここまで成長されたわけですから、定員管理の中で非常に大変かとは思いますが、これをじっくり腰を据えて、道の駅もできました、そういうものを一切この道の駅に任せておいたのではなかなかうまくいかない。やはり行政がそれをリードする中から吉岡町全体を売り出していく。それが地域おこしにつながるということで、行政の中で力を入れて取り組んでいただきたいという概念でありまして、その方向性について町長のお考えがございましたらお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 近藤議員さんの質問の町の観光開発の取り組みについてということですが、吉岡町は船尾滝を初めとする自然的な環境資源にも恵まれております。その周辺

整備を行い、また、よしおか温泉などの地域の個性や特色を生かして観光拠点の形成を図ってまいりました。ことし3月に前橋渋川バイパスが開通し、道の駅よしおか温泉をオープンいたしましたところですが、観光の取り組みの拠点として道の駅を吉岡町の東玄関口と位置づけ、また最新情報を得ることのできる場として吉岡町全体の観光PRをしていき、さらに周辺市町村との連携を強化することによってネットワークの形成を図っていき、町の活性化につなげていきたいと思っております。

地域おこしに観光の開発は大切な取り組みであると考えております。そのために、人員配置など体制を整え、じっくり腰を据えた取り組みも必要であると理解しております。しかし、町は行政改革の一環として人員削減をし、限られた職員で日々頑張っているところでもあります。当面、人員配置は難しい面がありますが、今後、観光行政を推進するに当たり、皆様からのアイデアを持ち寄っていただき、私も町のトップセールスとしての一翼を担いたいと考えております。

その他詳細につきましては、担当課長より補足答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） ただいまの観光開発の取り組みの一つということで補足答弁をさせていただきます。

当面、吉岡町の観光開発の取り組みといたしまして、県では来年7月から9月に、JR6社と群馬県、市町村、観光関係者などが協力して目的地となる地域を全国に宣伝する、国内最大級の大型観光企画であります群馬デスティネーションキャンペーンが開催されることはご承知のことと思います。吉岡町もその協力団体といたしまして参加いたしますところですが、この道の駅を核に町の観光資源をPRしていきたいと考えております。

また、デスティネーションキャンペーン、DC本番に向けまして、県の観光資源を旅行会社にPRする全国宣伝販売促進会議におきまして、吉岡町の「人やすみの旅」という観光パンフレットがございますが、それを大幅リニューアルしまして観光資源の紹介をしていきますとともに、吉岡の観光物産であるブドウ、船尾まんじゅうを関係団体に協力をお願いいたしデスティネーションキャンペーン来場者に試食していただき、紹介をしていく予定でございます。さらに、渋川市、榛東村とも連携、協力いたしまして、広域的にも観光資源をPRし集客につなげようと考えているところでございます。

また、景勝地・船尾滝につきましては現在、来年のデスティネーションキャンペーン本番を迎えるに当たりまして、観光客を安心して受け入れられるよう機能回復工事を進め、観光地としての充実を図っているところでございます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（岩寄幸夫君） 近藤議員。

〔 5 番 近藤 保君発言〕

5 番（近藤 保君） 時間の関係で少し詰めた質問をさせていただきます。

ただいま町長初め関係課長さんからいろんなお話は伺いました。私がお話をさせていた
だいているのはただ 1 点、吉岡町の行政として取り組みはいかがかということをお尋ねを
いたしました。先ほど町長から「私も町のトップセールスとして一翼を担いたい」という
ような非常に前向きなお話をいただきまして、関係課長のほうでも細かなことをいろいろ
やっていたいでいるようでございます。

道の駅、その周辺はご存じのように、よく町長が申しますように、サイクリングロード
あり道の駅あり温泉あり、いろんな施設が集約している。また、恐らく来年の 5 月ごろに
は桜の花も満開になることかと思えます。それまでにトップセールスを大変やっていた
きまして、来春にはお客様が大分多くの方が寄るようになったというようなセールスを石
関町長にはぜひお願いしたいと思えますが、その腹決めをお願いいたします。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 十二分に努力していく所存でございます。よろしくお願いいたします。

（「質問を終わります」の声あり）

議 長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、近藤議員の一般質問が終わりました。

次に、8 番神宮 隆議員を指名します。

〔 8 番 神宮 隆君登壇〕

8 番（神宮 隆君） 8 番神宮でございます。通告に基づきまして一般質問を行わせていただき
ます。

項目を大変上げてしまって欲張った項目を上げてしまったので、ぜひとも簡単明瞭なご
答弁でお願いしたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思えます。

3 項目ございますけれども、まず初めに本町の自殺対策についてお伺いさせていただきます。

私の友人がことしの 5 月初め、下野田地内で関越高速の西側の側道を散歩中、高速のフ
ェンスの中を見ると、防音壁のところ後ろ向きの格好で前かがみになっている男を見つ
けたということです。おかしいなと思ひまして声をかけてみたんですけども返事がない。
よくよく見てみると防音壁にひもがかかっていたということで、これは首つりしているん
だなということで驚いて警察に通報したというお話を聞きました。40 歳ぐらいで自殺と
いうことであるというような話ですが、この自殺問題について警察庁統計によりますと、
昨年、全国の自殺者は年間 3 万 2 , 8 4 5 人ということで、前年を 5 9 6 人上回っている。

12年連続で3万人を超えているという状況であります。県内の自殺者数は、これは新聞によりますと583人で、やはり15人ふえています。去年1年間の交通事故で群馬県で亡くなった方は100人ということですから、その5.8倍ということになるかと思えます。自殺が占める割合でございますけれども、自殺率は29.0%と。全国平均が25.8%ですから、大分上回っているということになると思えます。

この自殺原因・動機、これは全国問題では健康問題が1万5,000人と最多で、中でもうつ病が6,900人ということでトップということ。2番目に多かったのは経済・生活問題ということで、この中ではやはり失業、それから就職の失敗、生活苦、こういうものがふえています。全体の4割、この経済・生活問題の自殺者がふえています。年代別では50代が全体の19.8%ということで最も多くなっているということ。60歳代では3.9%の増、それから30代の自殺率は、これは10万人当たりで占める割合ですけれども、26.2%と前年に引き続き最悪を更新したということでございます。

こういう全国、県内の状況なんですけれども、本町におけるみずから命を絶ち亡くなられた方はふえているというようなことで聞いておりますけれども、最近の自殺者の数はどうなっているのか、わかれば男女別、年代別等々お伺いしたいと思えますが、よろしくお願ひします。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 神宮議員さんのほうから本町の自殺対策についてご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

神宮議員さんのご心配のように、私もこの問題については大変苦慮しております。日本の自殺率は国際比較の中でも非常に高い自殺率になっていると聞いております。調査した結果、103カ国中、日本が6位と欧米先進国の中では1位で、世界でも最も高い自殺率などとの表現も見られております。ちなみに、アメリカの自殺率は日本の半分以下だそうです。

外国人から見た日本の自殺についての考え方についての記事に、日本では自殺が文化の一部になっているように見える。直接の原因は疲労、失業、倒産、いじめなどだが、自殺によって自身の名誉を守る、責任をとるといったような論理、有徳として自殺がとらえられている。こうした考えを、一生の恥と思わずに再度のチャンスを与えようとする社会に変えることが必要とありました。大切な命を守るためにも私はこのように考えております。

そういったことで、いろんな面におきまして、今、不景気、そしてまたいじめ、そういったことで心配されている方が多々多くなっているのが今の現状ではないかと思っております。

吉岡町の自殺者数については健康福祉課長をして補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

群馬県保健福祉年報の吉岡町の自殺数は、平成11年5名、12年4名、13年7人、14年1人、15年が6人、16年が3人、17年が2人、18年が4人、19年が7人、20年が2人です。合計で男31名、女性10名、合わせて41名でございます。人口規模は少ないので年の変動も大きく傾向はわかりませんが、過去10年の平均は4.1人です。中間の平成16年の人口で算出してみますと、10万人当たり23.2人になります。国、県の自殺者数を下回っております。年代別、原因・動機については統計資料がありませんのでわかりませんが、ただいま神宮議員さんが申された全国の統計資料の年代や原因・動機と同じような傾向であると思っております。

以上で雑駁ですが町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） ちょっと1点お伺いしたいんですけども、この保健統計の19年7人、20年2人というような、これは21年はまだわからない。この数字については、これは発生したのが計上されているのか、それともほかの県であったのを通報されたのが計上されているのか、その辺はどうなんですか。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 神宮議員さんのご質問にお答えします。

21年度は、統計資料が群馬県の保健福祉年報にまだ掲載されておられませんのでわかりません。

また、先ほどのご質問の関係まではちょっと調査に至っておりません。年報の数値をただいま説明させていただいたとおりでございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 21年度もこういうあれはもう警察の方でも統計は出ていると思うので、21年度、何かふえているというような新聞記事なんかもありますけれども、その辺のところも早急に把握してもらって対策を立ててもらわないと、2年も前ということになりますとちょっと対策におくれをとることになりますので、その辺のところも早急に把握して対応していただきたいと思っております。

次に進みます。

群馬県の自殺が減らない要因として、やっぱり自殺は個人的な問題であるということで、そういう認識があるやに聞いております。交通事故と同様にこれは避けられる死でありますので、行政、社会がやっぱりこれに取り組んでいくことによってこれが阻止できると。本人だけでなくやっぱり自殺者の家族や周囲の人にも大変苦しみをもたらすということで大変大きい社会損失になりますので、そういう認識を持って対応していただければと思います。

9月10日は世界自殺予防デーということで、今月は全国でも自殺予防週間、それから県でも9月中を自殺予防月間と設定して、県、市町村、関係団体が連携して幅広い県民参加による啓発活動を行っております。これによって命の大切さの県民の理解を深めるということになっております。

国においては、平成18年に自殺対策基本法を制定して、地方公共団体が当該地域状況に応じて施策を策定して実施する責務を有すると規定しております。国では自殺対策緊急強化事業費を県に配分されているということですが、県から自殺対策費は配分されているのか。配分されているとすれば、その金額はどのぐらいになっているのか。新聞によりますと、ことしの9月の補正で地域自殺対策緊急強化基金事業で県では1,349万円計上しておりますけれども、こういうようなことで。

それから、昨年5月に群馬県自殺総合対策行動計画、自殺対策アクションプランを策定しておりますが、具体的な取り組みとして県と市町村の連携強化を挙げて、自殺対策窓口の設定を県のほうで要請していると。本町ではこの自殺対策窓口の設定はされておりますか。いとすれば、どこの課にどのような窓口を設定しているのかご答弁をお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 神宮議員さんのほうから自殺対策等についてのご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

国では、平成10年以降、連続3万人を超える自殺者と現下の厳しい経済状況を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティネットとして地域における自殺対策の強化を緊急の課題として位置づけ、地域自殺対策緊急強化基金を造成しました。この事業のことと思いますが、全額補助で21年度から23年度まで県下では21市町村が実施しております。事業の内容は普及啓発事業等であります。平成23年度が最終年度になりますので、吉岡町でも自殺対策のリーフレットを作成して配布したいと思っております。予算額は印刷代等で40万円前後になると思います。

次に、自殺対策窓口の設置についてですが、保健センターの健康づくり室に設置してい

きたいと考えております。県の機関、保健福祉事務所、こころの健康センター等及び関係団体と相互に連携して、さまざまな悩み事の相談に応じていきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） もう一度お聞きしたいんですけども、自殺対策の窓口の設定はこれから取り組むということでもいいんでしょうか。その辺、答弁お願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔 町長 石関 昭君発言 〕

町長（石関 昭君） これから取り組んでいきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） ぜひとも早急に、相談の窓口ですから、町民へいろいろアドバイス、それから相談に乗っていただきたいと思います。

次に、新聞によりますと、渋川保健福祉事務所は渋川地区自殺対策連絡協議会を発足させ、渋川、吉岡、榛東の3市町村の行政や警察、消防、労働、教育分野などの委員22名で構成して、7月26日に第1回の連絡会議を開催したと聞いております。悩んでいる人の声を上げやすくする仕組みをつくるためということですが、その内容を、要点をお聞かせいただければ。そして、本町としてはその会議でどのような意見の提案を行ったか、この辺のところをお聞かせください。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔 町長 石関 昭君発言 〕

町長（石関 昭君） この件の質問につきましては、渋川地区自殺対策連絡協議会についての質問だと思っております。その協議会の会議に担当課長のほうが出席しておりますので、健康福祉課長をして補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 大友幾男君発言 〕

健康福祉課長（大友幾男君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

神宮議員さんが申されたとおり渋川地区自殺対策連絡協議会が開催されまして、吉岡町からは私が出席させていただきました。吉岡町としては、特に自殺対策ということで対策をとってこなかったと思っております。強いて言うならば、それぞれ悩み事、心配事があったことになると思われますので、町で行われている心配事相談所なども窓口の一つであったかもしれないということと、町村では健康福祉課の担当者だけの出席でしたが、教育委員会、あと健康福祉課等で連携をとって対応していきたい。また、きょうの会

議でそれぞれの分野の方が出席していただいておりますので、今後は協議会で連携をとり対応していきたいと申し上げました。

協議会では自殺予防講演会を行います。期日は10月28日午後1時から3時まで、洪川の金島ふれあいセンターで、「自殺したらあかん！東尋坊のちょっと待ておじさん」という演題で元警察官の茂 幸雄さんの講演会を行います。町広報にも掲載しますので、ご参加をお願いいたします。

以上、お願いを申し上げ補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8 番（神宮 隆君） ぜひとも、せっかくこういう協議会がつくられたんですから、実効あるような会議で積極的に働きかけしていただきたいと思います。

次に、自殺の要因は非常にいろいろなあれが、年代別にもそれぞれ特徴を踏まえた自殺がありますので、その対策が必要になってくると思います。

初めに、子供の自殺対策でございます。最近の新聞報道によりますと、8月17日に大阪の高槻市の府営住宅で、小学校3年の女兒が自宅のベランダの物干しざおにタオルをかけて首をつって死亡していた。それから、その前の2月には東京都の綾瀬市で中学2年の女子生徒が自宅マンション7階から飛びおりて死亡したと。そういうようなことで、全国的に見ますと、昨年全国で小学生が1人、中学生が79人、高校生が226人の自殺者が出ている。小学生の自殺は過去10年で30人もあったということが記事に載っております。子供の自殺の特徴とすると、やはり衝動的で動機がちょっとわからない。それから、暗示を受けやすいということで書かれております。特に、過去、子供たちのアイドルの歌手がビルから飛びおりて自殺しましたけれども、その報道がきっかけで何人もが後追い自殺を図ったという例を聞いております。

子供のあれは大変世間に衝撃を与えますので、自殺の前兆をつかむ児童生徒の心のサインの早期の認知、それから家庭への指導、子供の悩みの相談、教職員に対する児童生徒の心のケアなど、子供の自殺防止対策はどのようなことを行っておりますか伺いたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 神宮議員さんから世代ごとの自殺対策についてご質問いただきましたので、子供の自殺対策については教育長に、そしてまた、中高年世代、高齢者世代の自殺対策は健康福祉課長より答弁をさせます。（「それまだ後でいい。中高年は後で」の声あり）後でいいですか。（「はい」の声あり）すみませんでした。じゃあ教育長より答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 佐藤教育長。

〔教育長 佐藤武男君発言〕

教育長（佐藤武男君） 子供の自殺対策について答弁させていただきます。

未成年者というふうなことでとらえておまして、県内の未成年者の自殺者は自殺者全体の2%未満というふうな数字になっているというふうに承知しておりますけれども、未成年者ですから20歳未満の子供、そういうとらえ方でいきますと、自殺の原因や動機については、健康問題は52%、経済・生活問題が13%を占めていて、以下、進路問題、男女問題などが続いているような状況であります。また、うつ病は中高年、高齢者の病気と考えていたわけでありまして、青少年のうつ病も少なくないと言われているわけです。

お尋ねの子供の自殺対策についてであります。子供は1日の生活で学校で過ごす時間が大変長いわけがございます。また、学校は教育の場でありまして、学校においては心の健康づくりということを進めることが大切である。これは、国におきましても県におきましても指摘されているところでございます。そういうことも踏まえまして、具体的に申し上げるならば、学校では養護教諭を中心とした、あるいはスクールカウンセラーを中心とした相談体制を整える中で、学校生活に不適應の子供あるいは悩みを抱える子供、そうした子供を対象に支援を図っているというようなことでございます。さらに、命の大切さということも非常に今重要視されていることでありますが、そういったことを学ぶことの体験学習なども実施することが一層重要と考えております。

以上、簡単でございますけれども答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） 特に子供の自殺というのは大変子供もショックだし社会的にも大変センセーションを巻き起こしますので、ぜひ悩み、心のサインを早期に察知して指導していただけたらと思います。特によろしくお願ひしたいと思います。

それから次に、中高年と高齢者の世代ですね、この自殺対策についてお伺いします。特に中高年世代については、全国の自殺率、10万人当たり30歳代が26.2%ということで、昨年に続いて最悪ということ。動機については、先ほど言ったように健康問題、それから経済・生活問題ということで失業、就職失敗、生活苦などが4割を占めているということです。県内の中高年の自殺はおおむね同じような傾向を示しているということ。職業別でも、雇われている人、それから自営業者が不況のあおりを受けて追い詰められている人が多かったということで分析しております。

この中高年に対する自殺対策と、それから高齢者世代、65歳以上なんですけれども、

60歳以上を含めると4割を占めているということです。高齢者の自殺動機は健康問題、体の病気、うつ病の割合が高いということで、孤独感を原因・動機とする自殺が多いということ聞いております。高齢者の生きがいづくりなどの自殺の防止対策について町長にお伺いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 最初に、中高年の自殺対策についてお答えいたします。県内の中高年、30歳から59歳までなんですが、の自殺者は県内自殺者のおおむね半数を占めております。群馬県では、平成10年以降、中高年男性の自殺が急増しており、他の世代に比べて男性の割合が高くなっております。次に対策ですが、推進体制の整備でございますが、身近なところで相談や支援が受けられるようネットワークづくりの推進、自殺予防やうつ病対策等に関する普及啓発としてパンフレットの作成や配布、悩みを抱えながら相談機関を知らないで相談ができないことのないよう相談体制の充実を図りたいと思います。

次に、高齢者世代の自殺対策ですが、県内の高齢者、60歳以上の自殺者数は自殺者全体の約4割弱を占めております。高齢者の自殺の原因は健康問題、体の病気、うつ病などが多く、特に病気の割合が高いわけでございます。また、孤独感を原因とする自殺者も多いようです。自殺対策ですが、中高年と同じようになりますが、そのほかに、社会福祉協議会等と協力して健康教室、生きがい教室などの充実など、また相談事業等に重点を置いて対応していきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8番（神宮 隆君） ぜひとも、不況の中にありますから、デフレ景気の真ただ中ですから、高齢者、中年の対策をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、一番多いうつ病の対策なんですけれども、うつ病はストレスでだれもがかかる可能性がある病気と言われております。自殺を凶ったうちの75%に何らかの精神障害があり、そのうち約半数をうつ病が占めているという調査報告がされています。町民に対するうつ病の自殺予防対策、どのように行っておりますか。

それからあと、町長は、町職員のそういう病気対策やなんかもあると思うんですけれども、手っとり早い身近では、教職員、公務員、大分うつ病があるというようなことを聞いておりますけれども、そういう町職員に対する対策。それからかかりつけ病院などの医療機関との連携ですね。それから、各種相談が寄せられると思うんですけれども、そういう案内ですね。どのようにやっておりますか、その辺のご答弁をお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 神宮議員さんのほうからうつ病対策についてのご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

厚生労働省が3年ごとに全国の医療施設に対して行っている患者調査によると、平成8年には43万3,000人だったうつ病が、平成20年には104万1,000人と12年間で2.4倍に増加しました。この患者調査は医療機関を受診している患者数の調査ですが、うつ病患者の医療機関の受診率は低いことがわかっておりますので、実際にはこれより多くの患者さんがいると思われまます。吉岡町でもうつ病を重要な健康問題ととらえて対処していきたいと思っております。

町民に対するうつ病対策は健康福祉課長に、そしてまた職員のうつ病に対する対策は総合政策課長に答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 神宮議員さんのうつ病対策について町長の補足答弁をさせていただきます。

年間数件こうした相談がございます。健康づくり室の保健師が対応に当たり、症状により専門医に受診の勧奨や渋川保健福祉事務所と指導等を行っております。いじめについては、学校でのことは教育委員会と、生活相談は福祉室で、状況により県の福祉事務所、児童虐待、子育てなどは福祉室で、状況により県の児童相談所と合同で相談に応じております。

以上、大変雑駁ですが町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 職員に対するうつ対策についてでございますけれども、人事を担当しております私のほうから答弁をさせていただきます。

最近では特に社会構造の複雑化から心の病になる人が多くなってきております。公務員においても例外でなく、公務のやり方あるいはスピード、問題解決の複雑さ等が従来とは大きく違ってきているということもありまして、心のバランスを崩してしまう職員が出てくる場合がございます。個々の対策としては大変難しいところではございますけれども、まず職員の日常の変化に注意を払うということが重要だというふうに考えておりまして、職員同士で周りにいる職員の中にいつもと様子が違う職員ということに気がついたらすぐに所属する長に連絡をしまして、保健師、あるいは役場の産業医であります佐藤則之先生

でございますけれども、そちらに相談をしまして、そして主治医へと早期に治療に結びつけるということではないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） うつ病はどこでも起こり得る病気でありますから、ぜひとも職員管理についても、はっぱをかけるのはどんどんかけてもいいんですけども、そういう細かいところもあれして、1人休まると町の行政も大変でしょうから、健康で気持ちよく働いてもらえるようにぜひご指導をお願いしたいと思います。

それから、次の質問で高齢者の所在不明問題と行旅死亡人の取り扱いについてお伺いさせていただきます。

今新聞で、全国の住民票上の100歳以上の高齢者が相次いで所在不明となっております。最近の新聞では全国で不明者が297人というような数字を見たことがあります。太田でもいなくなっているというようなことが報じられました。広島市では107歳の男性が22年前に行方不明になって、年金が支給されていたということ。ほかの県でも、100歳を超える父親が所在不明となって、30年以上年金の不正受給を続けて逮捕されたという63歳の男性がいます。

行方不明になっても家族が捜索願を出さないで、その後死亡した身元不明死者、警察庁のまとめでは昨年で1,135人、3年連続で1,000人を超えているということです。統計をとり始めて昨年までの累計で1万6,765人が身元不明の死者の累計ということになっています。身元不明、いわゆる行旅死亡人の扱いは各自治体で所管となっております。行き倒れ、自殺などで身元がわからず引き取り手がない死者、大半が身元不明死者であると。いわゆる行き倒れ死が出たときは、行旅死亡人取扱法で死亡場所の自治体が火葬し遺体の特徴などを官報に報告することになっている。所在不明の高齢者は、経済的・体力的な弱さから考えると、行旅死亡人となっている可能性が非常に高いということが言えます。また、身元がわかって、親兄弟も縁を切ってしまったなど遺体の引き取り手がないときは、墓地埋葬法で市町村で埋葬すると、だれにもみとられず亡くなられる孤独死、それから遺体の引き取り手も埋葬する人もいない無縁死がふえているということです。

まず初めに、行旅死亡人の取り扱い、最近でも数年で結構ですから、どのくらいあったのか教えていただきたいと思います。それから、身元不明の行旅死亡人ですね、確認の調査と埋葬方法、それから遺品だとか書類の保管年限はどのくらいになっているのか、まずこの点についてお伺いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 高齢者の所在不明問題と行旅死亡人の取り扱いということでご質問いただきました。

本町では住民票上の100歳以上の高齢者はどれくらいいるのか。戸籍を置きながら住所がわからない者は、年金受給者の所在不明者はいないか。所在をどのようにして確認しているか。今後の対策は、行旅死亡人の扱いは過去にどれくらいあったのか。死者の身元調査と埋葬方法と遺品、書類の保管年限等ということで質問がございました。

吉岡町の住民票上の100歳以上の高齢者は、8月末現在5名います。また、100歳以上の高齢者で、町に本籍のある人で戸籍が残ったままになっている人は12人います。最高齢者は明治19年生まれの129歳の女性です。また、年金受給者で所在不明の方はおりませんが、所在の確認については敬老慰問で直接お会いして確認しております。今後の対策については、関係各課、諸団体のさらなる連携等に努め、必要な情報の収集、共有化を図り適切な住民票の記載を行っていきたいと思っております。

それから、100歳以上の高齢者で戸籍上に存在する所在不明の方の消除ですが、法務局または地方法務局の長の許可を得て、職権で戸籍を消除することができるとされております。昭和32年1月31日付民事甲第163号民事局長回答のこの職権消除は、戸籍上の整理を行うための行政処置であります。この処置がとれることによって民法上の死亡という効果が生じることはありません。ちなみに、手続には、対象者の兄弟や親戚を見つけ、家系図や死亡の証拠をそろえることが必要となります。町では、12名の対象者に対してできることから調査資料を作成して、確認作業をしているところでございます。

次に、行旅死亡人の取り扱いを行った町における人数であります。最近では平成18年に1件と平成21年度に2件、計3件がありました。すべての対象者は免許証などの身元のわかる所持品がありましたので、警察に身元調査を行っております。また、行旅死亡人の取り扱いをしている方につきましては、いずれも身元が判明し、かつ引き取りをされるべき親族等も現在しては、それぞれにそれなりの諸事情等があり引き取りを拒まれ、いたし方なく行旅死亡人に準じる扱いを行いました。さらに、所持品は、会員証類で発行元が明らかなものは、協議の上、可能な範囲で返還を行っております。その他の遺留品は、換金できるものは換金し、少なくとも必要とされる取り扱い費用に充てている状況であります。しかしながら、換金等の処理が難しいものについては、念のために相当期間にて保管を行った後、やむを得ないときの判断にて廃棄による処分をしております。それから書類については、行旅病人・行旅死亡関係書として規定に基づき5年間の保存による簿冊管理をしております。

以上です。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） 18年で1件、それから21年に2件、いずれも免許証等で身元が判明したということなんですけれども、これは遺族のほうで引き取りがあったんでしょうか、それともここで埋葬したんですか。その点についてはいかがですか。

それからもう1点、先ほどの住民票の関係で、100歳以上の人数について合わせて何人だったかちょっと聞き漏らしたのでメモできなかったのですが、住民票ですね、戸籍じゃなくて、戸籍上は12人ということでお伺いしましたが、住民票上の現在100歳以上の方の人数についてもあわせてお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 大塚町民生活課長。

〔 町民生活課長 大塚茂樹君発言 〕

町民生活課長（大塚茂樹君） まず初めに、100歳以上の人数について、住民票上の100歳以上の方なんですけれども、5名でございます。

それから、行旅死亡人の取り扱いなんですけれども、この3名の方につきましては家庭内で最後までつながりが希薄になりつつあるというふうなことで、やはりこのケースも同じことございまして、こちらのほうで埋葬させていただきました。それで、遺骨につきましてはお寺のほうに預かっていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） わかりました。やはり各自治体でもこういうあれで大変いろいろ手数を煩わせている問題が発生しているということがわかりました。。

それからもう一つお伺いしたいんですけれども、100歳以上5名ということなんですけれども、この100歳以上の5名の方は介護保険の要介護にすべて認定されているんでしょうか。それから、後期高齢者の医療保険ですね、こういうものも使用してはいるんでしょうか。この辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔 健康福祉課長 大友幾男君発言 〕

健康福祉課長（大友幾男君） 神宮議員さんのご質問の関係なんですけど、100歳以上の5名の方については、町長が答弁したように、100歳以上は毎年敬老の日に町で慰問に行ってお会いして確認しております。また、こういった問題がいろいろマスコミで報道されましたので、町も、男性女性含めて上位10名者、神宮議員さんが言われるように後期高齢だとか

介護保険だとかそういったものでも確認して見てみました。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） ぜひ確認をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今のところ一番問題になっている戸籍上の生存者ですね。こういうものが12名ということなんですけれども、これは行政上は特に必要ないんでしょう、職権消除をするというようなことなんですけれども、削除年齢は何歳ぐらいを考えているのか、この辺のところをお伺ひしたいんですけれども。

議長（岩寄幸夫君） 大塚町民生活課長。

〔 町民生活課長 大塚茂樹君発言 〕

町民生活課長（大塚茂樹君） 法律上の対象者となっているのは100歳以上の方でございます。職権消除の対象者は100歳以上ということで、今町長のほうからお話ししましたとおり12名でございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） 100歳以上だと、現在生存している人も所在がわからないと消除。戸籍上ですから、住民票上ではないですから、一律に削除してしまうと、ひょっとまたあらわれて生きてましたなんていうことになるのであれですから、その辺の線引きはどんなように考えているんでしょう。

議長（岩寄幸夫君） 大塚町民生活課長。

〔 町民生活課長 大塚茂樹君発言 〕

町民生活課長（大塚茂樹君） 先ほど町長の説明がありましたとおり、消除については法務局の許可が必要になります。法務局の手續につきましては、先ほど町長がご説明申し上げましたとおり、対象者の兄弟や親戚を見つけて、それから家系図や死亡の確認の証拠をそろえなければなりません。そういうふうな手續を踏んだ上で法務局の長の許可を得て消除されるということでございますので、このことから、町長が先ほど申しましたとおり、これが民法上の死亡という効果が生ずるということでなくて、消除というふうなことで法律上の問題でされるというふうなことでございます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言 〕

8 番（神宮 隆君） この削除年齢ですね。新聞なんかを見ると、戸籍と附票の写しを法務局に提出すれば、一応ボーダーラインは120歳に置いているところが多いということなんで

すけれども、そうなってくると、そういうような戸籍で親族関係を知らなくともそのまま
で削除できるような報道がされていますが、その点いかがでしょうか。

議 長（岩寄幸夫君） 大塚町民生活課長。

〔町民生活課長 大塚茂樹君発言〕

町民生活課長（大塚茂樹君） 9月に入りましてこの議会中なんですけれども、議員さんがおっしゃ
るような通達が参りました。ですから、120歳以上という対象者につきまして慎重にこ
の消除について検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8 番（神宮 隆君） ありがとうございます。ぜひ、今各地で問題になっていますけれども、よ
ろしく高齢者の取り扱いをお願いしたいと思います。

第3に、年号の西暦使用についてお伺いさせていただきます。

ことは西暦2010年、元号では平成22年。年号の表記につきましては、今では民
間の文書、刊行物、全般的に西暦の使用が主流になりつつあります。これが国際標準であ
るというようなことが言われています。しかし、本町の行政事務では元号を基本として使
用しております。近年、特に一般新聞では年号の西暦使用がほとんどになっております。
一般紙の多くは、発行の日付だけは西暦、その横に括弧書きで元号がありますけれども、
記事の中ではもうほとんど西暦が使われております。カレンダーはほとんど西暦表記とな
っております。元号の使用で困るのは、やっぱり年齢だとか構造物で複数年の元号をまた
ぐ計算が多くあります。こういうときは大変戸惑うこととなります。

まず初めに、町の行政事務で元号を使っている根拠規定についてお伺いします。あとの
いろいろな問題はまた後でお伺いしますから、この根拠規定についてご答弁いただけたら
と思います。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 神宮議員さんの3問目の質問、年号の西暦使用に関してのご質問にお答え
いたします。

年の表示方法として現在は西暦または元号が使用されておりますが、特に元号の使用を
法律で定めたものではありませんが、昭和54年6月に元号法が公布、施行されています。
その法案提出時には内閣総理大臣が次のように説明しております。「元号の使用を強制す
るということは考えていないが、公の機関においては今後とも現在のように原則として元
号によって年を表示することになるので、一般国民が公の機関に提出する申請書や届け出
等については、公の機関における統一的事務処理のために元号の使用についてご協力をい

ただきたいと考えている」と述べております。法律上の根拠ではありませんが、あえて申し上げればこのことが使用の根拠になるのかと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言〕

8 番（神宮 隆君） 元号は、長い歴史の中でやはり日本人の心情に溶け込んで、日本国民としては心理的な一体の支えとなっている部分も大変あります。それぞれの年代別のイメージが異なるように、一つの時代を象徴する言葉と使われて、元号を好む方も多いと思います。元号は日本の文化であり、否定するつもりはございませんが、グローバルの時代となった今後のことを考えれば、町の行政事務もできるだけ西暦使用をすることが効率的と思われると思います。

本町の行政処理を見ますとすべて元号表記となっております。広報よしおか、よしおか議会だよりは西暦が大きく書かれて、元号が併記されております。第4次吉岡町総合計画では「2001▶2010」ということで西暦記載となっております。高崎市でもこういうようなことで、元号併記ということを進めていると伺っております。

昭和から平成に元号が変わったとき、私も公務員だったので、このとき未使用の大量の帳票を廃棄するということが大変パニック状態になっていったことを覚えています。西暦を使用して併記であれば、その部分の元号だけを抹消して使えるような帳票類もあったんじゃないかというようなことで、元号が変わることと、それから行政でも西暦で生年月日を書くことが多くなってきています。このことから見ても、年号を西暦年にして括弧で元号を入れる、こういうことがやはり町民にも便利であり、事務効率上よいと思われるので、本町でも、ほかの町村、高崎は何か先駆けているような感じがするんですけども、国際標準である西暦の使用を積極的に進めていくべきと考えますけれども、町長のお考えをお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 次に、西暦使用を積極的に進めていくべきとの考えはあるのかとの質問ですが、国は、元号法が施行されるに当たり、国民に西暦か元号を使うかは一人一人の国民が選択すべき問題であり強制はしないということを言っております。このときの国の方針に踏まえて、今後も町がどちらかを使うかを町民の皆さんに方針を示すものではないと考えております。町民の皆さんそれぞれがどちらでも使いやすい年の表示方法を選択していただくことがよりよいのではないかと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔 8 番 神宮 隆君発言〕

8 番（神宮 隆君） 私はそういうあれで元号が変わるとき大変戸惑ったんですけども、町のほうで、町民税だとか固定資産税の通知書だとか国民年金と、いろいろそういう通知書が出ておりますけれども、万が一のときにはこの変更というのは早急にできるんでしょうか、この点についてお伺いします。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） ただいま町長も答弁申し上げますように、それぞれ町民の方が使いやすい方法を使っていただくということでございまして、例えば町から出ている納税通知書ですとかそういったものは元号が変わったときにすぐ対応できるかと、こういう趣旨のご質問かと思っておりますけれども、その時点は当然もう印刷をし直して出し直すと、当然こういう形になるかというふうに思います。

それで、元号の使用についてでございますけれども、法律あるいは条例等につきましてはすべて元号使用になっておりますので、この部分については元号、この部分については西暦と、その辺の使い分けという部分も出てくるかというふうに思います。ですから、国が方針を出しておりますように、それぞれ国民あるいは町民の方々もどちらでも、なじんでいるといえますか、使いやすいほうを使っていただくのがよろしいのではないかと、そんなことで考えております。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員。

〔8番 神宮 隆君発言〕

8 番（神宮 隆君） そういうことで方法的な罰則もない、法的な縛りもないということなので、若い世代もふえておりますしできるだけ、元号が悪いということではないんですけども、使い勝手のいい西暦、新聞などでも使っておりますので、そういうところも行政上加味していただけたらというふうに希望して質問を終わらせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 神宮議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を15時15分とします。

午後2時57分休憩

午後3時15分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩寄幸夫君） 続きまして、14番栗田政行議員を指名します。

〔14番 栗田政行君登壇〕

14番（栗田政行君） 14番栗田です。議長への通告に基づき一般質問を行います。

質問事項は4項目で、1、下水道区域外の排水処理について、2、人口増加に陰り、これからの町づくりについて、3、大樹町との友好都市計画について、4、赤岩橋架け替えと周辺開発について、以上4項目をお願いしたいと思います。

最初に、下水道区域外の排水処理についてですが、吉岡町の下水道は、認可地域に対する平成21年度末の整備率は87.50%、298.4ヘクタールになりました。また、農業集落排水については、上野田地区、北下・南下地区、小倉地区の3地区の整備も完了いたしました。

9月4日の上毛新聞によりますと、2009年の末の数字で、県人口200万5,000人に対し、下水道、農業集落排水、合併浄化槽、コミュニティプラントのいずれかが整備されている地域は人口が約143万2,000人だった。37位の全国順位は5年連続です。市町村別では上野村の97.4%が最高で、最低は下仁田の23.0%でした。上野村、吉岡町、川場村、昭和村、高山村、草津町、桐生市の7市町村は全国平均85.7%を上回った。下水道処理人口普及率は48.3%、前年比1.1ポイント増で、こちらも全国37位だった。

県は17年度に、汚水処理人口普及率を90%、下水道処理人口普及率を61%まで引き上げる目標を設定している。町でも、公共下水道の残る面積の見直しも含め早期に地域決定を行っていただきたい。また、今後、玉村処理区の見直し等について県の情報がありますか。また、町の今後の計画は。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 栗田議員さんの質問にお答えいたします。

玉村町にあります県の下水道処理場につきましては、現在進めている5系列の処理能力、24万立方メートルに対し、平成28年度末には日最大24万2,000立方メートル流入すると予測しており、その処理能力を超えると予測しています。県ではこのような状態を解消すべく、平成28年度末までに玉村の処理場の能力を日最大28万8,000立方メートルまで整備しようとしております。それにより、吉岡町では平成23年度から5カ年の整備計画として認可区域を策定し、今年度末までに認可を得たいと考えております。

詳細につきましては、上下水道課長より答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 栗田議員さんの質問に対しまして町長の補足答弁をさせていただきます。

玉村町にあります県央水質浄化センターにおきましては、現在、日量24万立方メート

ルの処理能力を備えた5系列の事業を実施しております。しかしながら、その処理能力も平成28年度末には処理能力を超えると予測されており、現在、6系列の事業実施に向けて玉村町と交渉を重ねているところであります。

町におきましては、現在、全体計画365ヘクタールに対しまして、残り24ヘクタールについて全体計画の見直しを含め変更認可申請を予定しているところであります。今月末にその見直し作業に向けまして業務委託する予定で今現在進んでおります。この見直し作業によりまして次年度からの5年間の事業認可区域の決定作業を進めていきたいと考えておりますけれども、認可区域の策定に当たりましては、基本的な考え方として、現在整備が終わった区域の延長、すなわち整備された管路を延長していける地域で比較的家屋が連なっており、なおかつ単独浄化槽の設置が多く接続率が高く見込まれ、投資効果が高いと思われる地域を中心に策定をしていきたいと考えております。

以上、雑駁ですが町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） ただいまの答弁で、24ヘクタール、早急に地域を有効な範囲の中で確定したいということでございます。

しかし、町全体を考えてみますと、下水道区域外の排水設備について、周辺の側溝や河川の水質や環境を考え、浄化槽市町村整備推進事業を取り入れる考えは。議会、産業委員会では7月に和歌山県の日高町を視察。浄化槽市町村整備推進事業を取り入れ合併浄化槽を推進し、地域の側溝や河川の汚濁防止、環境整備を行っていました。この事業は、市町村が設置主体となって浄化槽を面的に広く整備して、維持管理まで実施する事業であることから、水環境の保全に効果的で信頼性の高い制度として関心を集めている。上下水道課長も同行したので町長も報告を聞いて理解していると思います。町長はこの制度を取り入れる考えはありますか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先日、産業委員の方々が視察に行ってくださいました。町では、全体計画が360ヘクタールのうち認可を受けた区域が340ヘクタールに対し、今294ヘクタールの整備を行っているところでございます。そういった中におきましては、ただいま議員さんが申されたとおり、いろんな面において今この下水道に関しましては研究していかなければならないというように思っております。そういったことで、これからもそういった制度を取り入れられるか否か研究したいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

下水道区域から取り残されました地区におきましては、その公平性の観点から住民がひとしく同じ利益を得られるよう配慮していかなければならないと考えております。また、汚水による水質汚濁や環境への配慮を考えると、下水道整備地区と変わらぬ環境を整備することは大変重要なことと認識をしております。

このような状況を踏まえた中で、現在、群馬県では15市町村で市町村設置型合併処理浄化槽設置事業を実施しております。町でも市町村設置型合併処理浄化槽事業は大変有効な事業の一つであると考えておりますので、現在実施しております個人設置型合併処理浄化槽設置費補助制度の充実や見直しを含め、その方向性が早い時期に出せるよう調査研究及び協議を重ねていきたいと考えております。

以上、雑駁ですけれども町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） 市町村設置型の浄化槽を取り入れるとしたら、吉岡町全地域を対象にするか、また能率のよい地域単位の考え方をするか、町の考え方はどうでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 栗田議員さんの質問にお答えいたします。

町では下水道区域外の対応といたしましては、基本的には計画区域から取り残された地域全体の対象地域を考えておりますが、実施に際しては、それぞれの地域の特性や状況等を考慮いたしまして実施していかなければならないと考えております。

詳細につきましては、上下水道課長より答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 栗田議員さんに対しまして町長の補足答弁をさせていただきます。

下水道の計画区域から取り残された地区につきましては、基本的には取り残された地区全体を計画区域として作成していきたいと。実施に当たりましては、当然地区単位というものも実施の中に含めまして、地域の実情、また特性をかみ合わせた中で行っていくのが必要であるかと考えております。

以上、雑駁ですけれども町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

1 4 番（栗田政行君） 現在、吉岡町では開発地域に対して個人設置型の合併浄化槽が補助金なしで設置されていますが、周りの市町村では補助金を出しています。町でも補助金を出す考えはありますか。これについては、現在、個人設置型の合併浄化槽が数多く開発地域以外でも入っています。この開発地域以外、個人で合併浄化槽を設置した浄化槽に対して、管理費、これは浄化槽のくみ取り、年間のモーター維持管理費等かかっていますが、こういった維持管理費に対して補助金を出す考え方がありますか。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） お答えさせていただきます。

町では要綱による浄化槽を設置する個人に対する補助をすることにしております。周辺市町村の状況を見ますと、申請者が開発事業者や法人名義の場合は補助対象外としておりますが、吉岡町よりは補助金に対する交付基準が緩くなっている状況でもあります。町でも、今後あらゆる可能性を含め補助が可能か検討していきたいと考えております。

詳細につきましては、上下水道課長より答弁させます。

議 長（岩寄幸夫君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 栗田議員の質問に対しまして町長の補足答弁をさせていただきます。

現在、町の開発におきましては、宅地分譲ができないため開発にかかわる個人の合併処理浄化槽の補助金申請ができません。現在の開発では土地と物件がセットで許可を得ているという状況であります。ですので、補助ができない状況であります。先ほど町長が申し上げましたように、今後、個人申請に対するあらゆる可能性、補助が可能かどうかということで、他町村等も調査をしながら実施できるかどうかを調査検討していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔1 4 番 栗田政行君発言〕

1 4 番（栗田政行君） 現在でも昭和50年前後以降に設置された単独浄化槽がまだまだ多く設置されていると思いますが、単独処理浄化槽設置の家庭を先行して市町村設置型浄化槽を推進する考えはあるか。

また、平成18年からは合併浄化槽へ転換するための単独浄化槽の撤去費用に対する助成が創立されています。河川等の汚濁は生活雑排水のBOD量が一番悪く、日量27グラムです。実際に、単独の浄化槽、雑排水未処理で放流した場合の家庭の汚濁量は、し尿で13グラム、生活雑排水で27グラム。し尿は単独ですのでBODの除去率が65%になりますので、5グラム出ます。5グラムと27グラムで32グラムという非常に悪い数字

でございます。また、くみ取り、家庭雑排水未処理の放流は、1家庭当たり、やはりし尿が13グラム、生活雑排水が27グラムですが、し尿は処理場で処理されますので、河川に放流は27グラムということになります。また、合併浄化槽の場合、1家庭でやはりし尿13グラム、生活雑排水27グラム、合併浄化槽ですのでBODの除去率は90%ということで、4グラムが河川に放流されることになります。

以上のように、単独浄化槽の場合が一番悪く32グラム、くみ取りの場合が27グラムというような状況ですので、ぜひ河川の汚濁を防止するということを考え、何とかこの単独浄化槽については先行して市町村設置型の浄化槽を推進するよう考えていただきたい。ぜひ検討をお願いいたします。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 議員さんがおっしゃるとおり、そういった形の中においてもそういったことをよく研究して推移していきたいと考えております。

議 長（岩寄幸夫君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

吉岡町は現在、浄化槽設置人口のおよそ半数以上、53.6%ぐらいが単独処理浄化槽であります。平成12年の浄化槽法の改正によりまして単独処理浄化槽の設置は原則禁止されて、既設の単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換に努めるということになっております。しかしながら、実態は合併浄化槽への転換が進んでいないというのが状況でございます。

単独浄化槽の家庭から排出される汚濁負荷は、先ほど議員さんがおっしゃいましたように合併処理浄化槽の約8倍とされております。公共水域の水質及び環境保全の立場から、今後積極的に合併処理浄化槽への転換の促進を推進していきたいと考えております。

以上、雑駁ですけれども町長の補足答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） 浄化槽の市町村設置型整備推進事業について、現在、町長では正直細かいことですからわからないと思うので、担当課長がわかる範囲でいいんですけれども、補助率、補助金等についてわかりましたら。産業委員会の人たちは、視察研修に行ったときにいろいろ説明等を伺っております。そういったことで理解はできると思うんですけれども、これから町でこの市町村整備推進事業で合併浄化槽を推進していただきたいということで全議員にもご理解をしていただきたいと思うので、わかる範囲でいいですから説明をお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 富岡上下水道課長。

〔上下水道課長 富岡輝明君発言〕

上下水道課長（富岡輝明君） それでは、栗田議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

市町村設置型合併処理浄化槽の事業推進にかかわる補助率ですけれども、新規転換の場合なんですけれども、補助率につきましては国が3分の1です。県の補助率は6分の1。これは起債が起こせまして、町が5分の2のうち、町が5分の1、交付税処置として5分の1が返ってくるということです。設置者に対しましての負担額はおおむね10分の1ということとなっております。それは新規です。

また、転換型といいまして、単独浄化槽について町村型にやるときは転換加算額というのがございます。それをかえるということで町がやる場合には、上限10万円でございます。10万円を限度として、補助率は2分の1ということでございます。おおむねそのような形の補助制度がございます。よろしく申し上げます

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） どうもありがとうございました。これから町の下水道区域外の地域に対して何らかの対応を考えなければいけないわけですので、十分研究し、公平性という立場からなるべく早くに取り入れてもらえればありがたいと思っています。

以上で、この関係、1問目に対しては終わります。

2問目ですけれども、人口増加に陰り、これからの町づくりについてということで質問をさせていただきます。

8月20日の上毛新聞によりますと県人口200万割れということで、8月1日時点の県人口は前年比より610人減の199万9,868人で、16年4カ月ぶりに200万人の大台を割ったことが19日、県の移動人口調査でわかった。県は、200万人人口割れを2011年に注意と見ていたが、景気低迷に伴う外国人労働者の転出の急増で早まったとしている。少子化を背景に死亡数が出生数を上回る状況が続き、中高年齢者が多く、人口構造から人口の減り幅が拡大しているとしている。人口の減少は行政や経済、社会地域に及ぼす影響は大きく、減少に歯どめをかける対策の推進が改めて求められているという記事が載っていました。

また、同じ日の2面ですけれども、人口増へ知識を絞るということで、県、市町村が独自施策。県人口が200万人を割り込む中、県や市町村は少子化に歯どめをかけようと、医療費の無料化や子育て支援の整備など子供を産み育てやすい環境づくりに力を入れている。未婚化、晩婚化対策として婚活イベントを主催し、独身男女の出会いを手助けする例もふえてきている。過疎化が深刻な地域では、子供に限らず定住者の獲得に向けて施策を

進んで考えているというような記事も載っていました。

人口に対する県全体の状況は間違いなく人口減少です。吉岡町は現在のところ人口は増加していますが、平成10年からの数値を確認すると、10年から20年までは17年の287人を別とすれば300人以上の増加を示していますが、平成20年、21年と200人を下回っているのが現状です。人口増加・維持の対策を考えていますか。

また、このように町の人口が鈍化している状況の中、町民が望んでいる駅設置をということで、(仮称)吉岡駅設置については東部、西部、町全体の願いであり、一般質問でも過去に多くの議員がこの場に立ち質問をしてきました。また、町で行ってきた地域座談会でも各地で何度も何度も質問されている。そして、町の第4次総合計画等でも位置づけられていましたが、まだ計画も見えてこない状況です。早期に調査研究を行う考えがありますか。

議長 (岩寄幸夫君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長 (石関 昭君) 栗田議員さんに2問目の質問をいただきました。

新駅設置について第4次総合計画に計画されており、昨年、ことしに行った、議員さんが申されたとおり、地域別座談会においても参加者の要望が出されておりました。議会においても過去に他の議員さんから同様な質問がございましたが、現在の状況をあわせて私の考えを述べさせていただきます。

ご承知のように吉岡町は県下でも最も人口の伸び率が高くなっていますが、これは前橋市に隣接しているという立地条件も一つは考えられますが、歴代の町長、そしてまた議員諸氏の長い間かけて行ってきた道路や下水道などのインフラ整備がここにきて実を結んでいるものと思っています。県の総合人口が減少していく中であって、国の人口推計を見ると吉岡町はまだ増加していくと推計されていますが、町民の高齢化は避けられません。町民のだれもが、自由に、どこの場所へも容易に移動するようにすることは特に必要なことだと思っております。それには公共交通機関の充実を図ることが第一でありまして、鉄道の利用も含めて総合的に交通計画をつくる必要性があります。町内を通過されるだけの鉄道ではなく、皆さんが近くで利用できるような駅を考えるのはごく自然のことでありまして、次の総合計画にも位置づけをして、今度こそ実現に向けて積極的に取り組んでみたいと考えております。

最近の状況については総務政策課長より答弁させます。

議長 (岩寄幸夫君) 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長 (大沢 清君) それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

最近の取り組み状況についてということでございますけれども、まず、駅の設置に関する可能性の調査等を今まで特に具体的には行った経緯はございませんでしたが、現計画の最終年度が迫っているということもございまして、可能な範囲ではございますが、多少の調査を行わせていただいております。

まず1つは、県のアドバイスもあったわけでございますけれども、JR東日本の高崎支社を訪問いたしまして、新駅の設置に当たっての条件等の聞き取りも行ってまいりました。それから、ことし22年度でございますけれども、群馬県が募集をしました地域と大学連携モデル事業ということで、補助の上限が50万円でございますけれども、「上越線吉岡駅設置の可能性について」と題しまして応募いたしました。そうしたところ群馬大学の社会情報学部の教授に関心を示していただきまして、非公式ではございましたが面会の機会が得られまして、群馬大学を訪問いたしました。学部長以下4人の教授に会うことができまして、1時間ちょっとでございましたけれどもいろいろな意見交換をさせていただくことができました。一応県のほうの応募は不採択という形になってしまったわけでございますけれども、学部長からは基礎調査の下準備には協力をしていただけるというような感触を得ておりますので、少額ではございましたけれども今回補正をさせていただいたところでございます。今後も必要な情報の収集等は行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） ただいま答弁の中で、JRの高崎支社に行っているいろいろ聞いてきていただいたというお話がございました。前にも、もし駅設置という考え方の中で、予算だとかいろいろクリアしなければならない状況といえましょうか、ハードルがあるというお話を伺っております。極端には変わってはいないとは思いますが、その辺の状況で、今説明できる範囲でいいと思うんですけれども、情報について説明をしていただければと思います。

議長（岩寄幸夫君） 大沢総務政策課長。

〔総務政策課長 大沢 清君発言〕

総務政策課長（大沢 清君） 高崎の支社を訪問した際に、そのときに担当していただきました副課長でございましたけれども、いろいろ指導いただいたわけでございます。そのときに、いろいろざっくばらんに雑談的な話もあったわけでございますけれども、熊谷駅から北側が赤字になっていると。赤字路線のところに駅をつくるのは相当厳しいんですよと、そのようなことはいただいております。

埼玉県で1カ所ほどやはり新駅を設置したいということでJRと協議をしているというような話は聞いておりました。北本市というところなそうでございますけれども、そこに

今駅を1つ設置したい。そのときにどのくらい費用がかかるというふうなことで伺ったわけですが、まずシステムの改修だけで7億円から8億円ぐらい、ソフト部分でございませぬけれども、かかるだろうと。それから、駅と、それから当然その周辺の整備ということになりますから、40億円から50億円ぐらいは必要でしょうかねと、そんな話は伺っております。当然、地価が埼玉県と吉岡町で違いますから、その部分からすれば吉岡はそれほどはかからないというふうに思いますが、あと、当然、駅前の広場をどのくらい設置するのか。人口の規模だとかそういうことになると、やはり広い駅前広場とかが必要になってくるかと思っておりますけれども、そういったことでハード面ではどのくらいかかるかということになりますと、やはり、先ほど申し上げましたようにシステム改修だけで7億円から8億円ぐらい必要ということでございますので、あと多分20億円とか30億円ぐらいの費用はかかるのではないかなというふうに考えておりますけれども、本当にJRで伺った際のお話でございますけれども、聞いた話ということで確実な話でございますけれども、一応そんな情報は受けております。

それから、群馬大学でございますけれども、社会情報学部の学部長さんにもお会いできました。その際に、場合によってはちょっと現場のほうを、よろしければ吉岡のほうに行ってもいいですよというふうなことも伺っておりますので、時間の都合がつけばぜひ吉岡のほうにも来ていただきたいということで私のほうから学部長さんには申し上げてきた経緯がございます。

そんなことで、先ほど町長申し上げましたとおり、単費でございますけれども、学生のフィールドワークにもちょっと使えるというようなことを学部長さんがおっしゃっておられましたので、少しその予算等、単費でございますけれども予算要求をさせていただいた、9月の補正をさせていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） 今お話を聞きますと大分費用的にもかかるということですが、この新駅といいましょうか、駅の設置については町民が本当に願うところでございます。しっかりと調査し、できれば基金を積み立てる中で何とかこの町民の願いをかなえるように考えていただきたいと思いますが、町長、最後に一言どうですか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ぜひ努力していく所存でございます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔 14番 栗田政行君発言〕

14番(栗田政行君) ありがとうございます。何とか駅設置についてはよろしく願っています。

次に、エコが叫ばれている今日、吉岡町の人口が鈍化しないように、周辺市町村に負けないようにエコ商品に対する補助を出したらいかがか、また周辺市町村の補助金等についてどの程度把握しているのか、お伺いいたします。

議長(岩寄幸夫君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長(石関 昭君) エコに対する質問をいただきました。

まず、ご存じだと思いますけれども、エコということはどういうことかということをおっしゃっていただきますと、英語のエコロジーに由来して、訳語としては生態学を意味しているものと解釈いたしますということでございます。また、現在、各種各方面においてかなり広い意味で用いられており、使用しているのが現状ではないかと思っております。

吉岡町においても、環境という視点から説明いたしますと、吉岡町の良好な環境の保全と創造に関する条例をもとにして、生活環境の保全及び育成と自然環境の保全及び育成の各方面から、立場から、「緑の色濃く文化の香りの高い住みやすい町づくり」の指針として、環境というものが決して一地域また個人の責任で完結するものではないという認識のもとに、行政と住民が一体となって地域から世界を考え、貴重な地球環境を守っていくことにつながっていくことを考えています。

エコに関する補助金、助成金の制度については、太陽光発電、太陽熱温水器、ユニット給水器などが主な対象となっていると思いますが、本町といたしましてはこれらの補助金制度について十分調査をさせていただきたいと思っております。

なお、近隣市町村における補助の状況については町民生活課長より説明をさせます。

議長(岩寄幸夫君) 大塚町民生活課長。

〔町民生活課長 大塚茂樹君発言〕

町民生活課長(大塚茂樹君) それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

省エネ設備につきましては、町長の申しましたとおり、まず太陽光発電の補助、また太陽熱温水器、それからエコキュートというようなものが対象になるかと思っておりますけれども、まず太陽光発電の補助ですが、県内では17市町村で補助を行っております。近隣では渋川市、前橋市、榛東村などでございます。また、太陽熱温水器については桐生市、明和町などが行っております。また、エコキュートでは太田市、桐生市で設置に対する補助を行っているようでございます。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） エコに対する補助金について検討していただけたらと思っています。執行も物事を周辺町村と同様に考えたいと思っている節もありますので、人口増加にこれ以上鈍化が進まないよう、ぜひ補助金等について周辺町村と同様に考えてほしいと思っております。エコについては以上とさせていただきます。

次に3問目、大樹町との友好都市計画について。これにつきましては、けさ齋木議員から質問が出されております。重複点もあるかと思えますけれども、少し質問をさせていただきたいと思っております。

平成20年3月、石関町長らが大樹町へ訪問以来、同年6月には大樹町の伏見町長ら3人が吉岡町に来町、交流を深めてきました。昨年の6月には吉岡町議会も全員視察研修で、大樹町の農産物、ジャガイモ畑、種イモ等です、また雪印乳業、また観光地など、大樹町は非常に広い面積を持っていまして、もう車で移動するのが大変だったというような思いもありますけれども、大樹町の町長と話をしたときに、うちのほうはそれなりに自然で非常に楽しめる、春から秋にかけて非常に過ごしやすいというようなお話も聞いております。そういった中でこれから大樹町と交流を深める、町も10月のふるさと祭り等では大樹町の農産物を販売するなど交流に進展があると思っております。

先ほども話が出ましたけれども、10月には大樹町の議員さんも親善訪問といいたしうか、交流に来ていただけたら聞いております。我々が昨年お邪魔したときに非常に温かく迎えていただきました。先ほどの答弁等の中で、友好都市、大樹町とだけでなく違うところも検討するよと。もちろんそれはいいことではあると思っておりますが、現在そうやって我々議会もお邪魔し、また向こうの大樹町も訪問してくれるということでありますので、吉岡町のいいところをアピールする中でぜひ大樹町と友好都市が結ばれればと思っておりますのでございます。

実際、町長もそのつもりで考えているとは思いますが、改めてその件につきまして答弁をお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 姉妹都市の大樹町の件ですが、先ほど齋木議員さんから大樹町を含め友好都市についての質問がありお答えを申し上げましたが、地域間の交流は大いに必要なことだと思っております。地域で伝統や文化、産業などの違いがありますが、その違いの中で交流の材料があり、また理解が深められると思っております。

今回、10月には大樹町のほうから議員団、そしてまた商工会の人たちがこちらへ来ていただいてつづさに吉岡町を見ていただき、そして、その中で交流をしようということに相なれば整うのではないのかなど。お互いに、見合いではございませんが、よく見合いをしてよく理解をして、そして友好関係が、きずながそしてまた強くなればいいのではないのかなというようにも思っております。そういったことで、ぜひ私も積極的に来たときには吉岡町のアピールをしたいというようにも思っておりますので、よろしく協力のほどをお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） 大樹町との友好都市につきましては齋木議員も細かい点まで質問をしていただきました。10月に来て、先ほど町長も申しましたように、お互いに、お見合いではないですけども相思相愛といいましょうか、そういうような形で友好都市、何とか結ばれればいいなと思っております。齋木議員も十分質問してくれたものですから、大樹町の友好都市については以上とさせていただきます。

4問目に入らせていただきます。赤岩橋の架け替えと周辺開発についてということでございます。

赤岩橋については先輩議員も質問していたと思っております。赤岩橋は、渋川市半田の工業団地、サントリーの南にかかる橋で、サントリーの東の道路を南に来ると斜めにかけられております。前々から車のすれ違い等ができない大変危ない橋で、昨年、前渋バイパス、南原線も開通し交通量もふえております。また、橋の西は、たびたび企業誘致の話があってはつづれる繰り返しを続けているところでございます。橋をかけかえ道路を整備し、企業誘致を受け入れる体制をつくり企業等に準備協力する姿勢を見せなければ、話も遠のくばかりであると思っております。何とか橋を架け替え、企業誘致をしていただきたいと思っております。町長の考えをお聞きしたいと思えます。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 赤岩橋の架け替えと周辺開発についてご質問をいただきました。

栗田議員のご質問でございますが、赤岩橋の架け替えと周辺開発についてであります。赤岩橋につきましては、さきの地域別座談会においても、前後の取り付け道路の法線に対し橋が斜めに架設されているため見通しが悪い上、車のすれ違いができず大変危険であるとのご意見、そしてかけかえのご要望をいただいております。私も、赤岩橋は吉岡町と渋川市を結ぶ重要な橋であり、交通量も多いことは承知をしているところでございます。昭和48年の架設ということで老朽化も心配されるところでもあります。取り付け道路につ

きましては今年度舗装の補修を行ったところでありますが、橋についても改修が必要であることは感じております。

また、赤岩橋の西周辺の工場誘致についてありますが、過去に工場、また最近では大学進出の話もありました。どちらも実現に至らなかったわけではありますが、企業誘致を推進するに当たり、吉岡町は県の中央部に位置しており、県と前橋を初め主要都市へのアクセスもよく、特にご質問の周辺地域、前橋渋川バイパス、漆原南原線の開通もあり、発展がさらに見込まれている地域でもあります。このような状況の中、企業誘致の条件環境が整っているのではないかと感じております。

しかし、道路を初めとする周辺のインフラ整備は、走行時間の短縮、走行経費の節減にもつながり企業誘致する上で重要であります。それだけではなく、企業誘致は難しいものがあると思っております。企業誘致にはある程度まとまった土地が必要となるわけで、土地の単価も重要な問題でもあると考えております。まとまった土地を用意するには当然土地所有者の理解が必要であります。積極的に企業誘致をする上で町としてどのような援助ができるのかを検討することの必要性を今感じているわけでございます。

そういったことで、今、あの地域だけではなくこの吉岡町に企業誘致を依頼するという事に相なりますと、町は町としていろんな面でいろんな援助ができるか、検討する時期にも入っているのではないかとということにも感じております。

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） あの地域の地権者、先ほど地権者もある程度ご理解というお話もございましたけれども、何度か企業誘致のお話があり、地権者の方々もある程度ご理解をしている。そういう面では、町なり企業なりが来て話がまとまりやすい地域であることは間違いないと思っております。地元の地権者もそういったことで前向きに考えていただける地域だと私自身も思っていますので、何とかこの赤岩橋の架け替え等について早期に実現していただけますようお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員の一般質問が終わりました。

次に、4番長 光子議員を指名します。

〔4番 長 光子君登壇〕

4番（長 光子君） 4番長です。通告に従い質問いたします。

ことしの夏は猛暑日が続き、気温も降水量も記録づくめの年になりました。特に7月5日の集中豪雨は町の歴史の中でも特別なほうだったと思います。真っ黒な空から滝のような雨が断続的に降る中、どこもかしこも水があふれ、滑り、走り、側溝のグレーチング部分からは泥水が噴水のように吹き上がりました。あちこちの土は流され、川の水位もどん

どん上がり、ふだん雨水をのみ切れない傾向のあったところはひどいことになってしまいました。

まず、この日の町の被害の様子をお聞きします。場所や気象状況などについてもお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 長議員の質問にお答えいたします。

豪雨のあった地域は下野田北下から漆原地域にかけて、夕方5時ごろから時間雨量81ミリというゲリラ豪雨に見舞われました。議員さんもお存じのとおり、集中的に限られた地域に対して短時間に大量の雨が降ることをいいます。気象学的には明確な定義ではないのですが、目安として、直径10キロメートルから数10キロメートルの範囲において時間雨量50ミリを超えた場合をいそうでございます。台風などと異なり予測が困難であり、地形によって、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害、洪水などの被害が起きやすくなります。

また、先日7月5日の集中豪雨の節は、災害のあった自治会長さんはもとより多くの関係者の皆様にお世話になり、感謝を申し上げます。

なお、具体的な災害状況につきましては町民生活課長より補足答弁をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 大塚町民生活課長。

〔町民生活課長 大塚茂樹君発言〕

町民生活課長（大塚茂樹君） それでは、町長の補足答弁をさせていただきます。

7月5日の被害状況ですが、床上浸水が1件、床下浸水が15件、河川の侵食が4カ所、がけ崩れ2カ所、道路の閉鎖が4カ所、その他田畑ののり面の崩壊が26カ所と報告がありました。

以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） 大変なことでした。役場でも対応に大忙しだったことと思います。大きなグレーチングがぷかぷか浮き上がって流れ出したとか、通った直後にがけが崩れ落ち、振り返った目の前を土砂が滑っていったというような話を聞きますと、人的な被害がたまたまなくて本当によかったと思います。

お答えいただいた被害箇所のうち、事情のよくわかる3カ所についてお聞きします。3カ所とも災害発生後すぐに自治会から対応をお願いする陳情が出されているようです。2カ所についてはもう何10年も同じようなことを繰り返していたようで、7月5日の1時

間に81ミリの雨量で、道路冠水、床上・床下浸水ということになってしまったようです。あとの1カ所、のり面の崩落箇所ですが、63年前にも同じ斜面のすぐそばで同じような崩落が起き、そのときには1人の命が失われています。

まず、道路冠水箇所について伺います。ここについては、排水能力を高めるため道路わきに75ミリの穴を1カ所あけるなど、すぐに幾つかの工夫をしていただき大変感謝しています。ありがとうございました。

それでは伺います。冠水の原因としてはどんなことが考えられますか。この近所の人のお話では、そこには下流に送るために800ミリの太い排水管が伏せてあるんだそうですが、集まってくる水がのみ切れぬ。地形的にとにかく水が集中する場所です。また、ちょうどカーブになっているところで、カーブの外側が高くなっているんですが、工事のたびにそこがどんどん高くなりその壁を越せない水がたまってしまう。それに、あちこちでアスファルトになったせいか、年々たまる水の量がふえているということでした。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 長議員さんの質問でございますが、冠水の原因としてどんなことを考えられるかということですが、担当課長より補足答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） それでは、道路の冠水といたしましてどのような原因が考えられるかということですが、これは午前中の田中議員さんへの補足答弁と重なるところがございまして、よろしくお願いたします。

まず、U字溝などを設置しますとその安全性を確保するためにふたをするわけですが、そのため側溝が雨水を直接のみ込めぬでオーバーフローしてしまう。そして、2点目といたしまして、長年にわたりまして側溝に土砂等が堆積し、流水の断面が有効に使われていない。3番目といたしまして、今まで農地で浸透していた雨水が開発等によりまして地目の状況が変わり、浸透せずにそのまま流出する。そして4番目といたしまして、集中豪雨のときは流末排水処理能力を雨水の量が上回ってしまうなどの原因が考えられますが、今回この箇所につきましては、集中豪雨ということで、流末の排水処理能力を上回る雨水の量があったということが主な原因ではないかと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） そうすると、あのときは流末のほうの処理能力よりも、降った雨が超してしまったということですね。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 町としては、そのようなことではないかと考えております。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） ゲリラ豪雨対策で、県の側溝の設計基準が1時間に90ミリの雨が10分間に集中して降った場合から、1時間に110ミリに引き上げられます。これはさきの答弁にもありましたが、これにより排水能力が向上し、水をあふれさせないように、ためないように早く移動させるという意味では、排水整備全般にとってとてもいい話ですが、この冠水箇所にとっては、周りの整備が進めば進むほど水の集まりがますます早くなり、一遍に集まってしまって、今のままでは最終的に集まるこの場所への負担がどんどんふえていくのではないかと心配になりますが、いかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 1カ所に雨水が集中してしまう現状についてどう考えるかとのことですが、詳細につきましては担当課長より補足答弁させます。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 集中豪雨時に1カ所に雨水が集中しないような対策として考えられますのは、河川など流末排水口への排水ルートが複数とれることが可能であれば、1カ所に集中することの防止対策の一つになるのではと考えておるわけでございます。整備をする上でそのようなことを考えながら、どのような整備方法が一番効率的であるか、そのようなことを考えつつ、今後整備をしてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） 雨が降ると、アスファルトの道路の上を雨水がひたひたと走ります。低い方へ低い方へ、水はしみ込まずに走るようになりました。上流部の条件が変わったら、下流部だってそれに対応して変わらなければ、負担が出てくるのは当たり前です。対策としては、先ほどおっしゃったように、集中して集まってくる水を一部ほかに流すか、下流に送る排水管の断面積を広くするしかないと思いますが、いかがですか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ただいま長議員のほうから維持管理が行き届いていないのではないかと

うようなあれですけれども、先日の大雨につきましては、1時間に80ミリというような豪雨であります。吉岡町にあの雨が降ったとき、あの雨をのみ込める側溝はないそうでございます。そういった設計にはできていないというようなことで、これからはそういった、今言った集中豪雨ということで相なれば、いろいろな面で考え直さなければならないということでもございます。先ほどから長議員が言われているように、この地域のところにおきましては、地形的にも私も承知しております。そういったことで皆あそこのところへ集まってくるような状況の中におきましては、本当に駆除しなければならないなということにも思っております。ですから、これからは集中豪雨というようなこともいろいろなことで頭に入れながら、側溝の整備などをしなくてはならないのかなということにも思っておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） そうすると、考え直さなければならない要素もあるということですね。

昨年6月議会での、一度にふえた水をのみ込むためには、地形やあちこちから集まってくる水の道筋の状況など、いろいろな条件を踏まえての大きな見通しによる対応が必要ではないかという私の質問に、町長は床上、床下浸水の大きな被害は幸いにも起きてはいないものの、今後は心配されるところでもあると心配していらっしゃいます。起きていなかったことが、今起きています。ぜひトラブルのその場所だけを応急的に処置していくのではなくて、広く大きな見通しでバランスを考え、対応していただきたいと思います。それができるのは全体を見通せる場所にいる人だけです。すぐできるかどうかは別にして、やらなければならないことがわかっているわけですから、よろしく願いいたします。

また、そのときの課長さんの補足説明に、これもさきの答弁中にありましたが、水路が整備されているにもかかわらず土砂が堆積していて雨水がのみ切れず、管理が行き届かないために水路としての機能を果たしていない箇所があるというお話もありました。これはすごく重要なことだと思います。今回の崩落にも関係があったと思います。あるものを100%生かせるように、側溝掃除も言われたところを言われたときだけするというのではなくて、場所により毎年2年ごと、3年ごとというように、側溝管理計画のようなものの管理が必要になっているのではないのでしょうか。もしかしたら場所によっては新しい側溝につくりかえるより、安上がりでいい効果が出る場所もあるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 日常の水路の維持管理のことなので、私のほうから補足答弁という形

でさせていただきます。

日常の水路の維持管理でございますが、これはシルバー人材に委託し、土砂上げあるいは清掃を行いまして、水路機能を損なわないように管理しておるところでございます。また、今年度につきましては、昨年度に引き続きまして、緊急雇用にて雇用を図っておるところでございますが、これにつきましても水路の管理に取り組んでおるところでございます。しかし、先ほども申しましたが、安全性の面からふた等が設置されているところも多く、作業員さんでは対応できないところもあり、そういったところにつきましては業者対応もしておるところでございます。当面このような管理方法で対応を考えておりますが、言われたところを言われたときだけしているのではございません。ある程度定期的ではございませんが、パトロールをしまして業者対応をすべきところはしておるところでございます。ご理解願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） では、ぜひよろしくお願いいたします。

次に移ります。床上、床下浸水を起こした箇所について伺います。

ここでも長い間、同じようなことを繰り返しているようです。考えられる原因と対策をお願いいたします。

議長 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 床上、床下浸水を起こした箇所については、原因の対策ということですが、担当課長より補足答弁させます。

議長 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 床上、床下浸水の原因ということですが、今回のゲリラ豪雨は予想をはるかに超えるものであったと思っております。そしてまた、水路が雨水をのみ切れず、あふれた雨水が道路に冠水したわけですが、この道路路面より低い宅地に流入して浸水してしまったわけですが、対策は宅地に流入する前に、当然それが処理できるかどうか、これが問題であるわけですが、今後側溝整備をすることにつきましては少し広範囲にわたって、上流で1カ所抜ければそういうところも考えていかなければならないと思いますし、そういったことを調査し検討する必要があります。その結果から効率的な対策を検討することであると考えております。以上です。

議長 長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） いろいろな人に聞いてみると、ここは地形的な問題がなかなか難しいようで、相談した人の中に、うーんとうなったまま次の言葉が出てこない人が何人かありました。今回ここに起きたのは、先ほど課長さんがおっしゃいましたように、内水はんらんというものだそうで、川の水位が上がったために排水がうまくできず、浸水を起こしてしまったということのようです。対策としては、ひ管という門やポンプ場をつけることらしいのですが、それもやり過ぎると堤防決壊につながったりして、なかなか難しいことのようにです。でも、そうはいつでも何とかいい方法を考えていかないと、地域の皆さんはとても心配をしていらっしゃると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

のり面崩落箇所について伺います。

まず、ここについても土砂の状況、側溝掃除、雨水をのり面に落とさないために、がけ上の町道を片勾配に変える工事、縁石設置など素早く対応していただき、ありがとうございました。ただ、崩落した場所についてはまだ崩れたままの痛々しい姿をさらしています。崩落の状況と今後の対応についてお伺ひします。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 7月5日のゲリラ豪雨で傾斜地の崩落の状況と今後の対応とのことでありますが、担当課長より補足答弁をさせます。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 先般の崩落箇所につきましては、考えられますのは長年にわたる雨水の流入によりまして、それによって運ばれた土砂等の堆積したものが徐々に緩み、今回のゲリラ豪雨で飽和状態になってしまったことが、崩落の原因の一つではないかと考えられたために、今後、そこに雨水の流入を防ぐための対策を講じたところであります。道路を片勾配にしまして水路側に落とすとか、そういった対策を講じたところでございます。また、現在崩落箇所につきましては、表土部分が流出しまして地山で安定している状況ですが、崩落した後以来、降雨時には見回りをし監視をしているところでございますが、今後の対策について関係者にもこのようにしていきたいとか、そういった周知を図ってまいりたいと思っております。

議 長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） 具体的にはどういうふうな対策をとっていただけるのでしょうか。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 今後の対策ということで、その時々そこをこういうふうにしていきたいとか、そういったことがあれば関係者に周知を図っていききたいということでございます。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） すみません、ちょっとよくわかりません。はっきりお願いします。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 今後の対策につきましては、周辺の住民といいますか、こういった対策を講じていききたいとか、そういったことがあれば、関係者の皆様に周知を図りながら、今後対応をしていききたいということでございます。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） この間の委員会では、あそこはこのまま手をつけなくていいというようなお話をちょっと伺ったのですが。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） そういうことでございます。そのときにちょっとそういったことを関係者には言ったんですかとか、そういったことがございましたので、対応するとかそういうのではなくて、何と言ったらいいのかわからないんですけど、こういった何か事業を起こす場合に住民の方に周知をしながらやってまいりたいと、そういったことでございます。ですから、現地につきましては、当面この状態でいききたいということでありまして。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4番（長 光子君） 当面このままというのは、それはプロの方のご助言なんですね。今の段階ではベストな方法なんですね。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） これにつきましては、上位機関にもご相談を申し上げたところですので、そして、この状態が落ち着いているんだということで、現状のまま当面いきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） 当面はこれがベストだということですよ。そうすると、何もしないという方がいいということですので、だとすると、災害直後崩落箇所に土のうを積むという説明を受けた方たちにもう一度説明を、ぜひ丁寧な安心のいく説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 今、まさにそういったことを含めて、先ほど関係者の皆さんにも周知を図ってまいりたいと申し上げたところでございます。非常にすみませんでした。

議長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） わかりました。ぜひよろしくお願いたします。

63年前、前回の崩落事故のことですが、亡くなった方の命日は昭和22年9月15日ということでした。22年9月、はっと思い当たってカスリーン台風について調べました。災害日9月14、15日、同じ日です。場所、関東東北一帯。死者行方不明1,930人。全半壊流出家屋9,298棟。床下床上浸水38万4,743棟。堤防決壊4,222カ所。関東地方や東北地方に600ミリ前後の記録的な豪雨をもたらした。記録的豪雨です。土砂災害が起こり得ます。

吉岡町については、駒寄、明治合わせて、死者行方不明2人、全半壊流出家屋12棟、床下床上浸水435棟でした。当時の漆原の人が、川は上流から大きな石や太い材木を押し流し、濁流となって、川の近くの家も畑も一緒に流してしまった、と書いています。このがけの崩壊とカスリーン台風のつながりを確信して、ご家族の方にお聞きすると、カスリーン台風のときに洪水があり、川のそばの家が流されそうだったので手助けに行っていた。そのうちだれかが、それどころではない、自分の家が大変だ、と知らせてくれた。飛んで帰ったが、家が半分つぶれていて、8畳間に寝ていた子供が死んでしまったと、もう亡くなったおじいさんから聞いていた話をしてくれました。それから、崩落したところは、落ちる前に随分膨らんできていたそうです。

さて、今回崩落現場には何もしないそうですが、63年前にも大雨による崩落があったこと、下の段の漆原一帯は沖積層、上段は火山礫の関東ローム層であること、近くにいつも水が少しずつわき出しているようなところがあることなどについて、どうお考えでしょうか。

それから、調べてみましたら、ここは県の土砂災害警戒区域及び調査地7,635カ所の中に入っておりません。町でも今までノーマークだったんでしょうか。63年前のこともありますし、町の危険箇所のリストに入れておく必要があると思いますが、いかがでし

ようか。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 昔のカスリーン台風のときのご説明をしていただきました。何となく幾らか覚えているかなというような気もいたします。水が少しずつわき出しているようなところは、崩壊の危険性についてどう考えているのかということでございます。そういったことで担当課長より補足答弁をさせます。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 水が少しずつわき出しているようなところは、崩落の危険性についてどう考えているのかということでございますが、これにつきましては非常に専門的なことであると思っております。また、その危険性については土質の解析等も必要になって、非常に専門的なご質問でございますので、一概に私の考えと言われましてもちょっと何とも言えないということでございます。ご理解していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） そうすると、危険らしいということは感じていただけますでしょうか。

議 長（岩寄幸夫君） 栗田産業建設課長。

〔産業建設課長 栗田一俊君発言〕

産業建設課長（栗田一俊君） 一目で見る限りでは、当然崩落という現実があるわけですから、今後そのようなことが考えられるのかなと。また、こういう工事には、崩落箇所を先ほど監視していると申しましたが、今後その辺の監視はしていく必要はあるのかなと考えております。

議 長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） ぜひしばらく見守っていただきたいと思っております。

前の2カ所については町道、河川ということで公の管理者がいます。ここについては、今回は何もしないようですが、もし何か対策をとらなければならないようなことになった場合に、民地なのでどんな扱いになるのか心配しているところです。町としてのお考えをお聞かせください。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今回の場所については民地の災害の扱いについてとのことでありますが、確かにそのようでございます。民地についてはその持っている人の権利でございます。そういった中においては、その人のご理解をいただきながら物事を進めていかなければならない事業ではないのかなというようにも思っております。そういったことで町といたしましても、いろいろなことから関知しながら、災害がないような対処をしていきたいというように思っております。

議 長（岩寄幸夫君） 長議員。

〔4番 長 光子君発言〕

4 番（長 光子君） お考えはわかりました。ただ、これから台風シーズンですし、3カ所とも何か起こると本当に困りますので、何とか前向きに対策を考えていっていただきたいと思っております。

本当はもう少し時間をとっておけばよかったのに、すみません、突っ走ってしまいました。いっぱい聞きたかったことが後に残っているので、今後また質問させていただきたいと思っております。これで質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（岩寄幸夫君） 長議員の一般質問が終わりました。

次に、2番小池春雄議員を指名します。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2 番（小池春雄君） 通告によりまして4点質問いたします。

まず第1点目でありますけれども、ヒブワクチンに対する予防接種の助成であります。

子宮頸がん、肺炎球菌ワクチン助成を実施に踏み切ったことにつきましては、まずもって敬意を表するものであります。

さて、ヒブワクチン助成についてでありますけれども、ご存じであると思っておりますけれども、ヒブは肺炎、肺血漿、喉頭蓋炎などさまざまな感染症を引き起こし、中でも重篤な感染症がヒブによる細菌性髄膜炎です。髄膜炎は、脳や脊椎を包んでいる髄膜に細菌やウイルスが感染して起こる病気で、発生すると治療を受けても約5%、日本で年間約30人の乳幼児が死亡しております。また、約25%、150人に知的障害など発育障害や聴力障害など後遺症が残るそうです。近年治療に必要な抗生物質が効かない耐性菌も増加しており、発症後の治療は困難であるそうです。細菌性髄膜炎による日本の年間患者数は少なくとも600人、5歳になるまでに2,000人に1人の乳幼児がヒブ髄膜炎にかかっております。細菌性髄膜炎を引き起こす細菌は幾つかあるようですが、原因の半分以上がヒブだそうです。

このように、ヒブが起こす病気は進行が早く、早期診断が難しく、とても怖い病気です。しかし、ワクチンによって確実に予防できます。20年前に導入されたアメリカなどでは、

1,000分の1に減少して過去のものとなったというふうに言われております。現在、アジア、アフリカを含む90カ国以上で定期接種になっていますけれども、我が国での導入は大幅におくれ、このたびようやく発売されました。しかし、任意接種ですので、自己負担が約3万円もかかり、そのため接種が広がらないことが危ぶまれております。全国的に助成制度が普及をしております。群馬県でも実施をしている自治体があります。子宮頸がん同様にふえていくものと思われまますけれども、早い対応をすべきだというふうに思いますが、町長の見解を問うものであります。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 小池議員さんご質問のヒブワクチン予防接種助成についてご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

予防接種についての議員さんご質問が多いかなと思っております。それだけ町民の方が健康に関する関心が高いことだと感じております。6月議会で4人の議員さんからのご質問の子宮頸がんと高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種については、今議会で補正予算をお願いをしたとおりです。今回の質問も6月議会で坂田議員さんからいただいたご質問と思っております。

ヒブワクチン接種は、4回接種が必要とされ、1回が7,000円から8,000円の費用がかかります。県内の助成の実施状況は、昭和村は以前から、前橋と高崎市が今年度から実施しておると聞いております。2市1村ですが、6月議会で周辺市町村の実施状況を踏まえ、前向きに検討していくとお答えをいたしました。現在も考え方はそのようでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 全体的に、私が見た限り、やはり全体を周りを見てから少しずつ少しずつ進めていくという傾向があるかと思うんですけれども、私はなぜここで言うかということ、先ほどヒブについては説明をしましたがけれども、私はここで大事だと思っているのは、日本はヒブというものがおくれたものですから、生まれたばかりの子供がいる、そしてまたこれから子供を産むという計画のある人、そういう人たちが認識が割に少ないんですね。少ないんです。ですから、私は町が助成制度をする、まずもって、今言われたように前橋、高崎、昭和村は実施していますけれども、こういうことで町が助成しますよという新しい制度をつくるということは、大きな啓蒙活動につながると思っています。子供ができてから、そういう重篤な病気になってから、後になってから子供に障害を起こすと治らなくなるというふうになってからでは、本当に手おくれだと思うんですよね。だから、スタ

ートが本当に、それはできればすべてを助成してもらうのがいいですよ。でも、たとえ1回のワクチン接種、1回1,000円でもいいと思ってるんですよ。でも、こういうものに対して町が助成をするということは、大きな啓蒙活動になると思うんですよ。町が助成するということは、そのワクチンはどういうものなんだろうかと、そういう啓蒙活動からしていけば、私はそこでの1回について1,000円のお金というのは決して高いものだとは思わないんですよ。

そして、吉岡町で生まれた子供たちが本当にそういう重篤な病気に感染しないで、健康に育っていただく、このことがやはり町の大きな望みであるというふうに思うんですよ。ですから、いかがでしょう。そんなでっかいことは言わなくても、私は小さく、本当に月1,000円でもいいと思うんですよ。1回に1,000円。このくらい趣旨を普及するという意味で、啓蒙活動という意味で考えたらというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、小池議員のほうから、たとえ1,000円でもいいから啓蒙活動だと思って助成してはいかがですかということでございます。その前に、全体を見ながら少しずつ進めていくような傾向が見られるということですが、私は今言った、榛東村がしたからうちがするとか、しないけど吉岡町はするとかということは考えておりません。今言った、このことはやらなくてはならないというようなことに相なれば、即座にやるつもりでございます。この件は、確かに言われるようによい制度だと私も思っております。そういった中におきましては、昨年6月に4人の方からいろいろな面で質問をいただいたという中におきましては、いち早くこういったことで対処させていただいたということでございますので、そのときにはヒブワクチンはちょっと待っていただけないかと、現状を把握しながら検討していくということで答弁させていただきました。そういったことで、現在も同じ考えでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） どうなんでしょうね。こう見ても、ここにおります管理職の方を見ても、みんな男性なんですけれども、私はそのせいかなという気もするんですよ。こういうことについては、女性というのは本当に関心が高いというんですかね、自分で子供を産むと、まだまだ日本というのはおくれた社会の側面というのが一部にありますから、子供に障害等があると女房の責任にしたりするという部分は、まだ決してなくなっているわけではないと思うんですね。そういう中で、子供の病気とかそういうものに対するおそれといいま

すのは、男以上に女性のほうが本当に強く持っていると思います。子供を産み育てるという中では、女性は特に自分の子供に対しては責任も強く持っている。そういう中におきまして、自治体が小さいせいもあるのかもしれませんが、こういう中に担当課長になれば、今大友課長が担当していますけれども、どうしても男性の職員というのはそういうことに対しては、どちらかという、疎いとは言いませんけれども、関心が薄いような気もするんですよ。それ以上言っちゃって意地悪みたいになってしまうから言いませんけれども、ヒブに対する関心なんていうのは、議員から質問なんかあったりすると、それはどういふものだろうかなんて思って、ちょっと調べてみようというような傾向にあると思うんですよ。でも、女性なんかですと、やはりそういうことというのは割合関心を持って、自分が子供を産んだ経験もある、また自分の娘が子供を産むということになると、やはり男性以上に女性のほうが、そういうことについてはいろいろ関心を払う部分がありますので、アンテナが高いような気がするんですよ。

そういうふうになりますと、やはり課長のほうから、もう今の時代はこういう時代ですからいかがですかというようなことで、町長のほうに意見を上げていく可能性なんかは高いと思うんですよ。でも、どうしても男性になると、その辺が女性よりも私はおろそかということは適当でないかもしれませんが、そういうような気もするんですよ。ですから、町長もこの趣旨の、ヒブというのは本当にどういふものかと。質問があったから、おい課長、調べておけやというようなもので、課長はへいへいと調べて、実際にはその程度のことだと思うんですよ。でも、このワクチンによって救える、重篤にならないで済むということであれば、町長は町のトップですから、災害があっても町長はその中で責任者、それはやはり吉岡に住んでいる子供たちにどんなことがあっても、それは町長に責任があるとは言いませんけれども、町長がそういう決断をしていてくれれば、そういう子供もまた救えるということもあるわけですから、ぜひともこのことは町長、十二分に検討して、できるだけ早い時期に何とかしてみたい、そのくらいのことは言えるんじゃないですか。

町長、この前の議会でも、私はいいと思えばすぐやる、と言いましたよね。私はこれ、やはりそういうものだと思うんですよ。やはりやっておいてよかったなというふうに町長は思うと思うんですよ。やはりなるほど吉岡の町長は大したもんだと、いうふうに思われるような決断をしてみたらどうですか。町長、もう一度。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 小池節が始まりまして、大分褒め殺しに遭っているのかなというようにも思いますけれども、それはそれといたしまして、そういったことも私も十二分に考えてお

ります。そういう中におきましては、現在も6月議会の答弁したとおりのお答えしかできないんですけれども、そういうことは腹に据えて、これからのいろいろな面において福祉のもとに考えていきたいというようにも思っております。

議 長（岩寄幸夫君） 5時35分まで時間を延長したいと思います。よろしく願いいたします。
小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2 番（小池春雄君） 私も同じことの押し問答をそんなにしたくないんですけれども、ぜひとも啓蒙という意味もありますので、そんなでっかいことは言わないですよ。1回につき1,000円、その程度のことは町長、吉岡の町長ですからね、町長がいいよ、わかったと言えばできることですから、そんなことはけちらないで、ぜひとも来月とは言いませんけれども、新年度に向けてやってみたいというぐらいのことは言えるんじゃないですか。いかがですか。

議 長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 即座にいいお答えを小池議員のほうに差し上げたいんですけれども、そういったことをご理解をいただければありがたいと思っています。だがしかし、こういったことはよいことだということは私も頭の中にもございます。そういった中でこれからどうしていくかということにつきましては、いろいろな面で研究していきたいというようにも思っております。

議 長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2 番（小池春雄君） ぜひともこれにつきましては早い決断を望みまして終わります。

続きまして、2問目にあります先ほど神宮議員からも質問がありましたけれども、高齢者の所在不明ということで出しておきましたけれども、私はその中でまたひとり暮らしの安否確認ということで質問を出しておきました。先ほど神宮議員に答えをされましたので、その部分については私は結構でございますけれども、少し角度を変えまして質問してみたいと思います。質問通告してありますけれども。

吉岡町に70歳以上の高齢者、1人世帯が261世帯あるというのが前回の議会で課長のほうから報告がありましたけれども、70歳以上の世帯では260人、65歳以上の世帯では推定ですけれども、850世帯ぐらいじゃないかという報告がありました。すべての人たちが健康であれば問題がありませんけれども、決してそうはいきません。認知症などもあり、夫婦で一緒にいても問題は発生します。民生委員さんあるいは自治会の方たちによる日ごろの活動に対しまして敬意を表しますけれども、孤独死などが最近叫ばれてお

ります。そういうことを何としてもなくしたい。そういう中で、町がそのためには特段の配慮も必要でありますけれども、その実態、今の実態がどうなっているか。そして、今後の方針、考え方を問うものでありますけれども、お願いします。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 小池議員のほうから、ひとり暮らしの安否確認ということで、ひとり暮らし老人の安否確認についてご質問を受けましたので、答弁させていただきます。

65歳以上のひとり暮らし老人ですが、ことしの6月1日を基準に民生委員さんが調査をしたものです。町内には283名おります。

次に、65歳以上だけの世帯は、住民票の上では875世帯、1,354人おります。

今後の孤独死を避けるための方針の考え方ですが、小池議員の言われるように、民生委員さんや自治会組織の近くに住む隣組の方の見守りが最も重要だと思っております。社会福祉協議会の福祉ネットワークの推進事業ですが、地域の若い世代から高齢者までが情報交換を行い、共助の精神でこうした活動をお願いできればと思っております。町の事業としては、ひとり暮らしで慢性疾患等をお持ちの方には緊急通報装置を設置しており、郵便局にも郵便物がたまってしまったときなどはご連絡をお願いしてあります。同じこととして、新聞の配達などにも言えると思っております。いずれにいたしましても、地域の方が皆協力して見守り活動することが大切だと思っております。

65歳以上の世帯の詳細の答弁は、健康福祉課長をして説明をさせます。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 町長の補足答弁をさせていただきます。

最初にひとり暮らし老人ですが、これは生活のすべてを一人で行っている世帯です。男性が101名、女性が182名で、合計283名です。

その方の健康状態ですが、ほとんど病気もなく健康な方が103名。何らかの障害や慢性の病気があるが日常生活には支障がなく、交通機関を利用して外出できる方が84名。3番目として、何らかの障害や慢性の病気があるが日常生活には支障がなく、隣近所なら外出できるという方が65名。4番目に家の中での生活はおおむね支障がないが、介助により外出できる方16名。5番目として家の中での生活はおおむね支障がないが、寝たり起きたりで、介助なしでは外出できないといった方が4人です。6番目に、家の中での生活にも何らかの介助が必要で、寝ていることが多い、4人です。7番目、不明として7名あるわけなんです。これは回答を拒否されたもので、民生委員さんが見る限りでは健康ですよという、そんな方らしいです。先ほどの5番、6番になりますと、介護保険が該当

になり、ホームヘルパーが出向くようになると思います。

次に、65歳以上のみで構成されている世帯ですが、これは住民基本台帳より算出した世帯と人数です。1人世帯は423世帯、2人世帯が426世帯、3人世帯が25世帯、4人世帯が1世帯です。合わせて875世帯です。人数は1,354人になります。

以上、雑駁ですが、町長の補足答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

- 2番（小池春雄君） 厚生労働省の老健局計画課というところが、高齢者一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議というものを持って、孤立死ゼロを目指してという報告がなされました。その中で、今般、高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議、孤立死ゼロを目指してということで報告をしております。その中では、孤立した生活が標準モデルへということで、孤立した生活が標準モデルなんですね、孤立した生活が特別の事柄ではなくなる。我が国においては、高齢化や核家族化の進行、集合住宅に居住する高齢者等の増加などに伴い、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が急増しており、孤立生活を特別な生活形態でなく、標準的な生活形態へと変化させているというんですね。わかりにくいんですけども、孤立した生活というのは特別なものかと思ったら、そうじゃなくて、それがもう標準な生活形態なんだというふうに言われているわけなんです。

2番目としまして、孤立死というのが言われていますけれども、孤立死予防型コミュニティづくりへの提案という中で、今後、孤立生活が一般的なものとなる中で、人の尊厳を傷つけるような悲惨な孤立死、つまり社会から孤立した結果、死後長期間放置されるような孤立死が発生しないようにする必要があると。そのためには、地域の低下したコミュニティ意識を掘り起こし、活性化をすることが重要であるというふうにしております。そして、コミュニティづくりの戦略はどうしていくのかと。人とのかかわりが気楽にできる環境をつくり、あいさつができる地域づくり、人が集まれる拠点づくり、適度な世話焼き、おせっかいが可能な人間関係づくりを進めること、コミュニティの構成員である住民が孤立死のデメリット、コミュニティ意識の重要性の認識を共有化する取り組みが必要なんだというふうに言われております。

孤立死ゼロ作戦と、高齢者虐待と認知症対策、さらに災害予防対策を一体的に考えること、孤立死防止の取り組みは高齢者虐待の早期発見や、認知症高齢者等の支援、災害時における災害拡大の防止にも有効な機能のものと考えられると。孤立死防止ネットワークのさまざまなツールや見守り、そういうものを開発して、継続的な運用をしていかなければならないというふうになっておりますけれども、先ほども災害の話が出てきましたけれど

も、私が質問に出しておきましたひとり暮らしの安否確認というものは、さっき長議員さんかだれかの質問の中で出てきましたけれども、高齢者に災害があったときにどういうふうな声かけをするかとか、いろいろなさまざまなことでひとり暮らしに対する行政の今後のあり方というのが今問われているわけですね。先ほど言いましたように、孤立した生活というものは今までは特別な事情だったといいますけれども、それが特別じゃなくて、何度も言いますが、それが標準な生活の形態になってきた。

いわゆる高齢化というのがどんどん進んできて、先ほど恐らく皆さんが聞いていた限りでも驚いたと思うんですけども、この吉岡町で65歳以上のひとり暮らしが283人いる。本当にちょっと想像ができないくらいの、そして65歳以上の高齢者のみの、じいさんばあさんの生活が1,354人いるということですね。875世帯ですから。もう想像もつかないほど。でも、先ほど言いました283人という高齢者ひとり暮らしをする人が倒れたら、特別な人というのは特別な通報システムはあるから何とかかなりますけれども、健康に見えてもそこで倒れたらそれは孤独死になってしまう。そしてまた、65歳以上の夫婦のみ、中にはちょっと形態の違った人もいるかもしれませんが、875世帯で1,354人いる。でも、片方が認知症であれば、片方のおじいさんが頭がしっかりしていても、老老介護といわれる、片方は認知症だけでも片方はしっかりしている人の老人世帯がありますよね。でも、認知症でない、まともな生活ができるほうの人が倒れた場合には、認知症の奥さんが家庭にいた場合には、それがわからないわけですね。でも、周りは夫婦二人で生活しているから大丈夫だろうと思っても、片方が認知症であれば、もうそれで大きな手おくれになってしまう。そういうさまざまな問題。

さっき私が言ったのは、それが特別なことではなく、標準的な生活の形態なんだと。そうすると、行政の対応というのは、今までと違った全く新しい対応が迫られているんですね。大きく変わっていく。だから、そこへ踏み出していかなければならない。そうすると、今後その行政のあり方というのはどうあるべきかというのが、これは行政だけではありませんけれども、それは地域それぞれにお願いすることなんですけれども、これは行政が中心にならなければやっていけない問題ですよ。さあ、ではここで今後吉岡町はどうしていこうかということが問題になってくるわけなんですけれども、今まで私は町がどの程度のことをやっているということは、それなりに承知をしていますけれども、今後これからどうしていかなければならないかが求められていますけれども、きょう言ったからあしたからすぐできるとは思いませんけれども、この辺について覚悟というんですかね、決意というんですかね、我が町はどんなことをしていきたいというのがありますけれども、さてこの問題について、今後町長はどんなふうに考えていきたいと思えますか。また、打てる手はどんなことがあるか。また、地域に対してどういう働きかけをしていく

かというものが問われていると思いますけれども、いかがでしょうか。どういふふうに考えていますか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小池議員のほうから大変難しい問題を提起されたわけですが、今こうして考えてみますと、昔は隣近所と申しましょうか、お茶飲み来ねえかい、またおらちにも来ねえかいということで、お互いに行き来をしていた現状が今懐かしく思い出されるわけですが、そういった中におきましては隣近所というのは大切なもので、昔のありさまが今のこの世界に通用していただければありがたいことなんですけれども、ただいま議員のほうから申されたとおり、今のこの高齢者のひとり暮らしというのが、これが正常の姿だというようなことをお聞きしますと、本当に怖いことだなというようにも思っております。

今、町が何ができるかというようなことですが、今町民生活課におきまして自治会を通しまして、いろいろな面においてそういった災害が起きたときには、だれがあの一ひとり暮らしのところに行って助けるんだ、また援助するんだというようなことも今やっております。そういった中におきましては、今情報公開の時代というような中におきましても、不明が7名というようなこともこのところを書いてあるんですけれども、私のことは構わないでくれというような方も実際にはあるのかなというようにも思っております。だがしかし、そういったことを今言った、黙って置いておくわけにはいかない状況が行政にはあるのかなというようにも思っております。そういったことで、これからのひとり暮らしの実態と、いろいろなことで精査しながら、いち早く対応できるものを見出していかなければならないなというようにも思っております。そういったことで、これからはこういったことを、本当に真剣に考えていかなければならない時代が来たのかなというようにも思っております。

実際に、我が家のことを考えますと、私を含めて70歳以上が2人、そして100を超えたおふくろがおるんですけれども、実際には70を超えた3人暮らしでやっているという状況の中におきましては、そばに身内がいるということの中においては安心はしているわけですが、そういったことで自分の我が家を考えても、大変な時期に来ているんだなというようにも思っております。そういったことで、いろいろな面におきまして、このひとり暮らしですが、関係機関といろいろな面で相談しながら物事を考えていきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2 番（小池春雄君） 先ほども言いましたけれども、孤立死というのがありまして、孤立生活が一般的なものという中で、孤立死、いわゆる社会から孤立した結果、死後長時間放置されるのが孤立死、そういうことも考えられますので、先ほど言いましたように、今までは特別な事柄だったということが、それが今後においては標準的な生活形態だと言われる時代に入ってきましたので、ぜひともこの件につきましては今までとは違って本当に新しい考えの中で、それは当然町も考えなければならない。また、議会の中でも当然考えなければならない。そして、今後の町のありようを考えていかなければならない大きな問題であるというふうに思っております。きょうは、これも問題提起ということで、今後真剣にこの問題については検討していただきたいということをお願いしておきます。

そして、次回からまた、この問題に対する角度を変えて質問をしていきたいと思っておりますので、高齢化社会に突入した今後の町のあり方を大きく転換をしていっていただきたいということをお願いしておきます。

続きまして、3問目の福祉タクシーの改善についてお尋ねをするものであります。

福祉タクシー制度は、平成17年度からスタートをしましたがけれども、当初予算ではこの平成19年度には200万円を予算計上しましたがけれども、利用者がわずか6人で4万2,890円でした。そして、21年度も支給者が20人で、20万2,820円です。そうしますと、設置目的を達成するために利用者の拡大と、利用手続の簡素化を図る必要があるのではないかというふうに思っております。先ほど言いましたけれども、当初では200万円見たんですね。けれども、結果的にはわずかだったと。21年度についても、20人という少ない人数でとどまっている。町の方で安く上がれば安上がりでいいんだなという考えもあるかもしれませんが、そうじゃなくて、せっかくできた制度ですから、これは多くの人たちにこの制度が皆さんに理解されて利用されて初めて生きた制度になるわけですから。でも、私はこの数字を見たときに、決してそういうふうに思わない。どこかに問題もあるかと思えますけれども、今の枠というものも大変厳しくなっておりますけれども、これをもう少し改善をして、皆さんが利用できるものにしていければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 小池議員の質問の福祉タクシーの改善についてご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

福祉タクシー事業は、在宅の障害者及び高齢者が病院等の通院のために、年間48万円を限度として初乗り料金710円を補助する制度でもあります。平成20年度から事業を始め、平成21年度にはひとり暮らし老人世帯に拡大し、平成22年度には身体障害者手

帳、精神障害者手帳1級から2級に利用を拡大いたしました。対象者要件においても、周辺市町村に比べ見劣りがないと思っております。利用の周知も広報と回覧で行ってまいりましたが、小池議員さんの実績説明のとおり年々利用者、利用供給ともに増加が見られると思っております。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 町長、これ発足当時は200万ちょっと予算計上したんですよ。そして、実績がわずか6人だった。でも、まだ21年でも20人で20万ですから、恐らく19年当時、200万ちょっと、これだけあれば何とか足りるだろうと。それに対して実績がわずか4万2,000円。今になっても20万ですからね。当初の見込みからすれば、まだ本当に少ないんですよ。10分の1ですから。私はこれを見ても、ちょっといろいろ制約があり過ぎるのかなというふうに思うんですよ。70歳以上の高齢者のみの世帯ということですから。

これをどうですか、私は70歳以上の高齢者のみの世帯といいますけれども、家族がいても70歳以上でも、要するにこの制度というのは高齢者が病院等の通院のために外出する場合において、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なためにタクシーを利用するとき、その運賃を補助するというものでしょう。高齢者が病院に行くのに、でも家には子供もいると。しかし、その子供は家にいますか。いても、今ほとんど昼間はみんな勤めているんじゃないですか。だから、これは家にいるかいないかの問題なんですよ。子供が家にいないんですから。だったら、別にそこで差別しなくてもいいんじゃないですか。もう高齢者で病院に行きたいと思った、でもその足がない。その足の確保ですから。だから、ここにっております「70歳以上の高齢者のみの世帯」、この「のみ」を取ってしまえばいいんだから、のみなんてこんな小さいんだから、これを取ってしまえばいいでしょう。それで、「高齢者の世帯」にすれば何でもないことですから。この「のみ」に価値がありますか。価値はないでしょう。こんなの取ってしまえば済んじゃうんですよ。いかがですか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 大変のみのみということですが、そういったことで20年度から事業を始めて、21年度にまたいろいろなものでひとり暮らし老人世帯に拡大し、また22年度には今説明したとおり、いろいろな面でまた改善をしたということでございます。そういったことで徐々に利用率が、当初言われたようにここに来て20万使えるようになったと。当初は私も200万ぐらいあった予算というように聞いております。そういった

ことで、これからいろいろな面で利用していただけるのではないのかなというようにも思っております。当分の間、こういった形の中で使っていただければありがたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 先ほど言いましたけれども、この福祉タクシー事業というのは、高齢者が病気などの通院のために外出をする場合においてということで、高齢者が病院に行くのに要するにその足の確保なんですよ。高齢者の家に娘がいるか、息子がいるか、子供の年はピンからキリですけれども、中にはお子さんがいても、おじいさんおばあさんがいる、そのほかに娘さん、息子さんがいる、でもその人が障害があったと、それでも高齢者のみじゃないと対象にならないんですよ。それはやっぱりちょっと問題じゃないですかね。でも、本当に私は町長はこの条例をつくって、高齢者のために通院のためにこの制度を生かすんだというのであれば、この「のみ」というのは要らないんじゃないですか。そのほうが多くの人たちが使える。私は目的はそこにあつたんだと思うんですよ。これで言っている、高齢者が病気等の通院のために外出をする場合において補助金を出すんですから。家族がいたって、家族ってさまざまじゃないですか。

その中に私は、一つの考えですけれども、そういう中でもよく条例なんかにあるんですけども、要綱の中で、「特に町長が認める場合は」とか、私はそういう1項があってもいいと思うんですよ。いろいろなケースがありますから。そういう中において、「その他町長が特に認める場合は」というのが1項、そういうのもいいと思うんですよ。それが入れれば、私は間口がもっと広がると思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小池議員さんのいつものまろやかな質問については、私も敬服しているところでございますが、高齢者が病院等の通院のために使用していただくと。もちろん在宅の障害者及びということも書いてございます。町長が認めたときには使用してもいいだろうというような、いろいろな文言も各条例にはついております。そういった中におきまして、そういったことも検討しながらやっていきたいというようにも思っております。ここに来て幾らか話を聞いてみますと、使用する人が大分ふえていただいているのかなということで、このまま今言った当分の間は、この方向性でやっていったらいいのではないかなというようなことも私も思っております。そういったことで、再三にわたっての小池議員からの福祉関係のご質問ではございますが、大変申しわけございませんが、こういったことでご理解をいただければありがたいというようにも思っております。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） それでは、違う角度からお伺いしますけれども、これは在宅の障害者及び高齢者が病院等に通院のためにタクシーの初乗り運賃の利用券なんですけれども、これは今実質申し込みのときは、だれが来るんですか。本人が役場へ来るんですか。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 小池議員さんのご質問なんですけど、本人が来る場合と、家族の方が来る場合、家族といっても家族以外の、別に住まわれておりますけれどもお子さんが来る場合、委任状を持って身内の方が来る場合と本人が来る場合、いろいろなケースがあります。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 在宅で高齢者が通院のために外出をするのに、足がないからタクシーを利用するんだと、要するに自分で車の運転ができないとか、不自由な人ですよ。その人がこの制度を申請するに、自分で来る人というのは私はどうして来るんだか知りませんけれども、歩いてくるんだか、どうして来るんだか知りません。でも、そういう人だから、そういうところに対する配慮というのはないんですか。相手が病院に行くのに足の確保が大変な人ですから、そういう人であれば、役場まで来てその手続をしるということでしょう。町長は20人だから多くなったというような言い方をしていますけれども、私もこの吉岡町福祉タクシー事業実施要綱というのを見て、私が高齢者だったらどういう申請をするのかなというふうに思ってみて、これを読んだんですよ。そして、この中で、「タクシーを利用しようとする対象者は、福祉タクシーの利用券交付申請書（様式第1号）を町長に提出し」というから、では様式1号というのはどう書くのかなと思ってクリックしても出てこないんですよ。ちゃんと吉岡町条例を見てください。そこをクリックしても様式は出てこないんですよ。様式2号はどうかと思って、様式2号をクリックしても出てこないですよ。

だから、タクシーの初乗り運賃710円分を申し込めば、それなりの48枚分くれるといっても、そういうふうに高齢者が自分で足が悪いから通院のためにタクシー券をいただいたといっても、ともすると年寄りには越えられない山があるんですよ。だから、相手が、高齢者がそういうものを申請するんだから、もっと簡単にできる制度に改めたらどうですか。これ何とかならないんですか。どうしてこう難しいんですか。

議長（岩寄幸夫君） 大友健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） 小池議員さんの申請がもう少し簡潔にならないかというご質問かなと思っておりますが、町の制度を利用する場合、とりあえずは申請書を出してもらおうということは、この福祉タクシーに限らず、ほとんどのものがそういう形になっております。また、インターネットの検索で様式等が出てこないというお話もあったんですが、要綱か条例の後に様式等はあると思います。こういった様式に記入していただき、郵送でも構わないと思います。また、お近くに民生委員さんがおられるわけですから、民生委員さんにこういったものをお願いしたいというようなお話をいただければ、民生委員さんにかわってそういった手続もしてもらえenと思いますし、また直接役場の福祉の担当に電話をしていただければ、そういった申請書をお送りして申請書に記入してもらって、また郵送で送っていただくような方法もいろいろ考えられると思いますが、申請手続はこういった事業を行うについて避けて通れない役所の手続かなと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） だから、私はお役所仕事だと言ってるんですよ。まさにお役所仕事なんですよ。だから、先ほど言いましたように、「この要綱は、在宅の障害者及び高齢者が病院等に通院のために外出をする場合において、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用するとき」というので、だから課長のそういう言い方でしょう、役場に自分で申請に来るといったら、この申請をするためにまた自分でタクシーを頼んで来て、そしてまた帰らなきゃならないですよ。そしてまた、そのことを民生委員さんに言えばというけれども、それはあなたは課長として、やる手続というのはそういうことを自分でそういうもんだとよく承知しているから、そう言うんですよ。でも、そういうことを知らない人が、この制度を利用しようかというときに、じゃ民生委員さんに聞いてみる、すぐそういうふうにはならないんですよ。だから、行政というのは、私はその制度があったらそれを生かすために、かゆいところに手が届くように、ある制度を生かすためには、どういうふうにすればそういう人たちが利用しやすいかということ、まず第一に考えなければ意味ないですよ。

私はぜひともそのために、そういうことにつまましてはしっかりと、高齢者がそう迷うことなく申請手続ができるような、もっと簡略な方法にしていきたい。ですから、町長、このことも、これはこれで町長は少しふえているからこれでいきたいと言ってますけれども、当初組んだ予算は200万超してるんですから、それで今3年たってやっとこれが20万になった。当初の目的のまだ10分の1ですよ。だから、この辺でもういいじゃないかという考えじゃなくて、私はこれができた制度が多くの人たちに利用されて初め

て、この制度が皆さんの役に立ってるなということでもありますから、ぜひそのためにもう少ししっかり考えていただきたいと思いますが、町長、最後に決意だけお伺いしておきます。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほどから、今言ったこの手続をするにしても、この障害者の人たちはタクシーに乗って来なくてはならないというような状況の中におきましては、そういったことで申請する手続をするときには、電話1本していただいて速やかに申請ができるように、町のほうも考えていきたいと思っております。そういったことで、この制度も皆さんに活用していただければいただくほど価値があるということにも思っております。そういったことで、これからのそれについては、検討していくということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） ちょっと時間延長が足りませんでしたので、5時40分まで延長したいと思います。よろしくをお願いします。

小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） ぜひとも、そうであれば、今町長が言われたように、こういうものの申請は電話1本すれば何とかするというような言葉をぜひ書き入れてください。そうすれば、本当に皆さんも安心して申請ができると思います。

最後になりますけれども、嘱託職員の賃金の改善についてであります。

ワーキングプアという言葉が使われるようになって久しいですけれども、吉岡町の決算書を見ましても、嘱託職員、臨時職員の賃金体系を見て、それが読み取れます。非正規雇用が社会問題となっておりますけれども、吉岡町の職員の実態はいかがでしょうか。正規職員105人に対しまして、臨時、嘱託職員を合わせますと98人です。家庭の事情もあります。すべての人たちが正規職員を望んでいるとは思いませんけれども、私は半数近い人たちがそういう望みを持っているのではないかというふうに思っております。正規と非正規では、生涯賃金は5分の1というふうに言われております。同一労働、同一賃金が基本でありますけれども、現実にはそうはいきません。自治体予算にも限りがあり厳しい問題でありますけれども、今の賃金体系では生活が大変なのは一目瞭然です。自治体がワーキングプアを生み出すことがあってはならないというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。町のしっかりとした英断を望みます。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 小池議員の質問に対して答弁させていただきます。

嘱託職員、臨時職員の賃金の見直しについてご質問いただきました。小池議員には職員の生活の状況を考えてのご指摘をいただき、大変ありがたいと思っております。私もできることであればそうしたいと思っておりますが、人事院勧告では常勤の一般職員においても昨年度に引き続き給与を引き下げようという勧告がされております。嘱託、臨時職員にはいろいろな部署で常勤職員の補助職にかかわっていただき、町民サービスが行われているところでもあります。行政改革の一環として、集中改革プランで定数管理が求められ、国または国以上の削減が義務づけられている中、当町においても元来少ない職員数で行政サービスを行っておりまして、どうしても嘱託職員、臨時職員の補助がなくては町民サービスの維持ができないおそれがあります。嘱託、臨時職員の皆さんには大変大きな力にもなっているところでもあり、小池議員のご指摘のように、私も賃金の見直しは行いたいところでもあります。給与法では常勤の職員との給与との均衡を考慮しなければならないとする規定もございます。一般職の賃金が昨年度に引き続いて引き下げの人事院勧告がされておる中でもありますので、見直しについては今後十分検討させていただきたいと考えております。

議 長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔 2 番 小池春雄君発言 〕

2 番（小池春雄君） あれは向こうの温泉センターですか、あちらでも社長はボーナスを上げたいという話もあって、でもやっぱり町長のほうが、ああそうか、もう任せただから好きにやってくれというふうに言いたいところなんでしょうけれども、当然行政のほうにも職員がいますから、向こうはボーナス出すけれどもこっちには出せないと。そうすると、やっぱりいろいろな不協和音も聞こえてきますよね。だから、町長のほうも、ああそうか、わかった、じゃ給料を自由に上げてくれと、自由にとは言いませんけれども、上げてくれと言えない問題が、この町の嘱託職員、臨時職員の問題があるので言えない部分もあると思うんですね。

確かに今町長が言われるように、今の人勧によりまして賃金も抑制されております。しかし、嘱託職員というものは、行政の嘱託職員で町の月給で見ますと、安いほうが12万1,200円、行政嘱託で高い人でも16万1,600円。ごらんの賃金表がありますからね。この範囲ですから、さっき言ったのは特別職、特別な資格を持っている人ですよね。特別な資格を持たない行政職職員ということは、一般行政職員でありますと、これが11万7,900円、高いほうで15万7,200円ですよね。恐らくここから福利厚生があれば、ここから所得税等いろいろ引かれますから。でも、この範囲ですよね。でも、この範囲じゃ、とてもじゃないけれども生活していける賃金じゃないですよね。

私は、同一労働、同一賃金というのは、これはもうできればそうしてあげたいというのが考え方なんですけれども、でも確かに前半の質問でもありましたよね。町は給料、臨時職員のことは物件費で計算しますけれども、物件費が低くて同一レベルの中でも吉岡町は頑張っているほうだと。でも、その分がまた働いているほうの嘱託職員、臨時職員が多くいるから、その人たちが犠牲になっているということであれば、またそれは考えていかなければならない。行政がそういう働く貧困層をつくるということは、これはやっぱり避けなければならない問題ですから。そういう中で、私は町ができる範囲のことを、これまでに賃金を改善をするときに、前はボーナスがあったけれども、そのボーナスの分を今度は給料に上乘せするから、そういうことで了解してくれと。それが少し上がったんだからというようなこともお伺いしましたけれども、それはそれでそのときはよかったんでしょうけれども、予算というのは単年度主義ですから、確かにその時代はそれでよかったのかもしれませんけれども、またそれから数年もたっておりますから、一度にどうこうということは難しいですけれども、でも自治体が働く貧困層をつくらないためにも、ぜひともその検討をお願いしたいと思います。色い返事が聞けたら、これで質問を終わりにしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 臨時職員、そして嘱託職員のいるおかげで、この町の少ない職員で済んでいるのかなということで、本当にありがたく思っております。そういったことで、先ほどご説明したとおり、行政改革の一環としても集中プラン、いろいろなことがございますけれども、そういう時期が来たら、景気のいい時期が来たら、今言った一生懸命働いているということは私も認識しておりますので、そういったことで力になればというようにも思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。（「終わります」の声あり）

議長（岩寄幸夫君） 小池議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、今議会に予定されておりました一般質問はすべて終了しました。

散 会

議長（岩寄幸夫君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後5時38分散会

平成22年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成22年9月14日（火曜日）

議事日程 第3号

平成22年9月14日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（委員長報告・報告に対する質疑）
- 日程第 2 議案第44号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 3 議案第45号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（討論・表決）
- 日程第 4 議案第46号 吉岡町ふるさと創生基金条例を廃止する条例
（討論・表決）
- 日程第 5 議案第47号 町道路線の認定・廃止について
（討論・表決）
- 日程第 6 議案第48号 平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第 7 議案第49号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第 8 議案第50号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第 9 議案第51号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第10 議案第52号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第11 議案第53号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第12 議案第54号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）
- 日程第13 議案第55号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 4 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 5 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について

(討論・表決)

日程第 1 6 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 2 号)

(討論・表決)

日程第 1 7 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 1 8 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(討論・表決)

日程第 1 9 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 0 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 1 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 2 議案第 6 4 号 平成 2 2 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 3 議案第 6 5 号 平成 2 2 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(討論・表決)

日程第 2 4 議案第 6 6 号 平成 2 2 年度吉岡町立吉岡中学校増築工事請負契約の締結について

(討論・表決)

日程第 2 5 請願・陳情審査報告

日程第 2 6 請願第 5 号 所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願書

(討論・表決)

日程第 2 7 請願第 6 号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を 2 分の 1 に復元することを求める意見書の採択に関する請願書

(討論・表決)

日程第 2 8 陳情第 5 号 今後の雨水対策等に必要となる施設整備に対する陳情書

(討論・表決)

日程第 2 9 陳情第 7 号 今回の雨水対策等に必要となる施設整備に対する再追加に伴う陳情書

日程第 3 0 陳情第 8 号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を
求める意見書

(討論・表決)

日程第 3 1 発議第 6 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と国負担割合 2 分の 1 復元を求める意見
書

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 3 2 発議第 7 号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を
求める意見書

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 3 3 議会議員の派遣について

日程第 3 4 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 6 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 3 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	栗田政行君	15番	南雲吉雄君
16番	岩寄幸夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	竹内智君	町民生活課長	大塚茂樹君
健康福祉課長	大友幾男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	富岡輝明君
教育委員会事務局長	森田潔君		

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

開 議

午前9時開議

議長（岩寄幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第3回吉岡町議会定例会が最終日を迎えました。

連日の議会活動に対し、厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

1件報告があります。

10時より福祉パレードが役場前で行われますので、10時5分前より休憩をとります。

10時30分より再開いたします。

議事日程第3号により会議を進めます。

日程第1 委員会議案審査報告

議長（岩寄幸夫君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。

最初に総務常任委員会福田委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 福田敏夫君登壇〕

総務常任委員長（福田敏夫君） 皆さん、おはようございます。11番福田敏夫です。

総務常任委員会は議長より付託されました議案4件につきまして、9月7日、全委員5名並びに議長、行政からは町長、副町長、教育長、課長並びに局長及び室長のご出席をいただきまして慎重に審査をいたしましたので、結果を報告いたします。

議案第44号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第46号 吉岡町ふるさと創生基金条例を廃止する条例につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

議案第53号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案適正と認め、全会一致で決算認定でございます。

議案第58号 平成22年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）につきましては、原案適正と認め、全会一致で可決でございます。

以上、付託議案審査4件の結果報告といたします。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会宿谷委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

文教厚生常任委員長（宿谷 忍君） それでは、文教厚生常任委員会の審査報告を行います。

去る9月8日、9日、2日間にわたり、委員全員、執行より町長、副町長、教育長、所管の課長、局長、室長の出席をいただき、9時より開会、付託されました11議案を審査いたしました。

議案第45号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第49号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致認定です。

議案第51号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、これにつきましては審査において質問が数多くありました。

主なものを述べさせていただきます。保険税の不納欠損が前年度の20.4%という993万7,129円となっております。昨年に比べるとかなり多くなっているわけですが、答弁者は「保険税は収入がなくても課税されるものであり、一般会計に比べて収納率が悪くなっている。収納率を上げるために明らかにいただけないものを落とした」ということであります。

前期高齢者交付金が前年度より大分多くなっているわけですが、これについては、あくまでも予想ですが、過大受領と思われるということで、8,377万7,000円は返すようになるとのことであります。

歳出におきましては、保険給付費の不用額が非常に多くなっているわけですが、これはインフルエンザの流行を予測して多めの予算をとっておいたためということであります。

平成21年度決算においては、見込んでいた1億1,932万円を繰り入れないで7,239万917円という黒字決算であったわけですが、15.6%という保険税の値上げについて「引き下げはできないのか」という意見がありました。これに対して答弁者は「医療費が5%伸びており、長期的に見て引き下げはできない」とのこと。この引き下げにつきましては、次に審査いたしました補正におきましても活発な意見がありましたので、そちらのほうで説明をいたします。審査の結果、原案適正と認め、全会一致認定でございます。

議案第54号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、

審査の結果、原案適正と認め、全会一致認定です。

議案第55号 平成21年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致認定です。

議案第56号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致認定であります。

議案第59号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第61号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、これには国保税についての質問が多くありましたので述べさせていただきます。

平成21年度決算で一般会計、これは法定外の繰り入れですけれども、これをしないで大きな黒字が出た。そこで「15.6%引き上げたこの税を減額はできないものか」との質問に「加入者の減少、所得の減少があり、予定した税収が8.9%しか見込めない。給付費も3月から5月の3カ月の実績から大幅にふえている」ということでございます。また「加入者以外の町民から『なぜ一般会計にこんなにつぎ込むのか』という意見もあり、引き下げはできない」とのことでありました。また「多少の見直しはできないのか」と追及したところ、「平成21年度だけを見て黒字だということにはならない。単年度だけでは引き下げはできない。平成21年度はたまたま黒字だった。引き下げる状態ではない」ということでありました。それに対し「住民に何と説明すればよいのか」ということに対しては「3年ぐらい安定財政にしていくために理解していただく」などのやりとりがありました。

次に基金についてでありますけれども、「基金積み立てなら国保のためであり、理解を得られるのではないか」という発言がありまして議論をいたしました。「値上げした結果予定通り収入が見込めないことや過大受領の返還などいろいろなことを想定して、24年度は危険」という課長答弁がありましたので、「不測の事態に備え十分な積み立てをすべきだ」との質問をしたところ、これに対して前向きな回答が得られませんでした。そこで委員会では、吉岡町の規模では基金は7,000万円以上が望ましいとされていますので、委員会として修正し、全会一致で可決したわけでございます。

この修正案につきましては、資料「議案第61号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に対する修正案」ということでお配りしてあります。それを説明させていただきますが、第1表歳出予算の一部を次のように改める。歳出9款基金積立金、この補正額を2,645万4,000円を4,296万1,000円に修正します。計におきましては、2,645万5,000円を4,296万2,000円に改めます。12款予備費、補正額を1,650万7,000円に減額し、合計2,000万円

ございます。こうしますと、基金残高はこの修正をすることによって、一応望ましいとされている7,296万8,000円になります。

この議案第61号、この委員会修正部分を除く原案は、審査の結果、適正と認め、全会一致可決でございます。

議案第62号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決です。

議案第63号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決です。

議案第66号 平成22年度吉岡町立吉岡中学校増築工事請負契約の締結について、審査の結果、原案適正と認め、全会一致可決です。

以上、11点報告を終わります

議長(岩寄幸夫君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番(小池春雄君) 議案第51号について質問いたします。

先ほど報告がありましたけれども、私は上程されたときに質問いたしましたけれども、次年度にこの決算にこのことが予想されまして、結果的には1億2,300万という多額の繰入金として一般会計で見ましたけれども、結果的にまたそれを戻してしまったということになって。私はこれをそのままにしておけば値上げをしないで済んだのではないのかと。その年度はインフルエンザがという話がありましたけれども、インフルエンザも思ったよりもその流行がなかったということで、これだけの繰り入れをしておけば次年度においては値上げをせずに済んだと、このように思ったのですけれども。それで、その後に新年度予算の中で、平成22年度の中で15.6%の値上げ案があったわけなんですけれども。それにしても私は、これを値上げしなくて済んだということは、この決算時に予算ではそれだけの繰り入れを見ておいて、そして決算時になったらそれをそっくりまた引き上げちゃうというようなやり方はいかがなものかというふうに思いまして、その部分では質問していますけれども。結果的に言いたいのは、このまま繰り入れをしておけば、会計というのは単年度主義ですから、とりあえずその年度は間に合ったのではないかというふうに思いましたけれども、その点の議論と結論はどうでしたか、お尋ねします。

議長(岩寄幸夫君) 文教厚生常任委員会宿谷委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

文教厚生常任委員長(宿谷 忍君) 今の、要するに繰り入れをしないで7,200万の黒字決算と

いうことにしたわけですが、なぜ繰り入れをしなかったかという議論については、もう7,200万黒字だったので議論がなかったんですけども、これは当然するべきだと私は思いました。

これは私の私見ではないということで説明させていただきますけれども、歳入予算というのは、当初予算、当初で議決を得て予算を組むわけですが、国保税や交付税というのはまだ見込みに過ぎないわけです。ところが、この繰り入れについてはもう確定した数値で予算議決しているわけですから、当然これは決算の段階で落としてしまうのではなくて、黒字として残して、それからその黒字分を一般会計に戻すか、国保税を引き下げるか、そういう手順でやるべきだったのではないかなと私は思います。今回の場合は7,200万円だけの黒字繰り越しでしたから、このままでいくと、この国保会計は収も値上げした分もありますし国保税の徴収率が悪くなっていますから、引き下げる段階ではないという答弁だったと思います。

議長（岩寄幸夫君） 小池議員。

〔2番 小池春雄君発言〕

2番（小池春雄君） 小池です。それからもう1点。

その議論の中で、町民の中から多額の繰り入れには問題があるかのような発言もあったというような議論があったようでありまして、国保会計というものは、最後にはみんな入っていくわけですね。働いているときは他の保険に入っている、定年を過ぎれば国保会計に入ってくるということになると、最後にはほとんどの人が国保に入るという会計ですから、町民から見てもすべての人が入る会計ですから、だからこそその会計の中で町が繰り入れを行っているわけですね。そのことに問題があったかのような議論というのは、私はちょっと理解しにくいのですが、その辺はあったというだけで、そういう意見に対する委員さん同士の中での繰り入れに対する皆さんの統一した認識というのは持てなかったのですか。

議長（岩寄幸夫君） 文教厚生常任委員会宿谷委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

文教厚生常任委員長（宿谷 忍君） 特にその辺は議論ではなかったんですけども、国保加入者というのは全世帯の約4割弱ということで、それにこだわって繰り入れはおかしいと言っている6割以上の方々がいるということでもあります。

〔「わかりました」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

5番近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5 番（近藤 保君） 議案第61号について質問をさせていただきます。

平成22年度吉岡町国民健康保険特別会計補正予算。今、これで修正案の説明をいただきました。昨年からのいろいろな変遷のもとに委員会のほうで補正に対しても慎重に審議していただいたと思います。

まず、委員会内でこの補正に至る審議の中で、款の移行をしなければいけないということとどのような質疑がなされたか、かいつまんでお願いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 文教厚生常任委員会宿谷委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

文教厚生常任委員長（宿谷 忍君） この款の移行というのは、要するに基金の増額ということでありまして、先ほども言いましたように、吉岡町の国保会計からいきますと、目安としては医療給付費3年間の平均の5%以上ということが言われているんですけども、県などでは7,000万円ぐらいをということを言っております。

そこで、今回2,645万4,000円を基金繰り入れする案でございましたけれども、これからいきますと、昨年3,000万円ありましたから5,000万円ちょっとということとあります。そしてこの基金というのは黒字でないとなかなか積み立てが難しい。黒字決算のときに積みたてておかないと難しいということとありまして、先ほども言いましたように、値上げをしたことによって国保税の徴収率が落ちてきております。これは加入者が減少したこともありますし、所得が減ったこともあります。見込んでいた7,700万円の半分ぐらいきり上がらない見込みなんです。それと、先ほど言いましたように前期高齢者交付金において約8,300万円ぐらいの過大受領だと思われるものがあるわけで、これが24年度の4月にならないと確定しないということとあります。そうすると場合によっては、これはあくまでも予測ですけれども平成24年度に返還しなければならないと。そうなりますと、このままいきますとまた国保税の値上げということも考えられます。

そこで、この黒字決算であったわけですから、できれば全額基金に回してもらいたいということで、5月でしたか、委員会としても要望しておきましたし、国民健康保険運営審議会でもできるだけ基金を積み立てるよという答申もいたしました。ですけれども結果としては2,645万4,000円の積み立て案でしたので、これではこの先不測の事態が起きたときに対応できないということで、その対応できる目安7,000万円以上を積み立てるということで組み替えをしたわけです。その組み替えをするのにも、歳入歳出予算を原案の中で組み替えるということで、組み替えができるのが予備費以外になかったわけです。予備費の使い方というものがありますけれども、これも本当に医療費が足らなくなると不測の事態に備えるのが予備費ですけれども、予備費を一応2,000万円残しました。予備費は目安としては3%と言われているんですけども、2,000万円を残

して、そして基金に積み立てておくと。予備費のほうは議会の議決を得ていますし、町長の裁量で使えるわけですが、それをあえてこの1,650万7,000円を積み立て、7,000万円以上にしたわけであります。

〔「議長、休憩してください」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 暫時休憩します。ここで休憩をとりたいと思います。10時20分に再開したいと思います。

午前 9時27分休憩

午前10時20分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長報告に対する質疑がありますが、質疑の確認のみの質疑をよろしくお願ひしたいと思います。

では、続けます。（「委員会の中身のこと」の声あり）委員会内における質疑の内容のみの質疑をよろしくお願ひいたします。

質疑ありませんか。

5番近藤議員。

〔5番 近藤 保君発言〕

5番（近藤 保君） 委員会内の質疑について説明を求めました。もう1問お願ひします。

今、説明を伺っておりますと、増額修正あるいは減額修正は元来議員に与えられたものであるということだけは私も知っております。今回の質疑の中身を見せていただきますと、本来増額にしる修正にしる、我々議員に与えられた中身としては、住民の代表であるということから、この款の移行については住民の利益につながるものが望ましいのではなからうかと私は思っております。この中身の款の目的が似たような、将来に備える中身で款の移行をやっておりますけれども、この款の移行に至った委員会の質疑の中身についてお尋ねをさせていただきます。

議長（岩寄幸夫君） 文教厚生常任委員会宿谷委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

文教厚生常任委員長（宿谷 忍君） お答えします。

款内の移動だから似たようなものの移動ということでありますけれども、要するにこの9款、12款の中の歳入歳出予算の現額どおりの中で移動するということは、いずれにしてもこの予備費については、先ほども言いましたけれども町長の裁量で使うことができるわけです。基金のほうは皆さんの議決も必要ということですが、いずれにしても不測の事態、先ほども言いましたようにこのままでは国保税もまた値上げしなければ

らないような状態になるおそれがあるわけです。その国保税の値上げに備えるということがやはり住民の負担軽減につながるということで、予備費に残しておれば年度内の話で、基金であれば、基金というのはずっと積んでおけるわけですから不測の事態に備えることができるわけです。ということで、この款の移動を行ったわけであります。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

3番岸議員。

〔3番 岸 裕次君発言〕

3番（岸 裕次君） 議案第61号、すなわち平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算についてお尋ねします。

修正内容でございますけれども、予備費から基金積み立てへの修正が提案されておるところでございますけれども、当初予算では3,650万7,000円という予備費が計上されております。この予備費を2,000万円といたしまして、その差額分1,650万7,000円を基金に積み立てるという修正でございます。

この予備費につきましては、平成22年の国保特別会計の当初予算で3,650万7,000円が計上され、可決、承認されている金額でございます。またこの予備費につきましては、県の国民健康保険課の指導のもと、保険給付費、先ほど委員長からもご報告がございましたけれども、保険給付費3年間の平均の約3%程度を予備費として計上しなさいというような目安が示されておるところでございます。ちなみに保険給付につきましては、平成21年度で11億7,000万円が計上されておるところでございます。仮に11億の3%ですと3,300万円、例えば年間12億ですと3,600万円というような予備費の計上が目安として提示されておるところでございます。そうすると、現在の当初予算の3,650万7,000円というのは、ほぼその数値の中におさまっているのかなという感があるところでございます。

それから基金のお話がありました。基金につきましては、先ほど委員長報告のとおり5%以上というようなお話がありました。例えば先ほど言ったように11億の支払いですと5,500万円、12億ですと6,000万円からの基金積み立てを当然すべきだというような状況になっておるところでございますけれども、これらの県の3%、5%の指導に対する委員会での状況等々につきましては、委員長さんはどのようなお考えがお尋ねいたすものでございます。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） 文教厚生常任委員会宿谷委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

文教厚生常任委員長（宿谷 忍君） お答えします。

3%、5%はあくまでも目安です。ですから目安として予備費を3,650万7,000

0円議決いたしましたけれども、先ほども述べましたけれどもやはり我々としては基金積み立てを7,000万円、5%と言っていますけれどもこれもあくまで目安で、7,000万円以上積み立てたいと。またそれが目安だと、県のほうでも7,000万円と言っていますから、それを積み立てるために今がチャンスだと。黒字を決算したときでないと積み立てできない。そこで3%、5%と言っていますけれども、これはあくまでも目安としてこの歳入歳出予算の中で、この予算の中でやるために予備費から充当したと、移動したということです。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会南雲委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 南雲吉雄君登壇〕

産業建設常任委員長（南雲吉雄君） 審査報告を行います。

産業建設常任委員会では、去る9月1日、議会開会日に議長より付託されました議案7件について、10日午前9時、委員会を開催し、委員全員、執行側より石関町長、堤副町長、関係課長、室長の出席をいただき、審査を行いました。その結果をご報告いたします。

議案第47号 町道路線の認定・廃止についてであります。これは正福寺というお寺の中に墓地があるわけですが、その中に一部公道が走っておりました。隣の人とのトラブルは起こらないということで、廃止をいたすことで全会一致で可決であります。

議案第50号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。意見として受益者負担金、使用料および手数料の収入未済額、合計で1,102万224円となっているのがありますけれども、「収入未済には努力をしていただきたい」「下水道台帳の整備は」というような意見、「事業債の伸び等が見つけられる」ということであります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第52号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。処理施設の運転管理委託費、連合会現場管理委託費、臭気問題の改善、汚泥の炭化製品等の質問がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第57号 平成21年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定であります。水道事業は平成20年に続き平成21年度も1,713万4,000円の赤字決算となっております。今後値上げをされるのかというような質問、また未収金5,169万5,210円の滞納も見受けられます。努力されるようお願いしたいというような意見がありました。審査の結果、適正と認め、原案認定であります。

議案第60号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第64号 平成22年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)について、審査の結果、全会一致で可決であります。

議案第65号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。審査の結果、全会一致で可決であります。

以上、終わります。

議長(岩寄幸夫君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岩寄幸夫君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、決算特別委員会小池委員長、お願いします。

〔決算特別委員会委員長 小池春雄君登壇〕

決算特別委員会委員長(小池春雄君) 決算特別委員会委員長報告を行います。

9月1日、当委員会に付託されました議案第48号 平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出予算決算認定について、9月2日、3日、6日の3日間にわたり、執行側から町長、副町長、教育長、関係課長の出席のもと、議長、委員全員の出席で午前9時より開会し、歳入歳出とも目ごとに細かく審査をいたしました。

1日目は歳入で、町税の収入未済、滞納、延滞金問題に質疑が多く出されました。収入未済額1億9,320万8,724円に対し、上位10件で8,000万円を超過金額であり半数近くとなっています。「人員を確保し滞納整理に当たっているが、景気低迷で大変に厳しい状況だ」との説明がありました。「税額がふえているが」との問いには、「ダイハツ自動車の出店と畑の宅地化による」との回答でした。保育料の収入未済に対しても指摘がされました。

2日、3日目は歳出の審査を行いました。各款ごとにわたる除草・剪定費問題、シルバー人材への依頼関係、街路灯の電気料と修理の町負担問題、自治会への委託とLED設置での電気代比較、住基ネット使用状況、福祉タクシーの利用状況等が主な質疑でした。質疑終了後まとめを行い、特別委員会として以下要望いたします。

一つ、円滑な行政運営のために町税の確保、不納欠損を極力避け、滞納金延滞利息の公平な確保に努めていただきたい。

一つ、除草・清掃事業では各款で支出をしているが、縦割り行政を廃して適時に円滑にその作業が実施されるよう改善されたい。

一つ、太陽光発電施設が庁舎に設置されたので、教育現場で環境問題としてCO₂削減の取り組みを生かせるよう検討されたい。

一つ、今後の防犯灯の設置には、二酸化炭素削減の立場でLED電球の使用を強く求めます。

一つ、税金・使用料のコンビ二納入を早期に実施されたい。これは行政サービスの観点からでもあります。

一つ、温泉無料券・招待券の配布に対しては、公平の立場から町民にひとしく配布されるよう切望します。

以上要望し、採決の結果、本議案は認定することに決定いたしました。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

以上をもちまして委員長報告を終わります。

これより議案審査に入ります。

日程第2 議案第44号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第2、議案第44号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第45号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第3、議案第45号 吉岡町学童クラブの設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号 吉岡町ふるさと創生基金条例を廃止する条例

議長（岩寄幸夫君） 日程第4、議案第46号 吉岡町ふるさと創生基金条例を廃止する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 町道路線の認定・廃止について

議長（岩寄幸夫君） 日程第5、議案第47号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号 平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第6、議案第48号 平成21年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第48号を原案のとおり認定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。

よって、議案第48号は原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第49号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第7、議案第49号 平成21年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第49号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり認定されました。

日程第8 議案第50号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第8、議案第50号 平成21年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第50号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり認定されました。

日程第9 議案第51号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第9、議案第51号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） ただいま上程されております議案第51号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

平成20年度決算では、一般会計からの繰り入れ分として1億7,000万円を超す繰り入れを行い、その町長の姿勢を評価し、賛成をしましたが、21年度は繰り入れを予定しておきながら不用額を1億2,000万円出してしまうやり方は理解に苦しみます。値上げのための方策であったことが読み取れます。繰り入れをしておけば値上げをせずに済んだことは明らかであります。

安易な値上げは町民生活を苦しめるばかりであり、反対です。税の中でも特別に負担率の高いのが国保税です。また、国庫負担金の削減により会計が厳しくなっていることが一番の問題であり、増額を求め反対討論といたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

7番小林議員。

〔7番 小林一喜君登壇〕

7 番（小林一喜君） 7番小林です。議案第51号 平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論します。

国民健康保険事業の現状は、景気悪化の影響で保険税の収納率が低下、一方で医療費は増加、財政基盤は脆弱です。国保制度は国民皆保険制度の根幹であり、制度の維持には負担と給付の公平は不可欠です。歳入歳出決算額は既に提示のとおりでございますが、特に歳入歳出差し引き額7,239万917円が翌年度に繰り越されました。健康維持・増進するための特定検診制度や出産・育児一時金を平成21年12月より42万円に増額するなど努力もうかがえますが、今後特に滞納の整理等収納率向上のための検討が望まれます。

よって、平成21年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員会では委員長報告のとおり全会一致で原案どおり認定いたしました。皆様方のご賛同をお願いして、賛成討論といたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第51号を原案のとおり認定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。

よって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

日程第10 議案第52号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第10、議案第52号 平成21年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第52号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

日程第11 議案第53号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第11、議案第53号 平成21年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第53号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

日程第12 議案第54号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程12、議案第54号 平成21年度吉岡町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第54号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

日程第 1 3 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第 1 3、議案第 5 5 号 平成 2 1 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2 番小池議員。

〔 2 番 小池春雄君登壇 〕

2 番（小池春雄君） 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

介護保険制度は、制定以来 3 年に一度の見直しがなされ、保険料もその都度値上げをされ、負担能力の限界を超えているとも言われております。高齢者の増加とともにその都度利用条件が厳しくなり、利用したくとも利用料がかかり、低所得者には大変である実態があります。何度も申し上げておりますが、必要とするときに必要なだけ、何の心配もなく利用できる制度でなければなりません。1 万 5 , 0 0 0 円以上の年金がある方からは直接天引きされるような制度でなく、低所得者には負担を求めない、このような制度になってこそ老後が安心できます。

以上、不十分な制度であり、反対をします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

1 3 番栗原議員。

〔 1 3 番 栗原近儀君登壇 〕

1 3 番（栗原近儀君） 私は、議案第 5 5 号 平成 2 1 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成の立場から討論を行います。

介護を社会全体で支え合うことを基本理念に平成 1 2 年より介護保険事業が始まり、平成 2 1 年度は第 4 期事業運営期間の 1 年目となります。要介護認定者総数は 6 6 0 人で、うち施設介護サービスの受給者は 9 7 人となっております。高齢化社会への移行に伴い、要介護認定者は増加傾向ですが、事業費のうち介護保険料収入は 1 9 . 5 6 % で、その他の収入は国庫支出金、支払金・交付金、県支出金、町繰入金などで運営されております。事業面では、居宅介護、施設介護、介護予防、地域支援事業など、積極的に展開しており、本議案は適正であると思います。委員長の報告どおり委員会でも適正と認め、可決いたしました。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして討論といたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第55号を原案のとおり認定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。

よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

日程第14 議案第56号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出
決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第14、議案第56号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別
会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番小池議員。

〔2番 小池春雄君登壇〕

2番（小池春雄君） 議案第56号 吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて、反対の立場で討論を行います。

「この制度は高齢者を医療差別する制度であり、廃止をする」、これは民主党が野党時
代に野党で共同提案した経緯があります。そして政権について3年後に見直しをすると
言っていますけれども、即座に廃止をされなければならない制度です。

差別医療は認められないことから、制度そのものに反対であることを申し上げ、反対討
論といたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

8番神宮議員。

〔8番 神宮 隆君登壇〕

8番（神宮 隆君） 8番神宮です。

議案第56号 平成21年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、賛成の立場から討論します。

この制度は県内すべての市町村で構成される広域連合によって運営され、市町村国民健
康保険や健康保険組合等と同じく独立した医療保険制度であります。平成21年度歳入決
算額は1億2,405万4,286円で、主な内訳は後期高齢者医療保険料、一般会計繰

入金です。収入未済は107万9,900円で収納率が98.8%であり、さらに収入の努力は必要と認められます。歳出決算額は1億2,232万2,586円で、内訳は後期高齢医療広域連合納付金1億1,856万7,670円と、歳出総額の96.9%を占めておりますが、適正に執行されているものと認められました。

保険料も所得額により軽減措置や、事情により徴収猶予、減免制度があります。厚生労働省は、現行の後期高齢者医療制度などにかわる新しい医療制度を平成25年4月から導入を目指すとしています。新たな制度案は、年齢で加入する制度は変わらなくなる。それから高齢者の保険料の伸びも抑制する仕組みを設ける。医療費の自己負担の軽減やサービスも改善を図れるなど検討されています。

よって、委員長の報告のどおり全会一致で認定しました。議員皆様のご賛同をお願いして賛成討論といたします。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第56号を原案のとおり認定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

日程第15 議案第57号 平成21年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議長（岩寄幸夫君） 日程第15、議案第57号 平成21年度吉岡町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定でございます。

議案第57号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

日程第16 議案第58号 平成22年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第16、議案第58号 平成22年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第58号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第59号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第17、議案第59号 平成22年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第59号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第60号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第

2号)

議長（岩寄幸夫君） 日程第18、議案第60号 平成22年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第60号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第61号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第19、議案第61号 平成22年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、委員会の修正案について、起立により採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩寄幸夫君） 起立多数です。

よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第62号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第20、議案第62号 平成22年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第62号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第63号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第21、議案第63号 平成22年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第63号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第64号 平成22年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岩寄幸夫君） 日程第22、議案第64号 平成22年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第64号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第65号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)

議長（岩寄幸夫君） 日程第23、議案第65号 平成22年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第65号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第66号 平成22年度吉岡町立吉岡中学校増築工事請負契約の締結
について

議長（岩寄幸夫君） 日程第24、議案第66号 平成22年度吉岡町立吉岡中学校増築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

委員会は可決でございます。

議案第66号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第25 請願・陳情審査報告

議長（岩寄幸夫君） 日程第25、請願・陳情審査報告を議題とします。

委員会審査報告を求めます。

総務常任委員会福田委員長、お願いします。

〔総務常任委員会委員長 福田敏夫君登壇〕

総務常任委員長（福田敏夫君） 11番福田敏夫です。

総務常任委員会は、議長より付託されました請願1件、陳情1件につきまして、議案審査終了後に慎重に審査をいたしましたので報告いたします。

請願第5号 所得税法第56条の廃止を求める請願書につきましては、願意の趣旨は認めて賛成多数で趣旨採択でございます。

陳情第9号 吉岡町議会の議員定数削減に関する要望書につきましては、中間報告を申し上げます。本件について慎重に審査をいたしましたが、議員定数削減については議会全議員にかかわることであり、当委員会だけで結論づけることは無理であります。よって、本件は当委員会の閉会中の継続審査扱いとして、閉会中に議長の協力を求めて、全議員による調査、研究、協議や自治会・連合会との十分な協議などが必要でありますので、議員各位のご了解とご協力を求めて中間報告といたします。

以上で、議長から付託されました審査の報告といたします。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会宿谷委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 宿谷 忍君登壇〕

文教厚生常任委員長（宿谷 忍君） ご報告いたします。

文教厚生常任委員会では、付託されました請願1件を、議案審査終了後に審査を行いました。

請願第6号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に還元することを求める意見書の採択に関する請願書について、全会一致採択であります。

以上、報告を終わります。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会南雲委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 南雲吉雄君登壇〕

産業建設常任委員長（南雲吉雄君） 報告を行います。

産業建設常任委員会では、議案審査後、陳情3件について審査を行いました。その結果を報告いたします。

陳情第5号 漆原西自治会長本木秀男さんから提出されました今後の雨水対策等に必要となる施設整備に対する陳情書であります。願意妥当と認め、全会一致で採択であります。

陳情第7号 漆原西自治会長本木秀男さんから提出されました今回の雨水対策等に必要となる施設整備に対する再追加に伴う陳情書であります。願意妥当と認め、全会一致で採択であります。

陳情第5号、第7号については、去る7月5日の集中豪雨によりまして大きな被害が発生したところであります。早急に工事をお願いしたいということでありましたので、全会一致として採択になりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

陳情第8号、陳情者住所埼玉県さいたま市中央区新都心2-1、さいたま新都心合同庁舎2号館、氏名国土交通管理職ユニオン関東支部、委員長中川順次さんより提出されました、安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書であります。願意妥当と認め、全会一致で採択であります。

以上であります。

議長（岩寄幸夫君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、ご苦労さまでした。

以上をもちまして委員長報告を終わります。

日程第26 請願第5号 所得税法第56条の廃止を求める請願書

議長（岩寄幸夫君） 日程第26、請願第5号 所得税法第56条の廃止を求める請願書を議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。

お諮りします。

請願第5号を趣旨採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は委員長の報告のとおり趣旨採択とされました。

日程第27 請願第6号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に還元することを求める意見書の採択に関する請願書

議長（岩寄幸夫君） 日程第27、請願第6号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に還元することを求める意見書の採択に関する請願書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

請願第6号を採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択とされました。

日程第28 陳情第5号 今後の雨水対策等に必要となる施設整備に対する陳情書

議長（岩寄幸夫君） 日程第28、陳情第5号 今後の雨水対策等に必要となる施設整備に対する陳情書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

陳情第5号を採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択とされました。

日程第29 陳情第7号 今回の雨水対策等に必要となる施設整備に対する再追加に伴う陳情書

議長（岩寄幸夫君） 日程第29、陳情第7号 今回の雨水対策等に必要となる施設整備に対する再追加に伴う陳情書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

陳情第7号を採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択とされました。

日程第30 陳情第8号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書

議長（岩寄幸夫君） 日程第30、陳情第8号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

陳情第8号を採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択とされました。

日程第31 発議第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と国負担割合2分の1復元を 求める意見書

議長（岩寄幸夫君） 日程第31、発議第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と国負担割合2分の1復元を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

12番宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君登壇〕

12番（宿谷 忍君） 発議第6号。

平成22年9月14日。吉岡町議会議長岩・幸夫様。提出者、町議会議員宿谷 忍。賛成者、町議会議員小林一喜。

義務教育費国庫負担制度を堅持と国負担割合2分の1復元を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

記。1. 提案理由 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため。

以下、朗読をもって提案させていただきます。裏面をごらんください。

義務教育費国庫負担制度の堅持と国負担割合2分の1の復元を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、平成18年に義務教育費国庫負担金の負担率が3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保が困難となっており、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼしている。

さらには、多くの地方自治体で財政が厳しくなる中、少人数教育の実施、学校施設、旅

費・教材費、就学援助、奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。

自治体の財政力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、一人ひとりの子どもたちにきめ細やかな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持と国負担割合2分の1復元に向け、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記。1. 教育の機会均等と水準の維持・向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月14日。内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地域主権推進）、衆議院議長、参議院議長様。

群馬県北群馬郡吉岡町議会議長岩・幸夫。

終わります。

議長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

宿谷議員、ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発議第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第32 発議第7号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書

議長（岩寄幸夫君） 日程第32、発議第7号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます

15番南雲議員。

〔15番 南雲吉雄君登壇〕

15番（南雲吉雄君） 発議第7号 吉岡町議会議長岩・幸夫様。

平成22年9月14日。提出者、町議会議員南雲吉雄。賛成者、町議会議員長 光子。
安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書で
あります。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

記。1．提案理由、国土交通省の地方出先機関を存続させるため。

裏面をお願いいたします。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

安心・安全な国民性格実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書。

記。1．「地域主権」「道州制導入」については、拙速に結論を出すことを避け、国民
生活に対するメリット・デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議
論を経た後に結論を出すこと。2．財源、国民負担、負担割合などは議論する課程でその
内容を地域ごとに明らかにすること。3．現在直轄（国）で整備している道路・河川行政
は国の責任を明確にし、安易な地方整備局・事務所・出張所の廃止や地方移譲は行わない
こと。4．国民生活に視点をあてた行政の民主化への転換を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月14日。内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、群馬県知事様。

群馬県北群馬郡吉岡町議会議長岩・幸夫。

以上であります。

議 長（岩寄幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

南雲議員、ご苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩寄幸夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発議第7号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第33 議会議員の派遣について

議長（岩寄幸夫君） 日程第33、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付されたとおり、議員研修のため議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第34 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第35 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第36 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（岩寄幸夫君） 日程第34、第35、第36、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題にいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。

日程第34、第35、第36、各常任委員会の閉会中の継続調査についてを一括議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務のうち吉岡町会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第37 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（岩寄幸夫君） 日程第37、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたし

ます。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、平成22年第3回定例会の日程をすべて終了いたしました。

閉会に当たりまして一言あいさつを申し上げます。

ようやく秋の気配を感じるこのごろ、9月1日に開会されました本議会は、ここにすべての案件を議了いたしました。

町長を初めとする執行各位におかれましては、審議・審査に当たり誠意を持って対応いただきましたことに対し、深く敬意を表すものであります。この定例会において議員各位から寄せられた数々の貴重な意見等が今後の予算執行並びに新年度の予算編成に反映され、教育や福祉、生活環境の向上を通じて、さらに住みよいまちづくりに貢献することを切望するものでございます。

議員並びに執行各位におかれましては、今後ともご自愛の上、町の発展にご尽力賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 町長の発言の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言あいさつをさせていただきます。

平成22年度第3回定例会におきましては、決算特別委員会を初めといたしまして、各常任委員会等、長きにわたり審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

上程いたしました議案23件、報告1件、同意1件、すべての議案を慎重審議の上判断をしていただき、認定・可決くださいましたことに対し、心よりの御礼を申し上げます。また、一般質問はもとより審議の中でのご指摘、ご意見をいただきましたことを真摯に受

けとめまして、これからの行政運営に生かしていきたいと思っております。

結びになりますが、暑い夏が終わり、大変過ごしやすい季節となります。町の行事もふるさと祭りを初めいろいろな行事が計画されております。議員皆様方におかれましても十分健康には留意していただきまして、今後とも町政発展のためにご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

今議会の協力に感謝を申し上げ、あいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、平成22年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時26分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 寄 幸 夫

吉岡町議会議員 栗 原 近 儀

吉岡町議会議員 栗 田 政 行